

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 4 年 2 月 2 8 日開会

平成 2 4 年 3 月 1 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 8 日

平成24年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成24年2月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第1号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議案第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第10号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第11号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第16号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第17号 北杜市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 北杜市デマンドバス実証運行条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 北杜市食と農の杜づくり条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第22号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第29号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第33号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第34号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第35号 北杜市高根クラインガルテン条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第36号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第37号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第38号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第39号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第40号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第41号 北杜市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第45 議案第42号 工事請負契約の締結について（(仮称) 武川コミュニティセンター建築主体工事（明許））
- 日程第46 議案第43号 工事請負契約の締結について（北杜市役所耐震化事業新館建設工事（明許））
- 日程第47 議案第44号 財産の貸付について
- 日程第48 議案第45号 訴えの提起について
- 日程第49 議案第46号 市道路線の廃止について
- 日程第50 議案第47号 市道路線の認定について
- 日程第51 議案第48号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更について
- 日程第52 議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算
- 日程第53 議案第50号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計予算

日程第54	議案第51号	平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第55	議案第52号	平成24年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第56	議案第53号	平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第57	議案第54号	平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
日程第58	議案第55号	平成24年度北杜市下水道事業特別会計予算
日程第59	議案第56号	平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
日程第60	議案第57号	平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
日程第61	議案第58号	平成24年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第62	議案第59号	平成24年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第63	議案第60号	平成24年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第64	議案第61号	平成24年度北杜市土地開発事業特別会計予算
日程第65	議案第62号	平成24年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第66	議案第63号	平成24年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第67	議案第64号	平成24年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第68	議案第65号	平成24年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第69	議案第66号	平成24年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第70	議案第67号	平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
日程第71	議案第68号	平成24年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第72	議案第69号	平成24年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第73	議案第70号	平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
日程第74	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第75	請願第1号	中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願
日程第76	請願第2号	中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

8番 坂本 静
10番 中嶋 新

9番 小林 忠雄

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24人）

市長	白倉 政司	副市長	堀内 誠
総務部長	名取 重幹	市民部長	伊藤 勝美
福祉部長	原 かつみ	生活環境部長	坂本 正輝
産業観光部長	石原 啓史	建設部長	深沢 朝男
教育長	小宮山 英人	教育次長	大芝 正和
会計管理者	由井 秀樹	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水 春昭
明野総合支所長	堀内 健二	須玉総合支所長	中山 健教
高根総合支所長	小尾 善彦	長坂総合支所長	興石 君夫
大泉総合支所長	浅川 一彦	小淵沢総合支所長	浅川 明男
白州総合支所長	伏見 常雄	武川総合支所長	山田 栄明
政策秘書課長	坂本 吉彦	総務課長	菊原 忍
企画課長	神宮 司浩	財政課長	秋元 達也

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
議会書記 山内 一寿
〃 小澤 章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成24年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

日一日と春の訪れが感じられる今日このごろですが、議員ならびに執行部の皆さまには年度末を控え大変お忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

本定例会には1年間の中で最も重要な議案であります、平成24年度各会計の当初予算をはじめ地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の一部改正など、多くの議案が提案されております。

国におきましては、2012年度予算案や予算関連法案の年度内成立が困難な情勢にあり、地方財政に与える影響が大変危惧されるところであります。本定例会は平成24年度の北杜市政を方向づける大変、重要な議会であります。議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、提出されました議案につきまして十分なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、比奈田企画部長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告1件、議案70件、諮問1件であります。

次に、本定例会において受理した請願は、お手元に配布の2件であります。

次に、監査委員から平成23年10月から平成24年1月までに実施の定期監査および平成23年12月および平成24年2月実施の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に1月26日・27日の2日間にわたり、文教厚生常任委員会が静岡県菊川市および伊豆市において、2月1日および2日には広報編集委員会が岐阜県安八町および愛知県大口町において、2月6日には経済環境常任委員会が長野県飯田市において、それぞれ委員研修を実施いたしました。

次に2月7日に北方領土返還要求全国大会が、2月9日には全国市議会議長会評議員会がそれぞれ東京都で開催され、私が出席いたしました。

次に2月10日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、全議員が参加いたしました。

次に閉会中に開催された、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会、中嶋新議員、報告をお願いします。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

平成24年第1回定例会は、平成24年2月17日に山梨県自治会館、1階講堂において開催され、私が出席いたしました。提出された議案は7件であります。

まず議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合、第2次広域計画の策定については、地方自治法第291条の7および山梨県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき策定するもので、広域事務を総合的かつ計画的に行うための基本方針を定めた5年計画であり、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については後期高齢者医療に関する費用の財政均衡を保つため、平成24年、25年度における保険料を改定し、低中所得者の負担を軽減する観点から保険料の賦課限度額の改定を行うものであります。また平成23年度と同様、所得の少ない者への負担を軽減する措置を継続することにより、制度の円滑な運営を図るため所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年度と同様、保険料を軽減する財源に充てる基金の使途を拡大し、期間を延長することにより円滑な制度運営を図るため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳出における3款1項社会福祉費を181万8千円減額し、5款1項予備費に同額を追加するものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は4億805万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ900億1,842万4千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ5億315万3千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第7号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ928億5,406万3千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照を願います。

○議長（秋山俊和君）

ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

8番議員 坂本 静君

9番議員 小林忠雄君

10番議員 中嶋 新君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの18日間に決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第74 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの72件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成24年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の冬は日本海側では記録的な降雪となり、雪崩による死亡事故の発生や除雪対策等に変なご苦労が続いております。一方、太平洋側では異常なまでの寒さと乾燥の日々が続いたことから、山林火災や道路の凍結などの心配をいたしておりましたが、幸いにも本市においてはこれまでに大きな火災や雪害等もなく、先週あたりからだいぶ日差しも柔らかくなり、市内各地で梅のつぼみが膨らんだところであります。

さて政府においては、社会保障と税の一体改革や消費税増税議論で混乱しておりますが、政局優先ではなく、国民目線の政治を行ってほしいものであります。また、昨年同様に今国会中における予算関連法案成立の見通しは立っておらず、混迷をきたしております。

先が見えない不安定な時代ではありますが、本市では行政改革アクションプランに基づき、硬直化した財政構造の抜本的な改善を図るため、昨年度に引き続き公債費の縮減等に努めてまいりました。その結果、平成24年度末見込みの市債残高はピーク時から181億円減少し828億円となり、一方、基金保有見込額は合併時から87億円程度増加し、137億円となり、総額268億円の改善が図られる見込みとなりました。

市議会ならびに市民の皆さまのご協力をいただきながらの、これまでの財政健全化のさまざまな取り組みが顕著にあらわれた成果であり、大変ありがたく思います。将来に負を残さない持続可能な北杜市への舵取りをしてまいります。

さて昨年3月の東日本大震災から、まもなく1年を迎えようとしております。いまだに3,200人を超える方々が行方不明であり、原発事故も重なったことから、本市でも40世帯101名の被災された方々が生活している状況であります。一日も早い復旧・復興を願うところであります。

これまでも県において放射線量の測定をしていただいているところですが、この2月県議会において横内知事が本市にもモニタリングポストの設置をする旨の表明をいたしました。併せて学校、保育園の給食用食材の検査機器も購入し、食材の持ち込み検査ができることから、より身近で安心・安全の確認が図られることは、大変ありがたいことであります。

ところで、食味ランキングで特Aなどの高い評価をいただいております梨北米ですが、前年に比べ、全国的に生育環境がよかったことから出品数も増えたとのこともあり、11年度産米につきましてはAランクの評価をいただきました。梨北米の本場といたしましては大変残念ではありますが、まだ高い評価であり、大変喜ばしいことであり誇りでもあります。これからの農政の進展にも大いに期待するところであります。

また、広報活動の向上に資することを目的に行われている県の広報コンクールの映像部門において、本市の週間ほくとニュースが3年連続で最優秀賞をいただくことができました。取材協力や番組出演など、市民の皆さまのご理解とご協力があったものと思っております。これからも多くの市民の皆さまにご覧いただけるよう、広報ほくとと併せて分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております

ところで、参議院議長より参議院にある共生社会・地域活性化に関する調査会の参考人として出席を求められ、去る2月22日に出席してまいりました。地域活力の向上と共生社会の実現、地域ネットワークを生かしたまちづくりをテーマに3名が出席され、そのうち全国の市町村の中から北杜市の取り組みが目にとまり、意見をとのことでした。私なりにしっかり述べてまいりましたが、市民と共にを基本に職員と一緒に頑張ってきた評価であり、大変ありがたく思いました。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、浅川巧顕彰事業についてであります。

小説「白磁の人」映画製作委員会製作による「道～白磁の人～」が、6月に全国上映されることとなり、それに先駆け2月15日には製作委員会による山梨県での試写会も行われました。また、市内では多くの市民・企業の方々から協賛もいただいていることから、製作委員会では市内のホールでの上映会を計画していると聞いております。

映画上映により、山林の緑化や文化の保護に貢献した浅川巧の生き方が日韓両国の人々に伝わり、郷土愛と日韓友好につながるとともに、映画が八ヶ岳牧場の1本のヤマナシの木と南アルプスの山々から始まることから、北杜市の豊かな自然環境や文化の厚みを全国に発信できるものと期待しているところであります。

また映画公開に併せ、浅川巧シンポジウムを7月7日に開催することとしております。日韓両国の浅川巧研究者、映画監督、俳優によるシンポジウム、甲陵中学校の演劇のほか抱川市交流事業を合同開催する計画であります。

なお、浅川兄弟資料館では、映画のメイキング特別展や浅川講座などを開催することとしております。

次に、年次計画で進めております防災行政無線のデジタル化の統合整備についてであります。

今年度は高根町、武川町、長坂町、明野町の施設および親局、中継局の整備を進め、これまで順調に進捗しております。整備が済んだところから順次、運用を開始しておりますが、最大限の効果を得るための微調整も実施しております。また、平成24年度につきましては、白州町、大泉町の施設整備工事を行ってまいります。

次に、デマンドバスの実証運行の継続であります。

デマンドバスにつきましては、平成21年度から今年度までの間、地域公共交通活性化協議会の事業として、国より地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を受ける中で、運営を進めてまいりました。

平成24年度からは、市が事業主体となりまして、本格運行に移行する予定でありましたが、今後の事業に対する財源確保に懸念が生じたことから、昨年12月に開催された協議会において本格運行を見送り、市での実証運行を継続することとなりました。

次に、行政改革アクションプランについてであります。

徹底したコスト意識のもと、事務事業の見直しや市民との協働による公共サービスの資質向上を目指し、平成23年度からの第2次行政改革アクションプランに取り組んでおります。初年度に取り組む86事業の進捗状況につきましては、目標に対しましておおむね40%の達成率となる見込みであります。

平成24年度は2年次を迎えることから年度別進捗目標を管理し、人口減少や少子高齢化、多様化する市民ニーズに対応した市民との協働、市役所の構造改革など行政改革をより一層進めてまいります。

また、財政健全化は本市の一丁目一番地との思いから引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、事業仕分けについてであります。

本年1月に、地域委員会運営事業と健康福祉大会事業の2事業を対象に試行的に事業仕分けを実施したところであります。今回の仕分けの結果につきましては、あくまでも試行でありますが、平成24年度の事業実施に向けては関係部局で検討を行い、仕分け結果を生かす中で執行してまいりたいと考えております。

また事業仕分けに対し、一定の評価が得られたことから次年度以降の予算に反映させる事業仕分けを平成24年度から実施することいたしました。市の実施する事業の必要性や実施主体のあり方などについて、公開の場で外部の視点から事業仕分けを行うため、シンクタンク構想日本よりコーディネーターと仕分け人を迎え、市民代表の仕分け人と判定人を加えまして、仕分けを実施する予定であります。

次に（仮称）武川コミュニティセンター建設についてであります。

去る2月9日の第5回北杜市武川コミュニティ施設建設検討委員会におきまして、施設の名称を「甲斐駒センターせせらぎ」とする、ご提案をいただいたところであります。

なお、平成24年度に建設工事に併せ駐車場などの外構工事や備品購入を行い、平成25年3月に竣工する計画であります。

次に、市役所本庁舎の耐震化事業についてであります。

昨年の12月定例市議会において、補正予算としてご議決いただきました市役所本庁舎の耐震化事業につきましては設計・施工一括発注とし、公募型のプロポーザル方式として1月下旬に手続きを開始いたしました。プロポーザル参加者の提案内容について、プロポーザル審査委員会の審査・評価を行い、事業者の選定を行ったところであります。

次に、増富小学校の跡地利用についてであります。

本年3月末をもって閉校となる増富小学校で、同窓生をはじめ地区の皆さまのご参加をいただき、去る2月25日に万感の思いで閉校式典を挙行いたしました。その跡地利用につつまし

ては、有効的に活用していただく提案を広く民間から募集し、貸し付けを行う事業者の選定を行うことといたしました。2月初旬から公募を開始したところ、3件の提案がありましたので、地元市民の代表を含めた選定委員会において審査し、貸付候補者を決定いたしました。空き施設を活用していくことにより、地域活性化につながることを期待するところであります。

次に、各種計画の策定についてであります。

第5期北杜市介護保険事業計画につきましては、平成24年度から3年間の計画を策定することとなっております。この計画では、3年ごとに介護保険料の見直しを行っておりますが、次期事業計画では、高齢者の増加に伴う介護保険事業費の増加により、保険料を増額せざるを得ない状況であります。こうした状況の中で高齢者人口の増加を見据え、定期的配食や声かけ等を行う生活支援総合事業を開始し、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう努めてまいります。

次に、地域福祉計画についてであります。

過日、平成24年度から5年間の計画期間とした第2次北杜市地域福祉計画を策定いたしました。地域福祉意識が浸透し、地域福祉活動が活発なまち、誰もが安心して生活できるまちの2つの基本目標のもと、地域福祉の担い手づくりやネットワークづくりを進める、不安や生活のしづらさを軽減する、相談しやすい体制をつくるなどの取り組みを具体的に盛り込んでおります。この計画を着実に実施することにより、地域における助け合いの仕組みである地域福祉の取り組みを進めてまいります。

なお、第2次北杜市健康増進計画、第3期北杜市障害福祉計画につきましては、市民の皆さまの意見を伺うなど策定作業を進め、年度内の策定に向け詰め作業を行っております。

次に、子育て支援についてであります。

平成19年から横ばいでありました市の出生者数が、平成23年は20人程度、増加したことから合計特殊出生率も平成22年の1.27から平成23年は1.38と高くなったことは明るい話題であります。市では先般、子育て支援に積極的に取り組む市内の企業・事業所として申請のあった9社を子育て応援企業に認定いたしました。

今後、この認定制度を活用し子育て世代に魅力あるまちづくりや企業等の活性化を図ることにより一層の子育て支援を推進し、少子化対策に全力であたってまいりたいと考えております。

次に、三峰川電力株式会社との官民パートナーシップで進めております小水力発電共同導入事業についてであります。

建設を進めてまいりました市内3カ所の小水力発電所がほぼ完成し、年度内に試験運転を行い、4月からの本格的な運転開始を目指しております。民間活力を活用した官民パートナーシップの取り組みが期待されていることから、これからも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、民間の太陽光発電サイトについてであります。

株式会社NTTファシリティーズが長坂地内に整備を進めていた太陽光発電実証サイト Fソーラーリサーチパークの第1期工事が完了し、今月10日から本格稼働となりました。今回設置されたのは国内外の14社、16種類のパネルが整備されました。最新パネルの長期的な特性評価などを行うもので、最終的には約4ヘクタールに2メガワット規模になると聞いております。隣接する北杜サイト太陽光発電所とともに、太陽光エネルギー推進の一大拠点としての役割を果たしていくものと考えております。

次に、大規模野菜生産団地についてであります。

昨年12月に明野町永井原地区の大規模野菜生産団地内において、操業を開始しました株式会社村上農園は生産開始以降、主力生産物のスプラウトの販売が大変順調で、現在の生産能力においてフル生産を行っていると聞いております。

今後は早期の2期工事への着工により、規模拡大に期待しているところであります。隣接する土地への入居も現在、全力であたっているところであります。

次に、食と農の杜づくり条例の制定についてであります。

食は命と健康を支え、人が生きていく上での基本です。将来にわたって市民の健康を保持するために、市や市民等が食の重要性を十分に自覚し、共に連携して食育の推進へのたゆみない努力を重ねていかなければなりません。

このことから、市では市民が生涯にわたって健康に暮らすための食育を推進し、健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会の実現を目指すため、食と農の杜づくり条例を制定することといたしました。今議会に条例の制定をお願いし、本年4月1日から施行してまいりたいと考えております。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業についてであります。

平成22年度から取り組んでおります小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業については、去る1月5日にJR東日本八王子支社と事業費の負担、用地の処理等などの基本事項に関する基本協定を締結したところであります。また官学連携により東京藝術大学と連携し、駅舎・駅前広場等の整備を進めることにより、有形無形にその付加価値が高まることに期待しております。

今後は広く内外に誇れる施設整備を目指し、市民や学識経験者などで組織する北杜市小淵沢駅周辺地域活性化計画の策定委員会を立ち上げ、駅舎・駅前広場整備の基本設計等について検討してまいります。

次に、東日本大震災に伴う被災者への市営住宅一時使用期間延長についてであります。

現在、市営団地に入居している被災者は13世帯39名で、市では一時使用期間を最大1年間とし住宅提供しております。一方、民間賃貸住宅の応急仮設住宅としての借上期間が2年間となっており、国からの同様の依頼や一時入居者からの要望等も出されております。このことから、市では入居期間を入居の日から2年間に延長し、住宅使用料も引き続き減免等の措置を講ずることといたしました。

今後も被災者の安定した居住環境を確保し、入居者の自立をサポートしてまいります。

次に仮称、長坂統合小学校についてであります。

去る2月2日に起工式を終え、校舎・屋内体育館の建設に入ったところであります。平成24年度は屋外プールや太陽光発電設備工事、外構工事、備品やスクールバス購入、校歌の作成や校章の公募などを行うこととしております。併せて安全・安心な通学ができるよう学校や保護者と協議しながら、来年4月の開校に向けて準備を進めてまいります。

次に、国民文化祭についてであります。

去る2月6日に2回目の第28回国民文化祭北杜市実行委員会を開催し、企画委員会がまとめた4つの主催事業の内容が承認され、国民文化祭へ向けての本格的なスタートとなりました。平成24年度におきましては、プレ大会としまして北杜24景フットパスを5月から12月に5回、名峰と名水の里北杜囲碁まつりを5月に、ジュニアコーラスの祭典inほくとを7月に、金田一春彦ことばの学校を9月にそれぞれ開催いたします。

特に北杜24景フットパスにおきましては、平成25年の1月から本番がスタートすることから、プレ大会に引き続いての実施となります。また4事業以外にも稲絵アートやホール自主事業、小中学校が取り組む独創的な文化事業などを実行委員会公認事業、応援事業として実施し、観光協会などと連携しながら、市全体で盛り上げていくとともに、国民文化祭を契機に香り高い文化のまち 北杜を全国に発信してまいりたいと考えております。

今般、平成24年度から平成28年度までの5年間のまちづくりを進める指針として、北杜市総合計画後期基本計画を策定したところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、定住人口の増加に向けた取り組み、財政の健全化、防災への一層の取り組みなど創意工夫を重ね、諸課題を解決しながら人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市の実現のための後期基本計画・実施計画の策定であり、諸施策を着実に実施してまいります。平成24年度の主な施策につきまして、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いましてご説明申し上げます。

第1に、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

原っぱ教育を推進するために、各小中学校の自主的な取り組み事業や統一して取り組む事業など、地域の特性と資源を活用した原っぱ教育創生事業を、小中学校に設置してあります太陽光発電の売電収入も活用する中でさらに充実してまいります。もって夢を持ち、未来を切り拓く、心身ともにたくましい北杜の子どもをすこやかに育ててまいります。

社会体育施設整備事業につきましては、昭和52年に建設された須玉体育館は、耐震構造でないことや雨漏り、雨水の浸入による天井構造物の落下や漏電事故の懸念などから、利用団体のご理解をいただき取り壊しすることとしました。また、昭和58年に建設された須玉総合体育館は陸屋根や外壁の亀裂、シーリング素材の劣化などにより、雨漏りと天井のカビが見られ、利用者の安全な利用にも支障をきたすことから改修工事を実施してまいります。

社会教育施設の耐震診断につきましては、昭和55年に建設された大泉総合会館は平成9年に耐震診断を実施しましたが、一部を除いて耐震基準を満たしておりません。また、生涯学習センターこぶちさわは昭和48年に建設され、その後、増築した部分を除き耐震基準を満たしておりません。

大泉総合会館は前回の耐震診断から15年が経過していること、生涯学習センターこぶちさわは耐震診断を行っていないことから、平成24年度において耐震診断を行い、診断結果により耐震補強設計等を実施してまいります。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

市内全保育園で親子食育教室や小中学校の親子を対象とした、おはよう朝ごはんコンテストなどを本年に引き続き開催いたします。食の大切さや食生活が自然の恵みと食に関わる人々の労苦の賜物であることを児童や生徒・市民に感じていただくため、各種体験の機会を提供してまいります。

県との連携で積極的に進めております耕作放棄地の解消事業につきましては、明野町浅尾の天王原地区で約40ヘクタール、白州町上教来石地区で約5ヘクタールの事業に着手する運びとなっております。

日本一の日照時間など豊かな自然に恵まれた本市には、農業生産法人や企業などの参入の問い合わせも多く、これらの耕作放棄地の利活用を積極的に促してまいります。また土地改良事業につきましても、地権者の同意を得る中で積極的に取り組みたいと考えております。地域における鳥獣被害対策の実効性を高める観点から、国は平成24年度に鳥獣被害防止特別措置法

に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を促進し、重点的な支援を行うこととしております。北杜市においても、農作物被害の防除対策として市民からの要請に応じて出動し、追い払い等を行う実施隊を設置してまいります。

隊員については里守り犬認定合格者、猟友会等から30人程度で構成いたします。里山整備事業につきましては、引き続き環境保全基金等を活用し、森林の荒廃防止や豊かな自然環境の保全等を引き出す森林施業に対して、補助金の交付をいたします。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

増え続ける国民健康保険の医療費を抑制するため、新薬の特許が切れたのちに販売されるジェネリック医薬品が注目されております。ジェネリック医薬品は研究開発費が少なく、価格も3割から5割程度のため、被保険者の薬代負担軽減や医療費の抑制につながることが期待されますので、平成24年度からジェネリック医薬品の使用推進を図ってまいります。

第2期特定健診実施計画を策定する中で、特定健康診査ならびに特定保健指導の受診率向上を目指し、疾病予防に努める中で医療費の適正化を図り、国保の安定運営に向けて取り組んでまいります。

出産支援事業につきましては、北杜市お産の場づくり検討委員会よりの提言内容をふまえ、短期目標としての保健指導を中心とした助産所の設置から進めてまいります。そのため助産師1名を雇用し、高根保健センターにおいて、助産師ならではの保健相談や指導を行い、各種事業を実施しながら自立した助産所の経営ができるかどうかを模索してまいります。

地域コミュニティが崩壊したと叫ばれるようになって久しくなりました。一方、東日本大震災をきっかけとして、地域の人々の絆やつながりの大切さが改めて認識されるようになったことも事実であります。こうした機運を生かし、高齢者や被災地から市内に避難して来られた方、生活に困窮している方などを地域で見守り、支援する体制を再構築したいと考えております。このため、地域コミュニティ復興支援事業を実施し、地域づくりを通じた自主防災組織の結成・活動支援、孤立している市民等に対する巡回訪問・実態把握などを行ってまいります。

障害福祉についてであります。障害のある方が住みやすい地域は、誰にとっても住みやすい地域であると考えております。このため、本年4月の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、民間事業者とも連携をとった相談支援体制を構築いたします。また、障害のある方の外出を支援する移動支援事業の対象を拡充し、通勤のための利用についても可能といたします。こうした取り組みを通じ、引き続き障害のある方の地域生活を支援してまいります。このほか障害者基本法が改正されたことを受け、本市の障害者施策に関する総合的・計画的な推進を図るため、平成25年度からの5カ年の障害者計画を策定いたします。

独自の子育て支援策についてであります。福祉ハローワーク設置事業を実施いたします。これはハローワークと連携し、母子・寡婦、子育て世代、生活保護受給者、障害者等の職業紹介や相談・助言を行うもので、市役所に週1回程度の相談場所を設け、子育て世代等の福祉就労を支援していくものであります。

仮称、長坂統合小学校の建設に伴い、現在、長坂地区にある4つの放課後児童クラブのうち日野春・秋田・小泉の3つのクラブを統合し、定員60人規模の新たな放課後児童クラブを統合小学校敷地内に整備し、小学校の開校に併せて、現在ある長坂放課後児童クラブと2つのクラブで運営を行い、児童の健全育成を図ってまいります。

東日本大震災を教訓とした防災備蓄品等の整備についてであります。

被災地では、被災直後に飲料水および食料が不足する混乱が見られたことから、平成24年度から年次計画で浄水機を購入してまいります。また、災害時の非常食のほか備蓄米500キロを北杜南学校給食センターに常備し、災害時に3千食分の炊き出しを可能にします。被災地の避難所での生活では、プライベート空間を確保することが望まれることから、500世帯分の間仕切りボードと仮設の医務室、救護室、授乳室等にも対応できる105セットのプライベートルームを購入してまいります。発災時に市職員が円滑に対応できる体制をとるために、携帯可能な冊子型初動マニュアルを作成してまいります。

いざ災害が発生しますと自分たちの地域は自分たちで守るを基本に、住民が団結し協力し合うことで住民の生命、地域の財産が守られます。自主防災組織が活動するための資機材整備への補助金につきましても、今年度の倍額以上を予算化いたしました。自主防災組織の結成とともにぜひご活用いただきたいと思います。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

広域幹線道路整備の促進につきましては、国道および県道の交差点改良や道路改良等が早期に実施されるよう、引き続き関係機関に対し要請してまいります。また、市道の路線見直しと再編成を行いましたので、緊急性・重要性等を考慮する中で、平成24年度においては、市単道路整備事業で19路線の改良工事、また社会資本整備総合交付金等の国庫補助事業による市道8路線、橋梁2橋を整備してまいります。

国の事業認可を受け進めている簡易水道統合整備事業につきましては、平成24年度も引き続き事業を推進し、北杜市水道事業経営の効率化と一元化を図ってまいります。また、今後の企業会計への移行を見据え、既存水道施設の固定資産台帳整備を行い、適正な資産管理に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては処理施設の経年劣化に伴い、平成24年度は施設の長寿命化全体計画を策定し、計画的に補修・修繕を図ってまいります。農業集落排水事業につきましては15地区の処理場、管路の劣化状況調査や機能診断を行ってまいります。

今後もおお一層の下水道接続を促進するとともに生活環境の向上、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

平成18年から活動を進めております南アルプス世界自然遺産登録につきましては、2月の環境省と林野庁の発表において、国内6番目の世界自然遺産候補地を選定するため、平成15年以来的検討会を開催することとなり、この検討会に南アルプスが対象地の一つとして含まれております。

今後も本市と南アルプス市、韮崎市、早川町で構成する南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会の活動や静岡県、長野県と連携し、世界自然遺産への登録活動を進めてまいります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、制度を創設した平成18年度から件数、発電出力ともに増加しており、本年度は2月現在で申請件数139件、発電出力は約582キロワットとなっております。このことから、平成24年度は、設置費の助成額をさらに拡充し、全国自治体のトップランナーとして、自然エネルギーの利活用を推進してまいります。環境教育の推進として、自然エネルギーの普及を推進するためのシンポジウムを開催いたします。

本市が進めている官民パートナーシップによる連携事業の成果を広く周知するとともに、官

民を取り巻く課題や今後の地域行政の役割、地方での可能性について情報発信、意見交換し、自然エネルギーの加速的普及を目的に開催するものであります。

第6に、交流を深め躍進の杜づくりについてであります。

国内の姉妹・友好都市とは毎年各種イベント等へ参加し、農産物の販売や市内の団体が伝統芸能を披露するなど活発な交流が行われておりますので、平成24年度もさらなる交流が深まるよう努めてまいります。

国際交流につきましては、旧高根町とアメリカ合衆国ケンタッキー州ベリア市とが昭和63年に姉妹提携を締結し、交流事業を始めてから今年で25周年になるため、子ども絵画交流事業、キルトデザイン事業、桜植樹事業など新たな事業を展開し、ケンタッキー州マディソン郡・ベリア市・リッチモンド市との姉妹地域交流がさらに深まるよう努めてまいります。

国民文化祭のプレ事業として芸術をテーマとした稲絵アートを作成する予定であり、平山郁夫シルクロード美術館に協力していただき、国民文化祭の機運を盛り上げるとともに、観光客の誘致を図り、地域資源の有効活用を図ってまいります。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

八ヶ岳観光圏につきましては、八ヶ岳ブランドの構築に向けて魅力ある旅行商品の充実や観光圏全体でのおもてなしの向上、国内だけではなく海外も視野に入れた多様な情報発信の強化などに集中的に取り組み、観光圏全体のレベルアップを図ってまいります。

本市は子ども連れ旅行に最適な観光地として、平成20年度にミキハウス子育て総研からベビーズヴァカンスタウン第1号に選定されております。その後、プロモーション活動や民間観光施設の改修補助などに取り組んできたところですが、平成24年度はこれまでの活動に加え、子育てお出かけアドバイザー認定制度を活用しながら、子ども連れファミリーのおもてなしを習得したアドバイザーを養成し、きめ細かなサービスの向上に努め、ベビーズヴァカンスタウンを推進してまいります。

第8に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

男女共同参画都市宣言につきましては、市制施行7周年式典において、その宣言を行いました。今後は男女共同参画都市として、名実ともに男女共同参画社会の推進のため、地域での出前講座等による啓発普及に努めてまいります。

市税等の収納率向上と負担の公平化の実現につきましては、平成22年度に収納課を新設し、市税徴収率の向上が自主財源確保につながっており、本年度も着実にその成果を挙げているものであります。平成24年度は、さらに職員が滞納処分の専門的知識を習得するため、滞納整理学会の個別指導をいただく中で滞納困難事案の解決に努めてまいります。

交付金・補助金、公共事業などにより、黙っていても国や県が何とかしてくれるだろうという時代は終わりました。地方への分権、モデルなき時代であります。よって新しい発想、大胆な提案が求められますので、まさにベンチャー自治体として、北杜市の特長を前面に出し、挑戦することに全力を傾注して市政運営にあたってまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告1件、条例25件、補正予算16件、平成24年度当初予算22件、契約2件、諮問1件、その他5件の合計72件であります。

はじめに報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に平成24年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと歳入面では市税、地方交付税がともに増額となる見込みであることから、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避できましたが、国の経済対策に伴う臨時交付金等の終了により特定財源が大幅に減少するため、財源確保は大変厳しい状況にあります。

歳出面では、生活保護費等の義務的経費の継続的な増加や統合小学校建設や公共施設の大規模修繕等の大型事業が予定されるなど、所要額の大幅な増加が見込まれております。

来年度はこうした所要額を確保するとともに、財政の健全化の取組をより一層進めることとし、基金財源等を活用して17億6千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

また、歳入面では税收の確保に努めるとともに、市債の発行額を当該年度の元金償還額の範囲内に抑制して、市債の残高を増加させない方針を堅持し、歳出面では職員数の削減に合わせ、引き続き特別職や管理職の給与を減額するとともに、公共事業費については前年度の95%以内とする等のマイナスシーリングを設定するなど、歳出抑制に努めました。

こうした中でも、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた諸施策を積極的に展開していくことといたしました。

具体的には、東日本大震災を教訓とした防災諸施策の充実や障害者福祉にかかる新たな事業の展開に加え、仮称、長坂統合小学校の建設など、本市の重要課題に的確に対応することとしております。

このように不斷の努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債の繰上償還を考慮すると、一般財源で本年度に比べ5億5千万円以上を節減した予算を編成したところであります。

以上のような考えに基づき、当初予算を編成しました結果、平成24年度北杜市一般会計予算の総額は286億7,191万6千円となっております。その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化の充実についてであります。

各小中学校に設置いたしました太陽光発電の余剰電力分を原っぱ教育創生事業に上積みし、4,214万3千円を計上しております。さらに平成25年4月に仮称、長坂統合小学校を開校するため、同小学校の建設事業費として12億9,758万7千円を計上しております。

次に、産業の振興についてであります。

地域活性化のため、地域おこし協力隊の支援に3,500万円を計上しております。また地産地消関連事業に3,603万2千円、鳥獣害対策関連事業に1,179万2千円を計上しております。さらに里山整備事業費補助金として1,900万円、明野町地内で操業を開始した(株)村上農園に対する産業立地助成金として、2,449万2千円を計上しております。

次に、少子化対策と福祉の充実についてであります。

出産の支援として高根保健センターに助産師を配置し、相談・指導に当たる経費として、256万4千円を計上しております。さらに震災を契機に、地域コミュニティを再構築する事業に1,600万2千円を計上するとともに、特別児童扶養手当の支給対象とならない方に、新たに福祉年金を支給する事業を始めることとしております。加えて、これまで屋外での移動が困難な在宅の障害者等に対する支援を拡充するなど、新たな障害者福祉に関する諸事業を展開してまいります。さらにハローワークと連携し、母子・寡婦、子育て世代、生活保護者、障害者等の職業紹介などを行うため、市役所本庁舎内に福祉ハローワークを設置するモデル事業

を実施してまいります。また仮称、長坂統合小学校の建設に伴い、同校地内に新長坂放課後児童クラブを建設するため、7,572万円を計上しております。

次に、防災対策であります。

市職員の防災時の初動マニュアルを作成するとともに、防災備蓄品の充実を図るため、所要の経費を計上しております。さらに大泉・白州地区に防災無線の子局を整備する経費として1億943万5千円を計上しております。

次に、基盤整備の充実についてであります。

小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業として、駅前広場の活性化計画の策定経費等1,491万9千円を計上しております。さらにデマンドバスの実証運行経費として、7,088万1千円を計上しております。

次に、環境政策についてであります。

住宅用太陽光発電システムに対する助成を拡充するため、1,500万円を計上するとともに、北杜サイト太陽光発電所に見学スペース等を整備することとし、所要の経費を計上しております。

次に産・学・官連携交流の推進と観光振興等についてであります。

産学官連携事業として、日韓の学生が交流する場を創出する事業を展開するため、所要の経費を計上しております。さらにリトリートの杜を推進するため、商品開発等を委託する経費として、250万円を計上しております。

次に、地域文化の振興についてであります。

浅川巧を主人公とした映画公開に併せ、同氏を顕彰する事業として、シンポジウムの開催や日韓の親善交流等を行うこととし、571万3千円を計上しております。さらに国民文化祭推進事業費として、739万円を計上しております。

次に、行政機能の充実についてであります。

白州総合支所がはくしゅう館等に移転することに伴い、施設の改修等を行うため、所要の経費を計上しております。さらに事業仕分けの本実施に伴い、所要の経費を計上しております。また、平成24年度も緊急雇用対策事業として7,332万9千円を計上することとし、26人の雇用創出を図ってまいります。

次に、特別会計予算であります。

国民健康保険特別会計など20の特別会計の予算総額は、171億8,504万3千円であります。主なものとして、簡易水道施設整備事業に3億9,960万7千円、公共下水道整備事業に3億331万3千円などを計上しております。また、病院事業特別会計につきましては、収益的収入と収益的支出の予定額を38億4,200万2千円と定め、資本的収入の予定額を1億8,688万3千円、資本的支出の予定額を3億8,850万8千円と定めております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第1号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号）につきましては3億2,477万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億9,477万1千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市税、地方交付税、繰越金などの増額と市債などの減額であります。歳出につきましては、国の第4次補正に伴う土地改良事業の増額や国の補助前倒しに伴う仮称、長坂統合小学校の屋外プール等の建設費を計上しております。さらに公共施設整備基金への積

立を行うとともに公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に議案第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、後期高齢者支援金および介護納付金などの増額が主なものであります。

次に議案第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものであります。

次に議案第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護サービス給付費の減額によるものであります。

次に議案第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、財源更正によるものであります。

次に議案第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの3案件につきましては、いずれも事業費の確定などの減額によるものであります。

次に議案第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の補助前倒しに伴う校舎耐震補強事業によるものであります。

次に議案第10号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、甲陽病院療養病棟建設改良費の外構工事の減額が主なものであります。

次に議案第11号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）および議案第12号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも財政調整基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第13号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、分譲区画土地売却収入の増額によるものであります。

次に議案第14号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）から議案第16号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）までの3案件につきましては、いずれも事業費の確定などによるものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案第17号 北杜市選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。

候補者の政見を広く選挙人に伝え、選挙人の投票における判断材料を提供することを目的に市議会議員および市長の選挙において選挙公報を発行するため必要事項を定め、条例を制定するものであります。

次に議案第18号 北杜市デマンドバス実証運行条例の制定についてであります。

北杜市地域公共交通活性化協議会において行ってきたデマンドバス実証運行を、平成24年度は北杜市において実証運行し、事業の検証を行うこととするため、条例を制定するものであります。

次に議案第19号 北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定についてであります。

第2次地域主権一括法により、関係法律の一部が改正されることに伴い、県において行われていた監督権限がすべて市に権限委譲されることから必要事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に議案第20号 北杜市食と農の杜づくり条例の制定についてであります。

食と農の杜づくりの基本理念と市および市民等の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働のもと、豊かな自然に恵まれた北杜市で、誰もが健康に暮らしていける杜づくりを実現するた

め、条例を制定するものであります。

次に議案第２１号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

東日本大震災被災者支援のためのボランティア活動への職員の参加を、より一層図ることを目的にボランティア休暇の特例期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２２号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市の財政状況を鑑み市長等および職員の給与の特例措置の期間を延長し、引き続き特別職の給料および職員の管理職手当を減額して支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２３号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部が改正されたことにより、タバコ税の税率、個人市民税の税率の特例など所要の改正を行うものであります。

次に議案第２４号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

市が管理する駐車場の適正な管理を行うことを目的に、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２５号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

市民バスの運行に関し、デマンドバスの運行路線との調整を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２６号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第２次地域主権一括法により、関係法律の一部が改正されたことに伴い、国に対する譲渡等の規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２７号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成２４年度から平成２６年度までの介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改正するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２８号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことに伴い、新たにふれあい処事業を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第２９号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例についてであります。

特別児童扶養手当の支給対象となっていない児童の保護者に重点的に年金を支給し、経済的負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３０号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例、議案第３２号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例、議案第３３号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例および議案第３９号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

第１次および第２次地域主権一括法により、関係法律の一部が改正されたことに伴い、国で定める基準を参酌し検討を行い、本市の実情に合う基準を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３１号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

須玉体育館の老朽化に伴う廃止により、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３４号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

特定施設からの排出水の基準が一部緩和されたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３５号 北杜市高根ラインガルテン条例の一部を改正する条例および議案第３６号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

当該施設の適正な管理・運営を図ることを目的に施設の使用料などを見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３７号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例についてであります。

避難小屋の整備が完了し、施設の適正な管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第３８号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

農道路線の見直しに伴う路線名の変更により、地下水採取規制地域を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第４０号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。

法定外公共物の無許可行為に対する明確な対応を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第４１号 北杜市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

当該基金を利用した公共用地先行取得を実施する見込みがないため、当該条例の廃止を行うものであります。

次に議案第４２号（仮称）武川コミュニティセンター建築主体工事および議案第４３号 北杜市役所耐震化事業新館建設工事の請負契約の締結についてであります。北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第４４号 財産の貸付についてであります。閉校となる増富小学校の跡地有効利用を図るため、財産を貸し付けることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第４５号 訴えの提起についてであります。

市営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴えを提起するものであり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第４６号 市道路線の廃止についておよび議案第４７号 市道路線の認定についてであります。

市道改良工事に伴う残地の今後の管理方法および圃場整備事業に伴う路線変更などにより、路線の廃止・認定を行うため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第４８号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更についてであります。

山梨県市町村総合事務組合が、一般廃棄物最終処分場の設置および管理運営に関する事務を行うことに伴い、同組合の共同処理する事務および同規約を変更するため、所要の改正を行うものであります。

最後に、人事案件についてご説明申し上げます。

諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております72件のうち議案第21号から議案第40号までの20件および議案第44号から議案第70号までの27件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第21号から議案第40号までの20件および議案第44号から議案第70号までの27件につきましては、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の内容説明を順次求めます。

篠原管財課長、専決第1号および第2号。

○管財課長（篠原直樹君）

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。損害賠償の額の決定。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

次のページをご覧ください。

専決第1号でございます。

専決の日付 平成23年12月20日

損害賠償額の決定についてでございます。

損害賠償の額 7万96円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住 女性でございます。

損害賠償の理由 平成23年11月9日、午後3時ごろ、北杜市小淵沢町835番地の小淵沢総合支所駐車場において、市民部介護支援課職員の運転する公有自

動車が後退する際、後方確認不十分により同駐車場に駐車しておりました相手方車両に接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

責任割合は市側が100%でございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金といたしまして、社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、専決第2号でございます。

専決の日付でございますけども、平成24年1月6日でございます。

損害賠償の額 6万185円でございます。

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市中田町在住 男性でございます。

損害賠償の理由 平成23年8月22日、午後5時30分ごろ、韮崎市中田町中條1946番地1付近の農道の道路上において、教育委員会生涯学習課臨時職員の運転する公有自動車が脇道から一時停止せずに道路に進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したため、責任割合に応じて損害賠償を行うものでございます。

責任割合は市側が10%、相手方が90%となっております。

支払いの方法 相手方から市への損害賠償額10万3,541円を相殺いたしました4万3,356円が市の指定した口座へ相手方から支払われるものでございます。

管財課所管につきましては、以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長、専決第3号。

○建設部長（深沢朝男君）

4ページをご覧いただきたいと思います。

専決第3号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するので、平成24年2月1日付けで専決処分をさせていただきました。

損害賠償の額 14万9,817円

損害賠償の相手方 長野県諏訪郡富士見町在住の男性

損害賠償の理由 平成23年12月31日、午前0時10分ごろ、相手方が北杜市大泉町西井出6090番地付近の市道西井出1号線を走行中に道路横断水路の溢水箇所でスリップし、道路脇の立木に衝突し車両が全損したので、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

責任割合につきましては、市側が30%ということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長、専決第4号。

○教育次長（大芝正和君）

5ページをお願いしたいと思います。

専決処分の日は平成24年2月6日でございます。

損害賠償の額の決定についてということで、学校施設の管理瑕疵に係る損害賠償ということになります。

損害賠償の額 23万8,570円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市水神所在の株式会社でございます。

損害賠償の理由 平成23年12月27日、午前10時15分ごろ、市立武川中学校グラウンド入り口に設置していた防球ネットが突風により舞い上がりまして、ネットに付属していました鎖が走行中の相手方車輛の前部に接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、全国市長会から支払われるものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第75 請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

請願第1号

北杜市議会議員 秋山俊和様

中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願

請願者

北杜市観光協会会長

浅川力三

北杜市須玉町大豆生田961の1

北杜市商工会会長

輿水順彦

北杜市長坂町長坂上条2575の19

八ヶ岳青年会議所シニアクラブ会長 小島 久

北杜市高根町村山北割3268

紹介議員

中嶋 新

秋山九一

小須田稔

請願事項

1. 基本計画区間（北杜市から佐久穂町）の整備計画区間への格上げを早期に実現すること。

2. 静岡・山梨・長野・新潟の4県を結ぶ中部日本横断自動車道の全線完成を早期に実現すること。

3. 環境保全、景観保護に十分配慮した道路整備を実現すること。

請願の趣旨

中部日本横断自動車道の北杜市・佐久穂町間、距離34キロにつきましては、基本計画区間から整備計画区間への格上げが実現されないまま、いまだ先行き不透明な状況にあります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、鉄道および一般国道等が機能しない状況の中で、高速道路が国や関係機関の広域的かつ機動的な対応により早期に開通し、命の道として絶大な効果を発揮し、緊急輸送の基軸となりました。この震災を教訓として改めて災害に強い国土づくり、特に地方と都市ならびに日本海と太平洋を結ぶネットワークの強化の必要性が認識されたところです。

東海地震等による重大な災害の発生が危惧されている当地域においても、中部日本横断自動車道は広域的防災体制を強化し、緊急輸送路としての役割を担うものであることから、防災、住民の安全・安心に不可欠な、命をつなぐ道として果たす役割には多大なものがあります。

さらに中部日本横断自動車道の実現は東名、新東名、中央、関越、北陸の5つの高速道路を有機的に連結するもので、臨海工業地帯と内陸工業地帯との緊密な連携、物流体系の再編、交流圏の拡大、広域的観光ゾーンの形成などを促進し、沿線地域の産業、経済、観光、文化等に大きな活力を与えるなど、その整備効果は計り知れないものと考えております。

北杜市においても環境や景観に配慮した道路整備が図られるならば、新たな人の流れと物流が生まれることにより、観光ならびに商工分野への多大な貢献が期待できることから、早期実現を念願しているところであります。

つきましては、ぜひとも北杜市議会として請願事項をご議決いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただけますよう請願いたします。

請願先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

財務大臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第1号は会議規則第124条第1項の規定により、所管であります経済環境常任委員会に付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第76 請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

4番議員、清水進君。

清水進君。

○4 番議員（清水進君）

請願第2号を、朗読をもって紹介させていただきます。

中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願

平成24年2月22日

北杜市議会議員 秋山俊和様

請願者

北杜市武川町牧原1371
武川診療所所長 遠藤武男
北杜市武川町牧原1371
武川歯科診療所所長 榊原啓太
北杜市白州町白須1008の1
医療法人和州会吉田医院 吉田和徳
北杜市白州町台ヶ原231012
大久保尚法
北杜市長坂町夏秋945の1
なかじまクリニック院長 中島健一
北杜市長坂町大八田6626の33
長坂中央クリニック院長 山本安幸
北杜市大泉町谷戸2969
中島琢雄
北杜市高根町村山北割1966
たかね内科小児科クリニック 浅川健一
北杜市明野町上手520
ほくと診療所院長 中嶋克仁
北杜市長坂町長坂上条1691
ひなたぼっこ代表 西岡美紀恵
北杜市長坂町塚川2136
北巨摩健康友の会会長 小林恒久
紹介議員
清水 進

請願事項

子どもの医療費の助成の対象年齢を、現行小学3年生を早期に中学3年生まで引き上げること。

請願趣旨

子どもの医療費助成は2011年4月時点で、山梨県内の27市町村のうち中学3年生まで助成しているのが韮崎市、上野原市をはじめ15市町村。入院は18市町村。小学6年生までが11市町村となり、北杜市の小学校3年生までは県内で最低水準になっています。

北杜市では少子化の進行と限界地区の増加は、地域の活性化にとって死活問題です。子どもは地域の宝、子どもの元気な声は大人の喜び、格差と貧困の進む社会の中で子育てしやすい環境を整えることは政治の責任です。

市の試算では7,600万円増やせば、中学3年生まで窓口無料化が可能と答弁しています。この制度は少子化対策としても有効であり、人口増は地域の活性化につながってきます。若い子育て世代を応援し、子どもが安心して医療機関に受診することができれば、病気の早期発見・早期治療ができ医療費の縮減になります。

市民の多くの方が、この制度の実現を求めています。北杜市においても助成の対象年齢を早期に中学3年生まで引き上げることを求めます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第2号は会議規則第124条第1項の規定により、所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月9日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時50分

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 9 日

平成24年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成24年3月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成23年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成23年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成23年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成23年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第42号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）武川コミュニティセンター建築主体工事（明許）） |
| 日程第18 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について（北杜市役所耐震化事業新館建設工事（明許）） |

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市 長	白 倉 政 司	副 市 長	堀 内 誠
総 務 部 長	名 取 重 幹	企 画 部 長	比 奈 田 善 彦
市 民 部 長	伊 藤 勝 美	福 祉 部 長	原 か つ み
生 活 環 境 部 長	坂 本 正 輝	産 業 観 光 部 長	石 原 啓 史
建 設 部 長	深 沢 朝 男	教 育 長	小 宮 山 英 人
教 育 次 長	大 芝 正 和	会 計 管 理 者	由 井 秀 樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清 水 春 昭	明野総合支所長	堀 内 健 二
須玉総合支所長	中 山 健 教	高根総合支所長	小 尾 善 彦
長坂総合支所長	興 石 君 夫	大泉総合支所長	浅 川 一 彦
小淵沢総合支所長	浅 川 明 男	白州総合支所長	伏 見 常 雄
武川総合支所長	山 田 栄 明	政 策 秘 書 課 長	坂 本 吉 彦
総 務 課 長	菊 原 忍	企 画 課 長	神 宮 司 浩
財 政 課 長	秋 元 達 也	上 水 道 課 長	小 松 武 彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二

議会書記 山内 一寿

〃 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に昨年3月11日に発生いたしました、東日本大震災からまもなく1年を迎えます。

ここで、不幸にも犠牲となられた方々に対し黙祷を捧げたいと思いますので、恐れ入りますがご起立願います。

（ 黙 祷 ）

お直りください。

お直りの上、ご着席ください。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第1号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

議案第1号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号）でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,477万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を291億9,477万1千円とするものでございます。

8ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

まず追加といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業1億6,283万4千円でありますけれども、今回、国の第4次補正に伴い実施するもので、年度内に完成が見込めないため、明許設定をするものであります。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、市道補修事業1,400万円であります。市道長坂上条30号線、交差点改良工事における用地取得に不測の日数を要したことから、明許設定をするものであります。

次に同款同項市単独道路新設改良事業2,652万2千円でありますけれども、市道明野浅尾3号線ほか11路線の道路改良工事において、電柱等の移設、境界確認等に不測の日数を要したことから明許設定をするものです。

次に同款同項道整備交付金事業3,355万円であります。市道浅尾新田浅尾線道路工事において電柱移設に不測の日数を要したことから、明許設定をするものです。

次に同款5項都市計画費、景観計画推進事業445万8千円ですが、サイン計画作成にあたり調査の審議に不測の日数を要することから、明許設定をするものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、長坂統合小学校建設事業2億1,516万3千円でありますけれども、国庫補助金の前倒しに伴う長坂統合小学校の屋外プール建設、太陽光発電システ

ムの設置の予算をお願いしておりますけれども、年度内での工事完了が困難なこと、また敷地内の法面植生工事についても適正工期をとることが困難であることから、明許設定をさせていただくものであります。

次に第4項社会教育費、埋蔵文化財発掘調査事業811万6千円ですが、白州地区の土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査において、関係機関との調整に不測の日数を要したことから明許設定をするものであります。

次に11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業955万2千円ではありますが、関係機関との調整に不測の日数を要したことから明許設定をさせていただくものであります。

次に変更分といたしまして、6款農林水産業費、第1項農業費、県営土地改良事業の1億1,152万5千円に1万5千円を増額し、1億1,054万円とするものにつきましては、12月補正で明許設定した同事業の減額等に国の第4次補正による今回の補正分を加えたもので、事業の年度内に完成が見込めないことから明許設定をするものであります。

次に8款土木費、第2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業の7,670万円に2億4,821万1千円を増額し、3億2,491万1千円とするものは、市道長坂上条1号線ほか3路線の道路工事と市道上手2号線の山村橋橋梁工事において、道路工事については境界確認等に不測の日数を要したこと、橋梁工事については入札不調による再入札を行ったことにより、年度内完成が困難となったことから明許設定をさせていただくものでございます。

次に第3項河川費、河川改修事業の3,913万4千円に261万5千円を増額し、4,174万9千円とするものにつきましては、枋沢川および西泉川改修工事において境界確認等に日数を要したため、明許設定するものでございます。

次に第5項都市計画費、小淵沢駅舎改修駅前広場整備事業4,494万円に380万円を増額し、4,874万円とするものにつきましては、基本設計の調査費等に日数を要したことから、明許設定をさせていただくものでございます。

続いて、9ページをご覧くださいと思います。第3表 地方債補正であります。

今回の補正で合併特例事業債を1億4,780万円増額し、限度額を28億2,850万円にし、過疎対策事業債を1,820万円減額します。そして限度額を1億4,430万円いたします。

臨時財政対策債13億9,320万円を全額減額するとともに、災害復旧事業債680万円を減額し、限度額を480万円とし、地方債総額の限度額を30億670万円とするものでございます。

合併特例債の増額につきましては、長坂統合小学校建設事業、それと団体営土地改良事業等の増額に対し、市道仁田平高原線の道路法面改良工事等の減によるものであります。

過疎債の減額につきましては、市道改良工事の減額によるものでございます。

また災害復旧事業債の減につきましては、県等の災害査定等によるものでございます。

また臨時財政対策債につきましては、今年度の事業に充当する一般財源を市税等や他の一般財源で確保できる見込みとなったことから、その全額を減額させていただくものでありますけれども、2月23日の全員協議会でご説明いたしましたように、臨時財政対策債は減額する前の額で交付税措置がされることになります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。歳入の説明であります。

1 款市税、それから1 項市民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項市タバコ税、6 項の入湯税、合わせて3 億6, 1 3 8 万5 千円でありますけども、これらにつきましては、課税額の確定による徴収実績見込みと滞納繰越分の徴収見込みとの額による補正でございます。

9 款1 項地方特例交付金8 6 7 万6 千円ですが、交付額の確定によるものでございます。

1 0 款1 項地方交付税2 億2, 5 0 3 万5 千円であります。これは普通交付税を増額するものでございます。

1 2 款分担金及び負担金の1 項分担金1, 9 1 2 万5 千円でありますけども、団体営土地改良事業、県営土地改良事業の分担金でございます。

2 項の負担金は減額の1, 0 1 5 万3 千円であります。老人ホーム入所負担金の減額の1 5 5 万円。それから学校給食費の負担金として、減額の5 6 9 万3 千円。農業費負担金として減額することの2 9 4 万円などでございます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料の1 1 6 万8 千円ありますが、駐車場、保健センター、保健体育施設、それから郷土資料館などの貸し付けの使用料でございます。

1 4 款国庫支出金の1 項国庫負担金、減額の2, 1 0 8 万1 千円ありますが、子ども手当の負担金の支給実績が1 億1 3 0 万4 千円ということでの減額になります。それから長坂統合小学校のプール、太陽光発電設置については8, 0 9 1 万3 千円の増額ということで、合わせて減額の2, 1 0 8 万1 千円ということであります。

2 項国庫補助金であります。減額の4, 2 9 3 万8 千円ありますけども、地域住宅支援交付金の確定による3, 5 6 6 万5 千円の減額と、小水力等の利活用促進事業補助金の4 5 0 万円の減額によるものでございます。

1 5 款県支出金、1 項県負担金4 5 1 万2 千円の増額ありますが、保険基盤安定の負担金、それから後期高齢者の保険基盤安定負担金、社会教育費の負担金の増額によるものでございます。

2 項の県補助金7, 0 1 1 万6 千円の増額ありますが、緊急雇用創出事業実績による減額の7 0 4 万6 千円。それから基盤整備の促進事業の補助など、農業費の補助金8, 5 9 8 万3 千円の増。その他、緊急木造住宅支援事業の実績による減額等を合わせたものでございます。

3 項の県委託金、減額の1, 8 6 6 万6 千円ありますけども、山梨県の議会議員選挙が無投票であったこと等による減額でございます。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入3 4 0 万円あります。財政調整基金ほか1 0 基金の利子の確定によるものでございます。

1 8 款繰入金、1 項特別会計繰入金の9 9 7 万1 千円あります。都市開発事業の特別会計のみずきタウンおよび城山団地の分譲地の売却による収入でございます。

2 項の基金繰入金1 億2, 9 9 5 万1 千円ですが土地開発基金の廃止に伴い、公共施設整備基金に現金分を積み替えるもの、および改良保全基金充当事業費の確定による減額などが主なものでございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金であります。8 億1, 2 1 5 万2 千円の増であります、決算剰余金の確定によるものでございます。

2 0 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料の5 4 9 万円ありますが、市税の延滞金でございます。

5 項の雑入3, 7 3 8 万3 千円ありますが、大きなものとしては旧小淵沢町の裁判にかか

る業者の連帯債務とした弁償金その他によるものでございます。

11款市債の1項市債、減額の12億7,040万円であります。長坂統合小学校の建設や団体営土地改良事業に充当する合併特例債事業債を1億4,780万円の増額とし、臨時財政対策債を発行しなくても財源が確保できるために、13億9,320万円を減額するためのものでございます。

続いて、5ページの歳出の説明に移らせていただきます。

1款1項議会費の減額の1,269万6千円ですが、議員報酬の減額分によるものでございます。

2款1項総務管理費、減額の5,375万9千円ですが、(仮称)武川コミュニティセンターの設計の差金や、それから各総合支所の経費の不用額の整理分でございます。

2項の徴税費、減額の980万2千円ですが、市税の賦課徴収経費の減額によるものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費、減額の160万1千円であります。戸籍管理費の減であります。

それから4項の選挙費、減額の4,019万3千円ですが、農業委員および県議会議員選挙が無投票であったことによる減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、減額の4,948万9千円ですが、国保会計の繰出金、介護保険特別会計繰出金の増減があったこと。それから社会福祉協議会への災害受け入れ宿泊分の補助金3,524万円などが減額になったものということです。

2項の児童福祉費、減額の1億623万8千円ですが、児童措置費として子ども手当事業費の減額が主なものであります。

3項生活保護費961万2千円の増額ですが、生活保護者の入院等にかかる医療費の増高によるものでございます。

4款の衛生費、1項保険衛生費、減額の7,641万7千円があります。ヒブ肺炎球菌、それから子宮頸ガンなどの感染症予防費の実績によるもの。それからゴミ、それから飼料などの環境衛生費の減額。それから簡易水道特別会計への繰出金などが主なものでございます。

6款の農林水産業費、1項農業費1億3,321万2千円の増額ですが、国の第4次補正予算によって、農業体質強化基盤整備促進事業が創設されたため、団体営土地改良事業として水路改修が6カ所、ため池改修2カ所などを行うための予算であって、これが明許分でございます。

2項の林業費、減額の846万1千円ですが、林道整備にかかる入札差金等の減額でございます。

それから7款の第1項商工費、減額の682万円があります。風林火山館の解体など、観光振興事業費の減額となります。

8款土木費、2項の道路橋梁費、減額の3,740万3千円ですが、市単独の道路新設改良費の入札差金等による減額であります。

4項の住宅費、減額の6,783万7千円ですが、住宅維持補修費等の減額によるものであります。

5項の都市計画費、減額の3,069万4千円ですが、下水道特別会計の繰出金の減額によるものであります。

9款の消防費、1項消防費であります。減額の4,161万7千円ですけども、常備消防費

として広域行政組合負担金の減額、あるいは防災対策費として防災訓練が中止になったことによる減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、減額の2,982万7千円でございますが、甲陵中・高校特別会計繰出金の減額が主なものであります。

2項小学校費2億787万7千円の増額でございますが、長坂統合小学校建設事業として屋外プールの建設、それから太陽光発電設備の設置工事費等でございます。

3項の中学校費、減額の881万9千円でございますが、各中学校の不用額の積み上げでございます。

4項社会教育費、減額の1,179万7千円ですが、ホール施設費の不用額、それから埋蔵文化財の調査事業費の減額などが主なものでございます。

5項の保健体育費859万円の減額でございますが、各給食センター費の不用額の積み上げによるものでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の945万5千円の減額でございますが、入札差金などによる不用額の補正であります。

12款公債費の1項公債費4,700万円の減額でございますが、起債借入れの確定による償還利子の減額となります。

13款諸支出金、2項の基金費でございますが6億3,407万4千円です。土地開発基金の廃止による積み替え分1億3,787万9千円。それと余剰金である5億円を公共施設の整備基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でありますけれども、先ほど歳入のところで、すみません、4ページの歳入の説明の21款市債のところを11款というふうな、発言に読み違いがあったということのようですので、訂正をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4 番議員（清水進君）

議案第1号 平成23年度一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

補正予算は市民の切実な要望をどのように実現するかという立場から行われますが、今回の補正は年度末であり、各事業や工事費が確定し、予算との差額を基金に積み立てる編成が行われております。総務費1億559万円、民生費1億4,611万円、土木費の1億3,670万円などの不用となった精算額を、公共施設整備基金積立金に6億3,400万円を増額することとなっています。予算で余った余剰金を基金に増額しています。

歳入、収入では地方交付税が2億2,500万円あります。今、不況が長期化しています。働く雇用状況は依然厳しくなっています。昨年9月の決算でも明らかなように、年度ごとに国保税の滞納金額も増加しています。平成22年度だけで国保税の滞納は1億円を超え、収納率が92.5%となりました。払いたくても仕事がなく収入がないため払えない。親の年金で生活費を工面しているなど深刻であります。同様に市民の個人市民税、純固定資産税も滞納があります。この地域でも格差と貧困が進んでいます。

今、市の施策に必要なことは市民の暮らしと生活を応援する事業であります。市の国保加入世帯は約9,500世帯であり、国保税の1世帯1万円の引き下げは9,500万円であります。子どもの医療費の中学生まで引き上げは7,600万円あります。地方交付税の歳入でこうした施策を実施し、暮らしを支え応援し、地域を活性化することが必要と考えます。

以上の理由により、本議案に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16 番議員（内田俊彦君）

議案第1号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第9号）に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、これは平成23年度における差金、また剰余金に対しまして補正を行ったものだと思います。合わせて繰り越し等のことを精算するための、補正予算というふうに理解をしているところでございます。

主なものを見ますと公共施設整備基金に対しまして6億円を超える金額、そして産業観光部におきましては団体営、県営等に関わる事業費でございます。そして教育委員会におかれましては、長坂統合小学校の建設事業費におきまして2億1,262万5千円。これは国の前倒しによります対応によるものだと思っているところでございます。

本市の23年度の概要を見ても非常に経済状況の厳しい中、財政的には運用を必死に考えまして、今回、基金にも積み上げるわけでございますが、本来はこれは繰越金という形もあるわけでございますが、決算時に決算剰余金として考えれば、決算剰余金におきましては、その2分の1は基金に積み込んで、あとは償還等に充てるということになります。ということは今回、選んだこの公共施設整備基金に積み立てるということは、平成24年度が予算スタートした時点で、公共施設等にすぐ使える予算というふうに私は考えるわけでございます。

平成24年の予算は、この平成23年の補正予算の中で論じるわけには、私は基本的にはいかならないと思うわけでございますが、平成24年度を見ますと武川のコミュニティ、そして小学校、そしてJR小淵沢の駅舎等の大型事業がたくさんあるわけでございます。そこに対しまし

て市の財政を考えた中で、この決断をされたということについては、私は評価をするものであります。また、国民健康保険や子どもの医療費につきましては、恒久的な財源をもって充てなければ、将来にわたって負債を子や孫たちに残してしまうというのが現実だというふうに思っているところでございます。

残念ながらわが市は、おそらく平成23年の決算を見ても830、840ぐらいの負債を抱えているという現実、決算が終わらないと分かりませんが、なるということでございます。ということは、それらをどうやって返していくのかもこれからしっかり論じていかなければならないというふうに考えるところでございます。

本年度の、平成23年度の第9号の補正予算につきましては、以上のように執行側の努力を非常に高く評価するところでありまして、以上の理由によりまして賛成といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第1号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 議案第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,580万円を追加し、予算の総額をそれぞれ59億7,926万6千円とするものでございます。今回の補正は、事業費確定に伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税1,217万5千円の減額でございます。滞納繰越分の確定によるものでございます。3項国庫支出金、1項国庫負担金8,414万8千円の減額です。これは療養給付費等の負担金の確定による減額でございます。2項国庫補助金1,117万2千円の減額であります。普通調整交付金の確定による減額でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金1億3,988万4千円は、交付金額の確定に伴う増額でございます。

6款県支出金、2項県補助金1,244万4千円の減額であります。調整交付金の確定によるものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金3,606万8千円の減額であります。保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計からの繰り入れでございます。5,373万1千円。これは事業費の確定によるところの保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、それから財政安定化支援事業繰入金でございます。

10款繰越金、1項繰越金は1,860万8千円、増額するものでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳出でございます。

一般総務費、1項総務管理費141万5千円は、国保連合会の国保総合システム改修に対する負担金確定に伴う増額になります。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等2,493万1千円は支援金の確定に伴う増額でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金183万5千円の減額であります。事業費ゼロのための予算額を減額するものでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金2,637万4千円は、納付金の確定に伴う増額でございます。

11款諸支出金、3項繰出金451万8千円は塩川病院、甲陽病院の医療機器整備に対し、国から交付を受けた特別徴収交付金を病院特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして議案第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ424万6千円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億9,133万6千円とするものでございます。今回の補正は、事業費確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。最初に歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料819万8千円であります。特別徴収、普通徴収保険料の確定によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金474万2千円の減額であります。広域連合への事務費、基盤基礎安定繰入金の確定によるものでございます。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金469万6千円は、後期高齢者医療保険料の納付金および広域連合の事務費の確定による増額になります。

続きまして議案第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億405万円を減額し、予算の総額をそれぞれ35億7,030万8千円とするものでございます。今回の補正は介護給付費の減額によるものが主なものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料5,355万6千円の減額であります。保険料の確定によるものでありまして、特別徴収保険料の第1号被保険者保険料の減額によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金4,884万円の減額であります。介護給付費の国庫負担金の減額でございます。2項国庫補助金2,002万5千円の減額であります。介護給付費の調整交付金の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金8,807万3千円の減額です。介護保険給付費の交付金の減額でございます。

5款県支出金、1項県負担金4,645万3千円の減額です。介護給付費の県負担金の減額となったものでございます。3項県補助金170万1千円の減額であります。福祉空間整備等交付金、小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備基金の減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金4,446万5千円の金額でありますけれども、介護給付費の確定により一般会計繰入金が減額となったものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費399万5千円の減額でありますけれども、システム改修費の減額になります。

3項介護認定審査会費202万5千円の減額です。介護認定審査会費、審査会費、要介護認定経費の減額によるものでございます。

5項計画策定費125万円の減額です。介護保険事業計画策定経費の減額によるものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費2億6,650万円の減額であります。居宅介護サービス給付費の減額、それから地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等の減額によるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費1千万円の減額であります。介護予防サービス給付費としての減額、介護予防福祉用具購入費等の減額によるものでございます。

4項高額サービス費450万円の減額であります。高額介護サービス経費の金額となっております。

5項高額医療合算介護サービス等費770万円の減額であります。高額医療合算介護サービス費の減額によるものでございます。

7項特定入所者介護サービス等費600万円の減額であります。特定入所者介護サービス費の減額でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費131万円の減額であります。特定高齢者、一般高齢者施策事業の減額分でございます。

続きまして議案第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算書(第1号)でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては財源更正によるものでございまして、サービス収入増によって一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号から議案第5号までの4件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第5号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第6 議案第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

の以上3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

議案第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、予算の総額からそれぞれ6,022万9千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ22億6,767万4千円とするものでございます。

繰越明許費でございますけれども、第2表 繰越明許費によりまして翌年度へ繰り越すものでございます。

地方債の補正でありますけれども、第3表 地方債補正によりまして地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。

2款1項事業名 水道施設整備事業、金額1億435万3千円であります。内訳であります。須玉町東小尾地区の導配水管布設工事4,200万円につきましては、橋梁添架個所に隣接する土地使用の同意に不測の日数を要しているため、繰り越すものでございます。

また大泉町飯富大門調整池築造工事5,600万円につきましては、設置場所の選定および占用協議に不測の日数を要しているため、繰り越すものでございます。

また武川町の配水池連絡管布設工事635万3千円につきましては、県施行による既設配水池の加工に伴う基礎根拠資料の収集および設計検討に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものであります。

5ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。

借入限度額2億8,500万円から3,620万円を減額いたしまして、補正後の借入限度額を2億4,880万円と定めるものであります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、1款1項の使用料3,618万2千円の減額でございます。震災後の経済の低下および円高などとあいまった企業活動などの減速等によりまして、使用水量が減少したことによるものでございます。

2款1項の負担金であります。水道使用料同様、東日本大震災や長引く不況等が影響し、新規の水道加入者が減少したため、2,134万5千円を減額するものであります。

次に5款1項繰入金1,944万5千円の減額であります。事業費の確定および下水道関

連工事の補償の増によるものでございます。

6款1項の繰越金2,343万1千円ではありますが、前年度の決算による繰越金の追加でございます。

8款1項市債3,620万円の減額でございます。事業費の確定に伴う、市債の減額であります。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、1款1項総務管理費308万円の減額につきましては、事業費の確定により減額をするものでございます。

1款2項施設管理費でございます。2,110万円の減額ですが、これも事業費の確定に伴う減額でございます。

次に2款1項水道施設建設費3,468万円の減額につきましては、統合整備事業等の事業費確定により減額するものであります。

3款1項の公債費につきましては、市債償還の利子の確定により150万円を減額するものであります。

水道会計については、以上であります。

続きまして議案第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

予算の総額からそれぞれ3,912万4千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ24億4,159万5千円とするものでございます。

地方債の補正でありますけども、第2表 地方債補正によりまして地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございます。

借入限度額5億7,620万円から1,730万円を減額いたしまして、補正後の借入限度額を5億5,890万円と定めるものであります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、1款2項の分担金400万円の増額でございます。これは新規加入者の特別設置に伴う分担金の増であります。

次に2款1項使用料の減400万円につきましては、震災の影響により企業などの節水対策等により、使用料が減少しており減額するものであります。

3款1項国庫補助金260万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

6款1項の繰入金2,964万3千円の減でございますが、繰越金の確定ならびに不用額の精査による減額でございます。

7款1項繰越金1,041万9千円の増額につきましては、前年度の決算による繰越金の追加でございます。

9款1項市債の1,730万円の減額につきましては、事業費の確定に伴います市債の減額でございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款1項総務管理費1,511万5千円の減額および、2款1項事業費の2,143万円の

減額。ならびに3款1項公債費2,650万円の減額につきましては、いずれも事業費の確定による・・・すみません。265万円の減額につきましては、いずれも事業費の確定による減額でございます。

続きまして議案第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

予算の総額からそれぞれ1,246万9千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ8億7,196万円とするものでございます。

地方債の補正でありますけども、第2表 地方債補正によりまして地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。

借入限度額1億6,640万円に40万円を追加いたしまして、補正後の借入限度額を1億6,680万円と定めるものであります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、6款1項の繰入金でございます。2,347万3千円を減額し、総額を5億3,207万6千円とするものでございます。これは繰越金の確定、ならびに不用額の精算によるものでございます。

また7款1項繰越金1,060万4千円の増は、前年度決算による繰越金の追加でございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款1項総務管理費1,140万円の減額でございますが、一般管理経費および污水处理施設の維持管理の節減による減でございます。

3款1項公債費の減130万円につきましては、利子の額の確定による減額でございます。

以上、よろしくご審議のほどご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第6号から議案第8号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第8号までの3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

議案第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第3号)について、説明をさせていただきます。

1ページをお願いしたいと思います。

今回の補正は歳入歳出それぞれに7,496万8千円を追加いたしまして、総額を4億7,549万2千円とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございますけども、1款1項総務管理費、事業名は甲陵中・高等学校

耐震補強事業でございまして、8,006万3千円を繰り越すものでございます。内容としましては国の補助の前倒しに伴いまして、校舎の耐震補強工事を平成24年度に全額繰り越すものでございます。

2ページ、3ページをお願いしたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

はじめに歳入でございますけども、2款2項国庫負担金242万1千円の増額でありますけども、授業料不徴収の交付金と先ほど説明しました明許繰越に伴います校舎の耐震にかかる国の負担金の増でございます。

続きまして5款1項他会計繰入金でございますけども、1,680万9千円の減額でございまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2項の基金繰入金7,483万4千円につきましては、校舎建設基金から繰り入れるものでございます。

6款1項の繰越金につきましては1,450万1千円。前年度からの繰越金を入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項総務管理費7,780万6千円につきましては、校舎西側の耐震補強工事を行うものでございます。

3款1項の公債費につきましては185万5千円を減額するものでございまして、超過金の利子の確定によるものでございます。

以上、ご審議の上ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第9号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第10 議案第10号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第11号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第12号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）

の以上3件を一括議題とします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第10号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算書（第3号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、甲陽病院療養病棟改築事業の外構工事分が入札等により減額したことおよび塩川病院で購入を予定していた医療機器について、補助財源が確保できないため、購入を次年度に見送る等の内容であります。

第2条についてであります。平成23年度北杜市病院事業特別会計予算、第4条の本文括弧書き中の内容を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億9,055万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入についてであります。第1款病院事業資本的収入を5,592万円減額して2億8,088万4千円とします。その内訳としまして、第1項企業債につきましては、甲陽病院療養病棟外構工事に伴う病院事業債を100万円減額して2,290万円。第2項出資金については、甲陽病院療養病棟外構工事に伴う一般会計からの合併特例債借入分を50万円減額して1,140万円に。第3項補助金については、甲陽病院療養病棟外構工事分の一般会計からの補助および塩川病院へき地医療拠点病院設備費補助金を5,442万円減額して、3,242万4千円にするものでございます。

次に、支出についてであります。

第1款病院事業、資本的支出につきましては、第2項建設改良費を4,671万4千円減額し、2億1,582万円とするものでございます。

内容につきましては、甲陽病院療養病棟改築事業の外構工事費が入札等により減額したこと。および塩川病院で購入を予定していた医療用画像情報システムについて、当初予定しておりましたへき地医療拠点病院設備費補助金の確保ができないために、次年度において再度要望していくこととし、本年度は減額するものでございます。

続きまして議案第11号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書（第1号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,636万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億3,401万3千円とするものでございます。これは診療収入の見込みを精査した内容および前年度繰越金について、財政調整基金に積み立てるものであります。

2 ページ、3 ページをご覧くださいと思います。2 ページの歳入でございます。

1 款診療収入、1 項外来収入 9 5 0 万円増額するものでございます。診療報酬収入の見込みを精査し、増額するものであります。

5 款繰越金、1 項繰越金 1, 6 8 9 万円の増額でありますけども、前年度繰越金の増額であります。

3 ページの歳出であります。

3 項諸支出金、1 項基金積立金 2, 6 3 6 万 4 千円の増額であります。診療収入および前年度繰越金等の余剰金について、財政調整基金に積み立てるものであります。

続きまして議案第 1 2 号 平成 2 3 年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 7 7 万 7 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1 億 6 5 1 万 2 千円とするものでございます。これは診療収入の見込みを精査した内容および前年度繰越金等の増額により、当初見込んでいた繰入金を取り止め、余剰金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。2 ページの歳入でございます。

4 款繰入金、2 項他会計繰入金 1 5 5 万 9 千円の減額であります。当初予算において一般会計より人件費の一部として繰入金を予算化しておりましたが、次年度繰越金が出たため、減額するものでございます。

5 款 2 項基金繰入金 3 5 0 万円の減額であります。当初予算において資金不足が見込まれ、基金よりの繰入金を予算化しておりましたが、次年度繰越金が出たため、減額するものであります。

5 款繰越金、1 項繰越金 8 7 3 万円の増額であります。前年度繰越金の増額補正でございます。

3 ページの歳出であります。

3 款諸支出金、1 項基金積立金 2 7 7 万 7 千円の増額であります。前年度繰越金剰余金について、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 1 0 号から議案第 1 2 号までの 3 件は会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第13 議案第13号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

議案第13号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に997万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、2ページと3ページをご覧ください。

歳入につきましては、1款1項財産売り払い収入にみづきタウン内の1区画と、城山団地内の1画の土地売却収入として997万1千円を計上するとともに、歳出においては1款1項土

地開発事業費に土地売り払い収入と同額の９９７万１千円を計上して、これを一般会計へ繰り出すものでございます。

以上よろしくご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第１３号は会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第１４ 議案第１４号 平成２３年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内明野総合支所長。

○明野総合支所長（堀内健二君）

それでは議案第１４号 平成２３年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明を申し上げます。

１ページをお開き願います。

まず歳入歳出予算の補正でありますけども、予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５８８万１千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ２，３４７万円とするものでございます。

２ページをお開き願います。

まず第１表 歳入歳出予算の補正でございますが、まず歳入であります。

3 款の繰越金でございますが、1 項朝神財産区繰越金につきましては、額の確定に伴いまして 3 9 2 万 2 千円の追加をするものでございます。

それから 2 項の大平外壱字恩賜林保護財産区繰越金につきましては、額の確定に伴いまして 6 5 万 5 千円の減額を行うものでございます。

4 項の金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区繰越金につきましては、額の確定に伴いまして 1 9 万 8 千円を追加するものでございます。

5 款の繰入金でございますけども、1 項朝神財産区繰入金につきましては、2 千万円の減額であります。基金からの繰入金を減額するものでございます。

それから 2 項の大平外壱字恩賜林保護財産区繰入金につきましては、6 5 万 5 千円の基金からの繰入金を追加するものでございます。

4 項金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区繰入金につきましては、基金の繰り入れをしないことによりまして、減額を行うものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出であります。

1 款の朝神財産区、1 項の管理費につきましては 1, 5 6 7 万 8 千円を減額するものでございます。事業の確定に伴いまして不用額の減額を、補正を行うものでございます。

2 項事業費についてであります。4 0 万円の減額であります。不用額の補正等に伴うものでございます。

それから 4 款の金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区であります。1 項管理費につきましては 1 9 万 7 千円を追加し、基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 1 4 号は会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 4 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 1 4 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第15 議案第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小尾高根総合支所長。

○高根総合支所長(小尾善彦君)

議案第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億846万7千円とするものでございます。

内容であります。山梨県恩賜林保護団体連合会、峡北支部事務局兼高根財産区連合会事務局職員の人件費の確定により財産区の負担金を減額するものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入であります。2款財産収入、1項念場ヶ原山恩賜林保護財産区財産収入、2項石堂山恩賜県有財産保護財産区財産収入、3項清里財産区財産収入の合計64万2千円の減額であります。財産貸付収入および生産物売り払い収入を減額するものでございます。

歳出であります。1款念場ヶ原山恩賜林保護財産区、3項諸支出金、2款石堂山恩賜県有財産保護財産区、4項諸支出金、3款清里財産区、1項管理費の合計64万2千円の減額であります。負担金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第15号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 議案第16号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内明野総合支所長。

○明野総合支所長(堀内健二君)

それでは議案第16号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ92万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ3,583万3千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正であります。歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項基金繰入金でございます。489万8千円の減額でございます。基金からの繰り入れを減額するものであります。

4款繰越金でございますが、1項繰越金につきましては582万5千円。額の確定に伴いまして、追加をするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款事業費でございますが、1項計画調査費につきましては92万7千円の追加を行うものでございます。これは県営の土地改良事業費の確定に伴う負担金でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、ご議決をいただきますようお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第16号は会議規則第37条第3項の規定により、委

員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第16号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について((仮称)武川コミュニティセンター建築主体工事(明許))を議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第42号 工事請負契約の締結について((仮称)武川コミュニティセンター建築主体工事(明許))でございますけども、請負契約を締結したいので規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としては、(仮称)武川コミュニティセンター建築主体工事、明許繰越をこれはするものであります。

契約の方法としては、これはこの工事としては地元企業も参画できるようにということで2社のJVとして一般競争入札を行ったものでございます。

契 約 金 額 3億2,319万円

契約の相手方 山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号

早野組・鈴建(仮称)武川コミュニティセンター建築主体工事共同企業体

構成員の代表者 山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号

株式会社早野組 代表取締役社長 早野潔

構 成 員 山梨県北杜市小淵沢町451番地

株式会社鈴建 代表取締役 鈴木隆一でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第42号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第18 議案第43号 工事請負契約の締結について(北杜市役所耐震化事業新館建設工事(明許))を議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第43号 工事請負契約の締結についてということで、北杜市役所の耐震化事業新館建設工事、明許繰越のものであります。

同じく請負契約を締結したいので、規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としては、北杜市役所耐震化事業新館建設工事(明許)でございます。

契約の方法 随意契約。公募型のプロポーザルとして、行ったものでございます。

契約金額 3億1,101万1,050円

契約の相手方 山梨県韮崎市円野町上円井3139番地

株式会社内藤ハウス 代表取締役 内藤篤でございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第４３号は会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第４３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は３月１４日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前１１時３３分

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 4 日

平成24年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成24年3月14日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 内田俊彦君
日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 千野秀一君
明政クラブ 保坂多枝子君
市民フォーラム 篠原眞清君

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（37人）

市長	白倉 政司	副市長	堀内 誠
総務部長	名取 重幹	企画部長	比奈田 善彦
市民部長	伊藤 勝美	福祉部長	原 かつみ
生活環境部長	坂本 正輝	産業観光部長	石原 啓史
建設部長	深沢 朝男	教育長	小宮山 英人
教育次長	大芝 正和	会計管理者	由井 秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水 春昭	明野総合支所長	堀内 健二
須玉総合支所長	中山 健教	高根総合支所長	小尾 善彦
長坂総合支所長	興石 君夫	大泉総合支所長	浅川 一彦
小淵沢総合支所長	浅川 明男	白州総合支所長	伏見 常雄
武川総合支所長	山田 栄明	政策秘書課長	坂本 吉彦
総務課長	菊原 忍	企画課長	神宮 司浩
財政課長	秋元 達也	地域課長	高橋 一成
管財課長	篠原 直樹	介護支援課長	唐木 美代子
健康増進課長	山田 武男	子育て支援課長	浅川 輝夫
福祉課長補佐	織田 光一	環境課長	土屋 裕
農政課長	梶村 宗弘	食と農の杜づくり課長	茅野 臣恵
道路河川課長	武井 武文	教育総務課長	岩波 信司
学校給食課長	五味 正		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 山内 一寿
 “ 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の代表質問で、明政クラブの保坂多枝子君から通告のありました質問の一部について、取り下げの申し出がありましたので報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜クラブ、105分。4番 明政クラブ、90分。5番 市民フォーラム、45分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、16番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して、代表質問を行います。

東日本大震災より1年が経過し、震災の傷跡はいまだ深く、復興に向けて「がんばろう日本」を合言葉に震災から立ち上がろうとする姿は、改めて多くの人々に感動と絆の大切さを痛感させました。ようやく復興庁が発足し、復興元年にふさわしい国の支援体制が整いつつあります。昨年12月定例会におきまして、私が質問いたしましたガレキ処理については、広域的な処理が国を挙げての実現へ向けて、舵取りがなされようとしているところでございます。

政治は現状を見据え、グラウンドデザインをしっかりと描き、実現に向けてまい進する。それが未来に責任を持つ政治であり、今、政治に求められているものは政治の結果責任であると考えます。

公明党は、今回の復興は人間の復興を基本理念とすべきと訴えてまいりました。北杜市においては、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて財政の健全化を柱とし、人と自然にやさしい施策の実現が内外ともに評価されているところであると思います。

エネルギー転換においては小水力発電、太陽光発電、そして新エネルギービジョンへと確実に日本を、世界をリードしていることと考えます。

23年度のみではございますが、子ども基金の運用によります。北杜市地域子育て創生事業による子育て支援団体への補助は、子育て支援団体の森のようちえんの皆さまの声を実現したものであり、地方分権の進む中、これらの北杜市独自の施策に期待するとともに、議員として

提案・提言を基調として、市政全般について問い質してまいりたいと考えているところでございます。

庁舎の有効活用について。

市民協働と男女共同参画による防災対策について。

合併特例債と基金運用について。

職員のうつ病対策について。

市民後見人制度について。

妊産婦の食育についての、以上6項目につきまして通告に従い、質問をさせていただきます。

まずはじめに、庁舎の有効活用についてでございます。

北館の庁舎におきましては、昨年の震災以降、耐震についてのさまざまな議論がされ、本定例会にも駐車場にプレハブ庁舎を建て、そちらのほうに移動するという提案がなされ、可決もされたところでございます。

さまざまな議論があったわけではございますが、庁舎としての防災機能、そして職員の命を守るために、それがやがて市民を守るためにという思いで議会も理解したところだというふうに考えているところでございます。

そこで何点か、質問させていただきます。

北館の庁舎につきましては、たしかに老朽化、耐震性には問題があるところでございますが、そうはいってもまだまだ、有効的に利用すべきではないかというふうに考えているところでございます。あらゆる角度で検討すべきと考えます。

そこで何点か、質問させていただきます。

北館から今度の新しいプレハブのほうへ移動するというところでございますが、どうしても各所管課におきましては、資料等の保管場所については手狭になってしまうというふうに考えるところでございます。そしてやはり近いところに資料等があったほうが私は非常に便利だというふうに考えるところでございますので、資料の保管場所としての活用をいかがお考えか、質問いたします。

次にこの庁舎内においては、倉庫といわれるようなものが非常に少のうございます。そういったことで、いろいろな機材や機械等におきましてはどうしても各支所に置き、少々機材等をこの本庁に有しているところであります。

2番目といたしまして、草刈り機や、また倒木等がございますと建設部におきましてはチェーンソー等をすぐに持って行って、そこで処理をするというようなこともございます。そんなことで、チェーンソーと機材倉庫としての活用について、いかがお考えか伺います。

また3番目といたしまして、現在、凍結防止用の塩化カルシウムはこの庁舎内にはそんなにございません。そうなると有事の際に、それを持っていこうということになりますと、どうしても遅れるということでございますので、資材倉庫としての活用をいかが考えているか、お伺いいたします。

そして4番目、この庁舎には印刷物でありますとか、いろんな一時保管をしなければならない。雨ざらしにはできない物品等が当然、搬入がされてまいります。それらの物品の一時保管所としての活用はいかがお考えか、お伺いをいたします。

5つ目といたしまして、北館東側入り口付近に緊急時資機材等の搬出車輛の配置について、お伺いをいたします。どうしても雨、そして雪の折には資材搬出用の車両が必要となったとき

に濡れていては、なかなか職員等もすぐに出て行く、またそれらをすぐに対応するというのに遅れてしまうというふうに考えますので、質問いたします。

2項目といたしまして、市民協働と男女共同参画による防災対策について、お伺いをするところでございます。

国の基本計画に基づきまして、防災計画等は市が立てているところでございます。しかし、東日本大震災は多くの傷跡と教訓をもたらしました。防災対策のあり方、そして地方自治体は住民との連携および絆の大切さ、そして今、盛んに叫ばれているのが女性の視野、観点に立った避難所の対応など、今後の課題がたくさんございます。防災計画等の見直しが各地で叫ばれているところでございます。

そこで何点か、質問させていただきます。

1番目といたしまして、北杜市が3月11日、昨年、まず最初にしたことは、停電もありましてその対応もございましたが、独居老人の安否に奔走したわけでございます。1番目といたしまして、独居老人および要介護者の安否確認について、介護施設等との連携をとってされたらいかがかということについて、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、本市においてはボランティアポイント制度というのを今、制度として施行しているところでございますが、これは介護施設に対してのボランティアでございます。このボランティアポイント制度を拡充いたしまして、これらを安否確認、そして情報提供のツールとして、いまや1人が1台は持っている携帯電話、つまり情報提供を携帯のメールボランティアの推進という形で登録をされて、当然、それにはいろいろな要綱、協議等をしなければなりません、それらの方々に安否確認をしていただいたり、またそれらのほかのいろいろな状況等をお聞きするのは、やはりスピーディな対応ができるではないかというふうに考えますので、これについて、いかがお考えかお伺いいたします。

3つ目といたしまして、今、東北の地域で震災後の対応について、盛んに叫ばれていることが、どうしても防災といいますと男性というイメージが強うございます。市の主催によります男女共同参画社会の実現のための会合におきましても提案がございました。私が思うには、やはり女性の観点、視点を生かした防災計画でなければ、今後ならないというふうに考えるところでございます。

それらをふまえて、女性防災会議の開催と模擬避難所訓練の実施について、いかがお考えかをお伺いをいたします。

3項目といたしまして、合併特例債と基金運用についてお伺いをいたします。

昨年の3月、私は財政の運用について、戦略的に考えたらいかがかという提案を何点かさせていただきました。その中で非常に財政課としては、いろいろな面でご苦勞をいただきまして、そして基金の積み上げや借金の返済が、今の現状になったというふうに考えているところでございます。

財政健全化計画に基づきまして財政の健全化に北杜市は努めてまいりましたが、毎年マイナスシーリングを10%、5%と各事業課、各担当課に課しまして検討してきたのが現実でございますし、国が奨励する繰上償還につきましても期限以前にすべてを返し、その後は縁故債等の借り換えもしてまいりました。人件費の削減もしてまいりました。公有財産の売却もネット上にのせましてしてまいりました。そしてなんと臨時財政対策債も本年は、結局は借りずに対応してきたと。なみなみならぬ努力をしてきたというふうに思います。それは国も認められ、

市長も参議院の中で説明をしたところであると聞いております。

そこで2点、質問をさせていただきます。

やはり弾力的な予算執行が可能な範囲で、合併特例債を極力借りないという考えではなくて、借りてもよかろうという考えを持ちながら、合併特例債を借入して予算執行。そして余剰分を今回も積み立てたわけですが、基金に積み立てて将来の資金ショートに備える準備はいかにお考えか、お伺いをいたします。

そして2番目といたしまして、可能な限り基金は統廃合、1つにして、大きいパイにしてそれぞれの基金額を増やした中で基金運用を図ることが賢明だと考えますが、いかにお考えかお伺いをいたします。

4つ目といたしまして、今、全国で叫ばれていることですが、うつ病に対してでございます。職員のうつ病対策について、お伺いをいたします。

非常に過度のストレスは誰人にとっても、うつ病の引き金になり得るといわれているところでございます。あの人が、あの人だったら大丈夫、そういうことはもはや私は神話ではないかというふうに思っていると思います。誰人でも、やはりその可能性は秘めているというふうに思っております。

公務員は公僕であり、住民との緊張の中で、その職務として守秘義務も含め遂行しなければならない、精神的に非常に厳しい立場に置かれていることと思います。それで、その解消のために何点か質問をさせていただきます。

合併前の町村によりまして、よく職員同士のコミュニケーションが、やはり小さいということもありまして図られておりました。スポーツをやるところもあり、またいろいろ懇親会をするところもあり、さまざまないい関係の仲を築いてきたというふうに思っております。しかし職員数も増えた、そして同じ、顔もよく分からないという現状の中で、まだまだ8年目の市が今、運営されているのではないかなというふうに思っています。

そんなことで、職員同士のコミュニケーションを図るために課対抗のスポーツ大会とか、なんらかの大会等を開催して親睦会、そしてお互いの理解を図るお考えはないでしょうか。これがやはり職場の環境の向上につながり、うつ病等を抑制するように私は考えるところでございます。

また2番目でございますが、現在どうしても各、私たちの庁舎というのは間仕切りがされておりまして、よく見えないところもありますけども、休憩時間にはやはり職員がどこといって集える場所がございません。冒頭でも述べましたが、北館も今回は空くようになると思いますので、休憩時間等に集えるコミュニティルームの設置のお考えはないかと。同好会もありますし、そういった方たちがミーティングルームとして使われていくのにもよいのではないかとというふうに考えるところでございます。

3つ目として、ここは医学的な問題になるかもしれません。うつ病対策としては、やはり早期発見・早期介入のさらなる体制整備が必要かなと思っております。本市におきましても、担当の職員の方に対応してもらっているところでございますが、さらなる充実についてお伺いをするところでございます。

5番目といたしまして、現在、後見人制度については非常に前向きに捉えられているように考えるところでございますが、本市としては市民後見人制度について、市独自として取り組んでいるところでございます。高齢者、障害者の権利擁護につきましては、現在は弁護士さん等

がその後見人として活躍しているところでございますが、近年の傾向といたしましては、そのニーズが高まりまして、後見人不足が問題とされております。そして財産管理のトラブルについても社会問題になりつつある現状でございます。

わが北杜市においては国のモデル事業にいち早く取り組んでおりますが、市民後見人制度の取り組みについては、平成23年度から着手しているところであると思います。23年は基礎講座を終了といたしまして、いよいよ24年になりますが、実施講座に移り、終了後、後見人として登録の予定があるそうでございます。かなり多くの方が、この講座に参加いただいているとも聞いているところでございます。

そこで何点か、質問をさせていただきます。

まず、市民後見人の権利擁護の範囲は。これは非常に難しい問題なのですが、財産管理までお考えかどうかでございます。後見人として、例えば身のまわりの手続きを、簡単な手続きをされるということについては、ある程度、講習等でよいのでございますが、財産管理となりますと、非常に法的な問題が出てまいりますので、どこまで市として、この制度について後見人の守備範囲、お考えか伺いいたします。

そして2番目といたしまして、これは国のモデル事業であります。モデル事業終了後の事業の継承については、どのようにお考えか伺いいたします。

そして1番目ともリンクするわけでございますが、この後見人になりますと非常に繊細な、さまざまな問題を対応しなければなりません。それらについて、後見人になっていただくためには広報等で周知をいたしまして、そして今、応募をして、この講座に臨んでいられると思いますが、その細かい対応についての周知についてはいかがお考えか。またこれから、どのように周知をしていくのか、伺いをするところでございます。

6番目、最後になりますが、妊産婦の食育について伺いをいたします。

食については食と農の杜づくりを設置いたしまして、北杜市は先進的な、斬新な対応をしていると思いますし、頑張っているというふうに認識をしていると思います。

北杜市においては食育に力を注ぎまして、教育ファームなど子どもから大人まで、生産者と土と太陽と水に恵まれ、内外から注目を浴びているところであると考えております。さらに今回、食育条例も今定例会に上程されております。各地の食育条例を拝見いたしますと、妊産婦を対象とした条例は、あまり見かけておりません。たしかに条例の中で見ますと、各地とも妊産婦に対しては、あまり光を当てていないのではないかというふうに私も考えたところでございます。

北杜市はなんといっても太陽、土、水に恵まれた素晴らしい環境にあります。そしてここで生まれ、育った人は私も含めてそうでございますが、母親の背中に背負われ、農作業を見ながら育ちました。当然、私も母のお腹にいるときは、農作業をお腹の中で一緒にしていたというふうに考えます。そういった思いは、ここで生まれ育ち、土と暮らした人たちにとっては非常に大きな財産であります。今の食育の考え方でいきますと、生まれてそこから教育をしてということでございますが、やはりお腹に赤ちゃんがいるときから食育という問題は取り組んでいくべきではないかというふうに考えているところでございます。

そこで4点、質問いたします。突発的な提案かもしれませんが、よろしく願いいたします。

1番目といたしまして、妊産婦および家族を対象とした野菜作りの講習会等を実施されたらいかがかというふうに考えます。

そして、これは私がつくった造語になるかもしれません。せっかく本市は助産師もいらっしやいます。本年も平成24年度も1名の採用を予算的に考えているところでございます。できれば助産師に法的に責任を負わすことはこれは厳しい問題とは考えはございますが、助産師等の指導のもとに、マタニティ農園の開園をしたらいかかというふうに考えるところでございます。言葉的にはマタニティ農園なんていう言葉ですけど、これは、私は例えばイチゴ狩りをしても、これはひとつの食育になるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。法の許す範囲にできる限り、こういったことを考えていくべきではないかなというふうに考えるところでございます。

次はもう当然のことでございますが、もうやっていると思いますけども、栄養士の指導のもとに、これもマタニティ食育講習会という、開催をしたらいかかと、実施をしたらいかかという考えでございます。いかがお考えかをお伺いいたします。

そして、最後でございます。食育条例もしくは計画に妊産婦の皆さまを位置づけていただきたい。これは条例が今回、提案されておりますが、計画については今後、実施をするわけでございまして、この中にそういったマタニティの皆さんも視野に入れながら対応していくことについて、お伺いをするわけでございます。

以上、6項目について質問させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

「がんばろう日本」、また政治は結果責任であるとの思いで、市政に対しても財政の健全化、新エネルギー、クリーンエネルギー、また少子化、子育て等、ご評価をいただき大変ありがたく思います。なお一層、市民が夢を持ち、持続可能、将来に責任を持てるような、しっかりとした舵取りをしてまいりたいと思います。

最初に庁舎の有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

資料の保管場所としての活用についてであります。

現在の北館は延べ床面積で約3,500平方メートル程度の広さがありますが、新館の面積については1,950平方メートル程度となる予定であります。新館建設については、本庁の耐震化のための最低限の投資であり、北館の機能をすべて新館に移すための十分な面積は、確保できていない状況にあります。このため当面、北館は補完的な施設として利用していく予定であります。事務室に収まりきらない資料の身近な保管場所としての活用も当然、必要になってくるものと考えております。

次に市民協働と男女共同参画による防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

女性防災会議の開催と模擬避難所訓練の実施についてであります。

東日本大震災では避難所での生活が長期にわたり、多くの課題が浮き彫りとなりました。その1つに、避難所生活でのプライバシーの保護が取り上げられております。市では今後、想定される東海沖地震等に備え、避難所でのプライベート空間を確保するための仕切りボードや女性の着替え・授乳などに利用できるプライベートルームの購入を、平成24年度に計画してい

ます。

今後も女性の視点に立った施策を実行するため、男女共同参画推進委員会や女性団体からのご意見・ご要望をいただきながら、防災対策を進めたいと考えております。

なお、避難所開設等の模擬訓練につきましては、市で開催する会場型総合防災訓練で実施したいと考えております。

次に合併特例債と基金運用について、いくつかご質問をいただいております。

将来の資金不足に対する準備についてであります。

これまで本市では、平成27年度以降の交付税の縮減に備え、財政健全化の取り組みを鋭意、進めてまいりました。元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債につきましても、後年度の償還額が大きく膨らまないように、市債の発行額を各年度の元金償還額の範囲内に抑制して、市債残高の削減に努めてまいりました。

また、その範ちゅうで市民の連帯の強化と地域振興に資するため、合併特例債を主な原資として、まちづくり振興資金を積み立てることとし、平成26年度末までに上限である40億円の積み立てを行うこととしております。この基金は、国が認めた将来の北杜市の市民の大きな貯金であり、地方交付税の段階的な縮減に対する大きな準備であります。

さらに事業の選択と集中を行うとともに、積極的な繰上償還や臨時財政対策債の借入抑制等を進めることによって、その結果、生じる余剰財源を公共施設整備基金等の諸基金への積立や、さらなる繰上償還に充ててきたことにより、平成24年度末の全会計ベースの基金残高は137億円に、市債残高は828億円となる見込みであります。

今後もこうした取り組みを進めることにより資金不足に対する準備を進め、併せて財源の確保に努めてまいります。

次に市民後見人制度について、いくつかご質問をいただいております。

市民後見人の権利擁護の範囲についてであります。

市民後見人は、判断能力が不十分な方々を身近な地域で支える人材として、日常生活でのさまざまな契約などのお手伝いを行う、身上監護について活動していただくことを想定しております。また財産管理については、先行する自治体の動向や関係機関等からの意見を伺いながら、今後、慎重に検討してまいります。

次に妊産婦の食育について、いくつかご質問をいただいております。

野菜作りの講習会の実施についてであります。

市では保育園児および小学生を対象とした教育ファーム事業をはじめ、さまざまな食育事業の実施により、食育の推進を図っているところであります。成人を対象とした事業につきましては、旬の野菜作り教室を実施しております。この教室は農作業体験を中心とした事業であることから開催時期・場所が制約されております。今後、野菜作りの講習会等の開催につきましては、ニーズに応じて検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

職員のうつ病対策について、いくつかご質問をいただいております。

ストレスが原因とみられるうつ病も含めたメンタル不調者の増加は、今や社会問題といっても過言ではありません。このため、本市におきましても職員のメンタルヘルス、いわゆる心の健康を維持する対策とし、平成20年度から嘱託看護師1名を産業カウンセラーとして雇用しております。

産業カウンセラーは、職員個々の希望によるカウンセリングを行い、精神的な異常を早期に発見し、職員の心身の健康維持を支援しております。また、すでにメンタル不調となって医療機関で受診している職員に対しましては、主治医への同行受診など早期に介入を図り、重症化を防ぐ対策を行っております。さらにメンタル不調者への対応を学ぶため、各種研修会への参加を積極的に行い、職員の知識習得や意識向上を図るとともに、市独自の研修会を開催するなどメンタルヘルス対策に努めております。

また、心身の疲れを癒すために年次有給休暇や夏季休暇などの積極的な取得の推進や職員福利厚生会で行っている健康管理を助成する事業など、積極的な活用を図るよう努めております。さらに職員組合加入組織が行っております各種事業などについても、組合員の心の健康づくりの一環であると理解しております。

今後もメンタル不調に早期に気づき、適切な対応ができるよう安全衛生管理者や産業医などで構成されている職員安全衛生委員会を中心に、職員同士のコミュニケーションを図る催しもの、あるいは休憩時間に利用するコミュニティルームの設置など、具体的な事項につきましては検討を行い、メンタルヘルス対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

庁舎の有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、機材倉庫や物品の一時保管所としての活用についてであります。

今回の新館建設工事に伴い、駐車場の減少が懸念されることから、現在、工事を行っている職員駐車場の中央を流れる水路の改修と、議場の南側にある倉庫の解体を予定しております。このため倉庫に収納している草刈り機、チェーンソー、凍結防止用の塩化カルシウム等については、北館へ移動する予定となっております。また、物品等の一時保管所としての活用も行っていきたいと考えております。

次に、緊急時資機材等搬出車両の配置についてであります。

新館建設工事に伴い、公用車の駐車位置についても変更が予定されておりますので、効率的な配置計画としてまいりたいと思います。

次に、基金の統廃合と基金運用についてであります。

本市では、昨年4月に学校建設等基金を公共施設整備基金に統合することにより廃止し、今議会では、土地開発基金の廃止を上程することとし、公共施設整備基金に現金分を統合することといたしました。

本来、基金は特定の目的のために設置されるものでありますけれども、学校建設等基金の公共施設整備基金への統合のように、基金規模を大きくすることによって資金運用の円滑化等を図ることや、今回の土地開発基金のように未利用地の処分促進のために基金の統廃合を行うなど、

今後も基金のあり方を考える中で必要に応じ統廃合を行いながら、適切な基金運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

市民協働と男女共同参画による防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、独居老人および要介護者安否の確認についてであります。

昨年の東日本大震災のときには市内でも大規模停電が発生し、独居老人や要介護者の安否が心配されました。市内では、訪問や通所の介護サービス事業所による利用者の安否確認や市職員による各戸訪問を行いました。介護保険事業所の連絡会では、災害時の対応について情報や伝達方法の意見交換を行いました。今後は、さらに情報共有の方法等、具体的な対応について検討してまいります。

次に、携帯メールボランティアの推進についてであります。

携帯電話のメールは緊急時の連絡や情報提供には有効であり、携帯電話の高齢者の保有率も高くなっていることから、ボランティア活動への活用について今後、検討してまいります。

次に、市民後見人制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、モデル事業終了後の事業の継承についてであります。

平成23年度は、国のモデル事業である市民後見推進事業を活用したものであります。モデル事業終了後については制度活用について実態を把握し、事業の継続について検討してまいります。

次に、今後の周知についてであります。

成年後見制度や市民後見人制度についての正しい知識の普及については、今後もパンフレットや市職員による総合相談等の機会を通じて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

妊産婦の食育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マタニティ農園の開園についてであります。

妊産婦の適度な運動は肥満防止、体力向上、ストレス解消等の面において必要とされております。農園開設による農作業につきましましては、関係機関のご意見を伺う中で検討してまいりたいと考えております。

次に、マタニティ食育講習会の実施についてであります。

市ではママパパ学級や妊婦相談の実施により、育児知識や親になるための心構えの啓発に取り組むとともに、正しい食生活の習慣づくりの指導を実施しております。

今後も妊産婦およびその家族の食生活改善と意識啓発に向けた、食育推進事業の充実に努めてまいります。

次に条例、もしくは計画への妊産婦の位置づけについてであります。

安全な出産と産後の健康回復に加えて、生まれてくる子どもの健康づくりのため、妊産婦に対しての食育は必要であります。

国の第2次食育推進基本計画においては、家庭における食育の推進を掲げ、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導等の充実を図ることとされております。

条例案では、基本理念の1つとして市民の心身の健康の増進を掲げており、市の推進計画策定段階において、北杜市食育・地産地消推進協議会等、関係機関のご意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再質問を行わせていただきます。

2項目についてさせていただきますが、まず1つ目といたしまして、市民協働と男女共同参画による防災対策についてでございます。

先ほど答弁の中で、私は3点目といたしまして、女性防災会議の開催と模擬避難訓練の実施ということで質問をさせていただいたところでございます。

模擬避難訓練につきましては、今後、実施していくという方向で答弁いただいたところでございます。女性防災会議については、女性防災会議という名目ではなくて、今後の会議におきまして、各種女性団体の方々たちからご意見をいただくという答弁だったというふうに私は思っていますが、これはその女性団体なり、また女性の皆さんに防災に関する会議を開いたとき出席をしてもらうことが一番、私はよいと思っているところでございますが、そういったお考えなのでしょうか、確認をさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

内田議員の再質問にお答えします。

防災会議の女性を参画した会議ということでございますが、現在、防災会議というのは市の防災会議がございまして、現在はメンバー、女性がおりません。30名以上の構成メンバーでされております。

今後、それも女性の皆さんのご意見、あるいは視点が大事でございますので、参画の現場に加えるということを計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

あと1項目につきまして、再質問させていただきます。

合併特例債と基金運用についてでございます。

先ほどの答弁の中で平成23年度決算ベースが市の借金、起債については828億円、基金には137億円。これは合併時と比べまして、非常にハイペースでお金は貯めて借金は返しているという努力が、この数字に表われていると考えておるところでございます。

私は合併特例債は、私も町の議員をさせていただいた経緯がございますので、どちらかというとお金を借りていろんな事業ができるんだという感覚の中で私は合併して、その後、市議員に、今日に至っております。

しかし、今までの市の財政運用と言っているんでしょうか、戦略と言っているんでしょうか、それらを見てみますと、簡単に言うと健全化のために臨時財政対策債は借りなくて、今年度は対応しました。その結果というのはおそらく7年、8年、10年の間には必ず交付税として算入され、将来にわたって私たち市民を助けてくれる虎の子になると思います。

特例債はできれば借りなければいいんですが、いろんな特例債が充当できる事業に対して特例債を充当して、それによって資金が譲与できるのであれば、得ならば私は借りながら返したりということがいいというふうに考えております。この特例債について、そんなときは積極的にどんどん借りるというわけにはいきませんが、資金運用的に有利であれば、私は借りていくべきかなというふうに考えているところであります。そのことについて、1点だけ回答をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

合併特例債についてのお話でありますけれども、おかげさまで合併し8年を迎えているところでありますが、これまでの努力の中でご答弁したとおり、市債残高がマックスで合併時1,009億円あったものが828億円というふうな数字を見る運びとなりました。そんなことから、今まではできる限り、ともかく箱物については抑制せざるを得なかったという取り組みを中心的に進めてきた結果、こういった数字を見る運びになってきて、非常に順調な形の中で借金を減らしてきた取り組みになっているというふうに評価もされておりますし、またそういう自負もしておりますけれども、合併特例債につきましては非常に有利であると。交付税で70%バックしていただけるということで非常に有利ということでありますので、今後のこの期間も延びるやのお話もある中で、こういったものが有効に、やはり活用していくべきだろうということから、規定の範囲の中で合併特例債についても活用を十分に、優先的な活用を検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。あと1分30秒でございます。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

合併特例債について、くどいようでございますが、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

今、国の流れの中で合併特例債についての期間の延長ということが協議・検討されているし、今後、延びるか、これはまだまだはっきりはしておりませんが、延びる可能性が強いというこ

とになっていると思います。特例債はどちらかと言うと、先ほど企画部長の答弁の中で、建物を建てるようなものについて、合併をするからそれらの必要なものについてどうぞということが基本的になっておりますけども、そのほかにも合併特例債が適用される部分の事業というのは数々ございます。そうすると合併特例債の期間が延長するんであれば、やはりそれらは借りたほうが得なのか、借りないほうが得なのかということは、今後まだまだ協議・検討をしながら難しい、これは判断になるのかもしれませんが、これは私たちが生き残る1つの合併をした市の特例でございますから、最大限に私は生かすべきだと思っております。

それで当然、期間が延びた中でもやはり今後、それらについては考えを、先ほど聞きましたけども、どのような事業等にそれを充てていくのか、お考えを伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田議員の再質問にお答えしたいと思います。合併特例債につきましても非常に起債を充てるべく、事業というふうなものは限定もされているわけでありましたが、北杜市も600平方キロという大きな自治体でありますので、道路等も含めた中での整備も非常に今後もいろんな課題を抱えておるところであります。そういったものにつきましても社会環境整備、そういった部分での活用も今後、視野に入れながら有効活用を図ってまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

残時間10秒でございますが、よろしいですか。

（はい。の声）

関連質問もよろしいですね。10秒ですから。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行います。

昨年3月11日の東日本大震災と原発事故から1年が経過しました。日本共産党は改めて犠牲になられた方々と、そのご家族、関係者に深く哀悼の気持ちを表明いたします。そしてすべての被災者、とりわけ今なお避難生活を強いられている方々に心からお見舞いを申し上げます。

はじめに消費税10%への引き上げに、市として反対表明を行う考えについて伺いをいたします。

民主党・野田政権は社会保障と税の一体改革と称して消費税を2014年に8%、2015年10%に増税する大増税法案を成立させようとしています。多くの国民から、この計画に対する強い不安と批判の声が広がっております。同時に国民の皆さんが安心できる社会保障をどうやって再生・拡充していくのか、そのための財源をどうやってつくるのかについて、多くの国民が答えを求めています。

日本共産党は所得の少ない人に重く押し掛かる最悪の不公平税制、消費税の大増税計画に断固反対を貫きます。消費税に頼らず社会保障を再生・拡充し、財政危機を打開するために2月7日消費税大増税ストップ、社会保障充実、財政危機の打開の提言を発表いたしました。

1997年、橋本内閣は消費税5%への増税を強行いたしました。総額9兆円の負担増は景気をどん底に突き落としました。今回の消費税10%は、13兆円の増税と年金額の削減を含めると年間16兆円の負担増です。さらに昨年の国保税、今年4月から介護保険料、後期高齢者保険料の引き上げがされるなど、今この時期に消費税の引き上げは国民生活と経済に計り知れない打撃をもたらします。市として消費税の引き上げに反対すべきものと考えますが、市長の見解を伺います。

第2項目として、第2次行政改革大綱による市民負担の検討について伺います。

財政健全化計画では、平成27年度から合併による特例措置が段階的に縮減し、平成31年度までの5年間で、地方交付税が平成20年度の約106億円から約34億円もの大幅な減額となり、72億円になることが予想され、財政運営が極めて厳しい状況となるとしております。

しかし基金合計の推移は平成20年度末86億4,700万円、そして平成22年度末122億5,900万円となっております。その中で庁舎建設基金は平成20年度末7億2,200万円、平成21年度末11億2,400万円、平成22年度末15億2,800万円であります。

まず第1に、庁舎建設基金の目標額と建設年度をどのように検討しているか、伺います。

次に受益者負担の適正化を掲げています。平成23年検討、24年設定する、25年に実施するものとして、若い子育て世代に関係するものの中に保育料、放課後児童クラブ利用料が挙げられております。現在、月額1,500円の放課後児童クラブ利用料や第2子以降無料となっている保育料の引き上げが掲げられております。また23年、24年に検討、25年に設定するものに給食費が挙げられております。市民バス等の見直しでは保育園通園バスの整理統合、有料化と明記してあります。現行市内の通園バスは長坂、小泉、日野春、白州、武川保育園で運行しています。小中学校のスクールバスの整理統合も挙げられております。

また類似施設の統合が明記されています。保健センターの有効活用、デイサービスセンターの統合、介護予防拠点施設の統合であります。高齢化の進行で車を持たない、運転免許証を返した方も多くなっています。また、支所機能も年々縮小されています。高齢者の行動範囲は歩いて500メートル以内であるといわれています。買い物しても米など重たい買い物は車のサービスを受けないと買って帰れないのが実態です。必要とするサービスが近くで受けられる

のか、遠くになってしまう施設では高齢者の要望に本当に応えられるのか。この計画は多くの子育て世代、高齢者、市民に影響を与えます。計画のすべてをインターネットではなく文書によって市民に知らせることを求めます。また学校、保育園、地区ごとに説明会を開催する必要があります。文書の配布、説明会の開催について、どのように行っていくのか伺います。

第3項目に放射線測定を行い、子どもの健康を守ることにについて伺いをいたします。

東京電力福島原発事故によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がっております。現在の科学・技術では、原発から外部に放出された放射能を消去することも減らすこともできません。福島第一原発から放出された放射性物質は、ウラン換算で広島型原爆20個分（衆議院厚生労働委員会参考人質疑）という見解も出されております。

市として放射線測定を行い、子どもの健康を守る対策を求め以下、質問を行います。

私たちはこの間、測定器を使い、昨年11月より独自調査を行ってまいりました。もともと武川・白州地域は花崗岩質で自然放射線も存在しております。今回の調査で判明したことは、福島原発事故で放射性物質が大量に放出された放射性物質が、大量に空気中に存在するのではなく、そのほとんどが地表に降り積もっている状態で、雨が降ると一部に流れ堆積し高い値の線量になる場所があることであります。その場所は水が常時流れていない側溝で、枯れ葉などが堆積しているところでした。この調査から、子どもの健康を守るために次の対策を行うよう求めます。

1. 住民のための汚染マップを作成すること。
2. 子どもが近づく場所、ホットスポット対策として学校、保育園、通学路、公園など子どもが近づく場所、側溝などホットスポットになりやすい場所を集中的に調査すること。
3. 希望する市民に放射線測定器の貸し出しを行うこと。
4. 4月からの食品に含まれる放射性セシウムの新規制値に合わせ、給食食材の安全を確保すること。
5. 福島原発事故から1年が経とうとしています。今も福島県民の避難者は16万人、県外への避難者が6万人を超え、家族もばらばらでいつ戻れるか分からない状況が続いております。再びこうした事故が起これば、日本は壊滅的な状況になります。速やかに原発からの撤退が必要です。国に原発からの速やかに撤退、自然エネルギーの本格的導入を求めることについて、市長の見解を伺います。

第4項目に、子どもの医療費助成の中学3年生までの引き上げについて伺いをいたします。

歯科においては、一般的に小学校就学前6歳ごろに乳歯から永久歯、いわゆる子どもの歯から大人の歯への交換が始まります。個人差はありますが、最後の大人の歯が生え始めるのが12歳ごろだといわれています。

子どもの歯は大人の歯に比べて、その形態や構造などの理由から虫歯になりやすいといわれています。また、生え始めから2年くらい大人の歯は幼くて若い永久歯と呼ばれ、歯の質が未成熟のため、虫歯になりやすいといわれています。そして歯そのものの問題もありますが、虫歯予防のための歯みがきの技術が未成熟のため、虫歯になりやすいという問題があります。つまり中学3年生くらいまでは、虫歯になりやすいということになります。

お金がかかるからとの理由で、歯科受診をしなければどうなるのでしょうか。歯みがきの専門的な指導を受けないことで虫歯になり、早期発見もできず重症化し、痛みが出るころには神経をとらなければならない。最悪の場合は、抜歯をしなければならないということになり兼ねな

い状態になってしまいます。大人の歯、現在８０歳まで使う歯が中学生のときになくなってしまえば、大変な事態であります。子どものすこやかで明るい未来のためにも、中学３年生まで医療費の助成が必要であります。

中学３年生まで医療費の助成を求める市民の運動が広がっています。実現を求める市長宛ての請願署名が今、６千筆を超え届けられております。今議会請願には、地元の開業医の先生方も賛同しております。

中学３年生まで引き上げに約７、６００万円あれば実現できると発言しています。これは一般会計、本年度予算の２８６億円の０．２％の比率であります。北杜市は県内各市と比較して公債費率は高く、扶助費率は低くなっております。扶助費率を引き上げ、早期の実現を求めます。

以上、見解を求めています。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、消費税の引き上げへの見解についてであります。

少子高齢化の進展などにより、さまざまな問題が生じている現在の社会保障制度を維持・強化し、市民が安心して生活できる社会を実現することは誰もが望むものであります。一方で現在の日本の財政は、極めて厳しい状況にあると認識しております。

今後、国会において十分な協議がなされると思いますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に第２次行政改革大綱による市民負担等について、いくつかご質問をいただいております。

庁舎建設基金の目標額と建設年度についてであります。

庁舎建設基金は北杜市庁舎の建設のため設置し、来年度末で１１億４千万円余の積み立てを見込んでおります。市庁舎建設には、用地費を除き３０億円程度が必要と試算しておりますので、財政状況や合併特例債の期限等を勘案しながら、今後も積み立てを進めていきたいと考えております。また、本庁舎の位置決定について庁内検討委員会で検討を進めており、来年度には外部検討委員会を設置し検討を進めることとしているため、建設年度等についても、その中で検討を進めていただきたいと考えております。

次に放射線測定を行い、子どもの健康を守る対策について、いくつかご質問をいただいております。

原発からの速やかな撤退と自然エネルギーの本格的導入を求めることについてであります。

国においても脱原発依存と安定供給の両立に向けた議論が進められているところであり、エネルギー問題は日本のみならず全世界で一丸となって考えていくべき、重要課題であると認識しております。思えば北杜サイトもそんな思いで国に提案して、NEDO委託の研究所、そして今、発電所として世界中から注目されているというふうに思っております。

市では、地域資源を生かした自然エネルギーのトップランナーとして、今後も普及促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、子ども医療費助成の中学校３年生までの拡大についてであります。

中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願署名については、これまでに6千名余の署名による請願書の提出があり、重く受け止めているところであります。しかしながら、乳幼児等医療費に対する公費負担事業の全国での実施状況は小学校3年生までの市区町村も多く、山梨県の乳幼児医療費補助制度も通院が5歳未満、入院が就学前となっております。

また、市の歳入の大きなウエイトを占める地方交付税が平成27年度から段階的に縮減される厳しい財政状況の中、市では子どもの声が響くまち北杜を基本理念に掲げ、保育料の第2子以降無料化、出産祝金の支給、放課後児童クラブの低額な利用料など、特色ある子育て支援事業をさまざまな方面からバランスよく展開しているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

放射性セシウムの新規制値に合わせ、給食食材の安全を確保することについてであります。

給食食材の安全確保については現在、取り組んでいます地産地消の推進、調理方法の徹底等を引き続き実施するとともに、食材納入業者には地元産・県内産の食材納入をお願いしております。また、県外からの食材については検査証明書等の提出を求めるとともに、生産県のホームページ等で食材の安全確認を行っております。

なお、北杜市に納入している学校給食用牛乳については財団法人 山梨県学校給食会が放射性物質測定を定期的に行っております。また山梨県では、平成24年度に学校や保育園等の給食食材の放射線検査機器を購入し、食材の持ち込み検査を実施することとしていますので、定期的に食材の検査をお願いし、安全確保に努めてまいります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第2次北杜市行政改革大綱の周知等についてであります。

第2次北杜市行政改革大綱につきましては昨年、広報ほくと4月号から12月号で特集を組み、広く市民に周知を行ってきたところであります。また本庁、各総合支所においても文書を閲覧できるように対応を図っております。

今後、行政改革アクションプランに基づいた取り組みについては、内容や必要に応じて関係団体等に説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

放射線測定を行い子どもの健康を守る対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住民のための汚染マップの作成についてであります。

福島第一原子力発電所の事故発生以前から、環境放射能に関する継続的な測定は県環境衛生研究所に設置のモニタリングポストで行われており、事故発生以降の観測結果は事故発生以前

の測定値のおおむね範囲内となっております。

また事故発生以来、市内10カ所での空間放射線量や農畜産物などの測定も新たに実施されてきたところであり、その結果、山梨県内における測定値は、健康に影響の出るレベルの数値ではないとの見解が示されていることなどから、市内には汚染された個所はないものと考えております。

次に、ホットスポットになりやすい場所を集中的に調査することについてであります。

北杜市においては、これまでも国および県の行う調査結果等を注視しているところであり、また昨年11月、国において実施した航空機による広域調査でも、本地域における異常等は示されていないことなどから、現時点では市独自に検査を行う必要はないものと考えております。

今後も、これらの測定結果等を注視してまいりたいと考えております。

次に、市民への放射線測定器の貸し出しについてであります。

現在、市では放射線測定を行う機器を保有しておりません。このたび山梨県におきまして、長坂町にある県立酪農試験場内に新たにモニタリングポストを設置しておりますので、測定が開始された際にはそのデータ等も活用し、市民の皆さまからの問い合わせ等に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

再質問、最初に1点お願いします。消費税問題です。

消費税を10%に増税する政府の方針には最新の調査、12日付けの読売新聞でも反対55%、賛成40%であります。社会保障のためといいながら、社会保障の切り捨て策がずらりと並ぶ社会保障、税一体改革の中身に国民は不信感を強めております。経済への打撃に対する不安も広がっています。生活と生業の立て直しに奮闘している東日本大震災の被災者、被災中小業者にはとりわけ過酷な増税であります。自治体もその影響を受けます。今年度北杜市当初予算286億円。そのうち普通建設事業費29億9千万円、その他一般行政費85億6,300万円、合計115億円が消費税の対象になります。施設の建設費は事務用品の購入など、消費税の負担は現行5%では5億7千万円、これが10%の負担に引き上げれば11億円になります。実に市の扶助費の半額に相当してしまいます。これだけ市としても影響を受けるものであり、引き上げにきっぱり反対していくことを伝えていくことは必要ではありませんか。再度、見解を求めます。

そして行政改革大綱について、質問を行います。

今度の条例改正に介護保険料の改正があります。介護保険の策定委員会がありましたが、提案しているのは市の担当課であります。今回改正で新たに第7段階が設置されました。他の段階の引き上げと違い、新しく設定しているにもかかわらず、前年度比で124%の大幅な引き上げです。そして資料の最後に特に介護保険料額は外部に公開していない情報ですので、特に取り扱いにはご配慮をいただきますようお願い申し上げますと結んでいます。この第7段階に

該当する方は、納入通知書により知ることになるではありませんか。何も知らされず、この額に決まったから支払いなさい、高齢者の方々は今、年金が減らされている中で、今年の計画は家の壊れた個所の修理に使いたい、車を更新したいと考えていても突然の値上げで使えない。これはあんまりだと。こうした声になってしまうではありませんか、市民に十分、情報が伝わらないことは市への不安感が強くなってしまいます。こうしたことを今後、続けてはならないと考えます。

そこで、行政改革大綱では子育て世代を直撃する給食費、学童保育料、保育料、保育園の通園バスの有料化など、市民の知らないところで決められることがあっては、決してはならないと考えます。またデイサービスセンターの統合についても同じことがいえます。これらの課題はどのように対応していくのか、計画段階から市民に情報を公開すること。市民的な討論を行うことが必要であり、再度の見解を求めます。同時に市の財政再建を図ることは市民の合意を得た中で進めていくことが重要であります。市の使命は地方自治法第2条、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を広く担うものとするとしています。市民の暮らしが今、大変な中で新庁舎建設が計画年度までに必ず行わなければならないのでしょうか。建設を遅らせ、市民生活を手助けすることが今、必要ではないのでしょうか。建設年度を先送りする考えはあるかどうか、以上の2点について、まず質問を行います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

誰しも願うことです。負担が少ないほうがいい、サービスは高いほどいいというのは。しかし、たびたびこの議場でも言っていますけども、今、日本中が北杜市を含めて人口構成がご承知のとおりであります。ピラミッドだとか釣鐘状ではいいんですけども、白磁の壺みたいな人口構成になっているというところが、これからの舵取りの難しさをしていると思います。ですから、そういう意味で国も社会保障と税の一体改革ということの問題提起して、国会でも議論していると思うわけであります。

だから、先ほどの清水議員のご指摘のように社会保障は一層充実したい、誰にも願うところですよ。そしてまた財政の危機を打開したい。誰しも期待しているところですよ。この一体改革をしようというのが今、国会の議論だと思しますので、先ほど答弁しましたとおり、国がどういうふうな方向に進むのか、注視してまいりたいというのが今、率直な思いであるわけであります。

ただ、先ほど来言った人口構成の話ですけども、分かりやすく言えば一人の高齢者をお神輿のように抱えている。近い将来、2人で1人を抱えるようになる。さらに近い将来は、私が典型ですけども、あと20年すれば団塊の世代が福祉サービス、医療を受けなければならないという時代は、1人の生産可能人口が1人の高齢者を支えるような時代がくるということを考えたときに、くどいようですけども、どうしても社会保障と税の一体改革をしなければ、日本中、先が見えないぞということでありますので、今、国が盛んにそんな議論をしているわけですから、国の動向を注視してまいりたいと思っているわけであります。

それから私の立場として、あとは部長が答えますけども、庁舎の建設については、この前の

議会でもこの議論をしましたけども、できれば一日でも早く庁舎を、新しい市役所を造りたいというのは私も共通の思いであります。

しかし一言でいえば、まだそこまでの機は熟していないだろうというのが、今、率直な思いであります。でも建設基金だけは、あるいはまた広く、基金だけは将来の財政事情があまりにも大変だから、交付税をはじめとして、今、いろんな形で備えていこうという基金でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他は、それぞれ部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

清水進議員の再質問にお答えしたいと思います。

市民に情報を提供すべきだということで、それぞれ各計画の中でいろんな負担割合であったり、事業計画であったりということは、それぞれの中における各委員さんの構成による中で、内容については決められていくものでございます。その後については当然、いろんな媒体を使いながらも市民に周知を図っていく取り組みでありまして、決してその密室の中で決めていくというような位置づけにはございません。

それから庁舎の建設についても、建設年度をどのように検討していくのかということですが、先ほどの答弁の中でもお話ししたとおり、用地費を除いて30億円程度が必要になるんじゃないかという、おおむね試算ではあります。この問題につきましては、合併時の建設計画に位置づけられたものでありまして、24年度で外部の検討委員会を設置し、そこで決定を図っていくと。方向性を見い出していくということで取り組んでいくわけですが、東日本の大震災があったということから、状況というものも刻々と変わってきたということも言えるかと思います。そういった部分で今回ご理解をいただき、本庁舎のプレハブ庁舎ということで、基金の3億円程度の取り崩しもさせていただきました。そういったところへの財源を充てざるを得なくなったというふうな、この防災対策の中における緊急的な措置も講じなければならなかったということからしますと、今後、平成28年度ころにはおおむね30億円というふうな基金が積み立てられるだろうという、現段階では考え方であります。それらの見込みを含めながら、24年度から外部の委員さんたちをふまえた中で組織化をする中で議論、検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

子どもの給食について、お伺いをいたします。

市内に多くのお母さん方は子どもの健康、内部被曝について心配をしています。市に望む一番に放射能に汚染された給食を子どもたちに食べさせないでほしい、このことでもあります。そのため毎日の食材について精密な検査をし、放射線が検出されたもの一切使わない。まず、やはり保護者の方に給食食材、また先ほどホットスポットの話で、子どもたちの身のまわりの環境調査、内部被曝、外部被曝と科学的な検査を公表することを求めています。そうした観

点をぜひお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

清水進議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁を申し上げましたとおり、県のほうでも前倒しで4月から放射性の物資の検査をするということになっておりますので、それに向けて定期的に県のほうにもお願いして、食材の検査をお願いしたいというふうに考えております。

この食材につきましては、実際の給食現場には当日、あるいは前の日にそれぞれ食材が持ち込まれますので、リアルタイムでその場で測るということは現在、ほかの市でもできておりませんので、順次この県のほうの検査をお願いしてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水進君。

○4番議員（清水進君）

では最後に、子どもの医療費についてお伺いをいたします。

県内で今年度、新年度予算が各市のが山日新聞で報道されました。扶助費で比較してみると、北杜市は7.9%で県内の最低であります。次に低いのが11.6%です。北杜市の286億円の規模は甲府、笛吹に次いで財政規模が大きいものであり、扶助費の拡大、ぜひ中学3年生までの医療費助成がパーセントを増やせばできると考えますが、最後にその点をお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

全予算に占めます扶助費の割合ということで、北杜市の場合につきましては今年度7.9%。他の市町村につきましては10%を超えているとか、20%超えとかというふうな現状になっております。ただし、この扶助費が占める割合が高くなればよいという観点ではなく、私たちがこの扶助費を下げる、いかにしたら下げて財政健全化につなげたいかというふうな観点も持っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はございませんか。

よろしいですね。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

北杜クラブを代表して質問をさせていただきますが、まずは冒頭に東日本大震災により被災されました皆さまに、心よりのご冥福を祈り、お見舞いを申し上げます。

1年が経過したとは申せ、あまりにも甚大な被害の前には心の傷と合わせ、復興には気の遠くなるほどの時を要することが、ただ明らかになっただけのようには思います。政府の国難に対する明確な復興策により、一日でも早く平穏な元の生活に戻れるよう願うばかりであります。

質問に入ります。最初に、住民意識調査をについて伺いいたします。

平成16年、バラ色の新市建設計画からスタートした本市は財政健全化法の施行に伴い、借金が1,009億円もあるということ公表。このままでは夕張になるのではないかと新市民は騒然となり、市長もこのことをことあるごとに市民に訴え続けておりました。まさに重篤な症状であり、緊急処置が必要な症状でありました。そして今、北杜市誕生から7年半、小淵沢町との合併から満6年、そして市の青写真でもある総合計画策定から前期の5年が経過しました。しかし、この間の世界経済は大恐慌であり、国内経済もまた急激に悪化し、国民は政権交代という戦後政治の大転換も行いました。そして昨年、想定外の大災害。市民にはそれぞれの立場で、それぞれの思いがあろうと思われまふ。一番身近な市政においても、この大変な難局を乗り越えようと全市民一丸となり、我慢と協力のもと268億円もの改善成果と併せ、多くのユニークな施策に対し、県内外や外国からも評価をいただいているその一方で痛み、不具合の訴えもあります。そこで今、地方分権を推進するにあたり、以下伺いをいたします。

これまでの住民ニーズの把握のための、広聴活動の施策とその評価について伺います。

次に住民意識調査の実施をについて、伺います。

本市では平成17年、合併前の小淵沢町民も含めて4,700名に対し、15項目の住民意識調査を行いました。そしてその結果は、総合計画策定に反映されたものと思われまふ。しかし調査から7年。当時からは想像もつかないほどの状況に置かれている、声を挙げない声なき声の把握が市民のための市政運営には欠かせないものと考えまふが、お考えをお伺いいたします。

次に事業仕分けの本格導入について、伺いいたします。

昨年度、実施した市の事業数は301と聞いております。その庁内評価が示されました。中には、合併前の旧町村時代からのさまざまな事業も多く含まれております。本年1月、試行的に2つの大きな事業を対象に、公開の場で事業仕分けが行われ、24年度には本格導入していくと伺っています。総合計画の後期計画がスタートするにあたり、将来を見据えて十分な市民ニーズを捉えた財政的にも効果の高い結果が求められます。そこで伺います。

対象事業の抽出方法は、どのようにいたしますか。

2. 事業仕分けの結果の公表と施策への反映はどのように行いますか。

次に、少子化対策について伺います。

国においても少子化担当大臣まで置き取り組みを図っておりますが、その減少に歯止めはかかっておりません。そんな中、本市においてはふるさと存亡の危機と捉えた部課を横断・連携

しての他に類をみない数多くの施策に取り組んでいることを承知しています。財政の健全化も待ったなしではありますが、脳みそに汗をかき知恵を絞りに絞った結果の施策であり、そのことが成果として表われてきているとのこと、職員の熱き思いも強く感じられるところであります。

その中、特筆すべき事業が保育料の2子以降の無料化でありましょう。合わせて原則生後6カ月以降の子どもの受け入れも可能としており、大きな費用がかかっていますが、保護者家庭に対する生活設計とも相まって、費用対効果も多岐に及び絶大な効果があります。まさに先進的施策と評価するところであります。そこで現時点での数多くの施策の検証や養育世代への支援策のあり方も含めて、お伺いをいたします。

少子化対策対応の取り組み部課と総事業数について、お伺いします。

2番目、少子化対策対応の本市独自および県内数市ほどで取り組んでいる諸施策の総経費と、その成果についてお伺いいたします。

3番目、少子化対策対応の医療費助成の拡大に対する見解をお伺いいたします。

次に小中学校再編に伴う整備計画について、お伺いをいたします。

市立小中学校適正規模等審議会の答申が出されて丸3年、増富小学校が適正規模と児童の学習環境の充実を目的に、この4月から須玉小学校に統合。また現在、建設整備が進んでいる長坂地区も4つの学校が1つに統合、校名も新たに長坂小学校と決まり、学年ごと複数クラスを確保した市内で一番大きな小学校が25年4月開校となります。

新しい学校は校舎が新しいだけではなく、新しい教育コンセプト、そして基本理念があって当然であります。その新しい取り組みは新しい魅力を発揮しなければなりません。そのことをふまえて、以下お伺いいたします。

学区の拡大に伴う具体的な通学基準とスクールバス等の運行方法と、それに対する補助基準の内容についてお伺いしておきます。

2番目、長坂学校周辺地域の要望や開校に向けての通学路整備計画と実施状況、その進捗についてお伺いいたします。

3番目、高根地区の小学校再編計画の進捗状況をお伺いします。

4番目、中学校の再編実施計画の策定と進捗状況についてもお伺いします。

5番目、給食の食育教育としての推進策として、以前からお尋ねをしておりますランチルームの整備計画について、お伺いいたします。

6番目、小学3年生までの放課後児童クラブと児童館との連携策についてであります。

放課後帰宅までの時間、兄弟、姉妹等が離れた場所で施設に移動すること。あまりにも不合理、理不尽であります。このことへの対応について、お伺いをいたします。

次に、市に事務局を置く団体の自立について、お伺いをいたします。

総合計画には社会情勢の変化等に対応するため、みずから問題意識を持った自立に向けた支援をするとあります。そこで、お伺いします。

市が目指している各種団体の自立の方向性とは。そして、そのタイムスケジュールが分かっておりますら、それも教えてください。

2番目、活動資金の助成策と移行期間の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、指定管理施設の指定についてをお伺いいたします。

公の施設にはそれぞれ設置目的があり、今日まで維持管理がされてきました。その多くが地域住民の生活・福祉の向上のためのものであり、一概に費用対効果だけでは図りきれないもの

と思われます。施設に対する地域の思い入れに鑑み、以下お伺いいたします。

本制度実施時、経過措置が設けられ指定期間も3年、5年がありました。3年では管理者が経営ノウハウの蓄積、サービス向上のための設備整備や備品購入などの見極めが難しく、十分な施設活用の支障となります。このことにより、柔軟に契約の期間を長くする考えはございませんでしょうか。

2番目、協定の事業計画の遵守は極めて重要あります。その指導、監督は主にどこがどのように関与し行っていくのか、お伺いします。

3番、公の施設は市民の雇用の場としての取り組みもできると思います。その考えをお伺いいたします。

4、この公の施設は市の財源、特に法人税ですとか市民税としての考えがあらうかと思いますが、それをお伺いいたします。

5番目、市内の指定管理者になり得る団体の育成の考えはありますか。これをお伺いします。

6番、指定管理者の公募、公告の期間が1カ月あります。その期間を延ばす考えはありますか。

最後に、中部横断自動車道建設整備についてお伺いします。

甲斐の国から駿河へ。甲斐の国から越後へは戦国時代からの山梨県民の宿願であります。日本の中心に位置するといってはみても、周囲を堅固な山塊に囲まれた本県は山に抱かれているという反面、一方には閉塞感が共存しており、都会に対する憧れと広い海原への憧れは心の深いところに誰もが持っています。

歌手ユーミンの「中央フリーウェイ」は、中央道が山梨に向かって延びてきたころの名曲であります。田舎の若者が職と刺激を求めて都会に出て行った時代でありました。やがて中央道全線開通により北巨摩から4、5時間もかかっていた東京が2時間以内にまで短縮され、その大動脈を通り多くの産業が、また大きな雇用を伴って入ってきました。それは若者の定住と都会からの移住者も含め、人口減少、貧困を食い止め、山梨の活性化へと大きな富をもたらしました。今でこそ「週末は山梨にいます」などといいますが、まさに夢が叶ったであります。

この恩恵を考えたとき、国道52号線地域の進捗はすでに地域の活力向上が表われ、国道141号線沿線も同様、早期整備が必要とされ、佐久から山梨に向かっての取り組みがされております。そこで中央道との取り付け自治体としての市の考えをお伺いいたします。

1. 期待される効果は。

2. 市内の貴重な宝である環境・景観への配慮と、その整備にあたっての要望は。

以上であります。質問たくさんありますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

住民意識調査について、いくつかご質問をいただいております。

広聴活動の施策と、その評価についてであります。

広聴活動につきましては幅広い市民意見の集約のため、市長への手紙や市政報告会などを実施しており、過日は初めての試みとして市政報告会の休日開催を行ったところであります。さらに、第1次北杜市総合計画の策定時には住民意識調査を実施し、後期基本計画の策定時には市民の代表の皆さまにより構成された審議会でご審議をいただくとともに、パブリックコメントにより広く市民の皆さまのご意見を求めたところであり、こうした広聴活動により市民ニーズの把握に努めてきたところであります。

次に少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

子ども医療費助成の拡大についてであります。

子ども医療費助成の拡大については、多くの方からの改善を求める請願署名の提出があり、重く受け止めているところであります。しかしながら市では保育料の第2子以降無料化など、特色ある子育て支援事業をさまざまな方面から、バランスよく実施しているところであります。

次に小中学校再編に伴う整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

放課後児童クラブと児童館の連携策についてであります。

現在、市内には13カ所の放課後児童クラブが設置されており、保護者の子育てと安心して働くことのできる環境などを提供するため、小学校1年生から3年生までを預かり、集団生活や遊びを通して、子どもたちの健全育成を図るとともに放課後の居場所を提供しています。また5カ所の児童館も設置されており、18歳までの子どもが自由に放課後等の居場所として利用することができます。このうち2カ所の児童館が放課後児童クラブと併設されており、事業内容等の連携を図っております。

そのほかに地域の方々のご協力により、小学生が学習やスポーツ・文化活動を通して、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を市内7カ所で月3、4回開催しており、放課後児童クラブと連携を図って実施しております。

子どもたちの健全育成と放課後の安全な居場所として、放課後児童クラブ、児童館、図書館などを小学生交通サポート事業を活用し、利用していただければと考えております。

次に市に事務局を置く各団体の自立について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市が目指す自立の方向性についてであります。

現在、市に事務局を置いている団体の中には自立するには時間がかかる団体もありますが、団体の自立の方向性については、設立趣旨に沿って規約等に則り自主的に運営していくものであると考えております。

また、活動資金の助成策については、第2次北杜市行政改革大綱で、平成25年度を目途に各団体の自主運営を促進することとしております。しかし、各種団体・組織の高齢化等、課題も多く、また市民密着型の行政を推進していく必要もあることから、今後も自主運営に向けた取り組みに助言等を行ってまいります。

次に指定管理施設の指定について、いくつかご質問をいただいております。

指定管理者の指定期間についてであります。法令上、特段の定めは設けられておりません。

指定期間は、あまり短いと指定管理者のノウハウが十分に発揮できないという問題があります。また、ある程度の期間の中で、指定管理者による管理が適切に行われているかを見直す必要があることから、長期間の指定も適当でないものと考えております。このため、本市においては指定管理者制度にかかる運用指針を定め、標準的な指定期間を5年としているところであります。

次に中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道に期待する効果についてであります。

本市においては、合併以前から地域発展に大きな効果をもたらすものとして、関係市町村と連携する中で整備促進に努めてきたところであります。

中部横断自動車道は、静岡県静岡市から長野県小諸市を結ぶ総延長132キロメートルの高速自動車道路で、全線が整備されますと東名、新東名、中央、関越、北陸の5つの高速道路が有機的に連結されることから、日本海および太平洋の臨海地域とのネットワークが構築され、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの形成、さらには沿線地域の活性化に寄与するものと期待しております。特に、これまで本市を訪れる観光客は関東近郊の比較的近距離の方でありましたが、今後は中・遠距離エリアからの集客も見込めるため、周辺の観光地においては、互いに連携を図る中で、さらなる発展が期待できるものと考えております。

また、東海地震による重大な災害の発生が危惧される当地域において、中部横断自動車道は広域的防災体制を強化するとともに、緊急輸送路としての役割を担うなど、防災や住民の安全・安心に大きな役割を果たすものと思われれます。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校再編に伴う整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学基準とスクールバスの運行方法や補助基準についてであります。

平成23年5月に設置しました長坂地区4小学校の校長、教頭、教務主任およびPTA代表者で構成する（仮称）長坂統合小学校校名等検討会において検討をいただき、長坂地区区長会などの説明を経て、原則として通学距離がおおむね2キロメートル以内は徒歩通学とすることとしました。

また長坂小学校区は従前の通学方法とし、日野春小学校区は徒歩通学と2台のスクールバス、秋田小学校区と小泉小学校区は徒歩通学と2台のスクールバスを登校時は1便、下校時は2便運行することといたしました。運行するコースと乗降場所については、児童の安全が重要であることから保護者や学校等と協議し、PTA総会等において説明し、決定することとしております。

なお、通学補助につきましては、北杜市立小中学校児童生徒通学補助金交付規定はありますが、一部の児童は市民バスをスクールバスとして利用しておりますので、保護者の負担はありません。

次に、学校周辺地域の要望や通学路整備計画についてであります。

児童の安全な通学などを確保するために、PTA代表者や校長会などで組織されています北

杜市義務教育振興実行委員会や（仮称）長坂統合小学校校名等検討会、長坂地区区長会などから要望をいただいておりますので、企画部、産業観光部、建設部などと協議しながら通学路における歩道整備、防犯灯や通学路表示看板の設置、交通指導員による指導などを計画的に実施していくこととしております。

いずれにいたしましても、長坂統合小学校への取り組みは、今後の市内小中学校統合のモデルとなると考えております。

次に、高根地区の小学校再編計画の進捗状況についてであります。

平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画におきまして、高根地区については、第1段階として高根清里小学校を除く高根東、高根西、高根北の3小学校を統合することとしています。

今後の小中学校の統合を行っていく過程においては、市民に北杜市の小中学校の現状を周知することが重要であると考えております。このことから北杜市の児童生徒数の現状と推移、各小中学校の課題、北杜市小中学校適正配置実施計画などを平成23年6月から広報ほくとにシリーズで掲載しているところであります。

高根地区の小学校統合にあたっては、地域や保護者などと話し合いを進めていくことが重要と考えておりますので、長坂地区同様に定例教育委員会において検討しながら、基礎資料を作成し対応してまいりますが、現在の小学校の位置が高根地区の地理的中心地でないこと、高根東小学校と高根西小学校は同規模であることなどの課題もあることから、市内の中学校統合も考慮しての計画も想定されるところでありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

次に中学校の具体的な再編実施計画の策定と関係者との調整など、進捗状況についてであります。

中学校の統合につきましては、北杜市立小中学校適正配置実施計画におきまして平成25年度を目途に配置案を作成し、保護者や市民、関係機関等に提示しながら検討を進めていくこととするとしておりますので、高根地区の小学校統合と同様に基礎資料の作成の検討を行っているところであります。

広大な面積と標高差がある北杜市において、各町にある中学校の統合は徒歩や自転車通学の生徒数割合が低くなり、通学方法や通学時間、地域の理解などの課題がありますので慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、食育教育としてのランチルームの整備計画についてであります。

現在、北杜市では給食を提供していない甲陵中学校を除く23小中学校のうちランチルーム、もしくはランチルーム形式で給食をとっている学校が小学校4校、中学校3校あります。食育教育は、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることであり、学校のみならず、家庭や社会全体のテーマとして捉えなければならないことでもあります。その中で、食堂など食事の環境等を整備することは、食育教育を推進する上においても重要と考えておりますので、空き教室などを活用しての異学級、異学年による実施などを学校関係者と協議してまいります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに住民意識調査の実施についてであります。市民ニーズ把握のため第1次北杜市総合計画策定時に実施したところであります。住民意識調査は、各種計画の策定時にも必要に応じて行っていることから、今後も機会あるごとに市民ニーズの把握に努めていきたいと考えております。

次に事業仕分けの本格導入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、対象事業の選出方法についてであります。

事業仕分けの対象とする事業の選定につきましては、事務事業評価結果において、見直しや統廃合等の評価となった事業を対象に選定していきたいと考えております。

次に、来年度行う事業仕分けの結果の公表と施策への反映についてであります。

事業仕分けの結果の公表につきましては、仕分けの場を公開していくとともに、市ホームページや広報紙等で広くお知らせする予定であります。また、施策の反映につきましては、次年度以降の予算等に反映させてまいりたいと考えております。

次に指定管理施設の指定について、いくつかご質問をいただいております。

まず、指定管理者への指導監督についてであります。

協定にかかる業務についての総合窓口と指導監督は企画部管財課となっておりますので、事業計画の内容確認と承認、管理実績の評価等、的確な状況把握に努めながら施設所管課と情報を共有して、連携を図りながら各施設の目的に沿った指導監督にあたっているところであります。

次に市民の雇用場としての取り組みについてであります。指定管理者と協定を締結する際、業務仕様書において現雇用者への配慮を位置づけているほか、地域雇用の拡大に協力をお願いしているところでございます。

次に、市の財源としての考えと対応についてであります。

指定管理者は、法人その他の団体であることから、公の施設を管理運営する一事業者として適切な経理、申告義務を果たしていただいているものと認識しております。

また、事業を展開する中で収益が生じている施設については、指定管理者との協議により市納入金を納めていただいているところでございます。

平成23年度においては28件、1億712万2千円の市納入金が予定されておりますが、指定管理施設は公の施設であり、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることから、収益を市の財源として期待することは考えておりません。

次に、市内指定管理者の育成についてであります。

施設が整備された経緯等から、特定の団体を指定管理者として指定する場合は、非公募により選定を行っているところであり、それぞれの団体の自主的な経営を尊重し、地域と指定管理者の連携による施設の有効活用と地域の活性化が図られるよう、努めているところであります。

次に、公募の期間についてであります。

本市では、運用指針で定める基本的なスケジュールに沿って、例年7月のおおむね1カ月間で公募を行っているところであります。また、現指定管理者へは事前に意向を確認するなどの対応を行っているところであり、広報紙、市ホームページ、CATVを通じて広く情報の発信を行っております。公募期間の延長につきましては、選定にかかる事務処理日程等の問題を考

慮し検討してまいります。基本的には公募に関する情報の周知が最も重要であると考えておりますので、周知徹底に努めてまいります。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、少子化対策への取り組み部課と事業数についてであります。

北杜市次世代育成支援後期行動計画の中では福祉部 子育て支援課、市民部 健康増進課、産業観光部 食と農の杜づくり課、教育委員会など7部13課が少子化対策のための164の施策項目に取り組んでおります。

次に、本市独自等で取り組んでいる施策の経費と利用者数等の成果についてであります。

保育園の第2子以降無料化による保育料への影響額は、おおむね8,400万円ほどとなっております。平成23年度実績額で本年2月現在、出産祝金は第2子が5万円で61件、第3子が30万円で42件、第4子以降が50万円で7件となっており、支給総額は1,900万円を超えており、結婚祝金も68件で136万円を支給しております。

なお、チャイルドシートの購入補助も153件で184万円ほどとなっております。

そのほかにも放課後児童クラブの利用料を月額1,500円と低額にし、2人目を半額、3人目以上は無料としているため、2月現在の登録者数は440人を超えており、また4カ所のつどいの広場と3カ所の子育て支援センターの登録者は親が380人、子どもが438人、5カ所の児童館の利用者は月平均380人を超えている状況にあり、教育ファーム事業、地産地消推進事業やブックスタート・セカンドブック・サードブック事業などの特色ある事業も実施しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の貴重な環境・景観への配慮、要望についてであります。

市内において計画されているエリアは優れた景観を有し、貴重な動植物が生息する自然環境に恵まれた類い稀な山紫水明の地であることから、貴重な自然環境や景観に対して十分に配慮した道路整備が必要と考えております。このため全線を新設道路とすることなく、可能な限り既存の道路も利用するとともに、景観を損ねる高架形式等の道路整備は極力、避けるよう要望を行ってきたところでもあります。

市では引き続き、自然環境や景観の保護ならびに住民への影響に特段の配慮がなされるよう、また、今後における高速道路建設のモデル的な道路として整備されるよう、全力を挙げて関係機関に要請してまいります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

質問項目がちょっと多いものですから、2つくらいずつご答弁をお願いしたいと思います。

まず第1問目の意識調査の件です。先ほどの答弁の中では当時、総合計画をつくるときには住民に意識アンケート調査を行いましたけども、後期計画をつくるについては、市民の代表である審議会のメンバーの声を聞かせてもらった。そして、そのほかにパブリックコメント等も行っているからということで、そういうことで市民の声を広聴として聞いているというような、こういう答弁がございました。

今回、私がこのことを第1発目にもっていったのは、非常に世の中が、北杜市が誕生するという計画が立ち上がってから、大変環境が多く変わってきているということ。そしてこれが10年間の新市建設計画の中の総合計画であったわけけども、この5年間、あるいは当初から7年半、一番最初から7年半、小淵沢が入って6年、そして総合計画をつくって5年という、この時期に、後期に向かっていくにつけて、当然、後期の計画はもうできているわけですから、それはそれで進めていっていいと思うんですけども、その中で、今のこの時点で住民の意識調査というものはどうしても必要だろうなという、そういうことであります。それは今言ったような施策の中で、広聴の施策があるわけですけども、それだけはなんかちょっと不十分といいますか、ちょっと薄いなという感じがしているわけです。それはパブリックコメントにしろ、市長への手紙もそうですけども、声を挙げてくださる方の意見は届くと思うんですよ。しかし声を挙げない人、声を挙げられない人、そういう人が大半なわけですよ。その方々の意識をこちらのほうからお聞きをするという、その姿勢が施策の中になんていんですよ。市のほうから皆さんの意見を聞こうという施策がないんです。

そういう意味で、早々にその結果を反映するというようなことは難しいかもしれませんが、ただ、その姿勢がぜひあってほしいなと、そういうふうに思っております。声を挙げない人の声を聞く、そして当然、これは将来の北杜市をつくっていく、まちづくりをしていく上で大変貴重な意見だろうと思いますので、通常の大人という感覚ではなく、高校生くらいまでを含めた広い段階の意見、そして男女の意見を聞くべきだろうと、こういうことでご提案を申し上げております。そのへんの考え方を従来のパブリックコメントですとか、市長と市民の報告会とか、そういう機会でご意見がございませんかというだけではなく、もうちょっと踏み込んだ施策を期待して、この質問をさせていただきました。

もう1つ、これは少子化対策のことでお伺いします。

先ほどちょっと申し上げましたけども、国では当然、歯止めがかからない人口減少が起きているわけですけども、北杜市の出生率はすでにいろいろ、われわれの耳にも入っているわけがありますけども、大変、並々ならぬ取り組みをされたという成果だと思います。明らかに21年、22年、23年度というふうに上がってきているということは大変な、われわれに分らないような、少子化対策の効果が出てきているのではないかというふうに考えております。

そういう意味で担当部署の方々、先ほど聞きましたけども、7部13課、164もの事業を展開しているということ。そのことはたぶん多くの市民の皆さんは知らないと思うんですよ。この北杜市において、人口が増加しているということではなく、子どもさんが増えているということの効果があるということ。こういうふうなことは、本当に血のにじむような職員の取り組みと合わせて、これからもこのことをしっかりと自信を持って続けていってほしいと思

うわけであります。そのためにも市民の皆さんに、もう少し北杜市ではこういうことをやっているんだということを、分かりやすいような、あるいは分かるような広報活動をぜひ、してもらいたいなど。これはやっているということかもしれませんけども、やっているというふうに、住民の皆さんに届いていないからこそ、もっとああいうこともしてほしいということの要望が出てくるのかなと思うわけであります。

先ほど福祉部長が言ったように、特に保育園の無料化、2子以降の無料化というものは8,400万円ですか、8,700万円ですか、そういう巨額の費用も掛かっているわけでありまして、そのことが実際にはその家庭にいった場合には、家庭の中の生活設計までに波及効果があって、それは目に見えないところで市民の、大変子育て、子どもをつくるということの効果につながってくるものだというふうに、そういう評価をしているわけですから、ぜひ住民の皆さんに、市民の皆さんに分かりやすいような、そういうPRも進めていってほしいと思います。とりあえず、すみません、その2つのご答弁を。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

千野秀一議員の再質問にお答えしたいと思います。

住民の意識調査の実施についての考え方でありまして、今回の総合計画につきましては、平成17年度に総合計画を策定する段階で意識調査を実施いたしました。23年度では5年間を経過した中での後期の計画を策定するにあたっては、まず10年間の計画を策定する段階で基本構想というものが、原則的にこの第1次の総合計画の考え方、将来的な構想というものに変えないという前提での後期の計画でありますので、この中間の段階での意識調査ということについては、実施をいたしませんでした。これは1つは下位の計画として、例えば今、盛んにやっていますが、介護計画であり福祉計画であり、保健計画であるというふうな、それぞれの下位計画においてはアンケート等の調査も含めた中で、反映もさせていただいているということでもあります。

そういった解釈の中からもした中で、全体の総合計画としては現在、進行中というふうなことも含めた中での意識調査を実施しなかったわけであります。しかしながら、パブリックコメント等を募集する中で、そういったご意見等もいただいた状況でもあります。ただ、千野委員ご指摘のように、そうは言いながらも、10年間というふうな一区切りを迎えようとする中においては、今後、総合計画の位置づけというものも、今度10年という区間ではなく、もう規制的なものもある程度、取り払われるような状況の中で、3年にする5年にする、あるいは4年にするとかという、もっと短いサイクルでのそういった計画を策定するような位置づけになってくようかということも想定されます。

そんな関係も含めて、今後、状況を見ながら、アンケート調査、住民の意識調査というふうなものにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

少子化対策についての市民への周知というふうなことで、再質問をいただきました。

北杜市の出生率で、速報値ではございますけれども、平成22年に1.27だったものが平成23年につきましては1.38ということで、出生数も20名ほどの増加があったところでございます。先ほど申し上げましたように、市では全部課挙げての少子化対策に取り組んでいるところで、そのような結果が1年ではございますけれども、表われたかなということでございます。

市民へのお知らせということで、広報、それから子育てのホームページ、やまネットというふうなホームページがございます。そういうふうなものを活用いたしまして、市民の皆さまにもお知らせし、理解していただくような方策をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

この時点で、再々質問をちょっとさせていただきます。

そのアンケートの件、住民意識調査の件なんですけど、実際に以前から広報広聴という位置づけがされているわけでありまして、十分な広報活動はされていると思うんですよ。そのことを受けて、市民の皆さんは北杜市がこんなによくなっていくんだと。こんなに素晴らしい宝があるんだという、そういう自信を持っているというようなことは十分分かってますし、市が非常に他市のモデルになるような取り組みをしているということも、広報の中で理解していただいて、そしてそのことについて誇りを持っているという、そういうふうな感じに受け止めているわけです。

けども、その広聴の部分、聞くという部分についてはちょっと薄いのではないかなと、そんな気がしています。そのことを即、皆さんに広報広聴の結果を市民の皆さんに公表するとかなんとかということではなく、やっぱり行政として市民の皆さんの声を聞く、そのスタンスがあるぞということをしっかりと示すそのことで、それで出てきた結果を市政に反映していくということであれば、お互いに情報を共有する、お互いに北杜市づくりのために協働していくという信頼関係が醸成されるのではないかなというふうに考えております。そういう意味で、ぜひぜひ取り組んでいってもらいたいと思いますし、なんらかの方法、そうでなければ、今の方策でないような、なんらかの方策をぜひ考えてもらいたいと思います。そのところだけ、ちょっと短めにご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問にお答えをいたしたいと思います。

非常に前向きに捉えながら、意識調査の実施に向けた取り組みをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

次に学校の統廃合の問題について、お聞きをしたいと思います。

学校の統廃合のような、北杜市全体の学校の統廃合というようなことは、これは今までになかったような、歴史になかった大変な大事業であります。今回の長坂小学校の統合というものは、先ほど教育長のほうからも答弁がありましたけども、モデル事業としての位置づけとして取り組んでいくというふうな答えがありました。まさにそうだと思います。当然、もう高根小学校の統合ということも見えていますし、そして答申の中とすれば、小学校や中学校も今度3校なんて言葉も出てきているわけでありまして、市民の皆さんはこの3年間の間に、やがてどうなるのかなと大変、心配をしているところであります。そういう意味からすれば、今回の長坂小学校の統合というものは新しい学校をまっさらに、古いものをなくして新しい学校を造って、そして4校の子どもをそこに集めて教育をするというだけの箱物を造るわけではなくて、これまでに4つの学校にそれぞれあった予算も一緒に持ち寄って、その中で新しい北杜のまったく先進的な学校の形、これは将来に、その次にも次にも統合をやっていくという中での本当のモデルになるような、そういう形を示していかなければいけないと思うんですよ。そういう意味で、この先ほど言いました市のコンセプトといいますか、そういうふうなものが市民に分かりやすいような、今、この時点ではかなり市民の皆さんがこうなるんだろうなというふうな理解をしているべきだというふうに思います。

そういう意味で質問させてもらったわけでもありますけども、当然、あの場所を客観的に見た場合に、長坂小学校の周辺の道路整備ですとか、市内からそこに学校に行く間の道路だとか、ああいうところもどうなるのかなということも市民の皆さん、心配している部分があるわけですよ。そういうところも、実はこうなるんだということが、もうすでに多くの市民の皆さんに理解されているべきだろうと。要するにそういうことが決まっていて、実施計画ができていて、そしてそのために今、取り組んでいるんだという、そういう全体像が見えてきていないような気がするんですよ。そういう意味で、その道路の整備をするということは、まさに通学路の整備とか出てくるわけでもありますけども、道路の整備をするためには道路の整備のための近隣の地権者の皆さんとのいろんな話し合いだとか、そういうふうなことも時間がかかる可能性もあると思います。

ですから本来であれば学校の開校と同時に、そういう周辺整備もきちっとでき上がっていなければ、あえて新しい学校を開校するにあたって危険な状態をつくり出して、そして見切り発車をするなんていうことがあっては、学校の統廃合、学校の統合というものに対する趣旨が違ってきてやしないかということが心配で、質問させてもらいました。そのへんのところを一言だけ、ご答弁を願います。

もう1つ、当然、食育ということがありまして、ランチルームのこともそうなんですけども、以前から北杜クラブではランチルーム、特に大泉の出身であり、あるいは担当であった小宮山教育長におきましては、大泉のそのランチルームのよさというものは、当時の文部省のモデル校としての位置づけがされたということも、担当者としてよくご承知だと思いますから、その効果的なこともふまえた上で、新しい学校を造るのであれば、財政的なこともあるでしょうけども、そのランチルームのあり方も新しい学校づくりの中に取り入れていくというふうな姿勢があつて然るべきかなというふうに思ったものですから、お伺いをしました。そのへんのところも再度お願いします。

食育に関すれば、ただ地産地消ということだけではなく、学校の田んぼですとか、学校の畑ですとかというものも、北杜の子どもだからこそ、ぜひぜひ学校に備えた設備としてあるべきだろうと思いますけども、そのへんのところはどうなっているか、それもお聞きます。

もう1つ、山があると思うんですよ。食育という言葉と合わせて木育とかという、そんなこともあると思うんですけども、木に触れる、そして林に触れる、昆虫と遊ぶという、そんな機会も実際にこの地域でありながら減っているということも考えた場合に、教育の中でそういうふうな機会をつくることはできないか。とりあえず、そんなことを感じておりますので、学校の統廃合の問題についてのご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

道路整備の関係で、ご質問がございました。再質問にお答えをいたします。

学校の統合に伴って児童生徒が安全に通学できる、そういった道路の整備という、開校と同時に整備するぐらいの、そのぐらいのつもりでいろよというふうな内容だろうと思います。

たしかにご指摘のとおりでありまして、今後、順次進められる学校の統合に伴っては、道路整備というものが当然、欠かせない部分でありまして、私ども建設部といたしましては、関係する部局と十分協議をしながら適切に、そして計画的に順次、整備を図っていくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

北杜クラブの再質問にお答えしたいと思います。

もちろん学校を統合するということは、単に校舎を建て替えるということではないというふうに感じております。当然、通学の問題、それから何しろ安全に子どもたちが通学できるということが1つの大きなテーマになってきますので、統合の計画においては既存の学校を基本的には活用をするという形になっておりますけども、緊急度、重要度、必要度に応じて地域の要望も聞きながら、関係部局のほうと協議をしながら計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

昨年も長坂地区の区長会に説明した折にも、やはり学校の校舎を建てるだけではなくて、いろんなものに全部とはいかないけども、計画的に整備をしていってほしいというふうなご意見も強くいただきましたので、先ほど教育長が答弁しましたとおり、今後のモデルというふうな位置づけで教育委員会も関係部局と調整をしながら、例えば道路につきましても農道を一部改良中であっても、優先的に一部供用を開始して、スクールバスの通学路として使うというふうなことも計画をしておりますので、よろしくお願いします。

それからランチルームにつきましては、ある程度の規模の学校ですと、当然、小学校ですと生徒の移動時間が若干かかるというふうな課題も学校の中にはあるようです。したがって学校の中では、例えば1年生と2年生が同じ教室で食べて交流をするとか、2クラスある場合には合同で空き教室を利用して、ランチルームとして、みんなでいろんなことを、食に関しての話題を出しながら一緒に給食を食べるということも、学校側のほうと協議をしながらやって

いきたいというふうに考えております。

それから木材に触れるということも非常に重要でありますので、新しく新設する場合、あるいは改築するような場合にも、木材を校舎の中にも活用して、木材の温かみというものを学校の施設の中でも感じ取れるような施設整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

今、学校の関係です、学校整備の関係です。再々質問になろうかと思うんですけど、新しい学校を造るにつけて、学校の周辺の安全という道路整備ということもあるわけですけども、隣接する道路、要するに通行のスピードを下げるようなそんな施策として、追い越し禁止のようなエリアを学校周辺の道路については、そんな指定等の取り組みができないか。もし、そうでなければスピードを出しにくいような、道路の路面状況ですとか、ゼブラ帯のようなものとか、なんかそういうふうな形で、とにかくここは学校の近くの道なんだというふうにドライバーが認識できるような、普通の道とは違うんだというふうな、そんな位置づけの道路整備、学校の、特に敷地に隣接するようなところは、そんなふうな新しい取り組みができないかなというふうなことを1つ、再質問でお伺いしておきます。再々質問です。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

北杜クラブの再々質問にお答えをしたいと思います。

学校周辺の通学路の安全ということですので、道路標識等につきまして、警察のほうと協議をしながら保護者の意見も聞ながら、学校の意見を聞きながら、順次、可能なものは対応していきたいというふうに考えております。

なお、長坂の統合小学校につきましては周辺に大きな工場がございますので、この工場のほうにも、通学時間帯につきましては大型車両等の協力をお願いしたいということで、昨年も要望にまいってきました。このような形で、高根地区の小学校の統合についても、今後の中学校の統合につきましても、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

それでは、次の質問にいきます。市に事務局を置くという団体の件です。

いくつか、そういう市の中に事務局がある団体があると思うんですけど、その自立ということであります。先ほど説明がありました大体の部分は理解できたわけでありますけども、本来、市が持っている公共的な施設の指定管理等もされているわけでありますけども、そういう各種団体に関係するような施設については、この北杜市民がつくっている団体でありまして、その北杜市民が利用する施設でもありますものですから、一番、その団体がその施設の指定管理になるような形が一番望ましいのかなというふうに考えております。そういうふうなことを考え

た場合に、今の団体の実力といいますか、体力といいますかは大変脆弱であって、とてもとても今のこの時点では、そのようなことはできないわけであります。市のほうで考えている、その自立というものは、そういう意味での自立を目指しているのか。そのためには、どういうタイムスケジュールで、どの程度の時間をかけてやっていこうとしているのか、そのための移行期間に市としての現在の補助金ですとか助成金等もふまえて、それをどういう形で調整していくのか、そのへんの考え方について、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

なんか指定管理のほうの質問と入り混じったような感じの質問になっているのかなという感があるんですけど、あくまでも事務局を置く団体という部分での自立ということによろしいですか。それでは、北杜クラブの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在では96団体が主に総合支所であったり、教育センターに事務局を置いた状態として見受けられる状況でございます。その中で各団体は当然、市の、市民活動としての行政と深く関わりを持っていることそのものは事実であります。しかしながら、これまでどおりの手厚い行政からの支援的な部分、人的なもの、それから予算的なもの、なかなかこれまでどおりということは難しくなっている状況だと思われます。そんなことから本来あるべき自立に向けた、徐々に足腰を強化していただくべき、そのための支援を側面的に行政としてはしていきたいということで、自立を促していきたいということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

再々質問です。

後期計画の中に、こういう団体に対しての事務補助員というふうな言葉が出てきたと思うんですけども、この考え方はどのような位置づけ、そして将来的にこの人はそういう団体をしっかりフォローしていくような、人材として育てあげていくというふうな計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問にお答えをしたいと思いますけれども、ちょっと事務補助員という位置づけの部分の認識がなくて大変申し訳なく思いますけれども、今後こういう事務補助員という部分においては、予算的な支援という部分で、今までも緊急雇用の対策とか、そういった事業も含めながら支援的な部分として、事務補助的なものを人的に配置していたという状況はあろうかと思えます。

あと事務的な補助といたしましては、考えられることは行政側の職員が各種団体の中の補助的な形として司っていたというような庶務的な部分、それから会計的な部分ということで、職

員がみずからそういった部分に関わってきたということが考えられると思いますが、その正規の職員が関わるべき、そういった部分をなるべく切り離していくような状況に持っていくべきだということで考えております。

それ以外の事務的な補助というふうなことが、必要性が考えられるものにつきましては、また別の方向での支援ということが、できる限り考えられるものについては、また支援も考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

今の部長の答弁の中で、ちょっと確認させてもらいます。

○議長（秋山俊和君）

答弁漏れということですね。

○13番議員（千野秀一君）

はい。事務補助員というものは、後期計画の中にありませんでしたか。後期計画の中に事務補助員をというふうな文言があると思うんですよ。後期計画の中に。それがあったものですか、その位置づけを当然、そういう人は今までの緊急雇用とかなんとかですと短いですが、期間が。そうしますと、せっかくそこで仕事を覚えても蓄積されていかないと思うんですよ。自立していくための。そういう意味で、その方がいることによって、そのいろんなノウハウがシンクタンク的にその団体の中に溜まっていくだろうと。そうしていかないと自立にいかないだろうということで、事務補助員という言葉が後期計画の中にどこか載っていなかったかなど。理解が違いますかね。あったと思ったものですから、その言葉を確認させてもらいました。

○議長（秋山俊和君）

その部分の確認をお願いします。事務補助員の。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

事務補助員という表現はされていないと思います。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですね。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

では、あと引き続きまして指定管理のことについて、お伺いします。

先ほど指定管理の期間については、一番最初に述べましたようにあんまり短いと、その事業者が継続的にその施設を経営管理していくために、必要な整備をするのに3年だと、あまりにも短すぎるから、次、どうなるか分からないかということで躊躇してしまうということになって、そのためにその施設が十分な活用がされないだろう。そのために、もう少し延ばしたらどうだという形の中で、今回は標準という形の中で5年にされたということは承知をしています。23年の4月からでしたか、そういうことになっていますよね。それはそれでいいと思うんですけども、ただ長くなれば、たしかに中だるみ的なところがあって、緊張感がなくなりやしないかということの心配はあるわけですけども、でも反対に、その施設は公の施設ではあるけど

も、もう少し使い勝手よく、ちょっとした改造のようなものもしたいとか、もうちょっとしっかりとした整備もしたいとかというときに、それが5年というものではなくて、もう少し長くてもいいよというふうな、そういう柔軟な取り組みはできるのでしょうか。それが1つ。

それと先ほど現場と、企画の指定管理担当ということになるのかもしれませんが、そのところで情報交換を十分にしているというふうな答弁があったと思うんですけども、当然、当たり前のことであって、そこが財政のことを考えて、なるべく効率、費用対効果を考えるという反面、もともと設置目的というものが、その地域の地産地消ですとか、地域の雇用とかというもので、特産品をPRするための施設とかという形の中で設置されているものでありますから、そのへんのところの意識の違いを十分に指定管理の担当の方は勘案をしていて、そしてより北杜市の公共施設、指定管理施設がお荷物ではなくて、宝物だというふうな、そういう認識を持って、ぜひ運営をしていてもらいたいなという、そんなことを指定管理のその部分ではお願いしたいと思います。

地元の雇用ということでもありますけども、それは一番最初、この指定管理が導入されたときに、新しい指定管理者になったときに、今まで従事されている方の雇用が心配だというふうな話が出て、この制度の導入には慎重にというふうな話さえあったと思うんですけど、今になってみれば、当然、指定管理という形で認識をされてきているわけでもありますけども、これは原点に戻って指定管理をされている、指定管理者になる方にはその地元雇用、地元の1つの産業であり、企業でありというふうな、そんな認識をぜひ持っていただいて、地元のために本当に貢献をしてくれるような、運営をしていただくということですが、あえてちょっと慣れてきてはいないかと思うので、そういう意味で指定管理者の業者に念押しをお願いしたいなというふうに思っております。

それで指定管理のことですが、もう1つ、公募といいますか、公示ですか、期間、たぶん、今1カ月でしたか、約1カ月間ですよね。今、やっているのはもともと地域に合った施設で、地域に非常に近い距離にある施設だから、指定管理になりたいよというふうな人もいると思うんですよ。そういう方が1カ月間で準備ができるかどうかそういうことを考えた場合に、そういう施設についてはもう少し検討するような時間として、しっかり周知をさせるということをやさきも言いましたけどもそれだけではなくて、この施設はこんなふうになれば、こんなふうには運営できるんだということも含めて、地域で指定管理になれるような、皆さんを育成していくというふうなそういう考え方がありますか、それを再度お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず指定管理施設を長く管理させることが、もう少しできないだろうかということについてであります。千野議員ご指摘のとおり3年くらいということであったものを5年にもしたということでもあります。まさしくご指摘のとおり、ある程度、指定管理者になった場合には、その施設の修理・修繕等も含めた中で、管理者としての投資的な資金も入ってくるということも含めたり、あまり指定管理をするということは、例えば黒字になったにしても儲けすぎることとはできない施設であります。

そういった部分からすると、ある程度の長さというふうなものも管理上、考慮する必要性もある反面、そういったものが逆に、なんと言いますか、サービスが固定化してしまっていることからすると、私たちのレベルでは3年ではちょっと気の毒な様相もあるとするならば、5年くらいまでを期間としてあげることも、適当な期限ではないかというふうな考え方があります。

それから2つ目の所管課との連携を図ってということではありますが、まず管財課が指定管理の総合的な業務を司る形にはなっております。現在118の施設を指定管理という形で出していますけれども、やはりその設置目的、なんのためのこの施設は設置されたんだというふうなこと。それは補助金を入れた中での設置も含めたり、利用目的、設置目的そういった部分の基本的な観点に立って把握していくのが、やはり基本的には所管課だというふうに思っております。

ただそういった部分でいろんな主要目的、利用目的が、性格が違う中でトータル的に市の指定管理施設であるときには、その性格にこだわることなく、公平な対応をしなければならないというふうな部分での、総括的な立場を管財課が司っているというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

そういった意味では、所管課との連携を十分に図りながら本来の設置目的という部分、またその必要性であったり、今後の統廃合とかという部分については、もちろん国や県との関係もあるでしょうし、それぞれその地域性との問題もあると思います。そこについては、所管課のほうで十分にそのへんも詰めながら、管財課等も一緒に加わりながら進めていくということになろうかと思えます。

それから3点目の地元雇用の点でありますけれども、先ほど答弁もさせていただきました。新たな指定管理者になった場合、こういった場合については十分に地元雇用のお願いも協定の中で謳うような話にもなっておりますし、前指定管理者の、例えば雇用者であった方たちについても、その身分というものを極力、引き継いでいただけるような形の中でのお願いもさせていただいているところでございます。

それから4点目の公募期間を、もう少し長くとれないだろうということでございます。これにつきましては、今の流れ的に言いますと、6月の議会ではじめて今後の指定管理者の切り替えがされるということを議員の皆さん方にお示しをいたします。その6月議会の段階が終わったところで、すぐに公募の体制に入っていくというやり方をしておるんですけども、その7月からの期間を長くするということは、ある程度、その状況においては相当の数、やらなければならないサイクルが出てきたときに、その期間を長くすることによって、あとの選定作業から仮協定の状態から12月の議会に間に合わせるということになると、そこを配慮することになると、非常に事務的に厳しいものが現実にはございます。それと必ずしもその期間を長くすることが、特別必要ではないというふうに思っております。

例えば市外であっても、市内の方でもであっても、指定管理をそのところしたいという意思がある方については、必然的にそれは半年といわず、1年といわず、2年前といわず、それは自分が興味を示した段階から、その運営形態も含めて、十分にそのへんは研究をすることも可能だと思っておりますので、あえて期間を長くすることによって、いい提案になるかというふうなことにはつながっていかないと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、企画部長、答弁のとおりでありますけども、私なりに簡単に補足説明をさせていただきたいとするならば、千野議員のいくつかの質問、ごもっともに聞いていました。一言でいうならば、いろいろな意味で5年といわず、長く契約したらどうかという問題も今後の課題としておきたいと思っておりますけども、一言でいえば現職優先感のスタンスでありたいと思います。そしてまた、できるだけ地元の声を図ってほしいというのも当然、指定管理者には指導していきたい、お願いしていきたいと思っています。

そして、もう1つはいろいろな意味で地場資本を、地元を可愛がりたい。そんな思いで選考委員会にも1つの基準として、参考にさせていただきたいと思っておりますのでご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を2時45分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時47分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

千野秀一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

代表質問の関連質問をさせていただきます。

少子化対策についてでございます。

先ほどの代表質問の中の答弁、今、北杜市が特に重視といいますか、特色のある保育料、第2子からの無料化ということの中で、今、連続、生後6カ月以降の乳児の受け入れもしております。この点について、一応、保育園、未満児ですね。3歳未満のお子さんの割合をまずお聞きしたいと思います。

もちろん、この6カ月以降の乳児ということで、親御さん、お母さんの収入の関係もあろうかと思います。過去にはなかなか地域で未満児までは、3歳未満は家庭で、親御さんのもとで育てるのが保育の点ではよいというふうな意見もありますが、そういった点で未満児の割合をちょっとお聞きしたいと思います。

それに伴いまして、先ほども市の第2子無料化によって8,400万円ほどの市費が使われているということの中で、先ほどの質問項目③の医療費の助成の拡大について、市長も市民からの署名もあるということで、重く受け止めているということのようです。今定例会にも請願という形の中で、これと同趣旨の請願が出ております。こういった点からも、第2子未満はいんですが、6カ月以降、可能であれば巻き戻すわけではないですけども、ある程度、1歳児か、自分のトイレというか、そういった意思が持てるような年齢までそういった考え方もできようかと思います。そういった費用の捻出、その医療費の拡大ですね。これには自主的な財源、

恒久的な財源が必要ですので、そういった子育て支援、全体を考えた時点でのそういった考え方をお聞きします。

特に未満児というと、保育士さんの人数も多くかかりますね。そういった点。これは保育園の全体にかかることですが、一応、保育園充実プランでは、市の25年度から高根地区と長坂地区については、分園化を進めるというふうにお聞きしております。これは園児数が30人以下ですか、小規模の園になった場合は、本園を置いて分園ができるというような流れだと思います。

高根地区ではこの桜保育園をしらかば保育園の分園と。また、長坂地区は今回、小学校の統合になりますが、長坂保育園に日野春、秋田、小泉の3園を分園化するというふうにも計画ではお聞きしております。

これも地域の保育関係者からも意見も聞いておりますが、園長に準ずる副園長を置くから管理も大丈夫、また共通の事業も分園と本園を事業として進めていきたいというようなこともお聞きしていますが、こういったことを含めた中で保育園のあり方、中には分園で小規模の保育園を維持するならば、本園の充実した中で保育園の適正な運営、また維持管理との費用といえますか、そういった経費の点からも検討をなされたというふうなご意見もいただいております。そういったことで、長期にわたる見解になろうかと思っておりますけれども、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

関連質問にお答えをいたします。

保育園の入園児に占める未満児の割合というふうなことで、1点目、ご質問かと思えます。

今、資料で24年の3月1日の時点の入園の公立の保育園ですけれども、その資料が手持ちにございます。1,119名の入園がございます。そのうちで0歳は28名、それから1歳児は95名、2歳児は170名というふうな内容になっております。これでいきますと300、1,200のうちの300名ぐらいが未満児ということが言えると思います。

それから2点目の質問でございしますが、6カ月以上の保育園児を受け入れているということで、そのへんの考えはということでございますけれども、今、現状におきまして働く保護者の皆さまにおきましては、育児休暇というふうな制度もあるわけでございますけれども、なかなかまだ、そこまで育児休暇を1年とか2年とかというところまではとらなくて、経済的なこともあると思いますが、働かなければならないというふうな状況もございますので、現状の中で保育園でお子さんを預かって、そして経済的な支援を図っていきたいと考えております。

それから3点目ですけれども、分園化の問題でございしますが、平成25年から長坂と高根においては、分園化を進めるというふうな充実プランになってございます。この計画につきましても見直し、それからそのときに応じた検討というふうなことが謳われておりますので、その状況によりまして、検討をしていくというふうな柔軟な考えを持った中で進めていきたいと思っております。

それから国におきましても、子どもプランという新システムがございます。そのような関連もございますので、そのへんとも関連をつけて検討をしてまいりたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

では、再質問をさせていただきます。

今、福祉部長の答弁で大まかな考え方は分かるんですが、今、答弁でいただいたように未満児となると1, 119名のうち300名ほど、3割弱の保育園児を預かるといったことは、やはり非常に保育運営にとっては大変なことであると思います。そうはいっても市民の要望、状況に応じて、ここまでの充実した保育をしていたいただいているのは本当にありがたいと思いますけれども、今後、保育園の施設のあり方と、その整備といいますか、維持と運営には非常に大変な部分もあろうかと思います。これは1つの例で、高根のほうで小学校の統廃合を含めた中で、地域の意見といいますか、市民の何人かは小学校に先んじてといいますかね、保育園があまりにも小さくなって、今、保育園は通学区がありませんから、保護者の希望で空きがあれば保育園、移動するということで、結局、副園長さんを置いて、本園と共同な事業も組んでいくというような説明だけでも、それなら本園のほうに預けたいとか、そうなるとだんだん、小規模がさらに小規模になる。そういったことも含めた中で、時期がきて、しっかりと検討するというご答弁だと思いますが、そういった点を、なるべく早めに方向を実施といいますか、方向を定めて計画を立てていただきたいと考えてところであります。

特にまた長坂地区では、1つの本園に対して3つの分園と。要するに本園の園長先生が、もしかして3園を、基本的には分園として見るというようなことであれば、これはまた、ある意味、責任上も大変なことだったと理解いたします。この長坂小学校のあるところ、保育園のある長坂上条といいますか、地域等の関連からいけば、また秋田、日野春、そのへんの保育園の園児数とか、状態を鑑みながら検討をしていくべきことも多々あろうかと思います。

特に今後、県内でもそういう市も、今、出てきておりますね、実際。保育園の必要な統合、次のステップとして施設の整備、また保育、例えば子ども園に移行するというような考え方の中で必要があれば、積極的な施設整備を含めた統合も視野に入れて検討をしていると考えておりますので、そういった点についてももう一度、答弁をいただきたいと思います。

特に国が子ども園という考え方になると、今度は親の就業とか環境に関係なく、保育を預かるようなことになりますよね。保育ということの中で、一定の保護者の生活環境、どうしても預けなければならない、そういった保育をしているのが事実なんですが、これだけ未満児の数も増えたりとか、非常にそういったところもなかなか精査しながら保育園の事業にはかからなければならないといった点からも、もう一度、そんなに時間はないと思います。高根のほうも小学校、保育園、25年から今、分園ということの中で考えれば、今年度しかないといった点からも、もう一度、具体的な考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再々質問にお答えをいたします。

長坂地区の保育園、それから高根地区の保育園ということで、平成25年度から分園化を進めるということで準備を進めております。現段階におきましては、この方針で進めていくというふうに考えております。そして、また25年からは新たなシステムも始まりますので、その中で検討会を設けるというふうに計画書の中でもなっておりますので、その中で検討会を設けまして、今後のあり方につきましては検討を進めていくというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

関連質問させていただきます。4番目の小中学校再編に伴う、その項目の中です。

まず1つ目のスクールバスの関係なんですが、先ほどの教育長の答弁の中に長坂の小学校の関係が、いずれにしてもモデルとなるというふうな全体の話がありました。その中で、今回の長坂小学校につきましては、原則2キロ以内と。それから徒歩と2台のスクールバスと、そのことについては地元との協議の中で、そういう最終的な話になったということで、このことについては、私は十分に理解できていると思っておりますし、それでいいと皆さんが、地元の方がそうおっしゃるなら、それでよろしいのではないかなというふうに考えるところでございます。

しかし、今現在、北杜市小中学校スクールバス運行規則、この条例を紐解きますと、8つの学校、そこには長坂中学校も入っているわけですが、今後、小学校もたぶんここに入ってくると思えるわけです。その中で条例として、規則として決まっていることは、乗りたい人は教育委員会に届けなさいと。教育委員会の許可をもらいなさいと、それも分かります。それ以外にそんなに難しい話ではなくて、結局、明野から長坂まで地区が決まっているだけなんです。長坂が前例になると思いますから、そういう方向にいてもらいたいというふうに思っているものですから伺いたいんですが、今現在は地区が決められているだけで、たぶん、これは今までの慣例で、その地区の都合でやってきているんだと思います。それはそれで、私は十分に理解できるんです。

だんだん統合とかという話になっていって、何事もすべてそうですが、市が同じような、あんまり各町で差がないように、同じようにやっていこうという、1つの市としては当然のことで、いずれそういう方向になっていくと考えられるわけです。そうなったときに、地区名だけで、あとの細かい内容、先ほど教育長の話の中に2キロという範囲がございました。その2キロは長坂の現状の中では、私は理解できます。

参考までに私の地元、清里のことをちょっと申し上げさせていただきたいんですが、これはあくまでも決まりはないわけですから、口約束とは言いませんが、慣例のようにやってきたことは、私のところは5キロなんです。5キロ以上はバスでいいですよ。それは今の、前の校長先生もそうですし、今もそういう先生の意識です。これは違っていると言っているわけではないんです。5キロだと、この間の寒い中、雪の30センチ降った中で、本当につらいところがあります。それで、たまたま高根町の中での地区を申し上げますと清里地区、長坂地区、東

井出、上野原、下黒澤、上黒澤とこういうふうに決まっています。その中で清里地区といっているだけで、どこがいい、どこが悪いという話はまったく、この規約上からは何もないんです。

今現在、清里の中では国道沿いに下念場地区、いわゆる三軒家というところですよ。あそこは清里小学校から見ると4.5キロから5キロぐらいあるんです。それと清泉寮線を下ってきた朝日ヶ丘住宅、今度、新しい、あそこにはたまたま、子どもさんが結構たくさんいるんですよ。そこも4.5から5キロあるんです。申し上げたいのは、下念場地区の子はコースの中にありますから乗れるんですよ。その住宅の、もう私、何度も耳にしているんです。住宅、これだけ距離あるのに、なんとか乗せてくれないかと。でも5キロないんです。でも近くあるんですよ。ですから5キロはいいけど、4.9の方は非常に不満を持っているんです。

それで今、長坂が2キロという話、これを私、とやかく言っているのではないんです。いろんな地区の事情がありますので、規約に当然ないんであれば、いろんなことを考慮して話し合っていてやっていただきたい。清里地区の場合、統合の、清里小学校に当時の東北小学校と八ヶ岳小学校、2つが統合して清里小学校になるときの、どうも地区の話し合った結果らしいんです。ところが、その書き物は何もないんですよ。そういったものがありまして、私も4年前に教育委員会でお話をしたときに、それはできませんと。住宅のことですね。はっきり言われたので、それを親御さんにも伝えて、規約は規約ですが、現状はできないそうですというふうに答えてあります。そんな地区の事情もあります。

ですからいろんな地区が、みんなそれぞれ状況が違おうと思うんですよ。そのことをふまえて、そのへんももうちょっと考慮していただけないのかなと。要するに検討材料として扱っていただきたいと。そのスクールバスのことについて、教育長あるいは次長でお願いしたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

関連質問にお答えしたいと思います。

たしかにスクールバスの現在の運行の状況は、合併前の旧8町村がそれぞれ運行したものを明文化したというふうに捉えていただいて結構だと思います。これは昭和の時代に、各小学校が順次統合されましたけども、その各町村の統合のときの条件で、スクールバスを運行したり、または市民バスをスクールバスとして利用していったものを制度化したというふうに捉えていただいて結構だと思いますけども、ご案内のとおり、北杜市の場合は面積が広いということと、あと標高差が非常に激しいということもありますので、一概に距離だけとは言えないということ。あと学校周辺の交通事情によっては、統合によって、例えば歩道のないような橋を小学生が通学しなければならない。したがって、1. 何キロくらいしか実際にはないんですけども、スクールバスを運行している地域もございます。そういったいろんな状況もあることは、教育委員会のほうでは承知をしておりますけども、統合にあたってはこういうものを地域の住民と話をし、全体をその地域に限って見直しをしていくということも必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

今のスクールバスの件に関しましては、よろしくお願いします。

次にもう1つ、ランチルームの件で伺いたいと思います。

これも長坂小学校の統合の関係から感じていることです。たまたま長坂の中学校にはランチルームがございます。給食センターの2階に。とってもいいことだなと私は思っているんですが、そんなことからいきますと小学校に、長坂小学校にないのが残念だなというふうに思っているんです。

先ほどのお話の中で、北杜市は今度、食育条例もつくりました。そして食と農の杜づくり課もつくって、食育に関しては私はぜひとも進めていただきたいと思いますし、先進の市であってほしいと願っています。

そんな意味の中で、市長の提唱する「おはよう朝ご飯」、これからしまして北杜市のメインの教育にこの食育を当然、入れていただきたいと思いますし、今の学校のこの中で、当然、造るときに、どこの学校もみんなそうですが、プールは当然付いてきますよね。国からの補助もあるという。プールは水泳です。そうなれば、今度、ほかの方の質問にもありますから、そこにはふれませんが、格技も入りますよね。野球でもバスケでもサッカーでも、ある意味、ピアノの教育にしてもみんな同じことだと私は捉えているんです。教育ということからすれば、ただ北杜市は、私は食育をメインで、北杜市の教育、先はすべて食育になびくというふうな感覚を持っても、決して悪くないのではないかと思っているんです。

食べるということは、食べ物を大切にすることということも当然です。そして食べ方への教育、そして食べることを通じての教育、みんなで当たり前のことだというふうに思っているんですが、いずれにしても申し上げたいのは、北杜市は教育の中ですべておろそかにしていいという、そういう意味ではまったくございません。

ただ、市のこの環境のこの条件からいって、食育をメインに持っていつていただきたいというふうな思いの中から、ランチルームの話も先ほど答弁の中では、1、2年生の小さい子たちには集まるのに時間が必要だと。ちょっと失礼な言い方をすれば、1つの学校の中で端から端まで10分かかる学校はない。それに例えばの話がプールに行けば、着替えをして入るわけです。濡れた体を拭いて乾かして、着替えをして次の授業に入る。そのことの中からすれば、教育時間というのは非常に減ってしまうわけで、それと同じように考えていくのであれば、ランチルームへ行く時間がかかるとかという話は、ちょっと置いといていただきたいなというふうに思っています。そして特に先ほど代表の千野議員の中で、泉小につきましては教育長も当然よくご存じだと思いますが、歴史をほんのわずか教えていただきました。まさにそのランチルームの食育から、あの歴史があると私は感じました。オーバーに言うつもりもありませんけども、特に泉小はそのことを強く感じました。

そんな意味で空き教室を利用とか分かります。でもこの空き教室を利用してやったらどうですかというのは、もう2年前に申し上げたんです。でもそのときに空き教室を利用してやっていきますという返事をいただいたんです。ですから、これからまた空き教室を利用してやっていくことを考えますと言われたのはちょっと、もうちょっと進めていただきたいなというふう

に思います。そんな意味で、ランチルームについての私自身の考え方はそんなですが、市のお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

それでは利根川議員さんですけども、関連質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

私の前任の、昭和の話がありまして、しかもそのところへ何名か視察に見えていただいたということが実際にありまして、しかも私もその当事者として、そういった教育が本当に素晴らしいところというんですか、そういうようなことをお話させていただいて、そして実際に給食も試食をしていただいて、そういった点で食事の重要性というような点で、共通理解が図れたというふうなことを、今、懐かしく思い出しているところであります。

それで先ほど来、お話がありますようにランチルームはたしか昭和50数年くらいから歴史が始まっておりまして、この間、素晴らしい成果を収めてきたというふうに感じております。ただ施設の、財政の点でお金もかかるといった点で、現状で小学校が4校、中学校が3校ですか、合計7校というふうな形に北杜市の小中学校はなっております。

今、食育というお話がありましたが、ランチルームがないにかかわらず、北杜市はこの恵まれた自然環境を十二分に活用した食育を、どの小中学校においても原っぱ教育という、この中で本当に一生懸命、推進をしているというふうな認識をしております。そういった点では、ランチルームがあるなしという点で、その分け隔てができるわけではないというふうな、ないところはないところなりに実情を十二分に活用して、それなりの大きな成果を挙げてきたというふうに考えています。

まさにランチルームは、そんなにたくさんの時間もございませんけれども、一堂に会して、全校のみんなが同じ釜のご飯をいただくというふうな、そういう有形無形のといいますか、そういったさまざまな付加価値をもたらすようなものでもございます。

毎日のメニューの紹介があったりとか、そして地産地消、今日の食べている、これはどういったところで生産がなされてということがあったり、ときにはそういった皆さんがその場に来て、ともに昼食をとるということもやっているように記憶しています。

そんな形で推移してきた今日でございますけども、先ほど来、話題になっておりますように少子化の影響というものは本当に深刻なものがございまして、その財政的な形のものについても、これは大変な課題がございます。そんな形で、ベストではもちろんないわけではありますが、空き教室といいますか、そういった空間を本当に活用しながらそしてやっていける形をその当事者の小中学校が本当にみんなの知恵を、保護者あるいは地域、あるいは市の教育委員会ともども話をしながら、その学校が立脚しているその地域ならではの食育というようなものを展開していくというふうな形を選択せざるを得ないのかなというふうに考えておるところであります。

ですので、先ほど来お話がありましたように食育、地産地消、そういった北杜市のまさにメインテーマというお話がありましたけれども、そんなふうに、まずその食育というものを今後とも置いておきながら、形はランチルーム、あるいは別の形になるかもしれないですけども、本当にやれるところを最大限、頑張っていくというふうな形でご理解いただければありがたいと

思います。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

代表質問の指定管理施設の指定について、関連質問をさせていただきます。

その②の中のところで、指定管理に対する指導が統一されていないということで、企画部の管財課に指定管理担当ができたことは承知しているところです。先ほどの答弁の中の②の答弁の中で、理想的な素晴らしい答弁がなされました。

そういう中で今回、指定管理が外れたところ、今までと指定管理が変わったところがありまして、そこは地域の強い要望の中で、地域活性化のためにつくった施設ということで、指定管理者が変わったということで、どんな様子かなということで私は3回ぐらい足を運びました。そういう中でずいぶん先ほどの答弁と違ってところがあるのではないだろうか。その指定管理に対して協議、指導監督は管財課が窓口となっている。そして、その窓口となって、そのところで所管課、よく施設を今まで指導してきた所管課と連携を図っていくという答弁でした。

そういう中で、先ほど言われた施設に行ってみたんですけど、その施設の中の管理、運営というものは、本当にこの事業計画の中で示されてきたものなのだろうかという疑問を持ちました。それは施設にある、今までのいろいろな備品、そのようなもの、それから今まで地域の特産品、郷土食をそこでというふうな特徴を出した料理をするために、いろいろな道具もそろっていました。しかし、それはすべて外に出されているような状況でした。そういう中で、指定管理を決めるとき、今までそういうふうな施設の条件、目的というふうなものときちんとした、整合性にあった今回、ものだったんだろうかと。所管課はそこにずいぶん、何回も通って、一生懸命整理をしていました。その中で、管財課の考え方はどうなのとお聞きしたところ、さあ、それは私たちは、この指定管理が変わった中で、所管のところでしっかり管理を今、整理をしているところですよというものでした。

そんなふうな中で、私が質問をしたいのはその連携を図っていくという中で、その事業計画の遵守は極めて重要。その指導監督はという、先ほどの答弁と大きな食い違いがあるような気がしたんですね。たぶん、いろいろな中で連携をしていく中で、所管課と管財課のすれ違い的なものはあるものだろうと思うんですが、今回の指定管理がどのように協議されてきたかというところも私が把握しない。ただ、そこへ行って地域の方々の考え方とか、そんなふうなことを聞いてきた中で、これから、その指定管理者がその施設を運営していくのにあたって、設置目的にしっかり合ったものだろうか、というふうなことも考えます。

そういうふうなことで、質問はそういうふうに指定管理者が変わったとき、管財課はどこまで踏み込んで一緒にやっていくのか。そのまま、所管の担当者に移行させてしまっているものなのかということをもひとつ疑問に感じていますので、その点について今、そのような考え方の中で所管課と、それから管財課の連携がどのように図られているのか、質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

指定管理者の所管課と、それから指導監督の管財課との連携についてということでの関連質問でございます。

基本的には先ほど、ご答弁させていただきましたとおり、設置目的、そういった部分においては所管課がきちっと、その施設の管理の表舞台に立っていただくということが原則であります。指定管理者が変わった場合についての扱い、今までやってきたものに対して、新たに指定管理者となった取り組みの内容が変わってしまう、そういった部分の所管課との連携、あるいはその関わりというふうな部分のお話かと思われますけども、原則的には当然、その公募をし、業者の選定がされ、今までの改善策等を含めた中で、選定委員会の中で業者が選定されます。当然、その審査も行う中において提案をしたものに対して、その評価によって業者が決まってくるわけですけども、そのいい提案をし、今後の発展性が望めるもの、そういった部分での選定業者になったということでもありますので、当然それに合わせて所管課と、その対応についての検討をいたします。

その中には所管課がどれだけ、そこに関わるかという部分からしますと、例えば指定管理者が変わった場合には、その施設の利用実態、それから何が、備品が例えばそこに置かれているのかというふうな、基本的な部分というのがあくまでも所管課がきちっと把握をしておいてもらわなければならない業務だというふうに思っています。そういった部分で、指定管理者が変わった場合に、そのへんの確認行為をしたときに、やはり十分な把握ができていなかったということからすると、どうしてもその行き違いが出てしまうという要素が考えられます。そういった部分においては所管の管財課、それからケースによっては予算が伴うものについては財政課も加わりながら、そのへんとの調整も図った状態でやっております。そういった指導もしたり、調整もしたりする中で、再度また内容的なものがきちっと把握できなかった。あるいは、その業者との間の中でなかなかそのへんの把握もできなかったとかというふうな話も一部聞いてはおりますけども、そういった部分については、やはり所管課のほうできちっとその対応をまず、していただきたい。そのための指導監督的な要素、それから調整役という立場としての管財課の使命は果たしているものというふうに解釈しています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

最後に部長がおっしゃられました指導監督というふうなものは、果たされているというふうなことなんですが、これは誰に対して指導監督が果たされているのか。その指定管理者に対する指導監督という部分がきちっとされているのか。それとも所管課に対するものなのか。その部分で相当、所管課との考え方には相違が出てくると思うんですね。所管課はたしかに現場へ行って、いろいろな面で指定管理を受けた方たちとともに苦勞をしていることも承知しています。現場に常に行き、いろいろな場面の中で各部門の中の所管の方たちは、非常に努力していることも承知しています。そういう中で、ただいまの部長の最後の答弁の指導監督ということが指定管理者に対するものなのか。その窓口は所管課になっていますよね。所管課ではないですね、管財課になっているはずですよ。そのようなところの窓口は。それは全部、所管課が受

けて、今まではやっていましたと考えています。そういうふうな中で、ただいまの指導監督という考え方が指定管理者に対するものか、所管課に対するものなのかということで、所管課に対する考え方だとすれば、所管課とすれば非常に対等的なもので協議をしていく部分であろうと私は考えています。その部分がずいぶん、すれ違いのような形になってはいないだろうかということを、この前の私の指定管理の質問のときもそれをすごく感じました。それで質問に入らせていただきました。今回も指定管理が変わった中で、何度か足を運んだ中で、その部分の食い違いが、各課とかいろいろなところとの担当者との協議の中に違いが出てきてはいないだろうかということが、すごく危惧されるわけです。

ですので、そこのところの考え方をやはり、指定管理者に対する監督指導なのかというところはしっかり考え方をしていかないと、対等であるという考え方の中でやっていかないと、所管課としては、いろいろなところで苦勞をしながらやっても、なかなか対等に話せないということもあって大変ではないかなと感じましたので、そこの考え方の食い違いはないのかということで再々質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

指導監督の立場として、管財課が置かれた立場の中で指定管理者に対しての監督なのか、あるいは所管課に対しての監督なのかという部分、指導なのかというふうな部分でありますけれども、私が把握する限りにおいては、管財課の担当たちもかなり深く入り込んだ指導をしているつもりでおります。指定管理者も直接的に呼ぶ中において、その調整を図ってもおります。それから所管課とのそういった調整あるいは把握、そういった部分での調整もさせていただいているというふうに把握しております。その中でなかなか所管課のほうで把握できなかった部分ということが、その都度都度、出てくるというふうなケースも現実にある中で、業者とのなかなか調整が図れないという部分も、そういった部分もみてきておりますけれども、そのへんの落としどころは、最終的には予算の伴う管財課、財政課、そういった部分との調整も図りながらやっております。お互いに全体的な指導監督をする管財課においては、先ほど申し上げましたとおり、118の施設をすべからく、例えばヤカン、鍋1つから含めてそこまでの把握をするということは当然できませんので、そういった部分においては所管課のほうに十分、その把握等はしていただかなければならないということからいたしますけれども、役割分担という部分でのお互いに責任を果たしていくという観点に至った指導監督というふうに理解しています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

代表質問の市に事務局を置く団体の比率はの件について、関連質問をいたします。

答弁の中でこの自立の方向性は、25年度に自主自立の運営を目指すとの方針が示されました。事務局を置くと、自主運営を行うということには当然、事務局の設置が必要となります。そのためには事務局員を雇用し、置かなければなりません。そうすると当然、人件費等が必要

となってまいります。

今までは市の担当職員が行ってきたわけですが、独自に置くということになりますと、人件費等の財源の問題が大きくクローズアップされてまいります。財源を確保できる、いわゆる収益事業のできる団体というのは、ごく一部であります。これは介護関係の団体では、今はできていないけども、将来的にはできるのではないかなと想定はできます。

体育協会や文化協会等に代表される団体につきましては、ほとんどの団体がこの収益事業は極めてしにくい団体であります。観光関係の団体におきましては、これからの事業展開であり、軌道に乗るには長い歳月が必要となります。25年度までに自主自立運営をと言われるのは何を目指し何を求めているのか、またどのような展開を想定しているのか、お伺いをいたします。

もう1点、市長が所信表明の中で申されました八ヶ岳観光圏への対応について、八ヶ岳ブランドの構築の考えが述べられております。これらに関しては観光協会、あるいはリトリート等が関与するところが大きいです。現時点では、この2つの団体は独自の事務局をもっております。しかし、その事務局員は緊急雇用対策、ふるさと雇用対策等で採用された人たちです。この事業は今年度、3月31日でこの事業は終わります。その後についての事務局体制をどのように考えているのか。また将来設計についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を3時50分といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

清水壽昌議員の関連質問にお答えをいたします。

具体的な事案として、リトリート、それから観光協議会はお話が出ましたので、私のほうから先にお答えをさせていただきたいと思います。

リトリートの杜事業に関しましては、これは市がお願いしている、委託をしている事業でございます。また観光協会につきましては、25年度までアクションプランで、自主自立に向けてということですので、それに向けて将来の自主自立に向けて協議を重ねていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

各種団体の自主運営の推進ということですが、何を目指した平成25年度なのかというご質問でありますけども、基本的にはアクションプランの中で、23年、24年、25年の

この3カ年の中で、団体の自主運営の推進を図っていくと。特に位置づけられたものといえますと、観光協会、それから文化協会、体育協会の自主運営ということを目指す中で25年を継続的な形として自立を進めていくという位置づけでございます。

なお、ここでちょっと1つ、ご訂正であったりお詫びをしなければならないことがございます。

先ほど、北杜クラブの千野議員さんのご質問の中に事務補助員を雇用というふうなご指摘を、ご質問をいただきました。その中で、そういった表記は特にしてありませんというふうなことを答弁させていただきました。しかしながら内容を確認したところ、後期の基本計画の実施計画の中で、外郭団体自主促進事業ということで、生涯学習スポーツの充実の中で体育協会の運営等に携わる事務補助員を雇用し、各団体の自立を促進するというところで、平成24年度の事業計画の中にその人件費分が計上されているということが判明いたしましたので、お詫びを申し上げます。

この内容に事務補助員の雇用という表現は、総合計画の後期基本計画にはないという意味での、先ほど答弁ということになってしまいましたが、実施計画についてはこの表現が使われているということでございます。これにつきましては、国の緊急雇用対策事業が本来は平成23年度ですべて終了ということであったところではありますが、24年度につきましても一定の条件のもとで継続されるということが明確となったことから、来年度もこの緊急雇用対策事業を活用し、体育協会への運営に携わる事務補助員の雇用に助成する予算を計上したものでございます。

ただし、これはあくまでも国の100%の財源によって雇用できるという条件付きなものですので、臨時的な事業であるということから基本的な考え方は先ほど申し上げたとおり、できる限り人件費も削減しながら、自立を目指すというふうな部分での方向性は変わらないものということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

自主運営をということでございますけれども、いわゆる事務局員への人件費についてはどのような体制を考えておられるのか。また、東日本大震災に関連しての臨時雇用というふうなことに、先ほど載せられた補助員についての対応というのは、そのことであろうと思います。しかし、これは先ほど部長も言われましたように、非常に短期的な雇用ということになろうかと思います。このような団体の事務局というのは、短期間でころころ変わったんでは、運営がスムーズにいかないというように思います。長期的な雇用が考えていかなければならないと思いますけれども、それらに対するお考えを伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

財政の健全化という観点の中で、人件費をいかに削減していくかということが、行政側とし

での取り組みの大きな要因でありますし、その中で国の経済対策として緊急雇用対策が出たと、雇用を創出しましょうと。市の財源ではなく、国が財源として与えていただけるということのお墨付きの中で、地域の雇用も促進させましょうというふうなことから、大いにその活用できる機会についてはその組織の育成であったり、それからその組織固めを十分にさせていただくということの中の、緊急雇用対策を活用した対策であったというふうな捉え方をしております。

そういった、たまたま100%の人件費が国からいただけるということでやったものが、このまま永年的にこの体制を維持していくということは、当然その組織の維持をするにしても、これは無理が出てくるということとはご理解をいただきたいと思ひますし、それが活用できる間、十分にそういった組織固めをするための時間として、体制づくりをしていただきたい。今後においてもどういうふうな状況が、国の経済対策的なものが今後も出てくるのかどうか分かりませんが、あるうちは有効に活用させていただきながら、組織の充実を図っていくということは必然的に考えていきたいと。しかし、長期的に考えていく中においては、自立に向けた取り組みを着々と進めていかなければならないし、また進めていただく努力をそれぞれの組織団体の中でも十分に検討していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

・・・千野君、どういう趣旨ですか。

○13番議員（千野秀一君）

先ほど訂正があった点ですけども、先ほどの質問の中で質問しようと思ったんですけども、そういう記述がございませんということだったものですから、それ以上、突っ込んだ質問ができなかったということでもあります。その再々質問でありますけども、その部分の質問はできますでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時00分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

今の千野秀一議員の、その質問は却下いたします。

ほかにございませんか。関連質問は。

（ な し ）

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

あらかじめ申し上げておきますが、本日の会議は時間延長をいたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11 番議員（保坂多枝子君）

3月定例議会にあたり、明政クラブ代表質問をいたします。よろしくお願いいたします。

3月11日の東日本大震災が発生してから早1年が経過しましたが、大惨事による被害はいまだ大きな爪あとを残している現状であります。福島第一原発の破壊による放射能汚染や電力の供給不足をはじめ、被災を受けた方々への補償問題等さまざまな課題を抱えており、日本の将来が危惧されております。

国では復興庁を創設し、復興費用3兆8千万円を計上しました。少しでも被災された方、遺族の方、ならびに被災地の安定した生活に少しでも近づけるものと期待したいところです。

また一方、社会保障と税の一体改革、消費税の増税などの懸案で与野党の足並みがそろわず、混沌とした政局でありましたが、ここにきてようやく24年度予算90兆3,339億円が3月8日、衆議院を可決し、参議院での審議となりました。

こうした中で、白倉市長の市政も2期目4年が残すところ7カ月とわずかになりました。この4年間、市長はさまざまな政策を打ち出し、北杜市と市民の生活の向上にまい進されておりますが、市長のマニフェストの具現化や主要政策の成果を鑑み、この間の総括と24年度予算に思いを込め、重点とした予算編成であると考え、以下、質問いたします。

1項目ですが、市長の基本政治姿勢について伺います。

1点目、当初予算を含めて4年目の総括は。

2点目、当初予算の新規施策の重点施策は。

3点目、今後の財政健全化に向けての対応策は。

4点目、緊急雇用対策事業の廃止に伴う景気対策は。

5点目、今後の事業仕分けの取り組みについて伺います。

2項目でございます。少子化対策ですが、平成23年度の平均出生率は平成22年1.27から23年は1.38、人数では20名ほどになりますが、わずかばかりではございますが、増加しています。

少子化対策は議会でも多くの議論がされ、市としても重要課題として第2子以降の保育料無料化や小学校3年生までの医療費無料化、一時預かりの制度の確立など多くの施策を行っておりますが、まだまだ多くの課題を抱えている現状です。

過日、北杜市内において幼い子どもの、自分の子どもです。みずからの手によって死亡された事件が表面化し、驚きと無念さに胸が痛くなる思いでありました。一部報道には指導が不足していたようにもありましたが、親となる本人の心構えはもちろんのことですが、子育てには家族ばかりではなく、地域や職場での見守りや環境整備が必要だと考えております。

こうした思いの中で市内では愛育会の組織が結成され、今年度は乳幼児を持つ親の総合健診が愛育会の教育により受診できたということを聞いております。このことから愛育会の活動と現状について、伺います。

また、子育ての親に対する就労支援として、企業における子育て支援策も若い世代の就労を維持・促進する大きな役目を担っているものと考えます。

市内でも認定企業の応募があり、認定された企業が数社あったようですが、2点目として子育て応援企業認定制度の現状と推進はどうなっているのか、伺います。

過般、市内に産婦人科医を誘致してほしいという思いから5千人余りの署名が集まり、市長に提出されました。その後も約500人ほどの署名が集まっていると聞いております。嫁いだ

娘が里帰りして出産するという例もあり、多くの市民が安心できる出産の場を求めています。また去る3月3日にお産の日フォーラムが開催され、講演会とシンポジウムが行われました。市長をはじめ子育て中のお母さん、お父さん、高校生と4名の方からの提言をいただき、お産の状況の報告など、また身近で出産ができることを強く望む意見もあり、出産を控え多くの方が不安を抱えていることを改めて強く感じたところでございます。しかし、その中で平成24年度中には相談のできる助産所を設置する意向を伺い、一刻も早い実現を望むところでございます。

お産の場検討委員会は平成21年に設置され、昨年、答申が出されました。安心で安全な出産には欠かせない産婦人科医の絶対数が少ないというのが一番の難題であります。これは北杜市のみでの課題ではないということも承知しております。県では、新年度から県内の病院で働く産科の後期研修医に支給している奨励金を倍増して、産婦人科医の確保へ取り組む予定でございいます。

そこで1点目として、市ではどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

2点目、お産の場検討委員会の中期的な計画、また長期的計画の内容と実施時期について伺います。

子育て中の親にとって自分自身の病気や子どもの病気、また葬儀や急な外出など、予測もつかない事態が発生することは、日常生活の中にはたくさん出てきます。ファミリーサポート制度はこうした事情に対応できる大きな役割を担っております。利用者からは非常に好評ですが、一方、担い手であるサポーターの育成は重要な課題であると考えます。

4点目として、ファミリーサポートセンターの現状と課題について伺います。

子育て放棄や児童虐待など、悲惨な事件も多発しています。子どもを育てることができない人、子どもが子どもだと理解できない、そんな親も増えています。親としての自覚や責任は、どのように考えているのでしょうか。またDV、ドメスティックバイオレンスですが、これもまた近年増加の傾向にあります。妻が夫に殺される率というのは、どのくらいあるとお考えでしょうか。統計によると3日に1人は殺されるという、本当に驚くような事例が報告されております。DVによる被害者は被害を最小限に留めるために別居し、何も持たずに着の身着のまま家を出てこなければならないというような状況もあり、その居所を隠すということから第一歩が始まります。さらに住所を移すと身元を保証してもらうということが非常に難しくなります。住まいを借りることや就職がしにくいことがあります。その上、子どもを連れてくる場合には住居が分かってしまうということもあって、通学や通園することが大きな支障となってしまうこともあります。別居することであれば、子どもに対する手当、実際の養育者は母親が多いんですが、なかなか、父親のほうにいくというふうな例もありまして、その実際の養育者には手に入りません。苦しい生活費をやりくりしている中で、ますます困窮していくという状況にあります。

過去にも、私にも何件か相談がありました。議会の中での私の質問に市での相談窓口を設置してくださいという質問に対して、積極的に相談員を配置して取り組んでいただきました。昨年、久しぶりにお目にかかれた方に市での対応が非常によく、とても助かりました。ようやく解決ができましたという明るい声を聞き、安堵したことがございました。人の心が荒廃していく事件を見るにつけ、幼児期からの教育と温かい環境が人間形成の上に非常に大切であると考えています。

5点目として、家庭児童相談とDV相談の強化を図るようでございますが、状況と課題について伺います。

3項目、福祉計画について伺いいたします。

誰にも看取られずに亡くなってから数日間が経過し、やっと発見された例や高齢者と、まだ壮年期の介護者の2人がともに餓死するといった事件などが、昨今の社会情勢の中で頻繁に聞かれるようになりました。国の制度が介護施設介護から地域介護へと移行している中で、多くの課題が残されています。

本市でも15歳未満と15歳から64歳人口は減少傾向にありますが、この急速な少子高齢化は歯止めがなく、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が多くなり、先行き不透明な不安要素が増加しています。昨年の東日本大震災が発生したときには、職員の方をはじめ地区長、民生委員や消防団の方々など、1軒1軒の安否確認をし、ご苦労いただいたわけでございますが、天変地異や不測の事態が発生したときなどは、より多くの方の人手や注意が必要となってきます。地域福祉の担い手の育成も含め、普段からの高齢者と地域の関わりが大切だと考えます。

1点目、高齢者の見守りと、この地域の関わりについて現状をお伺いいたします。

また2点目として、24年度の介護保険法の改正により市民の生活に影響が出てくるとは思われますが、今後の課題と問題点について。

次に3点目ですが、高齢者のみでなく障害を持った方の権利を擁護するために適用できる成年後見人制度利用支援事業の概要について、お伺いいたします。

4項目になります。農林業の振興について、お伺いいたします。

少子高齢化は、北杜市の基幹産業である農業にも大きな影響を及ぼしています。私の住んでいる集落でも、高齢により水稻栽培ができなくなってしまった農家や田畑を売りたいくても買い手のない土地が点在しています。後継者や農業の担い手が不足している地域が増加するにつけ、地域の活力がどんどん低下していきます。

1点目、高齢化による農業後継者対策について伺います。

2点目として、圃場整備した農道や水路も数年を経過し、老朽化や補修、整備が必要な箇所が多く、危険な箇所も見受けられます。路肩の崩落や極端な凹凸などもあり、早い対処が必要です。この老朽化した農道および水路の長寿命化対策について、お伺いいたします。

3点目として、市の木でもあります赤松ですが、最近、地球温暖化の影響もあり、標高1千メートルを超える地点でも松くい虫による被害が見受けられるようになりました。樹齢の長い松に至っては、その価値も高く、枯死してしまうような事態は文化財産としても大きな損失であります。病虫害の蔓延と被害の拡大を防ぐために里山整備と松くい虫対策を行っておりますが、進捗状況をお伺いいたします。

4点目として、有害鳥獣の有効利用について伺います。

有害鳥獣の被害は年々広域化し、なおその被害は拡大しています。明政クラブでは県内各地の先進地の事例を視察してまいりました。議会でも何回か質問してまいりましたが、有害鳥獣の捕獲や管理、また利用についてはあまり進展が見られない点もあります。また1つの方法として、定地網方式による罠捕獲が行われているところもあります。傷を付けずに捕獲することができる、この定地網方式、または罠方式も必要な施策ではないかと考えております。

ジビエとして利用するには、殺傷してから2時間までに処理することが条件であるということも聞いております。県内でも一番多く捕獲している北杜市としては、この捕獲の方法を工夫

し、利用することも大切であると考えております。ジビエとして利用できる施設の進捗状況と罟捕獲の購入費用の補助、また捕獲者の育成について伺いたいします。

5項目になります。武道の必修科目化に伴う対応について。

今年度から授業の一環として相撲、剣道、柔道などの武道が必修科目となりますが、新しい科目を導入するには、十分な準備と対策を検討する必要があります。計画の状況、実施する際の施設の整備、また教職員の研修や専門の指導員を導入するなどの指導体制は図られているのか、伺いたいします。

1点目、実施内容と実技時間数。

2点目、防具や着衣の費用負担はどうするのか。

3点目、武道が必修化された目的はなんですか。

4点目、指導者の体制はどのように取られていますか。

5点目、安全確保をするための対策について伺います。

最後、6項目になります。大変長くなって申し訳ありません。よろしくお願いいたします。道路整備について、伺いたいします。

市道の管理瑕疵による賠償事故が多数発生し、議会にも報告されています。瑕疵には道路の亀裂や陥没、路面の凍結などさまざまな要因がありますが、事故発生防止には早急な手立てが必要だと考えております。事故の発生を防止する施策として、どういうことを考えておられるのか、伺いたいします。

2点目、現在、整備が遅れている道路がありますが、現在の進捗状況と路線の整備計画、3路線について伺いたいします。

1つ目ですが、主要地方道、県道八ヶ岳公園線です。国道141号線から北杜聖苑を通過して、五町田の交差点に抜ける、この通りでございます。

2つ目、八ヶ岳南広域農道。これもまた141号線から西に抜けるふれあい支援農道のことでございます。

3点目、主要地方道の県道高根長坂線。高根町の西割にあるJAあずみの付近から東のほうの道路になります。この3路線について、伺いたいします。

また北杜市は面積が広く、市内の主要地点を結ぶ道路整備は生活道路としても非常に重要であり、早急な整備が必要でございます。3点目として、そのほかの主要な道路整備、その計画について伺いたいします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

私の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

当初予算を含めた4年間の総括についてであります。

私の市長2期目の4年間は1期目同様、財政健全化を市政の一丁目一番地として持続可能な財政運営の確立を、二丁目は市民への夢、ロマンを与える地域力存在感を高めることを目指して、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けたさまざまな取り組みを市民の皆さま

まのご理解をいただきながら、職員と一丸となって進めてまいりました。

その中で、全国自治体のトップランナーとして自然エネルギーの利活用をさらに進め、北杜サイト太陽光発電所や村山六ヶ村堰小水力発電所の運営を行うとともに、早稲田大学、東京藝術大学、東京工業大学などとの官学連携、さらには中日本高速道路株式会社も含めた産学官連携など多様な組織との連携を進めるなど、果敢に前例なき取り組みを進め、ベンチャー自治体北杜市の名を全国に広めることにも力を注いでまいりました。さらに、北杜市の未来を担う子どもたちのため、原っぱ教育の推進や少子化対策などにも全力を挙げて取り組んでまいりました。

おかげさまで、数多くの新しい取り組みが市内各所で花開き、一流の田舎町として、ふるさと北杜市、誇れるまちづくり、存在感ある杜づくりが進められていると感じております。来年度の当初予算につきましては、限られた財源の中で、こうした取り組みをさらに進めるための予算編成ができたと考えております。

次に少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

愛育会の活動と現状についてであります。

北杜市母子愛育会は須玉町、長坂町、大泉町、武川町の4町に8つの愛育班があります。活動内容としては声かけ、見守りを通して妊産婦・乳幼児を中心に健康づくりのお手伝いであり、具体的には乳幼児への声かけ、訪問とプレゼント、愛育だよりの発行、愛育祭り、子育て交流などのイベントを通して世代間交流を実施していただいております。それぞれ頑張っているだけで、大変ありがたく思っております。また、新たな活動は子育て中の母親に対する総合健診受診への支援として、健診時に乳幼児の託児事業も始めているところであります。

次に福祉計画について、いくつかご質問をいただいております。

高齢者の見守りと地域の関わりの具体施策についてであります。

第2次北杜市地域福祉計画においても近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通して日ごろからのつながりを強め、安心して暮らすことのできる地域づくりが必要であるとされています。こうした考えのもとに、市では地域コミュニティ復興支援事業により、地域における日ごろからの見守り・声かけ活動の支援、見守り体制構築のための意識啓発、高齢者への巡回訪問などを行いたいと考えております。また民生委員、介護予防サポーター、認知症サポーター、保健福祉推進員などの関係者とも連携し、地域での高齢者の見守りを図ってまいりたいと思います。

次に農林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

高齢化による農業後継者対策についてですが、2010年の農業就業人口データによりますと、本市の65歳以上の就業者の割合は75.4%を占めています。こうした現況を踏まえ、その対策の一つとして農業の担い手として農家の組織化・法人化を推進しております。

現在は31の担い手組織が地域農業の中核として活動しており、市といたしましては、組織の設立はもとより運営に関して、県の担い手部門や関係機関との連携を強化し、今後とも育成に力を注いでまいります。また新たな受け皿として、新規就農者に大きな期待が寄せられていることから、市では平成21年度から地域おこし協力隊員を募集し、営農組織での研修支援を行いながら地域への定着に取り組んでおります。さらに国では、来年度から実施予定の青年就農給付金制度により、就農準備のみならず自立後の経営安定化を支援するなど、新規就農者の確保育成を重点施策に位置づけております。

今後も高齢化する地域農業の担い手対策としての、担い手組織と新規就農者の育成に努めて

まいります。

次に道路整備について、いくつかご質問をいただいております。

市道における事故発生防止対策についてであります。

本年度の事故の発生状況は3月1日現在で7件ですが、過去の発生状況は平成21年度は10件、平成22年度は8件となっております。市道管理は職員によるパトロールのほか、補修業務等を峡北広域シルバー人材センターに委託しており、平成22年6月には郵便事業株式会社北杜支店との間で道路および水路の損傷等の情報提供に関する覚え書を締結して、情報収集を図っております。

また、平成23年度は新たに1名の道路監視員を雇用し、道路の監視にあたっており、今後も引き続き行政区からの情報提供などもお願いしながら、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

武道の必修科目化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、武道の実施内容と実技時間についてであります。

市内中学校9校はいずれも武道種目として柔道を選択し、中学校1学年および2学年で必修となります。その内容は、DVDによる教室での事前学習や十分な準備体操ののちに受け身や崩しと体さばき等の基本動作を身につけさせた上で、生徒個々の技能の上達に応じて技をかける者と受ける者を決めて基本となる技の練習などを行い、みずからの身を守る受け身の大切さや相手への思いやりなどを学習します。実施時間は学校により多少異なりますが、各学年10時間程度になる予定であります。

次に、防具や着衣の費用負担についてであります。

柔道着は市内すべての学校で必要数を市で購入済みであるため、個人負担はありません。

次に、武道が必修化された目的についてであります。

平成18年に改正された教育基本法の教育の目標に伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛するが規定されました。それを受け、平成24年度全面実施される改訂中学校学習指導要領にこの規定が反映され、保健体育科においてわが国の伝統文化である武道が必修となりました。武道は「礼に始まり礼に終わる」を基本に、相手と直接的に攻防する特徴から、相手を尊重し合う、自分を律する克己の心を醸成するなど、礼儀を守るという視点からも、その教育的意義は大きいと考えております。

次に、指導者の体制についてであります。

指導者の種目指導における質を向上させるため、平成22年度・23年度に山梨県教育委員会主催により、武道・ダンス指導資料に基づき武道指導者講習会が実施されました。市内中学校のすべての指導者は本講習会に参加しており、平成24年度も引き続き講習会が開催されることから参加する予定であります。

次に、安全確保の対策についてであります。

施設設備の点では、柔道専用の武道場を確保している中学校が3校で、ほかには体育館に柔道

専用の畳を敷いて授業を行う予定であります。

市内中学校が平成21年度から22年度にかけて順次購入した柔道専用の畳は、初心者を対象としていることから、畳表に柔らかい素材を使用し、畳床に衝撃緩和に優れた素材を用いており、通常のものよりも厚みのあるソフトな材質のものとなっております。

また、指導におきましては、市体育協会柔道専門部から中学校柔道授業指導への協力の申し出があり、学校からの要請に応じて事故を未然に防ぐためのきめ細かな複数での指導体制が可能となり、大変感謝しているところであります。さらに各学校には、市校長会において受け身を重視した段階的な指導の工夫、また技能、体格を考慮して組む相手を決めるなど、事故の未然防止に向けて市教育委員会から具体的に指導したところであります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、当初予算の新規施策の重点目標についてであります。

平成24年度当初予算におきましては、東日本大震災を教訓として、防災対策の充実に重点的に取り組むこととし、防災備品や備蓄品の充実や市職員の初動体制マニュアルの作成など、今後、想定される東海地震等の災害に備えることとしております。さらに少子化対策に全力を挙げて取り組むとともに、障害者福祉にかかる施策については、特別児童扶養手当の支給対象外の方に福祉年金を支給するなど、多くの新規事業を展開していく予定であります。

また、浅川巧を主人公とした映画公開に併せシンポジウムを開催するなど、同氏の功績を顕彰し、日韓交流をさらに進める新たな事業を実施することとしております。

次に、今後の財政健全化に向けての対応策についてであります。

今回、編成いたしました予算では、財政健全化の取り組みをより一層進めるため、17億6千万円にのぼる市債の繰上償還を過去最大規模で行うこととしております。さらに公共事業費等にマイナスシーリングを設定し、事業費の抑制を図るとともに、市債の発行も元金償還額の範囲内に抑制することとしております。こうした弛みない取り組みの成果として、基金残高の大幅な増加と市債残高の大幅な減少が図られてきたわけであります。

今後もさまざまな財政健全化の取り組みを進め、持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

次に、緊急雇用対策事業の廃止に伴う景気対策についてであります。

これまで、本市は延べ33億円余にのぼる国の緊急経済対策に伴う臨時交付金によって、景気浮揚に併せて、財源不足でこれまで見送られてきた事業の実施など、大きな恩恵を受けてきたと考えております。また、緊急雇用対策事業につきましても、これまで5億円余の助成を受け、雇用の確保と市政各般にわたる事業展開が図られてまいりました。

来年度につきましても一定の制約はあるものの、引き続き26人の雇用を目指した緊急雇用対策事業を推進してまいります。非常に厳しい経済状況ではありますが、国の財源等も最大限に活用する中で、景気対策を図っていきたいと考えております。

次に、事業仕分けの取り組みについてであります。

事業仕分けにつきましては今年度試行を行い、平成24年度から本実施することとしたとこ

ろであります。本実施にあたっては、市民から仕分け人等を選定するとともに、その結果については、次年度以降の予算等に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにお産の場づくり検討委員会の提言についてであります。昨年の11月に検討委員会より提言書が提出されました。提言につきましても、山梨県の周産期の現状を見ると妊婦健診を扱う助産所の設置は難しい現状にあるが、まず短期目標として、保健指導中心の助産所の設置から進める。中期目標として妊婦健診ができる助産所を目指す。長期的には広域的な取り組みとして、近隣市に働きかけ連携を図る中で、産科医療機関の設置を目指すとの内容であります。

また、産婦人科医の誘致に奨学金制度を創設することについてであります。お産のできる施設および医療機関では、医師とそれを取り巻くスタッフのチームワークが必要であるとともに、広域的な連携の中での医療資源の確保が必要となります。現在、山梨県で行われております奨学金制度における取り組みの中で、連携を図っていくことが最良と考えています。

次に、平成24年度介護保険法改正による市民への影響と課題についてであります。

平成24年度の介護保険法改正に伴う市民への影響については、介護保険料の上昇が考えられます。高齢者の増加に伴い、介護保険事業費も増加しており、介護保険料の上昇は避けられません。

市では介護保険事業費の急激な上昇を抑制するため、これまでと同様に介護予防の推進と介護保険事業費の適正化に努めてまいりますが、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる地域づくりと保健、医療、福祉、介護等各分野を横断したネットワークづくりが必要と考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに子育て応援企業認定制度についてであります。この制度は子育て支援に積極的に取り組む市内の企業・事業所を子育て応援企業に認定するものです。昨年12月から申請の受付をはじめ、広報紙、市ホームページやPRチラシ等でお知らせを実施したところ9社から申請がありましたので、去る2月23日に第1回の認定を行ったところであります。

認定企業には認定書、認定マークやPR用のぼり旗等をお渡しするとともに、企業独自の子育てへの思いのこもった子育て応援宣言を行っていただき、それをポスターにして配布いたしました。また、認定した子育て応援企業の活動は市ホームページなどで公表しておりますが、今後も制度の啓発を行い、企業等とともに市全体として子育て支援を推進してまいります。

次に、ファミリーサポートセンターについてであります。

ファミリーサポートセンターは本年２月末現在、依頼会員が１８４人、協力会員が７７人、両方を兼ねる会員が１０人となっており、年間に４回ほどの交流会や研修会を開催しております。本年度は病児・病後児預かりの研修等も行い、制度の充実を図ってまいりました。

また、本年度から１時間７００円の利用料に市が２００円を補助したため、利用件数も昨年度から大幅に増加しておりますが、さらに依頼会員と協力会員の交流を図るなど、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進してまいります。

次に、家庭児童相談とＤＶ相談についてであります。

子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員と保健師の２名で相談業務を行っております。相談件数は年々増加しており、本年度も２月末で家庭児童相談件数は６００件を超え、ＤＶ相談も５件となっています。児童家庭相談の中では児童虐待の相談件数の割合が高く、県児童相談所、市教育委員会、小中学校や保育園などの関係機関と連携し、ＤＶ相談については県女性相談所等と連携し、相談支援を実施しております。

また、本年度は安心子ども基金事業を活用して要保護児童情報データベースシステムを導入し、平成２４年度からは相談業務への迅速な対応や継続的な支援等に効率的な活用を図ってまいります。

次に、成年後見制度利用支援事業の概要についてであります。

本事業は経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な高齢者・障害者に対し、制度の申し立てに必要な登記手数料などの経費、成年後見人等の報酬の全部または一部を補助するものです。市ではこれまで認知症など的高齢者についてのみ、成年後見制度利用支援事業を行ってまいりました。しかし、障害者自立支援法の改正により、平成２４年４月から知的障害者や精神障害者についても市町村の必須事業となったことから、これらの事業費について新たに平成２４年度の当初予算に所要の経費をお願いしたものであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

農林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、老朽化した農道および水路の長寿命化対策についてであります。

市内の圃場は整備後から相当の年数が経過しているところも多数あり、農道や水路の老朽化も進みつつあります。こうしたことから、市では地域の集落や水利組合が行う施設の改修や修繕等を対象として、市単の土地改良補助事業に取り組んでまいりました。

また本事業に加え、本年度から施設の長寿命化を目的として拡充された国の農地・水保全管理支払交付金事業を活用することにより、地域の負担の軽減化を図れますので、積極的に事業導入に取り組み、引き続き施設の長寿命化に努めてまいりたいと考えています。

次に、里山整備と松くい虫対策の進捗状況についてであります。

はじめに里山整備の進捗状況であります。平成１７年度の事業導入以来、平成２２年度までに北杜市里山整備事業により８０１ヘクタール、国・県等の造林補助事業により３、３４０ヘクタール、合計４、１４１ヘクタールの里山の整備をいたしました。また、本年度は現在まで

に市の整備事業により、約157ヘクタールの整備を進めているところであります。

今後も環境保全基金を財源とする市の整備事業や国・県の補助事業を積極的に活用し、森林の荒廃防止、森林機能の回復・維持に努めてまいります。

また松くい虫対策の進捗状況であります。本年度は伐倒くん蒸処理1,878立方メートル、伐倒薬剤処理522立方メートル、伐倒事業359立方メートルの処理を終えております。

今後も引き続き迅速かつ効果的な対応により、被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、有害鳥獣の有効利用についてであります。

はじめにジビエとして利用できる施設の進捗状況ですが、平成21年度に猟友会や農業関係団体などで構成するジビエ加工処理施設検討会を立ち上げ、検討を行ってまいりました。しかしながら、原料の安定的な確保や販路の拡大などの運営課題もあり、具体的な施策が見い出せない状況であります。

今後、事業展開に積極的な団体等があれば、支援を検討してまいりたいと考えております。

次に罟捕獲の購入費用補助と捕獲者の育成についてですが、本年度より北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業を充実し、地区等で購入するくくり罟購入の補助や推薦を受けた者が第1種銃猟や罟猟の免許を取得する際の受講料、手数料に対する補助制度を設けたところであります。

現在この制度を利用したのは、くくり罟購入補助が1地区、第1種銃猟免許取得者4名、罟猟免許取得者5名となっております。また今月23日に須玉ふれあい館において、罟猟免許取得者やこれから取得しようと考えている方を対象とした、罟技術捕獲講習会を開催いたします。

今後も広報紙等で制度の周知や啓発を行い、さらなる捕獲者の確保・育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

道路整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道北杜八ヶ岳公園線ほか2路線の進捗状況と整備計画についてであります。

中北建設事務所によりますと、県道八ヶ岳公園線の乙坂周辺につきましては、国道141号との交差点および高根町上黒沢方面の既存道路の拡幅区間は工事が完了しておりますが、筆界未定地や未相続土地の関係で工事未了となっていたバイパス区間につきましては、こうした問題が昨年11月に解決したことから、今後は計画的に2カ所の橋梁を含むバイパス工事等を実施し、平成29年度には完成予定とのことであります。

次に八ヶ岳南広域農道、通称ふれあい支援農道であります。現在、高根町上黒沢と長坂町塚川地区境の中央自動車道のアンダーパス工事と、その先の北杜サイト付近までが工事中となっております。

北杜サイト付近の工事については、難航しておりました用地取得の目途が立ったところであります。また、中央自動車道のアンダーパス工事につきましては、中日本高速道路株式会社が工事主体であることから未確定な部分もありますが、県によりますと平成25年度中の開通を目指しているとのことでございます。

次に県道長坂・高根線についてであります。現在、高根町村山西割地内の工区について工事を実施しており、平成24年度には完成予定とのことです。また高根総合支所西側、旧JA梨北の倉庫周辺の区間は、歩道設置を目的とする道路整備の検討を行っているとのことで、現在は地形測量等を実施しており、平成24年度において公共事業評価を予定しているとのことでございます。

次に、主要な県道に関する整備計画の概要についてであります。

茅野・北杜・韮崎線の長坂上条地内、台ヶ原・長坂線との交差点改良およびJRアンダーパスの改良については、平成23年春の公共事業評価において認められたことから、現在JRとの協議が進められ、平成24年度には設計に入る予定とのことです。

駒ヶ岳公園線、白州町横手地内の横手バイパスについては、平成24年度の公共事業評価にかける予定とのことです。また、日野春停車場線の下和田橋周辺につきましては現在、橋梁の架け替え工事を実施しており、平成25年度には完成予定とのことです。

今後も引き続き、地域要望などもお聞きしながら適切に対応してまいります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を5時10分といたします。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11議員（保坂多枝子君）

少子化対策について、4点ほどお伺いいたします。

まず認定企業についてですが、この子育て応援企業の認定に対して9社、応募があったということで認定をしていただいたということです。また、これでどんどん企業の子育てというものが推進できると思いますが、子育て応援企業、その認定の基準、どういう基準で選んだかということをお願いいたします。

それからお産の場というか、産婦人科の誘致という部分で質問いたします。

以前、明政クラブの質問にも取り上げさせていただいたんですが、医学部に合格して、医学部に進むという学生がいると思うんですが、その中で産婦人科医を希望するような、選択したような学生に対して奨学金を考えて、北杜市に産婦人科医として戻って来てもらうような、勤務をしていただけるような制度というのを考えていただいて、数が少ないということも一番大変なことでございますし、誘致というものが大変ということも分かっている中で、そんな形をとって少しでも推進を図っていただけたらというふうにも思いますので、その点についてお願いします。

それからお産の場の検討委員会の、先ほど中期的な目標と、それから長期的な目標の話をしていただきました。なかなか実現が難しいということもございますが、大体のその時期ですね、

どんな時期にそのことが実現できるのかというふうな、時期についてお聞きしたいと思います。

それから、あと1点。DVの対策についてでございますが、先ほど相談件数も増えているというふうなことを伺いました。先ほどの質問の中にも入れさせていただきましたが、秘密保持というのが非常に重要なことになります。これはとても難しい問題になります。プライベートな部分にも踏み込んでいかなければならないということもありますので、その秘密保持に対する対策について、以上4点お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

再質問ということで、2点ほど頂戴しております。

最初に医学部に合格した生徒に対して、産婦人科を選択した学生に奨学金をして誘致を図ってもらいたいという内容でございますけども、医学部の生徒につきましては、在学中には医学全般の学習を行うということになっております。臨床医学系の講座の中で、産婦人科学と、難しいんですけども、それを勉強しているというのを聞いております。卒業後に医師免許を取得して研修医になると。研修医については2年間の各種診療を経験したのちに、専攻医研修というのがございまして、産婦人科専門医取得の研修を3年間やるということでございまして、山梨県においてはこの研修に対して、先ほど質問の中にもありましたけども、県においてもこの研修に対して奨励金を支給しているということでございます。

医学生に対する奨学金につきましては、基本的には県内を1つの医療エリアというふうに考えてみますと、県内医療機関との連携、また県で行っている就学資金との関係もでございます。さまざまな要件が複雑に絡むということでございまして、現在、平成19年度より行われている山梨県の奨学金制度の効果を今後も期待しているということでございます。

2点目のお産の場づくりの關係の提言の中の中期的目標と、中期的目標の時期ということでございます。

提言では中期的目標を5年としまして、医療機関と契約を結んで妊婦健診ができる助産所設置と。また長期的目標としましては10年としまして、広域的な取り組みとして他市との連携を図る中で、産科医療機関の設置を目標とするということでございます。

いずれにしても、妊婦さんが不便を感じている出産施設の遠い部分を少しでもカバーしながら、将来につなげていきたいというふうに現在、考えているところです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

坂本多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の、子育て応援企業の認定の基準ということで、実施要綱に定めてございます。

1点目といたしましては、従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。2点目といたしまして、企業および事業所活動を通じた子どもと子育て家庭の支援を行っていること。3点目といたしまして、地域の子育て活動との共同による支援を行っていること。そのほか、市長が特に認めるというふうな認定の基準となっております。先ほど9社を認定したわけ

でございますけれども、それらの認定されたました企業におきましては、事業所内に託児所を設けているということですか、それから子ども育児休暇を取りやすくしているとか、それから地域の方々に事業所で不要となった物品等を子育て支援に活用していただいているというふうな内容等の中で9社が認定されたところでございます。それぞれ事業所におきましては、子育てに熱い思いを持っていただいております、宣言の中でそういうふうな熱い思いを伝えていただいたところでございます。

今後も啓発に努めまして、企業ともども子育てに力を尽くしていきたいというふうに考えております。

それから2点目でございますけれども、DV対策の情報の管理というふうなことで大変、重要なことでございます。細心の注意を払って業務を進めているわけでございますけれども、具体的には、相談につきましては専用電話を設置、それから情報は担当者とスタッフに限定をする。それから面接時には、目立たない入り口から独立した相談所へ入れるというふうなことに注意を払って行っているところでございます。

また細かいところでは、家庭相談に行くときには市役所の車と分からないように、遠くへ置いて相談にうかがうとか、そんなふうな注意も払って情報の管理には努めているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11議員（保坂多枝子君）

認定企業についてですが、次回というか、今回9社がありましたね。その次の段階で、またどこかが認定してほしいとかということが出ると思うんですが、それは随時でしょうか、それとも定期的にいつまでに応募して認定を図っていくとかという、そのシステムというか、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

お答えいたします。

随時、認定を行っていくという考えでございますので、申請があったところで、随時、認定書を交付していくというふうな考えでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11議員（保坂多枝子君）

では、今のは申請を市に出せば・・・。

○議長（秋山俊和君）

それは、再々質問が終わりましたので。

○11議員（保坂多枝子君）

いいえ、確認ですので、質問ではなくて確認です。今のは結構です。

それから2点目の福祉計画に入るんですが、先ほどのところからの公設の助産所が設置されるというのは、県内でも初めての取り組みというふうになると思います。非常にこれは評価されることだと思いますので、積極的にしていただければ、とてもありがたいというふうに考えております。

福祉計画についてですが、高齢者の見守りの地域の関わりについてでございます。そこで高齢者の見守りの巡回の頻度、どんな程度で巡回をしていただいているのかというふうに思います。そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

高齢者の巡回の頻度ということで、24年度の事業で計画をしております地域コミュニティ復興支援事業における取り組みの中で、巡回訪問実態把握についてということ計画してございます。この事業につきましては、対応といたしまして臨時職員2名を現在のところ雇用する予定でございます。

具体的には、家に閉じこもりがちな高齢者や生活に困窮していると思われる方をリストアップし、巡回訪問をしていくというふうな内容でございます。また必要に応じまして、関係の部署、関係機関との連携を図って孤立化を防ぐというふうな支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

平成23年度におきましても、高齢者の孤立化というふうな問題認識がございまして、75歳以上の方にアンケート調査を行いました。その中で不安を感じているという方々につきましては、訪問をするという事業も実施しております。ずっと職員がまわれるという体制がとれればいいわけですが、民生委員の方々にもこういう方々の情報をおろしまして、地域の方、それから民生委員の方々で見守っていかれるような、そんなふうな見守り体制ができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11議員（保坂多枝子君）

今、答弁いただいた中で、現在、安否確認をするのは民生委員さんとか、宅配の人とか、地域の方、そして郵便配達の方がどこまで関わっていただけるのかなというふうにも思います。その方の協力をいただいた中で確認をしているという状況だというふうに思いますが、1つの方法として災害時の要援護者支援制度というのがございました。それは申請をして登録をするという方法ですが、援護を必要としている独居老人だとか、それから体のご不自由な方だとか、そういう方が登録をしているわけですので、登録をされている方に市民カードというふうなものを発行して、その方が買い物に行ったときにそれを提示するとか、何か施設を利用したときにそれを提示するというふうな形がとれましたら、その人は使ったという時点で元気だよ、安全だよ、無事にいるんだよということが1つ、安否確認の1つの方法になるのかなというふうに思うんですね。まだまだ今からの話にはなと思うんですが、そんな考え方はいかがかなと

思います。それについてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

災害時の要援護者支援制度につきましては、現在300名弱の方が登録をいただいております。順次、増えているというふうな状況でございます。議員、今、提案をいただきました、そのカードの発行というのは初めてのケースだと思いますので、研究をしていきたいというふうに考えるところでございます。まず第一には見守り体制とか、それから援護者の登録等を進める中で高齢者の安心・安全な支援につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11議員（保坂多枝子君）

最後ですが、農林業の振興のところでございます。

何度も何度もこういう質問をしているというのは、非常にしていただきたいという希望が多いということで聞いていただきたいと思います。

先ほどの有害鳥獣の有効利用ということなんですが、肉がどのくらい提供できるかというのがなかなか難しいというご答弁の中で、捕獲の方法について狩猟という部分、殺傷という部分と、それから罠捕獲という2つの方法があると思います。今まで、その罠捕獲というのがそうはいっても少なかったという部分もありますので、そちらのほうも推進していただく。そしてまた、肉を調理するシェフですね。料理店というか、そういうところと猟友会との協議の中でいろいろ課題もありますけれど、市内には加工施設がございます。ソーセージにするような加工施設もございますので、市としての特産品として考えていくお考えがあるかどうかを伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

ジビエの活用についてということでございます。

まず1点目、食育用に供するために猟銃捕獲ではなくて罠捕獲にしたらどうか、そのため罠捕獲の推進を図ったらいかがかという、ご質問だと思います。

たしかにおっしゃるように、現在、罠捕獲ではなかなか安定した数がとれません。ですから今後、安定供給を目指す上でどのような罠が有効化というようなことが、1つは検討の材料にはなろうかと思います。ただ、今の時点で、具体的にどこにどのような罠を仕掛ければ、コンスタントな安定供給ができるかということは、これからの研究課題だと考えております。

それから2点目ですが、前回、検討会、21年度において検討会を行いまして、その結果、

加工処理施設は設置することができなかったという経緯の中には、県の衛生マニュアルによるガイドラインの中に捕獲から食肉の搬入までは、先ほどお話もありました2時間ですとか、それから先ほどの猟銃でなく罠という話に結びつくんですが、捕獲個体の状況ですとか、いろいろ制約があるものですから、結局、前回は施設の建設までは、具体的な結果には至らなかったということでございますが、今後もしこういった課題を克服して、ぜひ事業化したいというお話があれば、また引き続き事業者、それから猟友会、関係者等を含めて再び検討をはじめても差し支えないものと思います。

それから最後に市の特産品として売り出してはいかがということでございますけども、その大前提として先ほどからちょっと申し上げておるところでございますが、安定供給という大前提がございますので、それがある程度、克服できるという見込みが立ったところで、またブランド、そういうものについて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

これで、保坂多枝子君の代表質問を終わります。

ほかに関連質問はございませんか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

農林業の振興についての、林業のほうでちょっと質問をしたいと思います。

全国的に環境に配慮した林業が認められておりますが、現在、私も北杜市では大掛かりな唐松などの伐採が行われている。これはなぜかということ松くい虫が入る前にとのことの中で、残念ながらまだまだ若い木だけでも、松くい虫が入るともどうにもならないということで、安い安価ではありますけども、そんなことでもって今、山林の持ち主等が残念ながら取り組んでいるところでございます。

主に、これは新潟県などへ送っておるということで、聞くところによるとベニヤとか建設材が利用されていると。その残材はペレットなどの燃料として加工されていると。ご存じのようにペレットを各家庭のストーブ燃料だけではなく、公共施設や企業の燃料としても幅広く活用できる自然エネルギーが話題となっております。

その中で、私たちの姉妹都市であります上越は、上越ということは新潟県ということで、私、思い出して、ちょっと連絡とったところによると、上越は北杜市のように森林に恵まれていないところであるが、木材を使用したバイオ構想が近年盛んに取り組まれるようになり、視察研修にさまざまな地域から多くの方が訪れてきていると聞いております。わが北杜市は森林でも県内でも優秀な保有数を保っており、資源としては木材が数多く有効活用できるだろうと、こう思うわけでございます。

先般の原発事故により、いろいろな分野でエネルギーが見直されている中、場所によってはペレットストーブの購入については補助金を出しておる市も見受けられると、ということでございます。わが市においても、水力発電や太陽光発電に取り組んでいる中、市の宝である木材、未利用間伐材等を利用したバイオマスより回収できるエネルギー利用や燃料用木製ペレ

トの製造などを考え、市民が関心を持って、これに取り組むエネルギー構想を積極的に取り組む政策も考え、北杜市の目玉商品として売り出したらどうかということで質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

秋山九一議員の関連質問にお答えをいたします。

農林業の振興ということで、バイオマス構想の推進ということでございます。

本市におきましては、昨年の4月に北杜市バイオマスタウン構想というものを公表させていただきました。これに基づきまして、昨年11月にバイオマスの活用事業者、それから関係団体、有識者からなるバイオマス各所推進協議会というものを設置いたしました。この協議会におきまして、お尋ねのありましたバイオマスエネルギーをはじめ、堆肥化のプロジェクト、バイオディーゼルのプロジェクト、メタン発酵によるプロジェクト等々、総合的に事業実施計画に向けて検討をいただいているところでございます。

また来年度に入ってしまうかもしれませんが、近々、これらの協議を終えて市のほうに提言をいただくことになっておりますので、その提言を受けて取り組む政策等がありましたら、そちらのほうへ活用してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

それではあと1つ、有害鳥獣についてちょっと質問したいと思います。

市においては有害駆除、また県においては管理捕獲など県を挟んで、長野県の猟友会等々の連携プレーの中で盛んに行われており、捕獲量も大変増えているということでございます。捕獲後の処理を考えなければならない時期がきておるということでございます。また各地で、ジビエ加工で観光特産物を取り組んでいるところ、また高級料理としても販売している町や村のまちおこし等で取り組んでいるとの報告も聞かれるわけでございます。わが市でも高級ホテル等で取り扱うようになったということも耳にしております。

このことについては、マニュアル等もしっかり、これは全国的におそらく取り組んでいると思うんですよ。そんなことで、マニュアル等もしっかりこういったものがあって、現在、山梨県でも各町村で取り組んでいるところもあると、こういうことでございますので、ぜひこれは今後、どうしてもこういうものは取り組んでいかなければならない。ただ網を張って守るだけでは駄目だということで、先ほどの代表質問にもありますように、捕獲しても使い道がなくて穴を掘って埋めるというのが現状でありますので、ぜひ検討委員会でも立ち上げて、こういった問題も取り組むことが必要ではないかと思えます。

先ほどの答弁の中で、材料が安定していないというからこうだということ、これはいつもそういう返事が出るわけだけでも、今は1年を通して県、また市のほうからも管理捕獲ということで、この材料が安定していないことはあり得ないと思います。いかにこれをどういうふうにして、時期もありますので、どういうふうにしたらいいかということを検討委員会等の中で

しっかりこれをやらないと、同じような答弁で材料がない材料がない、北杜市のこの恵まれたところ、こういうことを恵まれてもいいかどうか分からないけども、非常にこの山梨県の中でも非常に鳥獣害の多いところでございますので、こんなところも1つ、頭に入れながら取り組んでいってほしいと、こんなふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

秋山議員の再質問にお答えをいたします。

引き続き、ジビエの活動にしっかり頑張れというお尋ねだと思います。

おっしゃるとおり絶対数といたしましては、食肉の供給ということは可能でございますが、時期的なことが原因による食肉の質ですね、夏場と冬場でかなり質が違うですとか、繰り返しますけれども、あと捕獲してから納入までの時間、それから捕獲したときの個体の状況等々いろいろありますけれども、たしかにご指摘のとおり、今後、考えていかなければいけない問題だと認識しておりますので、また研究会については立ち上げて、事務レベルをまずはこつこつ考えてみたいなど、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

この件については、終了です。

ほかに関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

市民フォーラムを代表いたしまして、北杜市政全般にわたって質問をいたします。

春はすぐそこまできておりますが、今日は日もだいぶ落ちてきました。いましばらくです。よろしくお願いいたします。

さて、日本のみならず世界の人々を悲しみの淵に追いやった東日本大震災が発災以来1年を経過いたしました。ボランティア活動で訪れた宮城県名取市や南三陸町の情景、あるいはお会いした方々の顔が目に浮かびますが、改めて一日も早い復興を祈らずにはられません。それでは早速質問に入ります。

大きく5項目にわたって、市長ならびに教育長のご見解を求めます。

まず、平成24年度当初予算についてお伺いいたします。

平成24年度、国の経済見通しはEUの政府債務危機を主因とする世界経済の動揺が関係各国政府の協調した政策努力により安定化することを前提に、主要国経済は減速から持ち直しに転じると見込んでおり、現にアメリカ経済は自動車産業を中心に景気回復の兆しが見え始めております。また、この傾向は日本の輸出あるいは生産に良好な影響をもたらすと見込んでおり、平成24年度の国内総生産の実質成長率を2.2%程度、名目成長率を2%程度とそれぞれプ

ラスに転じると予想しております。

このような中、国は平成24年度予算の基本方針を示し、東日本大震災からの復旧・復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本の再生に全力で取り組むとともに地域主権改革を確実に推進しつつ、予算の見直しを行うとしております。

また、国は地方財政計画の中で財源不足に苦しむ地方公共団体の財政事業を念頭に前年を上回る地方交付税額を織り込んでおります。混沌とする国政の中であって、北杜市は一刻も早く確実な財政の健全化を実現するために、国の優遇策を活用して予算編成にあたるべきとの観点で以下、伺います。

①でございます。一般会計286億円余、特別会計、これは病院会計を除きますが171億円余、合わせて458億円余の対前年度21億円余増、率で対前年度5%増の平成24年度の予算編成の基本的考え方、特色ある政策あるいは取り組みは何があるのか、お知らせをいただきたいと思います。

②でございます。国の新たな政策を活用して、北杜市が予算化した事業はどのようなものがあるでしょうか。また、その狙いと効果はいかがなものでしょうか。

③市債残高の積極的削減に取り組んでおられます。現在のペースでいくと合併優遇策である交付税の算定替え廃止に伴う地方交付税の縮減がはじまるころは、市債残高はいくらぐらいと見込んでおられるのでしょうか。

次に2項目でございます。北杜市の学校教育について伺います。

少子化が急速に進む北杜市であって、将来の北杜市のまちづくり、地域づくりに欠かすことができないものは教育です。なかならず学校教育のあり方は、この地の伝統である北巨摩教育に代表されるように北杜市を特徴づける大事な宝でございます。この観点で以下、伺います。

①北杜市が掲げる教育理念の中で、原っぱ教育はどのように位置づけられているのでしょうか。改めて伺いをいたします。

次に、原っぱ教育の教育方針と効果はどのようなものでしょうか。

③学校統合が本格化する北杜市であって、先般、増富小閉校式で見受けられた児童と教師および地域が一体化した小規模校教育の優位性と、大規模校教育の優位性をどのように融合させるのかは、これから大変重要であると考えております。この点についての教育委員会のご見解を伺います。

④災害時の対策として、児童生徒を学校に留め置く必要が出た場合、安全確保をどのように図るのかをお尋ねいたします。

3項目について、公共交通についてお尋ねいたします。

北杜市はご案内のように広大な面積を要し、また高齢化が急速に進んでおります。市民の足の確保する公共交通政策は、これからさらに重要性が増します。このため市は現在、利用率にばらつきのある市民バスの運用について、市民のニーズに応えとともにより効果的なものとすべく予約に基づく乗り合い交通手段として、全国で現在取り組みの始まっておりますデマンドバスの導入を目指して、21年度より実証運行に参加し、検証を重ねてきました。平成24年度からは市民の期待が高い、このデマンドバスの運行が北杜市の直営の事業として始まります。そこで以下、何点か伺います。

①公共交通政策の中で、デマンドバスをどのように位置づけるのでしょうか。

- ②市民バス、路線バス、デマンドバス、スクールバス等の役割分担をどのようにお考えでしょうか。
- ③公共交通事業全体における経費の見直しは、どのように行う予定でしょうか。
- ④市は公共交通事業に協力いただく民間事業者とどのように共存を図っていくのでしょうか。
- ⑤デマンドバスの利用促進策は、利用率を高めるために甲州市は予約にフリーダイヤル電話を使用し効果を上げていると聞いております。われわれは視察にも行ってまいりました。北杜市もこのような対応が検討できないでしょうか。
- ⑥利用率を高めるために、予約システム委託先である東京大学が提案しております当日予約の導入、予約受け付けの分散、目安時間の撤廃による乗合率の向上、この3項目の導入は検討をしないのでしょうか。

次に大きく4項目に移ります。地域福祉計画について、お尋ねをいたします。

第2次北杜市地域福祉計画は用語の説明が丁寧で大変分かりやすく、また地域の取り組みをコラムで紹介したり、福祉関係課以外の部局の取り組みも掲載するなど、市民に関心を持っていただく工夫と内容の充実が図られております。

以下、地域福祉計画から何点か質問をさせていただきます。

- ①地域福祉の充実のために、計画では共助を最重要視しております。地域自治活動圏域を行政区とし、地域活動の第一歩として行政区に加入することが重要とされておりますが、行政区に市はどのように関わっていくおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。
- ②計画の19ページに保健福祉推進員の育成がありますが、現在の活動が主にはつらつシルバーの企画・運営で高齢者福祉に偏っているという指摘があります。地域の健康づくりの担い手として、さらなる活動が加われば、かなりの負担増となることが予想されますが、どのようにお考えでしょうか。
- ③事業仕分けの試行で、健康福祉まつりのあり方が議論されました。地域福祉の観点から一極集中のイベントをどのようにお考えでしょうか。
- ④あらゆる年代や障害者との交流を図る富山型デイサービスがあります。地域福祉計画では情報共有のためのネットワークづくりが掲げられておりますが、地域福祉の実践の場において富山型の考えに基づく活動を進めるつもりはありませんでしょうか。
- ⑤2つ目の基本目標である誰もが安心して生活できるまちは、公助を中心とした取り組みの位置づけであります。自主防災組織にしても災害時要援護者支援制度にしても、実際の活動や災害時の取り組みは共助であります。組織の立ち上げや指導、リストの作成などは公が大いに関わるべきものではないでしょうか。自主防災組織と要援護者支援制度について、公の役割をどこまでと考えておられるか、お伺いいたします。
- ⑥地域福祉計画24ページの地域での見守り体制の構築と平成24年度の新規事業、地域コミュニティ復興支援事業の関係をお尋ねいたします。
- ⑦計画の27ページの買い物、配食、見守りなどの生活支援サービスの実施に該当する介護予防、日常生活支援総合事業の内容についてお尋ねいたします。また、おたのしみ給食との関係はどのようなものでしょうか。

次に5項目でございます。本庁と支所のあり方について、お尋ねをいたします。

- ①第1次北杜市総合計画、前期基本計画では新庁舎建設の検討が項目（施策）の小分類にありましたが、後期基本計画ではその項目がなくなり、組織・機構の改革の主要事業名に本庁

舎の位置の決定と総合支所等のあり方の検討が書かれる扱いになっております。これはどのような考え方に基づくことなのでしょうか。また本庁舎の位置だけを決定することに対して、弊害をお考えにならないのでしょうか。

次に②であります。平成23年3月定例会において、北杜クラブの代表質問、公共施設の整備計画について質問に対して、市長は総合支所、出張所のあり方は市役所の位置と合わせて避けて通れない課題である。平成23年度に庁内の職員による検討会を設置し、施設の状況や財政負担について検討し、24年度には市民も参加する検討委員会を設置するというふうにお答えをされております。23年度設置を予定しました庁内職員による検討結果をお知らせいただきたいと思っております。

以上5項目、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

・・・議長、すみません。大変、失礼いたしました。申し訳ありません。ちょっと飛ばしてしまいましたので、申し訳ありません。改めまして、すみません。

③番目であります。武川と白州総合支所の移転が行われておりますが本庁と支所のあり方について、市はどのような考えのもとにこの移転事業を行っているのか、お尋ねをいたします。

④でございます。市民フォーラムは、今までも施設の複合化を提唱してまいりました。今定例会の市長所信で、平成24年度に大泉総合会館と生涯学習センターこぶちさわの耐震診断を行い、診断結果により耐震補強設計等を実施することが表明されましたが、大泉と小淵沢、各総合支所の機能をそれぞれ大泉総合会館と生涯学習センターこぶちさわに移転し、施設を複合化することを考えているかどうか、お尋ねをいたします。

⑤大泉総合支所は中央図書館、プール、学校等がまとまった文教エリアの一角であること、また小淵沢総合支所は駅に近いところにあることなど、それぞれのまちづくりの重要なポイントになっております。移転、複合化、その後のまちづくり、例えば小淵沢地域ならパーク・アンド・ライドの考えに基づく駐車場の整備などを含めて、これらについて地域住民の意見や要望をどのように反映させるお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、改めまして大きく5項目、質問させていただきました。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成24年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

当初予算編成の基本的な考え方と特色ある取り組み等についてであります。

平成24年度当初予算編成に当たりましては、平成27年度からの交付税縮減に備え、徹底した歳入歳出の見直しを行うとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、17億6千万円にのぼる市債の繰上償還を過去最大規模で行う一方で、北杜市総合計画を着実に進めるため、事業の選択と集中を図り、重点的かつ効率的な予算編成に努めたところであります。

特に特色ある取り組みとしては、東日本大震災を教訓とした防災対策の充実に重点的に取り組むこととし、備蓄米や仕切りボードなど備蓄品等の充実を図るとともに、職員の初動体制マ

ニユアルの作成など、体制整備の充実も図っていくことしております。

また、自然エネルギーの利活用をさらに推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置費助成を拡充していくこととしております。さらに、障害者福祉にかかる新たな事業を展開するほか（仮称）長坂統合小学校の建設など、本市の重要課題に的確に対応していくこととしております。加えて浅川巧を主人公とした映画公開に併せて、同氏を顕彰する事業を広く実施していくことといたしました。

次に公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

デマンドバスの位置づけについてであります。

デマンドバスは、高齢者等の交通不便者にとって効率的な交通手段であると考えており、交通空白区域等の解消や利用目的に応じた運行を行うことによって、地域住民の利便性の向上を図ろうとするものであります。

次に地域福祉計画について、いくつかご質問をいただいております。

行政区と市の関わりについてであります。

地域福祉を進める上では市民、地域の組織、行政がそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる事が重要です。近所付き合いや声かけなど地域住民が自主的な対応で可能なものと児童・障害・高齢福祉と介護保険サービスなどの行政施策として行うべきものの中間に位置するのが、地域住民と行政の相互協力で行政区の担うべき共助の領域であります。行政区で行う自治会活動はその中心をなすもので、市では行政区を地域の福祉活動や自主防災組織の単位として位置づけています。

行政区は地域住民が自主的・自発的に参画する組織であり、地域の身近な課題を地域住民がみずから解決していきながら、個性豊かな独自のまちづくりを住民主体で進めていくための組織であります。

市では転入者に窓口で行政区加入の案内を口頭で行い、今年4月からは行政区加入の案内書を配布して、行政区への加入誘導を図るほか、行政区民を対象とした自治会活動保険に加入して、地域活動に参加しやすくするための支援を行っています。

次に本庁と支所のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

北杜市総合計画における本庁と総合支所のあり方についてであります。

前期基本計画では、施策の方向として本庁舎の建設の検討と併せて、総合支所・出張所の縮小・廃止を含めて抜本的な見直しを行い、組織の簡素・合理化を目指しますとしており、後期基本計画においても同様の記述を行っております。ご理解ください。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えを申し上げます。

学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、原っぱ教育の位置づけについてであります。

原っぱ教育は、第1次北杜市総合計画基本構想の第1章、教育・文化に輝く杜づくりに生きる力と郷土を愛する心を育む教育の充実として、義務教育の充実の中で地域に根ざした心身ともにたくましい教育の実践をはじめ、基礎学力の向上など教育内容の充実を図るためと位置づ

けられております。また、後期基本計画の施策の体系において、学校教育内容の充実として原っぱ教育の推進を掲げております。

次に、教育方針と効果についてであります。

これからの日本は、急速な少子高齢化による児童生徒数の減少や科学技術の進歩・発展によるIT化、グローバル化など激変する時代の到来が予想されるところでもあります。北杜市においても、深刻な少子化による児童・生徒数の減少が進む中で、幾多の困難に打ち勝つ精神力と実行力を兼ね備えた、たくましい人間の育成が必要となっています。

そのため、不屈の精神と大志を持った人材の育成を教育目標に、夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもづくりを目的とする原っぱ教育に、今後も取り組んでまいります。

なお、これまでの取り組みの成果といたしましては、合併時には県平均を下回っていた市内小中学生の体力テストが平成22年度には県平均を上回るとともに、一部学年においては全国平均を上回るまでになっております。また、市学力到達度検査においては、全国と同程度かそれを上回る結果が出ております。

次に、小規模校教育と大規模校教育の優位性の融合についてであります。

学校規模につきましては、学校教育法施行規則において、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると定めており、中学校においても小学校の規定を準用するとしております。

現在、市内小中学校24校のうち標準学級数を満たしているのは小淵沢小学校1校のみであり、少子化が進む北杜市においては、今後も児童生徒数が減少する中で、さらに学校の小規模化が進んでいくことが予想されています。

その中で学校の小規模化によるメリットとデメリットを考えると、教育指導面では個人に応じたきめ細やかな指導ができる反面、多種多様な意見を出し合う機会が少なくなる。体育、音楽など集団で行う学校活動や部活動に制約が生じるなどがあります。

人間関係面では仲間の性格などをよく理解して接することができる。教職員と全児童・生徒が関わることもできる反面、いったん人間関係がこじれると修復が非常に困難になる。児童生徒同士の評価が固定されやすく、学習意欲や競争心に問題が生じることがあります。

学校運営面では学校長の方針や教育理念を共有しやすい反面、中学校においては全教科の教員が配置されず、非常勤講師等による教科指導を余儀なくされることがあります。

このように学校規模によるメリット、デメリットはそれぞれありますが、各学校ではメリットを生かしつつデメリットを補うよう、最大限の努力をして現在、教育活動を行っております。

各学校において多様な教育活動を展開し、豊かな人間関係を築き、生きる力などの社会性を身に付けていくようにするためには、適正な規模の学校とすることが必要であることから、平成22年5月に北杜市小中学校適正配置実施計画を策定したところです。

次に災害時、児童生徒を学校に留め置く場合の安全確保対策についてであります。

各学校においては毎年、防災計画を策定し、災害時の応急対策等を定めております。計画においては安全確保対策として、平常時における各施設の点検整備、児童生徒・教職員に対する防災訓練の実施、災害発生時のそれぞれの場面に応じた避難方法、災害応急対策などを定め、定期的に訓練等を実施し、万が一の災害に備えているところです。

災害が発生した場合、学校にいる児童生徒は一時的には学校内の安全な場所に避難し、その

後、保護者に引き渡しを行うことを原則としておりますが、各学校の通学方法などが異なることから、やむを得ず児童生徒を学校で保護することも考えられます。このことから、毛布などを在学中保護者から預かるなど、各学校において検討していただいております。

なお、食料・飲料水等の応急措置については、市災害対策本部と密接な連携を取り、対応することとしております。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成24年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の新たな施策を活用した事業についてであります。

来年度の国の予算は、東日本大震災の復興と日本再生等に重点を置くものとなっており、その中で、本市としては国等の財源を活用し連携していく中で、新たな事業展開を図っていくこととしております。

例に挙げますと、緊急雇用対策事業として17事業を展開し、新たな26人の雇用を創出することとしております。さらに災害を契機に地域コミュニティを再構築することにより、地域に住む方々の安全で安心な暮らしを実現する地域コミュニティ復興支援事業の実施や、ハローワークと連携し、母子・寡婦、子育て世代、生活保護受給者、障害者の職業紹介や相談・助言を行う福祉ハローワーク設置事業など、県内では本市のみが行う施策を展開することにより、その効果についても大きく期待するところであります。

今後もあらゆる機会を捉え、財源を確保し、事業連携を図る中で、市民福祉に資する事業を展開してまいります。

次に、市債残高の今後の見込みについてであります。

これまで財政健全化の取り組みの一つとして、市債の繰上償還を積極的に行ってまいりました。その結果、来年度末の全会計の市債残高はピーク時の1,009億円から828億円と大きく減少する見込みであります。これらの取り組みは、平成27年度以降の交付税縮減に備えてのものです。平成26年度末の市債残高は、こうした取り組みをさらに進めることにより700億円台になると想定しております。

次に公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各バスの役割分担についてであります。

現在、運行されている各バスの役割分担は、スクールバスが児童生徒の交通手段とされているように、それぞれの目的に沿って運行がなされているところであります。

今後も持続可能なバス運行を継続するため、デマンドバスの実証運行と併せて検討を行ってまいります。

次に公共交通事業における経費の見直しについてであります。公共交通体系を考える中で各バスの混乗化や民間委託の検討、整理統合や利用料金の見直しなど、あらゆる方策を検討し、可能な限り経費を削減してまいります。

次に民間事業者との共存についてであります。市内に営業区域を持つ民間事業者に委託することにより、共存が図られるものと考えております。

次に、フリーダイヤル電話の導入の検討についてであります。

利用予約のフリーダイヤル化につきましては、デマンドバスの利用料金が低廉な料金に抑えられていること。回線利用料が年間数十万円かかること。無料化により、本来利用すべき市民の利用を妨げるおそれもあることなどから、現段階では考えておりません。

次に、利用率向上の手段の検討についてであります。

当日予約の導入と目安時間の撤廃につきましては、北杜市地域公共交通会議にお諮りした上で、今後実施していきたいと考えております。予約受付の分散につきましては、人件費等がかさみ経費の増加が懸念されますので、現時点では考えておりません。

次に本庁と支所のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、庁内検討委員会の検討結果についてであります。

庁内検討委員会では現在、想定される本庁等のあり方について検討を進めており、その方向性について複数案にまとめ、来年度設置予定の外部検討委員会に提案したいと考えております。

次に、武川・白州総合支所の移転についてであります。

本市では第2次行政改革アクションプランに基づき、施設の有効活用の取り組みとして、総合支所・生涯学習施設等の複合化を推進しており、老朽化の著しい両総合支所については、こうした方針に沿って、支所の移転等を進めているところであります。

次に、大泉・小淵沢地域における公共施設の複合化であります。

東日本大震災を契機に地域の拠点施設となっている公共施設等の耐震化を進めるため、大泉総合会館と生涯学習センターこぶちさわの耐震診断にかかる予算を今議会をお願いしているところであります。これらの施設の耐震化に併せ、建築後40年以上を経過している大泉・小淵沢両総合支所を同施設内に移転することにより、耐震化と複合施設化の両立を図っていききたいと考えております。

次に、まちづくりに関わる地域住民の意見等の反映についてであります。

それぞれの地域におけるこれらの取り組みにつきましては区長会、地域委員会等でご説明する中で、地域住民の皆さまのご意見をいただいてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域福祉計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保健福祉推進員の活動についてであります。

保健福祉推進員につきましては、年3回の研修会を実施しております。研修会では総合健診の受診状況、介護予防事業の目的など健康情報の提供やグループワークを行い、地域活動の情報交換を行っております。

これら研修会の情報をもとに、各地域で総合健診の受診啓発、健康意識を高める活動を地域の実情に合わせて実施していただき、併せてはつらつシルバー事業の実践など、市民の健康づくりの活動を引き続き、お願いするものであります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の内容についてであります。

市では介護予防・日常生活支援総合事業として、2次予防対象者や要支援者に通所型サービス、いわゆるコミュニティーカフェと安否確認を兼ねた配食や買い物代行などの生活支援サー

ビスを実施するため、3月中旬に関連事業者への説明会を行い、4月から事業実施を予定しております。一方、お楽しみ給食サービスは、80歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象とした高齢者の生きがいを目的とした事業です。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域福祉計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、健康福祉大会のあり方についてであります。

健康福祉大会事業につきましては、本年1月に実施された事業仕分けの議論の中でも、地域福祉の中での位置づけを明確にすべきとの指摘がなされました。

市といたしましては、本事業を健康や福祉に関する知識の普及・啓発の拠点事業として明確に位置づけることにより、健康づくりや地域福祉の考え方が地域に浸透していくような工夫を図ってまいりたいと考えております。

次に、富山型デイサービスの考え方についてであります。

富山型デイサービスは高齢者、障害者、子どもなどが小規模の空間に集い、お茶を飲んで会話をしたり、テレビを見たりといった日常生活を過ごす場であると理解しています。

北杜市においては、対象者ごとに日中活動の場を提供しているところですが、現時点では富山型の考えをとり入れた事業展開は予定しておりません。まずは第2次北杜市地域福祉計画に掲げてあります、各分野を横断したネットワーク形成を検討してまいりたいと考えております。

なお、昨年10月に開所した障害者総合支援センターでは障害者の方が集まり、映画鑑賞やスポーツ、書道などさまざまな活動を行っていますが、週2回、同じ場所で、高齢者の介護予防普及啓発事業である、ふれあい広場が開催されています。このため、現在も障害者総合支援センターでは障害者と高齢者が交流しながら、ふれあいを深める時間を過ごしています。

次に、自主防災組織や災害時要援護者支援制度における公の役割についてであります。

自主防災組織や災害時要援護者支援制度は、共助の考え方をとり入れた制度であります。一方で、これらの制度の周知広報や呼びかけ、指導、要援護者の登録者台帳の整備については公である市の責務であると考えております。

市ではこれまで、地区公民館などに赴いての自主防災組織結成の呼びかけや個別訪問による災害時要援護者支援制度の案内などを行ってまいりました。また今年度、要援護者の登録者台帳の整備を行うためのシステムを導入したところでもあります。これらの取り組みに加え、来年度におきましては、地域コミュニティ復興支援事業を実施することにより、自主防災組織の結成やその活動支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に地域での見守り体制の構築と地域コミュニティ復興支援事業の関係についてであります。

第2次北杜市地域福祉計画に掲げた地域での見守り体制の構築につきましては、高齢者、障害者、東日本大震災により市に避難してきた方など地域で孤立するおそれのある方を、地域全体で見守る体制をつくるというものです。

市といたしましては、こうした取り組みを平成24年度新規事業である地域コミュニティ復興支援事業により実現してまいりたいと考えております。具体的には、地域における日ごろか

らの見守り・声かけ活動などの支援、地域の見守り体制構築のための意識啓発講演会の開催、東日本大震災による避難者のニーズ把握と孤立防止のための交流会、地域で孤立するおそれのある方の実態把握と巡回訪問などを実施いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を６時３０分といたします。

休憩 午後 ６時１８分

再開 午後 ６時３０分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○６番議員（篠原眞清君）

それでは平成２４年度当初予算につきまして、再質問をさせていただきます。

平成２７年度以降の地方交付税の縮減対策が最大の今後の課題であることは、市長さんをはじめ担当の職員の皆さんの発言でも出ているわけでありますが、その具体的な方策としては、すでに市でつくられております財政健全化計画の中で、基本的には７０億円、現在１００億円を超える交付税が７０億円ぐらいになるということで、ストレートにその分を、分かりやすく言えば予算規模を縮減するということが当然、対策としても盛られておりますし、それを実行していかなければいけないのかなというふうに考えております。

もちろん、今年度においては当初予算２８６億円でスタートしますが、補正等も入ってきますと、どうしても３００億円近くになる。ましてや年度年度で事業計画、さまざまな政策もあります。今年度は学校関係、あるいは施設の改修等、大型事業が計画されていますから、当然、膨らんでくることもあります。また今までもそうですが、国の経済対策等を予定外といいますか、活用してさまざまありがたい優遇策になる部分もあります。それらも含めると、なかなか思うような予算規模の縮小というのは厳しいかと思うんですが、基本的なフレームの部分での縮小をやっぱり実際に考えていく必要があるというふうに私、思いますが、その点のお考えを１点。

それから、もう１点は、この２４年度は市債の削減ということで、本当に積極的に取り組んで、この間、実績を残してこられておりますが、特に２４年度は１７億６千万円という、過去最大の繰上償還を予定しているということでもあります。今後、先ほど企画部長からお答えがありましたように、平成２６年度には市債残高７００億円台をというお話であります。これから先は市中金利機関よりの借り入れ分の繰上償還、この交渉が本当に大きなポイントになってくると思います。金融機関にしてみれば利益を当然求める、民間企業でありますから、なかなか繰上償還には応じにくい部分もあるかと思うんですが、こここそ、また皆さん方の、あるいは私たちも当然ですが、ともに知恵を絞って協力を仰いでいく必要があるかと思いますが、改めて、その対策の進め方、市中金融機関の繰上償還の進め方についてのお考えをお尋ねいたし

ます。とりあえず、その2点をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

市民フォーラムの質問でございますけども、予算規模の縮小、まさしく財政計画の中でも予算規模を縮小するというふうな方向を目指した取り組みということになっておりますけども、なかなか、その予算規模が減っていかないということがたしかに大きな課題であります。歳出面の中においても、扶助費等あるいは教育費等も含めて、かなりのウエイトも占めている状況でもあります。

今後、こういう合併後8年目を迎える中での取り組みをしてきたわけですがけれども、公債費、繰上償還をすることによって、公債費というふうなものの償還の割合が減ってくることによって、規模のほうも下がってくるというような、そういった期待をしているところでございます。

また、起債の削減の取り組みの中で、まさしく篠原議員ご指摘のとおり、縁故債の繰上償還を積極的に現段階でも行っております。なかなか政府資金の繰り上げということについては、財務省等の関係も含めて許可をいただけない難しさがあるわけですが、ここ金融機関との打ち合わせの中でお願いをする中で、縁故債もある程度、次年度等における償還のお約束等も取り付ける取り組みの中で、ある程度、目途をつけているという状況にしているというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次に2つ目の項目ですが、北杜市の学校教育について再質問をさせていただきます。

私が前文の中でも書きました、この私たちの北杜市を含めて、北巨摩には北巨摩教育とよく言われる、教育の問題が出るとそういう話が出てきます。この北巨摩教育というものがどういうものかということ、山梨県、この私たちの北杜市が山梨県の最北部に位置し、気象条件、あるいは農業が多かったですね、営業条件等厳しい中で風土が形成されてきたということ。そして、その中でその厳しい環境の中で、お父さん、お母さん、保護者の皆さんをはじめとする地域の皆さんが人材育成に大変熱心であったと。この地域のこの意を受けて、必然的に行政もこの教育支援は大きな力を注いできた。もちろんそれを受けて先生方をはじめとする教育関係者の皆さんは、この地域の熱意を受けて教育研修等に大いに力を入れ、子どもの教育にあたってくださった。これらの三者を合わせた、言うなれば地域の教育力、これが北巨摩教育の根幹をなしていたというふうに理解をしているところであります。

そんなことを象徴しながら、この北巨摩教育といわれるものをふまえて、その伝統ある教育をふまえて、おそらく市長も原っぱ教育という見解の中で、この地域、学校のみならず地域の皆さんとの連携の中で子どもたちの豊かな心を醸成していく、人材育成にあたっていくということで、この原っぱ教育というものが出されていると思うんです。なかなか地域との関わりの部分をいろいろやられている事情も、具体的な策としては各学校ごとにやられている部分も目

にするわけですけども、なかなかまいちはっきり、その原っぱ教育というのが具体的なものとして見えてこないような気がして、先ほど答弁をいただいて、具体的な目標というものはもちろん掲げられているわけですが、さらに先ほど言いましたような北巨摩教育という、この伝統的な教育力を醸成していくためにも、継続していくためにも具体的な原っぱ教育というものの、具体性というものをもうちょっと明確にする必要があるんじゃないかという気がするんですが、そのへんについてお尋ねをいたします。

それから先ほど増富小学校のケースで、小規模校教育、あるいは大規模校教育のメリット、デメリットのご答弁を教育長さんからいただいたんですが、特に増富の閉校式へ行って感じたんですが、非常に子どもたちがハキハキしている。しっかりと責任ある発言をされている、責任といいますか、明確な発言を、意思を表示されている。これは先ほどの教育長さんの、小規模校のメリットということにつながるかと思うんですが、お答えの中にはなかったんですが、私は行って見て、その地域との先ほど来、北巨摩教育での指摘をさせていただきましたが、学校と地域の連携というのが本当によく目に見えたんですね。

ご答弁の中にはなかったんですが、この学校と地域とのこの小規模校の中で垣間見えた、非常に強い結びつきのものを、この大規模校の中でどんなふうに生かしていくかという、そういう視点もやはり持っていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのへんのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

たしかに北巨摩教育という考え方は、特に冬の厳しい中を自然環境の中で地域で子どもを育てていく、教育をしていくということで、地域との連携ということが北巨摩には特に盛んであったというか、行われていたということで、北巨摩教育というふうな言葉が出てきたんだろうというふうに考えております。

まったく原っぱ教育も同じなんですけども、この時代背景の中で少子化が非常に進みまして、やはり近所に同級生がいなかったりとか、経済活動も勤め人が、昔は農業だったんですけども、勤め人が多くなって、なかなか子どもたちの関わりが地域でできないというふうな時代背景の中で、生きる力とか社会で生き抜く精神力とか、または体力なんか落ちてきたというふうなことをふまえて、原っぱ教育というものを位置づけてまいりました。原っぱ教育の中には、たしかに確かな学力の育成ですとか心と体のたくましい、そういう人たちを育てよう。あとはふるさとを愛して、ふるさとを知る、そういう子どもを育てていこうということが1つの原っぱ教育のメインになっておりますけども、その中で地域との連携というのは非常に必要だというふうに考えております。

1つの例として、だんだんそれが市民に浸透してきまして、例えば小学校の体力テストに北杜市の体育指導員の皆さんが指導にあたっていたりとか、あとは市内の美術館が小中学生のために無料で施設を開放してくださるとか、いろんな、あとボランティアですね、いろんな学校で地域が関わってやってくれるということをやっておりますので、だんだんそういうものが市民に浸透してきて、いわゆる北巨摩教育に代わる原っぱ教育というものができてきている

のかなというふうに感じております。

2つ目ですけども、増富小学校のメリット、たしかに私も閉校式のほうに参加をさせていただきましたけども、非常に運動会にしても地域の関わり、地域の皆さんが運動会をしている。一緒にやっているという姿に非常に熱いものを感じましたけども、一方で仮に増富小学校が存続した場合、在校生が今度は3人になりますけども、実際には増富小学校区域から須玉小学校区域へ通われる方というのは8名います。といいますのは、保護者のいろいろ通勤とかの事情もありますけども、そういう保護者も人数が多いところで子どもを育てたいとか、いろんなことでそういうふうにやっているという場面も一部ではあります。

そういうことをふまえて、今度、統合という形にはなりましたが、須玉小学校に限らず、市内の小中学校でもやはりこの原っぱ教育の中で、地域との関わりを原っぱ教育事業の中で展開をしていて、地域との関わりを深めていきたいというふうに、学校のほうでも取り組んでおります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

教育問題で、再々質問させていただきます。

今、原っぱ教育は従前の北巨摩教育に代わるような位置づけになることを目指すというふうな趣旨のご答弁がございました。私が思うのは、これから統廃合が進んでいきます。最寄りの学校と統合する場合もあるでしょうし、旧町村をまたぐ統合という実例ももちろん出てくるわけですが、やはりそのときにその地域との連携をどうやって図っていくか。新たな統合をした学校がどうやって図っていくかというのは、これは大きないろいろな問題になってくるし、その視点を見失わないように、やはり事前に対応というものを検討していかなければいけない。

今、教育次長のご答弁の中で、地域の皆さんがボランティアというふうな形で学校へ協力をしていく、さまざまな現に今もあることも、私も承知しています。協力をされている部分、そういう形も1つの地域との連携ということになるかもしれませんが、それも1つの方策ですが、それ以外に多くの方たちが、遠くなってしまった統合校へ、みずから自分たちの地域から子どもが行っていることをふまえて、その学校へ行っていただくような方策というものの、またそれとは別途、検討する必要があるんじゃないかなと思いますので、ちょっとそのへんのお考えがもしあればお答えいただきたいのと、学校教育の最後の4番目の質問でさせていただきました災害時の安全確保につきまして、備品類の準備等のお話をいただきましたが、大事なのは学校管理者である校長先生とどういうふうに災害時の、緊急時にどういう連携をとっていくかというものを早い、日の高いうちから詰めていくこと。これは大変、重要であるかと思いますが、そのへんのお考えを今の時点でどんなふうに考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

学校の統合に向けて、地域との関わりをどのように、学校の運営といいますか、生かしていくかということですが、もちろん現在でも子どもたちの登下校時を地域で見守っていただいている地域もございます。それらを含めまして、やはり統合の説明をするときに、そういう形で地域にしっかり説明をして、今度、通学路とかもどんどん変わってまいりますので、統合によって、そういう面で協力をしてほしい、子どもを見守ってほしいというふうな、この原っぱ教育の趣旨を説明していきたいというふうに考えております。

それから2点目の災害時に関する校長会というか、校長との連携ということですが、これも校長会のほうで昨年度、何回か話し合いを行ってまいりました。実際には校長会、それから教頭会との意見交換をしてほしいということで、地域課のほうと共同で教頭会、校長会との意見交換をしているところであります。

ただ、学校によって通学方法が非常に異なること、学校によっては全員徒歩で通学しているような学校もありますし、スクールバスの通学が多いようなところもございます。学校のケースによって、かなり異なるという事情もございますので、こんな形でそれぞれの学校に応じて、地域の声も聞きながら学校ごとに、その安全対策を確保してほしいというふうなことで現在、協議をしておりますし、24年度も引き続き、地域課のほうと連携をしながら学校と話し合いをすることになっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次に公共交通について、再質問させていただきます。

まず3点、再質問したいと思うんですが、③の一番頭の痛いところですが、市民の皆さんの利便を図りたい、ニーズに応えたい、そして大きくは市民の皆さんがなるべく外へ出て、交通機関を利用して外へ出ていただいて、健康に暮らしていただきたい。そのことが北杜のほかの財政の支援にもつながっていくということも期待できる、この公共交通というふうに私どもは位置づけております。その中でやはり、この経費の見直しをどういうふうに、公共交通全体で行っていくかというのが大変重要であるというふうに思っております。

21年から始まりました実証運行におきましては、終盤におきましてデマンドが広域、ほぼ市内の全エリアに広がりました。そのことも含めて、日中の市民バスの削減がかなり図られました。しかし残念ながら、経費としてはそれほど、減った分が経費削減にはつながっていないという、なかなか難しい問題ももう一面出てまいりました。

ここは、たしかに4番目で掲げてあります民間業者の皆さんの協力がないと、これから先、市の交通機関の運営をスムーズに行っていくことはできませんから、その視点も持ちながら、もう一方でなんとか経費の削減の協力もいただくということで、本当にこここそ、さまざまな知恵を絞っていかなくてはいけないというふうに思っておるんですが、なぜ経費が実証運行のときに削れなかったのか、削減ができなかったのを改めてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目ですが、なんといってもデマンドバスの利便性、デマンドバスを求め

る方たちの声というのは大きい声があります。そしてこの事業を、先ほど経費も含めてそうなんですが、事業をなんとか市民の皆さんの負託に応えて、ニーズに応じてまわしていくためには、少なくとも今、実証運行ですが、市が直営でやろうとしている24年度のデマンドバスの利用促進を図る以外に方法はないというふうに私もは思っております。

そんな思いの中で、2月24日に甲州市を会派として視察に行っていました。そして先ほどもお話したようなフリーダイヤルの問題とか、それから明確に違いが見えたのは甲州市は3つの市町村が合併をいたしました。今、実証運行をしているのは旧塩山市だけです。その狭いエリアに5つのエリアを設けて、車をまわしております。

その狭いエリアの中で、事前に説明会を54カ所で行い、本当にわずかな人数であれど、声がかかればどこへでも飛んでいくということで、トータルでは1千人以上の方たちがそこへ参加して説明を受け、さまざまな、そこは説明だけではなくて、市民の皆さんのニーズも聞き取る場という位置づけの中でやられたことが今、甲州市が非常にこのデマンドが順調にいったいる1つの大きな要因というふうに思います。そのことを今後、北杜市もどんなふうに、その市民への説明というところをお考えになっていくか、利用を促進するためにまず第一には、そこが必要。それからもう1つの方策としては、質問の6でさせていただきました当日予約の導入、それから予約受け付けの、今、非常に混雑してしまったり、思うようにいっていない部分ですが、この予約の受け付けのありようを工夫していくこと。そして、もう1つが目安時間の撤廃という、先ほど言ったことであります。この3つをやはり具体化していくことが、どうしても利用促進を図るために必要と。先ほどご答弁の中で当日予約については、私の記憶ではのち開かれる公共交通会議にかけて、そこでの協議で検討していきたいというふうなご答弁だったような気がするんですが、それ以外の予約受け付けのありよう、それから目安時間の撤廃、これは私は必須ではないかと思うんですが、その3点を再質問でお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

公共交通の再質問にお答えしたいと思います。

まず、3番目の公共交通の全体の事業経費の見直しについてということですが、これにつきましては、2番目の市民バス、路線バス、デマンドバス、スクールバス等の役割分担はというところでも関連が出てくるわけですが、基本的には市民バス、それからデマンドバス、ルートの見直し、今まで3カ年間の実証研究を地域公共交通活性化協議会の中で実施をしてきたところでありますけれども、なかなか、やはりその効果が見えないというふうな部分を含めて、今度は24年度から市が単独で実証運行をしていくという方向に至ったわけですが、まさしく非常に北杜市独特といえますか、地域性ということの中でいろんな種類のバスが市内を駆け巡っていることは事実であります。そういった部分の整合性を図ったり、効率性を図ったりするというふうなことから、町内の検討会議の中で現在、その運行状況であったりする、調整を図るべく検討に入っている状況にもなっております。

いずれにしても、この効率的な運行をするために委託料の見直し、このへんについてもたしかに実証の段階でそういった委託料の整合性といいますか、適正料金というふうな面の取り組みも必要だったのかかもしれません。ただ、市のほうからお願いをするというふうなことをした

ときに、なかなかそこまで踏み込めなかったということも1つの反省点であるかと思います。そのへんも含めながら、議員おっしゃるとおり市民にも積極的に市も実施する。しかしながら、市民が本当にそれを利用しようとしていただかなければ、利用効率も上がらない。費用対効果としても、その成果が見受けられなくなるということですから、市民にも大いに呼びかけて利用を促していきたいと思っています。

現実にはバスが走っているその裏を、そのうしろを、その前を父兄が子どもを乗せて送迎をしているという現実が相当見受けられると思います。そういった部分の協力も含めて、今後呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

それから甲州市のお話もいただきました。北杜市とどうしてもやっぱり、立地条件が違ってくるということで、コンパクトであり、また中心市街地が、目的地がある程度、集約されているということからすると、北杜市は非常に厳しい環境であるかなというふうに思っています。そういった中で、いかに効率化を挙げていくかということが今後の大きな課題ということで、必ずしも山梨市であったり塩山市であったり、そういったところと同じような状態での運行というのは厳しいというふうに思っております。

当日予約の問題についてでもありますけども、また目安時間の撤廃、こういったものについては実は、今度、市が単独で実証運行をするということから、タクシー事業者の方たちを集めて、打ち合わせをしております。おおむね理解も得られましたので、来年、今年ですが、7月1日を目指してフルデマンド化をしていきたいということを考えております。

あらゆるケース、それを改めて市が単独で行う中で実証、それから研究、検証をしながらルートの見直しも含めた、経費の削減も含めた研究結果としての検証をしながら、進んでいかなければならない。また、次年度に向けての体制固めをしていかなければならないというふうに思っております。

そんなことで、できる限りいろんなケースを考えながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

7月からフルデマンド化に踏み出すという、ご答弁をいただきました。その方向の中で、おそらく利用率は本当に大きく変わってくるだろうと、上がってくるだろうということを思いますし、当日予約の方法も検討していくという力強いお答えをいただきましたので、ぜひひとつ、その方向で進んでいただきたいと思います。

この今、運行しているエリアの中で、すでに皆さんご案内のとおりでご承知のことかと思うんですが、大泉を中心とするエリアが非常に活性化していますね。利用が非常に高い。それを大きく担っているのが、私の認識ではデマンドバスを応援する会という組織が大泉にございまして、本当に一生懸命、活性化協議会も傍聴されたり、さまざまなデータをそこへも提供されたりして、現に国土交通省の事業評価の中でもこの会の活動が一定の評価を得ているというふうな話を聞いております。こういう市民の皆さんの力を大いに市は、さらに活用させていただ

くということが必要ですし、それからもう1点、今回、条例の一部改正が上程されております、市民バスですね。現にある巡回バスが3カ所、廃止になります。当然、そこはデマンドも走っております。現在、そのデマンドの利用は非常に低いです。そのエリアは。私の知っている、特に地元なんかは非常に低いです。先ほど言いましたように、7月からフルデマンド、デマンドバスの利点を明確に打ち出して運用を図っていくということであるならば、なおさら、ぜひその巡回バスの廃止エリアの皆さんにさらに説明、周知等をお願いしたいと思いますが、その点のお考えはいかがでしょう。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問でありますけれども、大泉エリアが非常に活発化しているというふうなことで、当時、デマンドバスを運行したときから、そういう評価をしています。またデマンドバスを考える会として、私も何度か、その会員の皆さま方と話をした経過がありますが、非常に本当に熱心であります。ありがたい、いろんな提言、提案等をしていただきながら、本当に私としても感謝をしている状況であります。またそういった方たちのご意見等も十分に拝聴しながら、効果的な運行に努められるように努力をしていきたいと思っています。

それから循環バス、デマンドバス化によって、循環バスも見直さなければならないというふうなことが考えられます。ある程度、やはり市内を最低限でも循環をすることによって、デマンドバスが、地域のタクシー事業者の権益というふうなものがある関係上、なかなか飛び越えられないという課題があります。そういった部分がある一定の乗り継ぎ中継地点という部分で、循環バスがそこをまわることによって、それにつないでいくという考え方を今、しようと思っております。

中心点に絵を描いて、それにデマンドが行くんだよというような、イメージしたものでありますけれども、そういった部分での一部、ルート変更であったり、廃止であったりというふうなこと、十分に周知を図ってまいりたいと思います。原則的にデマンドバスの運行については、そのエリアの運行をするにあたって、地域とのコンセンサス、そういった説明もしておりますので、あとは当然、広報であったりとか、その利用者に対しては、バスの中にチラシとかそういうものを配ることによって、周知も図っていききたいというふうに思っています。

これからフルデマンド化にするにしても、陸運との協議もしていかなければならない、手続き上の関係等も含めて、時間も必要とするというふうな、いろんな部分での対応が考えられますので、いずれにしても前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

関連質問をいたします。

ただいま、企画部長から詳細のお話がありましたが、私ども先ほど申し上げましたように、2月24日に甲州市に行きまして、いろいろ細かいところを見てまいりました。たしかに非常に細かい配慮をしていますね。説明会も先ほど発表したとおりで、人数もそうです。あらゆる会社がやっています。ここらがよかったのではないかと思います。そこでこの地形からいっても、今言ったように勝沼とか旧大和村を除いたところ、塩山ですから、比較的こういうロート状になっているんですね。集まりやすい。6ルートであると。だから非常にやりやすい。ところが本市は、どっちかというところ円形みたいなのところですね。いくつもあって、大泉のほうは長坂の駅を利用するでしょうし、そのほかのところは市役所を終点にすると思うんです。そういう使いにくいところがあって、これはまさに市民バスと路線バスと、それからデマンドバスと、それからスクールバス。これはフルに使わなければならない問題ではあると思います。

デマンドバスの中で停留所が今、私よく存じませんが、相当数あると思うんですね。ここにあった、隣の家にも停留所を申請すればできるようになっていますから、このへんの整理統合は必要ではないかと、こんなふうに思います。

これ、恐縮ですが、甲州市の場合は6ルートの中で、松里を起点にすれば、まの何番、大体200メートル置きに路線は1つに決めてあるんですね。こういうふうにしない。だから、これも一つの方策かなというふうに思っています。そうしますと時間的なロスだとか、あるいは経理のロスもなくなってくるのではないかと思います。

ただ、一番、言えることはやはりわれわれだけではなくて、その事業者も潤うような形、細かいところへまわると結局、タクシーも侵害されるわけですから、共栄共存の乗り合いを考えなければならないのではないかと、こんなふうに思うんです。私が先ほど言ったように、ある程度、使わない停留所は抹消するとか、大体地域に3カ所か4カ所か、いろいろ考えればあると思うんですが、このへんは考えられますか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

停留所の問題でありますけれども、市としては整理統合をするという方向で進んでいます。しかしながら利用者からすると、もっと増やせと。なくすなということのせめぎあいの中で非常に苦しいところがございます。われわれからすると、いったんとにかく利用の実績がないところについては、いったん整理をしたいというふうには考えておりますけれども、いろんな要望もある中で、これからの考え方ですけれども、登録をしたと。停留所の登録をしたと。しかしながら1年、もうちょっと引きずったとして、2年くらいいったならば、もうそこで自動的に利用しなければ、その停留所は削除というふうなことを考えていかないと、使わない停留所が増えるばかりで収拾がつかないということからしたときに、そういった措置をある程度、講じようという考え方をしているところであります。

それから北杜市の地形的な苦しさの中で、なんとか工夫をしなければならない、非常に頭の痛い問題であります。しかしながら、市民の足としての公共交通というものは、その上にきちっと整備もしていかなければならない、大きな課題でもあるところでありますけれども、これまでの実証研究の中で、一番の主眼は協議会が実施するという形でやってきていただいたんですが、8つの事業者が競合しているということがあって、デマンドとタクシー事業とはまったく、やっ

ばり別に区分をする形で、市としてもデマンドの実証研究をするにあたって、前にもお話ししましたけども、タクシー事業を圧迫するような運行は避けなければならないということが、まずわれわれの一番の主眼でありました。ですから、いくつも事業者が数あるというふうなこと。それからタクシーの事業を脅かさないような方法でなければならないという部分で、非常に工夫をすることもかなり厳しい状況でありました。

その中で、先ほど議員もおっしゃるように路線型の、実は目安時間を設けた運行、しかも45分の中でやると。それは乗り合い率を高めようという観点から、そういったことをしてきたわけです。ただし、3年間の中でなかなかそれが思うように、その利用率が上がっていかない、費用面も下がっていかないということから、市が単独で1年間、今度、実証運行をしていくということですが、それも今度は取っ払って、思いっきりフルデマンド化でやることもやっぱり必要だと。市が単独だからこそ、今度またできる体制だというふうに考えていますが、反面、一人に独占されるということが、今度は横行するということもあるわけですね。そのへんもすべて含めて検証する必要があるというふうに考えております。

利用率も上げながらということではありますが、自由に使えるということは独占もされるということの傾向も強まると、そのへんの痛し痒しの様相もあらうかと思いますが、前向きに取り組んでいきます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、本当に部長の答弁のとおりだと思います。いずれにしても、これから交通弱者、さらに高齢化社会を迎えている中であって、いろんな意味の人口も減る中で、交通弱者をどうやって守っていくかというのは北杜市の大きな課題になることだけは、共通して認識できることであります。

しかしデマンドバスのフルデマンド化の今、お話のとおり、当たり前の表現かもしれませんが長短があることもたしかです。今、甲州市の話が出ましたが、例えば松里であろうがどこであろうが、甲州市の特徴としては駅を中心、駅だって1つしかないわけですから。駅が1つ、市役所も近く、病院も公共他の施設も比較的駅の近くにいるから、どこから乗っても目的地は1つという、極めて効率性があると思います。だからタクシーのような機動力を持ちながら、料金は市民バス感でということができるとは思いますけど、私ども北杜市は駅ひとつとっても3つあるとか、あとと言わずも分かる独特の分散型というか幅広くということが、長短ということではなくて、ある。これに応えていくというのは、例えばフルデマンド化したとしても、さあ、また違う角度で不満も出てきて課題も出てくるということですので、とりあえず、いろいろの、私ども今までの方式を固執しているわけではない。そういう中で、甲州市方式も参考にしながら、ある面で言うならば、どんな方法がいいのか。極端に言えばデマンドは無理があるぞということもあるかもしれません。違う市民バスを充実したほうがいいぞという意見も出てくるかもしれませんが、とりあえず7月1日からはそんな思いでフルデマンド化をまた位置づけながら実証研究を進めていって、将来の交通弱者の足確保に備えていきたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再々質問はいいですね。

（ な し ）

ほかに関連質問はございますか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

7時も過ぎ遅くなりましたけど、いくつかの質問にお付き合い願いたいと思います。

まず、地域福祉計画についてです。

今の、この第2次地域福祉計画書の中でも、また市長のご答弁の中でも、行政区というものが大変、重要視されていることがまた明確に分かりました。ただ、行政区というのは市の隅々まで網羅されている、ほかに代え難い組織であるとともに私が言うまでもなく加入しない方が多くなっているとか、それから積極的な役の成り手がなかなかいないなど、問題点を抱えていることも事実です。そういう中で、どのように市が関わっていくのか。特に具体的な例として、たしか前のお話でこの地域福祉を推進するにあたり、モデル地区を選んでモデル事業を進めたいというようなお話を私も聞いたかと思うんですが、具体的にどの地区というのではなく、このモデル事業に対してどのように市が関わっていくつもりなのかが、言っていただければ具体的な例が分かると思いますので、そのへんのお話をしていただきたいと思います。

また、保健福祉推進委員の育成についてですけども、保健福祉、全体のといっても、実際の引き継ぎのときにはははつらつシルバーをやるんだよみたいなことが、やはり多くのところで言われているような気がします。また、こういう保健も含めた保健福祉推進委員のあり方、どのように啓蒙していくかということをもう一度伺いたいのと、またはつらつシルバーにしてもいろいろな事業にしても、区の自主性を尊ぶというのは当然なんですが、やはり他の地区でどうしているかとか、地域福祉計画書の中でコラムの欄が大変、生きている。こういう情報、ほかのところでこういうことをやっているよというのが大変分かりやすくなっている、こういうことが実際のイベントをやる側、計画をする人たちにとっては貴重な情報なのではないかと思うんですが、このへんの情報の扱い方みたいなことを改めて伺いたいと思います。

それと質問の6番にあります地域での見守り体制の構築ですが、地域福祉計画は5年間の中で、ここにあります地域コミュニティ復興支援事業はおそらく24年度単年度の臨時の事業だと思いますが、そのへんを5年間でどのように考えていくのかを伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

関連質問にお答えをいたします。

地域コミュニティ復興支援事業のモデル事業というふうなことで、10地区を選択いたしまして、そして地域の見守りにつなげていこうというふうな新たな取り組み事業でございます。自主防災組織の結成活動支援というふうな内容の中で、見守り活動につなげていこうというふうな事業でございますけども、自主防災組織の結成といいますと、地域防災の関係ということになるわけですが、その先は地域の見守りということになってまいりますので、福祉

課の中で予算化をさせていただきまして、事業をしていくというふうな内容でございます。もちろん福祉課だけではなくて、地域課ともどもにこの事業は進めていくというふうな内容になってございます。モデル地区となる市内の地区、10地区程度を想定しております。ピックアップをいたしまして、自主防災組織の結成、それから活動の支援、その内容といたしましては日ごろの見守り、それから声かけ、防災マップの作成などにつなげていきたいというふうに思っております。

それから最後の、この事業は1年間だけというふうな内容でございますけれども、ここでモデル事業として取り組みまして、そのノウハウ等を他の地域へ継続して次年度にもつなげていくというふうな取り組みを実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点。情報の提供ということですね。コラムの関係だと思います。この地域福祉計画につきましては、策定委員さんに度重なる会議に出席していただきまして、そして貴重なご意見、それから発言をいただきました。それらをこの計画に反映をさせて、計画を策定した内容となっております。こういうふうな取り組みが、この計画に反映されたということで、地域にもこういう情報を発信して、そして地域の役に立つ、それからこの計画が本当に実践されることによって、地域の福祉が向上されるよう、本当に実践をしていくということで役立てていきたいというふうに思っております。情報の提供ということは、本当に重要なことだというふうに考えておりますので、これからもこういうふうな活動をする中で、地域の福祉の向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中議員の関連質問にお答えいたします。

保健福祉推進委員の推進にあたっての引き継ぎとか、活動の啓蒙の仕方とか、はつらつシルバーの他の計画との情報共有というようなご質問だと思いますけれども、推進委員につきましては2年任期ということでございまして、新しく代わった方が前回の内容を分かるように前任者から引き継ぎのファイルを作ってもらって、それで引き継ぎをしていくと。そして研修会のワーキングを通じまして、それぞれの地域の情報、地域の特色ある情報活動を得ることができるということでございます。

またグループワーク等を通じまして、はつらつシルバーの実践事例を学ぶことによって、各地域での事業を供用するということが考えられます。そして今後、はつらつシルバーの実践状況について、まとめた冊子的なものをこれから作りまして提供していくと。具体的な実践の具体例を提示したものをまとめて、情報の共有、また事業の進捗のための参考資料にするということを現在、進めているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは最後に災害時の学校の対応について、1点だけ質問させてください。

下校途中で災害、何か起こったときに当然、学校に近ければ学校に戻るほうが安全なのは言うまでもないことなのですが、それが徹底されているのかどうか。学校側の体制としても、それで十分なのかどうか、その1点をぜひご答弁願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

通学途中、あるいは下校途中で災害ということですが、これは各学校の通学状況が違いますので、各学校で徹底をしてほしいということで、PTA総会等で徹底をしてくださいということで指導をしているところです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

最後にしようと思ったんですけど、ちょっと今のご答弁が気になるんですが、防災マニュアルでははっきりと下校途中で災害があった場合は、近いほうに戻るということが明確になっていたと思うんですが、それが徹底されることで保護者は安心、要するに近ければ学校に戻れるよということが、しっかり保護者に伝わったほうが安心を与えると思うんですが、そのへんがいまひとつ徹底されていないようなことを聞いていますので、先ほど質問させていただいたんですが、教育委員会としての見解を、すみません、もう一度はっきりした見解を教えてください。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

防災の関係ではそういう形になっていきますけども、実際のところでは学校側で徹底をしてほしいということになっています。ですから教育委員会の考え方としては、近いほうに戻りなさいと。基本的には、学校に戻ったほうが安全というふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月15日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 7時21分

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 5 日

平成24年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成24年3月15日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

3番	相吉正一君
22番	渡邊陽一君
5番	野中真理子君
19番	中村隆一君
7番	風間利子君
1番	小須田稔君
2番	中山宏樹君
15番	渡邊英子君

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	由井秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭	明野総合支所長	堀内健二
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	興石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	浅川明男	白州総合支所長	伏見常雄
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	坂本吉彦
総務課長	菊原忍	企画課長	神宮司浩
財政課長	秋元達也	地域課長	高橋一成
管財課長	篠原直樹	福祉課長	米田隆史
福祉課長補佐	織田光一	子育て支援課長	浅川輝夫
観光・商工課長	中田二照	住宅課長	植松広
道路河川課長	武井武文	用地課長	早川昌三
教育総務課長	岩波信司	介護保険担当リーダー	山田健二

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	山内一寿
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、53分。次に市民フォーラム、9分。次に日本共産党、14分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に無会派の小須田稔議員、15分。最後に北杜クラブ、32分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

3月定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から1年が経過しましたが、復興に向け国もようやく動き始めたところでございます。特にガレキの処理や福島原子力発電所事故の安全性の確保と拡散された放射能の除去が、これからの最重要課題となっています。私たちもこのことを日本全体の問題と受け止め、全面的に支援をしていかなければならないと考えています。

それでは、日ごろ感じている行政課題について質問をさせていただきます。

最初に生活保護行政の現状と課題について、伺います。

長引く経済不況により全国的に失業者や生活困窮者が増加し、大きな社会問題となっています。そうした中で、生活困窮者などへの支援策の最終的なセーフティネットとして生活保護制度があります。しかし、この制度は基本的には都市部を想定した制度であるため、本市のように面積が広く集落が点在し、また土地などを少なからず所有している場合には、すべてを処分しないと生活保護を受けることは難しいといわれています。現状の制度では誰が見ても本当に困っている方を救済できず、不幸な出来事が起きてしまうなど、現実と生活実態に適応できていない面も一部に見受けられます。

こうした中で、本市においての生活保護制度の現状と課題について伺います。

1つ、生活保護世帯と扶助費などの現状は。平成20年度から23年度までの扶助別推移見込み、申請件数、開始件数の状況、併せて廃止世帯、人員の状況はどうなっているか、お聞き

します。

2つ目として、相談や支援体制は十分に整備されているのかどうか。申請や支援にあたり、問題点や苦慮している点はなんなのか。

3つ目として、他市町村と比較した場合、保護率が低い要因はなんなのかお聞きします。

次、小学校の統合に伴う跡地施設の利活用について伺います。

このことにつきましては、庁内検討会で1年間をかけて跡地利用についての検討がされ、その結果と処理方針案が去る2月8日に、長坂地区での区長および班長との意見交換会の席上で示されたところでございます。その内容は、地元地区で跡地の利用についての意見集約と利用の検討をしていただき、その結果により市としての利活用の方針を決定することでありました。地元地区に借り入れの希望がない場合には事業者を公募して審査決定し、議会の議決を得て契約する旨の説明でした。

以上のことをふまえて、改めて伺います。

庁内検討会での検討結果と市の利活用の方針は。

閉校となる3校、日野春、秋田、小泉小学校の地域課題への最大限の尊重はどのように考えているのか。地区から提案された意見の検討と尊重は、どのように考えているのでしょうか。

3つ目として、地元行政区が手を挙げた場合、管理面を含めた条件および事業者を公募したときの契約時の特記事項、条件等はなんなのか。

4つ目として、長坂小学校への統合により廃止がされる放課後児童クラブの活用はどのように考えているのでしょうか。

5番目として、増富小学校の事業者選定までの経緯について伺います。

最後に、補助金の支払いの時期について伺います。

一般的に補助金はそれぞれの補助交付要綱等に基づき、交付申請、補助金の決定、実績報告書を提出したのちに支払いがされます。しかし、補助金の種類により支払いの時期はまちまちであります。

補助金には市単の補助金、県単補助金、国の補助金とありますが、特に支払い時期が年度末の3月から5月になってしまうのが国や県の補助金であります。そのため、どうしても年度末に事業が集中してしまうなど、不合理な面が見受けられます。

特に補助事業が8月から11月末ごろに完了する事業で、支払いが多額で必要と認められる場合には、年度末まで支払いを待たずに中間払い、もしくは概算払いができるようにすべきと考えますが見解を伺います。

以上で、私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統合に伴う跡地施設の利活用について、いくつかご質問をいただいております。

庁内検討会での検討結果と市の利活用の方針についてであります。

長坂町の小学校の統合に伴う跡地の活用については、各課および公共施設有効活用庁内検討会において検討を行った結果、現在、具体的な利用計画はなかったことから増富小学校のケー

スと同様、優先的に地域の皆さまに利活用の提案をいただくことといたしました。

2月8日に長坂町内の区長と班長にお集まりいただき意見交換を行い、地元での利活用の希望を、8月中旬ごろまでに申し出てくださるようお願いしたところであります。さらに申し出がなければ、有効的な利用計画を公募していくという方針についても、ご説明申し上げたところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統合に伴う跡地施設の利活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地区から提案された意見の検討と尊重についてであります。

施設の利活用について、地元から具体的な提案があった場合は、優先的に貸付を行いたいと考えております。また、第三者に貸付を行う場合における地元の意見、要望についても極力、尊重したいと考えております。

次に、地元が利用することになった場合の条件等についてであります。

跡地利用について、地元行政区等が有効的な利用計画を提案された場合については、優先的に貸付を行いたいと考えておりますが、維持管理費については全額、負担をお願いすることとなります。

また、公募した場合の貸付条件といたしましては、維持管理費は全額借り主の負担とすること。地域住民との関係や周辺の住環境に配慮した維持管理を行うこと。事業運営に支障のない範囲で、地域住民への施設開放を行うこと。災害発生時の避難所等に位置づけられている施設については、市と防災に関する協定を締結することなどを主な条件としております。

次に、増富小学校の事業者選定までの経緯についてであります。

増富小学校の跡地利用については、庁内での検討の結果、利用計画はありませんでしたので、地域での利活用を検討していただきました。増富地区においては増富小学校跡地利用検討委員会を組織し、会議を重ね、利活用についてご検討いただきましたが、有効的な方策の決定には至りませんでした。

この結果を受け、市では市ホームページ、CATV、新聞により周知を行いながら、2月初旬から跡地利用の事業提案を公募したところ、3者からの応募がありました。事業提案については書類審査とヒアリングを実施し、貸付候補者選定委員会により貸付候補者を選定いたしました。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

生活保護行政の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活保護世帯と扶助費の現状についてであります。

生活保護を受給している世帯の数は本年3月1日時点で157世帯であり、平成23年度の

扶助費については2億9,290万円と見込んでおります。

次に、平成20年度から23年度までの生活保護における扶助別の扶助額の推移についてであります。

主な扶助としては日常生活に必要な費用を支給する生活扶助、医療費を支給する医療扶助、家賃を支給する住宅扶助があります。

まず、生活扶助については平成20年度は5,973万円、平成21年度は7,116万円、平成22年度は7,901万円であり、平成23年度は8,768万円の見込みです。

次に医療扶助については平成20年度は1億55万円、平成21年度は1億227万円、平成22年度は1億3,944万円であり、平成23年度は1億6,520万円の見込みです。

また住宅扶助については平成20年度は679万円、平成21年度は926万円、平成22年度は1,239万円であり、平成23年度は1,338万円の見込みです。

次に、平成23年度における生活保護の申請や開始、廃止の状況についてであります。

まず、申請件数については3月1日現在で37件であり、そのうち生活保護の開始に至ったケースが28件となっています。また、廃止世帯は16世帯であり、廃止人員は20人となっています。

次に、相談や支援体制の整備状況についてであります。

生活困窮者の相談を行い、生活保護を担当するケースワーカーについては、その標準の定数が社会福祉法により定められています。

本市では、長引く景気低迷に伴う相談件数の増加により、平成21年度からケースワーカーを2名から3名に増員しました。また、本年度からは新たに就労支援員を1名配置し、査察指導員を加えた合計5名の体制で、相談・就労支援および保護の適正実施に努めております。

厳しい雇用情勢の中、支援しても就労に結びつかず、保護期間が長期化するなどの課題もありますが、保護受給者のそれぞれの状況に応じた自立・就労支援を今後も実施してまいります。

次に、本市の保護率が低い要因についてであります。

人口千人当たりの保護受給者の割合である保護率については、本市の状況は3月1日現在4.4人であります。これは県内13市の平均7.3人を大幅に下回っており、近年急激に上昇しているものの依然として低保護率となっています。こうした保護率の高低については、経済状況だけではなく、世帯状況や市民性、住民意識等のさまざまな要因が複雑に絡み合い、一概に言い切れるものではありません。しかし、本市では親戚や地域での支え合いにより、保護に至らずに済むケースも相当数あるものと思われます。

今後とも、真に保護が必要な方には適切な保護を行ってまいります。

次に、長坂小学校への統合による放課後児童クラブの活用についてであります。

日野春放課後児童クラブと小泉放課後児童クラブは、三世代交流施設として平成14年度に建設した施設であり、秋田放課後児童クラブは、北巨摩農業共済組合の旧施設を活用しているものであります。いずれの施設も子育て支援や障害者支援などの福祉関係事業に活用できるように、関係部内で検討しているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

由井会計管理者。

○会計管理者（由井秀樹君）

3番、相吉正一議員の補助金の支払い時期についてのご質問にお答えいたします。

補助金交付事務の基本的な流れは、補助対象者から補助金の申請を受け、審査の上、補助金交付決定を行い、地方自治法および北杜市補助金等交付規則等に基づき、必要と認めるときは概算払いができることとなっております。

したがって、該当する補助金が概算払いを行うべき妥当な理由がある場合には、そのような対応ができるものと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

最初に生活保護行政の現状と課題について、再質問をさせていただきます。昨日の代表質問と重複する点もありますが、ご了承願います。

所信表明の中で、東日本大震災を契機に絆やつながりの大切さが認識され、高齢者や生活に困窮している方を地域で見守り、支援する体制を再構築したいと述べていますが、具体的には孤立している市民などに対して、巡回訪問実施、実態把握をしようとしているが、誰がどのように支援していくのか伺います。

2点目として、申請から認定までの流れと相談体制は、先ほど5人体制だとの答弁でしたが、現状で十分なのかどうか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

地域での見守り等についてのご質問、1点目でございますけれども、平成24年度、地域コミュニティ復興支援事業を取り入れて、事業を行うことと予定しております。その中の取り組みの1つとして、巡回訪問等を行って高齢者の見守り等を行うというふうな事務内容になっているわけですが、その方法といたしましては、臨時職員を2名、雇用する予定でございます。具体的には家に閉じこもりがちな高齢者や、それから生活に困窮していると思われる方々をリストアップして、巡回訪問することにより、これらの方々の実態を把握し、必要な支援につなげていくというものでございます。

また必要に応じまして、庁内の関係部署や関係機関との連携を図って孤立化を防ぐというふうな事業を展開していくというふうに計画をしております。また、この方々につきましては、地域で一番つながりの深い民生委員さん方、地域の方々等にもご協力をいただく中で見守りを続けていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の生活保護の申請から認定までの流れというふうなことでございますけれども、生活保護の開始に至るまでには、大きく分けて相談、申請、それから調査、判定会議、決定というふうな流れで、現在、進んでおります。

まず相談では緊急性の確認を行うとともに保護のしおり等を活用いたしまして、制度の趣旨が正しく理解できるように十分な説明を行っております。

次に申請の段階では、申請権を侵害するような行為は厳に慎みまして、申請の意思が確認された方には速やかに申請書の交付をしているところでございます。

保護申請を生活保護の適用をするには、調査が重要な問題となってまいります。その段階で預貯金や、それから年金、扶養義務者からの援助などを最優先するために、資産・扶養能力等の調査を併せて行っています。

その調査をもとにいたしまして、福祉事務所で判定会議を開催し、保護の要否の決定を行うというふうな流れになっております。また申請から決定までにはおおむね30日以内の日数を要するというふうな中で、30日ぐらいの日数がかかっているところでございます。また窮迫している状況におきましては、食材の提供等をフードバンクなどからの支援も受けまして、食材の提供などを行って対応をしているところでございます。

現在、5名の体制で行っております今年度からは就労支援員の方にも加わっていただきまして、支援を行っているというふうな内容の中で、現状におきましては現体制で適正な支援ができていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再度、質問させていただきます。

北杜市は都市部のように、公共交通網が整備されていない面がありますので、医療機関に行く場合、タクシーを利用していくしか手段がない場合、経費がかかってしまう、多大にかかり生活費がなくなってしまうという現実があると思います。生活費は都市部を標準とした国の生活保護行政であり、本市のように面積が広く集落が点在しているため、現実と実態では大きな矛盾が生じてきている面も見受けられます。こうしたケースには本来、車は所持できないという国の規定になっていると思いますが、軽自動車等の所有も認めるべきではないか。また社会的な弱者や高齢者、わずかな農家、農地や土地を所有しているため、生活保護の認定がされないケースも生じていると聞いています。土地を売りたいくても売れない場合、市が相談にのり、斡旋または適正な価格で買い取るような制度の検討はできないでしょうか。

もう1点ですが、市内の高齢化が急速に進む中で働けないと同時に、このようなケースが多く生じることが今後、予想されます。今後どのように対応していくのか、そのへんについても見解を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

1点目の車の所有ということでございますけれども、生活保護の中で車の所有につきましては、国の通知によりまして通勤で使用する場合、それから事業に要する場合等を除き、車の所有等は認められていないところです。けれども、しかしながら障害者が通院のために使用する場合

等については認められているというふうな、限定されたものでございます。現在のところ、日常生活の利便に用いられる場合であれば、地域の普及率等にかかわらず、自動車の保有は認められておりません。事情により保有を認めなければならない特段の事情がある場合につきましては、県それから厚生労働省に個別に判断を仰ぐというふうな状況となつてございます。

徒歩や自転車、バス、電車での通院ができない場合におけるタクシー代につきましては、要件を満たせば通常的生活扶助費以外に別途、支給するというふうなケースもあるところでございます。

それから土地等の処分ということですが、売買とか買い取りとかの斡旋の制度についてということは、制度上、現在のところそういうふうな制度は考えてございません。現在、やっていることといたしましては、土地とかそれから処分できる財産等がある場合につきましては、相談の中で適正にその相談に応じているところでございます。

土地等があって、生活保護が適用にならないかという、そういうわけではございません。土地等は持っていてはすぐに売れるというものではございませんので、処分等の措置を行ったあとで、その掛かった、保護に要した経費を返還していただくというふうな内容の中で、先に保護を適用するというふうなことでやっておりますので、必ずしも土地を所有しているから保護の適用にならないと、そういうふうなことではございませんので、状況に応じた中で適正に保護の事務を進めているところでございます。

それから、もう1点でございますけれども、高齢者等により高齢、それから社会状況により就労に至らないという内容の中で、保護の申請が増えていくのではないかとということでございますけれども、現在、就労支援員を雇用しております。この方にハローワーク等への同行をしていただきまして、就労につながるよう努力をしているところでございます。

現在の状況の中でも就労につながって、そして自立に向けた方向が見えてきたというふうなケースもございますので、そのような支援も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ぜひ今、本当に生活に困っている人がいます。担当者も大変ですが、よろしくお願いします。

次に跡地施設の利活用について、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、地域での利用等の提案がない場合には公募をしていく方針ということでございますが、地域で提案があったときには優先的に貸付をするとのことでした。ただし、維持管理費は全額地元負担というお話だと思いますけれども、貸付料自体は無料なのか。先般、増富小学校においては土地の使用料ということで、年間36万円という形が今後、基本的な貸付料、公募した場合にはなると思うんですが、地元が手を挙げた場合には貸付料はないという理解でいいのでしょうか。

そして今回の小学校の統廃合によって、今後の方針が決まるわけですが、例えば地元がちょっと借りるということが仮に不可能な場合、例えば福祉施設等々と連携して地元が管理をしたいという場合には、どのような対応ができるかどうか。そのへんについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

相吉議員の跡地施設の利活用について、2点ほどご質問がありました。

まず貸付料についてでありますけれども、増富小学校のケースの場合もお話をいたしましたけれども、基本的に建物そのものについては、貸主ということで、逆に修繕とかそういったものに対する責任が出てしまうということから、原則的に貸し付ける場合については、建物についての貸付料は考えておりません。増富の場合もあくまでも校庭等にかかる建物以外の土地という部分での貸付料という扱いにしております。地元であっても、あるいは地元でなくても、基本的には建物部分については取らない方向で進んでいきたいと思っています。

それから2点目の地元が使うというにはちょっと荷が重いけれども、福祉施設等、例えばそういった部分との連携を図った活用ということは、可能であるかというご質問だというふうに理解しましたが、このケースの場合はどっちが先かということになると、あくまでも公募をして福祉施設という、その団体等がその施設を借りるということの決定が出された場合には、例えば地元がそういう部分にどういうふうに関わっていいのか、関わるのが可能なかということ、その公募したあとの話だと思うんですね。公募をする団体では、あくまでも、例えば福祉施設、そういったところがきちっと法人的な資格があるようなところが、まず基本的な公募に応募をしていただくということから始まるものだと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

今回、スケジュール案が示されて、8月のお盆前までに地元の計画があれば提案をしてくださいということで、先般の説明会においても各区長さんから意見が出たところでございます。そうした中で、先ほど言った、例えば地区では全体、1年を通しての管理が大変厳しい面があるという、そういうことは私は想定されていると思っている中で、先ほど言ったように、例えば福祉施設とか、私学の学校等がその施設を有効活用したいという話も進めていって、区も例えば、草刈りとかそういう維持管理の協力はしたい。そういうことがあった場合には、公募と重複しますけれども、そのへんもぜひ検討していただきたいということでございます。

もう1点は今回、行政財産から普通財産ということで処分を前提に、地元が管理できれば無償というか、そういう形で貸付をしたいということですが、できない場合は公募していく。やはり、これは長年の伝統ある統廃合ということで、やはり地域としても活用、運動会とかいろいろな面で活用している。また防災の避難場所等にも活用する中で、それはまた公募した場合には条件として、特記事項として契約に入れるということでしたけれども、やはり地域としては公募された場合でも地域と連携できることを、お互いに行政と同じような目線でないかどうかを探していきたいと考えていると思うんです。そのへんについて、ぜひ見解を、地域が見つけて、公募と複合的な感覚をぜひ再度、お聞きしたいと思います。

そして今回の長坂町の統合のモデルが今後の高根町の小学校の統廃合においても、モデルケースとなります。よく市民に周知を図っていただき、有効活用についての意見を深めていく

ことがとても大切だと感じています。そのことに対して、市の考えをお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

維持管理に地元が関わりたいという思いがもし、あるとするならば、それは公募した結果、その使用団体等が決まったあとに、そういった部分としての地域でのご協議、そういった部分ということも、それはたぶんありだと思いますし、われわれとしてもそういう地元から、今回、長坂のケースの場合には8月の中旬までに、要望を出していただきたいというお願いをしました。そういった部分にこういった要望、要請等が希望の中にあるとするならば、決まった暁にはそういった部分についても、市の立場としてお願いもしてまいりたいというふうに考えております。

それから地元との、同じような内容かもしれませんが、地域との連携ができる方法というふうなことでありますけども、このへんについても十分に地域への貢献という部分からして、利用団体、活用する団体が決まった場合については、十分にわれわれとしてもお願いをしようということ考えております。

この連携という部分では、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、地域がその施設を一時的に利用したいというものがある場合については、できる限り開放に努めていただきたいということも併せながら、お願い体制もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に補助金の支払い時期について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、必要と認めるときは概算払いができるとのことでした。確認の意味でお聞きします。

例えば中山間事業、農地水環境保全事業で各地区では早い事業を実施したいが、補助金の入金が遅いため、事業の実施が年度末に伸びてしまうことが多いと思います。つまり国の交付決定が遅く、入金が遅いので物品購入や各種事業を早い時期に実施したいができないため、年度末に集中しているのが現状であります。また、事業を実施した場合には業者に支払いを待っていただいているか、役員が立て替えをしているのが実情にあります。こうしたケースが概算払いにあたると思いますが、見解を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

由井会計管理者。

○会計管理者（由井秀樹君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

概算払いにつきましては、先ほどお答えをさせていただいたとおりでございますが、ただいまの個別、個々の事案等につきましては、それらの事業につきましては、その性質や内容がさ

まざままでございますので、この事業を所管する部署において、事業の内容、条件、必要性等を十分検討していただきまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

一応、概算払いができるということでよろしいですね。よろしいですか。

○議長（秋山俊和君）

由井会計管理者。

○会計管理者（由井秀樹君）

先ほどもお答えをしましたとおり、必要と認めるときは概算払いができることになっておりますので、妥当な理由がある場合には、そのような対応をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

今のは再々扱いしません。

相吉正一君、どうぞ。

○3番議員（相吉正一君）

市としても当初予算に計上してあるとはいえ、財政が大変厳しい中、歳入が年度末のため、資金繰りに苦労すると思います。ぜひ、国や県に概算払いができるように要請していく必要があると思いますが、その点についても見解を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（秋山俊和君）

それでは、改めてここで休憩をいたします。

再開時間を11時といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

それでは、相吉議員の再々質問についてお答えをいたします。

関係部局が多岐にわたりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思いますけれども、補助金、また交付金については地元のほうで大変苦慮していただいて、資金繰り等についても大変だということは十分承知をしております。しかしながら国の補助金、県の

補助金につきましても、それらの交付要綱の中で個々の補助目的により性格を有しておりますので、現状の中での制度的なものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

東日本大震災が発生してから早1年が経過しました。まだ大きな爪あとを残している状況があります。この惨事から自然エネルギーの大切さ、家族の大切さを新たに再確認した1年だと痛感しました。このような惨事が起きないことを祈りつつ、災害を受けた皆さまには今後の発展を心よりお祈り申し上げます。

それでは、本題に移ります。

今後、廃止がされる公共施設の事業者の選定についてを伺います。

さて、本市におきましては公共財産、施設において利用率の低い施設廃止について、有効利用策を具体的に示していただきたい。現在、一般事業者の公募は、ホームページを通して行っていますが、公募の時期が短く、応募ができなかったという声がありました。公募については、多少忙しかったように感じますが、3月末をもって廃校になる増富小学校を大東学園に使用してもらうというような方向性は大変よい活用策だと私は思いますが、やはり少なくとも1カ月以上の周知期間を設けるなど、活用事業者にも余裕をもたせるような時間設定が必要だと多くの業者に機会を与えることができるよう、よりよい事業者の選定ができると考えていますが、見解を求めます。

2番目に、武川の湯の現状について。

昨年の8月より市の指定管理施設である武川の湯が水中ポンプの故障により、長い間、湯の使い勝手がよくないとの声があります。現状の大規模な修繕状況などに鑑み、今後どのように対処していくのか、お伺いいたします。

2点、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員の、今後廃止される公共施設の事業者の選定についてのご質問にお答えいたします。

事業者の公募につきましては現在、市ホームページを中心に情報を発信していますが、ホームページをご覧になれない方や、より多くの方に情報を周知するため、広報紙、CATV、新聞等の媒体の活用も必要であると考えております。

公募期間の設定につきましては、内容に応じて案件ごとに期間を定めております。公募の期

間が短いということで、直接、苦情等が寄せられた事例は把握しておりませんが、今後より一層の周知の徹底を行うとともに、公募期間の見直しを検討してまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

22番、渡邊陽一議員のむかわの湯の現状についてのご質問にお答えいたします。

むかわの湯につきましては、昨年8月に源泉ポンプが故障して以降、現在、湯温約22度である冷鉱泉を温めることにより営業を継続しているところでございます。

昨年11月から始まった修繕工事では、地下約600メートルの地点に設置してある源泉ポンプの改修作業が難航いたしました。2月上旬に、改修が完了したところです。

現在、新ポンプの設置に向けて作業を行っておりますが、年度内には工事を完了させ、4月には通常の温泉による営業を再開できるよう、急ピッチで復旧作業を進めております。ご利用のお客さまにはご迷惑をお掛けしておりますが、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほど相吉議員に説明されましたが、地域での利用活用が、一番最初のほうですね、今後、廃止されるものの問題で再質問させていただきます。

先ほど相吉議員に説明されましたが、地域内での利用が、話がまとまらなかった場合は、公募がなかった場合ですね。その場合はどのような形で、皆さんにまた周知をするのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

渡邊陽一議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

公共施設を公募した結果、応募がなかった場合の措置はどうするのかというご質問であろうかと思いますが、施設を利用するための公募としては、ある程度、十分な期間を設けて、公募を繰り返し行っていくことになろうかと思います。特に学校施設につきましては、地域の方々も非常に深い思い入れがあるかと思うので、そのへんの気遣いもしなければならぬというふうに感じております。

公募という形での再利用、再利用という形での繰り返しを行いながら、状況を見ながら売却ということも含めた取り扱いということも、将来的には出てくるのかなという考え方でありま

す。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

2つ目の武川の湯のことについて、また再質問させていただきます。

修理があまりにも長い間かかっていると市民の皆さんからも言われまして、北杜市には風呂がかなり存在しています。そんな形で、そのへんを整理したらどうだという一部の市民からも声をいただきました。風呂というものは大変修理代がかかりますので、市でもそのへんを考えたらどうだという声をいただきましたので、そのへんの問題をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再質問にお答えいたします。

市内には現在、たくさんの温泉施設ということで12カ所の温泉施設がございます。これらの温泉施設につきましては、老朽化が進んできている、故障も多くなってきているというふうなことで、財政的に経費が膨らんでいるというふうな状況でございます。このために第2次北杜市の行政改革アクションプランの中で、温泉施設についての利用料金、それとか施設の民営化、それから整理統合については検討していくというふうな内容になってございます。これらをふまえて、どのようなあり方が適切かという、望ましいかというふうなことを今後、検討をしてみたいというふう考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番議員、渡邊陽一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

小淵沢町住民訴訟について、最高裁の判決を受けての質問をいたします。

旧小淵沢町の公共工事を巡る住民訴訟は最高裁が上告を棄却し、平成23年3月23日の東京高裁の判決が確定しました。業者間の談合と中山元町長の関与が認められ、市は遅延損害金も含め、約5,200万円の損害賠償請求をすることになりました。この住民訴訟の特色と事実認定、判決のあり方については東京高裁の法廷で裁判長が述べられ、また判決文にも書かれていますので、ここで読ませていただきます。

本件は住民が法と証拠に基づき、地方公共団体の財政規律の是正を求めるという住民訴訟本来の目的を有するものであり、本件の対象は公共工事の談合であるが、公正取引委員会の審判手続きによる審決がなされているものではなく、刑事手続きが先行しているものでもない。すなわち本件においては直接証拠はない。そこで住民である第一審原告らとしては、文字通り徒

手空拳の状態では資料を収集・分析し、事実を推理して主張を展開し、裁判所の判断を求めるばかりではないのであり、途中、省略いたしますが、それ以降、裁判所としての判断が述べられています。

当裁判所として中立的な立場に立ち、事柄を虚心に捉え、どのような事実があったと考えるのが経験則に合致し、合理的であるかを慎重の上にも慎重に認定・判断したものである。これが判決文に書かれている内容です。

このような判断がなされた住民訴訟に関連して、以下質問いたします。

1つ目、市は損害賠償請求をどのように行ったのでしょうか。また、それはどのような考えに基づくのか、お答えください。

次に市が、甲府地裁の判決は推認に基づくものであり、認められないとしたことや東京高裁へは業者のみで控訴できたのに市議会を招集し、みずからも控訴することを決定したこと。また東京高裁での主張は、次で指摘するように市民感覚からはほど遠いもので、裁判長に住民は市のためにやっているのに、そのような態度では癒着だと言われても仕方がないとまで言われたことを市民にどのように説明するのでしょうか。

また、市が提出した東京高裁の控訴理由書に適正な競争がなされると落札率は高くなる傾向にあるとか、落札率が低い業者をダンピングしていると決めつける記述がありますが、これが市の考え方なのでしょうか。

また、この住民訴訟では指名のあり方、業者の組み合わせが問題となりましたが、北杜市も同じような組み合わせをしているのではないのでしょうか。このことについて、市の見解を求めたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢町住民訴訟について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、損害賠償請求についてであります。

2月10日に開催された市議会全員協議会においてご報告させていただきましたが、本年1月24日に本件住民訴訟について最高裁判所において判決が出され、その決定は上告を棄却するものでありました。その結果により、控訴審での判決が確定しました。

判決で談合があったとされ、旧小淵沢町の町長の関与も認定されたことは、大変遺憾に思うところであります。市としましては司法当局の最終判断を真摯に受け止め、判決どおり関係者に対して損害の請求を1月31日に通知し、平成18年1月1日からの遅延損害金を含め、損害金の支払いを求めたものであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢町住民訴訟につきまして、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市が原審での判決を認められないとしたこと、市がみずから控訴することを決定したことについてであります。

このことについては、昨年6月定例会において、野中議員の一般質問に対しまして答弁しましたとおり、当時、判決は尊重すべきものだが談合は推認とされ、業者は控訴するといっている。そのような中、業者に損害賠償を請求できるのか。最終的には、判決に従うのは当然である。このような考えによりまして上級審において審理をいただくため、控訴を決定したものであります。

次に、控訴審での主張および審理の状況についてどのように市民に説明するのか、ならびに控訴審での控訴理由書の記述についてであります。

このことにつきましても、昨年6月定例会において答弁したとおり、控訴審の審理において、市としては損害額の算定について争ってきたわけであり、その審理の中、市は原審判決に対する疑問を主張したものであり、業者寄りの発言や談合を認める発言をしたものではありません。

また、控訴審での判決で認定した損害額は、関係する22件のすべての工事を詳細に分析・検討を行い算定されたもので合理的な根拠を有し、市としても納得のいくところであり、この判決を受け入れ、その後の最高裁での決定を見守っていたところであります。

この判決は司法当局の最終判断であり、真摯に受け止め、判決どおりの対応をしておりますので、今後、市民に対する説明は考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

指名の際の業者の組み合わせについてであります。

指名業者の選定につきましては、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱、これによりまして、工事の種類ごとに経営状況によるランクと工事の予定価格に応じた指名の基準等の条件を定めております。また、要綱の対象外となるような特殊な工事や委託業務、物品購入等にかかる指名業者の選定につきましては、入札案件の内容に応じて、過去の指名実績等を考慮しながら指名を行っております。

いずれにいたしましても、地元業者優先という基本的な考え方に立ち、地域性等も考慮した上で指名業者を選定しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、再質問を行います。

まず1つ目ですけれども、市は業者に対して5カ月の指名停止をいたしました。また賠償金は、業者がすべて支払った、遅延金についてはまだのところがあるが、賠償金はすでに業者が

全額支払ったことを聞いております。ただ、中山元町長に対する責任、それに対する市の対応というのはどういうふうにお考えなのか、まずは伺いたいと思います。

そして次ですけども、市は市民に説明することを必要ないというふうにおっしゃいましたけれども、私が問題にしたいのはやはり甲府地裁の判決に対して、これは談合の推認であり、その事実認定には足りないという意味で、推認であるから、これは認められないということを市長みずからがおっしゃった、私は大変そのことが問題であると思います。また東京高裁の判決も、やはり推認に基づくものですから、その部分を明確にお答え願いたいと思います。

また、この判決の審議の、東京高裁での審議の途中で裁判長が、市の主張というものが、住民は市のためにやっているのに、そのような態度では癒着だといわれても仕方がないというふうにおっしゃったんです。これは市のほうからも何人か傍聴にいらしていますから、当然、報告がいつていると思いますけども、そのように裁判長は言っています。また市の文書管理にしても、1、2回と出てこなかった、情報開示をしても出てこなかった文書が3回目の情報開示で新たに出てきて、裁判長も北杜市の文書管理は一体どうなっているんだというような発言もその場でなされています。そのようなことも含めて、単に旧小淵沢町の問題ではなくて、北杜市の情報開示のあり方の問題もここで指摘されているわけですので、そのようなものに対しての見解を私は求めたいと思います。

それと主張の一部の中ですけども、適正な競争がなされると落札率が高くなる傾向にある。これははっきりと市の控訴理由書に書かれているものです。これは代理人の方が書かれた市長の名前で出ている文書ですので、ここについて、どういうふうに本当に思っているのかは、ぜひお聞きしたいと思います。

さらに22年度の公共工事についてですけども、例えば舗装工事については大きな舗装工事は13回ぐらい、私、ピックアップしておりますけども、その13回とも7業者は固定されています。さらにそのうちの12回はもう1社が加わって、8業者が固定した中で指名が行われているんです。この住民訴訟で問題となったのは指名のあり方、町長の談合ほう助ということです。ですから、やはり市がどういうふうに指名をするか、これは大変重要な問題だと思います。実際問題として、22年度の北杜市の指名のあり方はこういうふうになっている事実がございます。しかも8業者は順番に応札をし、1回から3回、みんなそれぞれ応札をしているわけです。しかも落札率は94.何%というところに張り付いています。95%以上が裁判では談合だということになったという、それは皆さんご存じなわけですから、94.何%というところで落札率がすべて留まっているということに対しても、私は大変問題視しているわけですが、そのことについてのご見解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、野中議員が語るお話していただいたわけですけども、言ってみればいろいろな資料、いろいろな主張を経て、裁判は最終判断を下したわけであります。だから、私どもは司法当局の最終判断でありますので、それを真摯に受け止めて、そしてその判決後の対応をしていくということで、基本的にはご理解をしていただきたいと思います。

その中で請求の問題だとか、一審の話が出てきたわけですけども、やはり少なからず行政が、

公権力が請求をするには確たるものがなければ簡単に出せるものではないと思いますよ。そういう意味で、推認では非常に厳しいという見解で、私どもは控訴したわけです。

もう1つは、落札率は80%が適当であるという一文もありました。私どもはそうすると、そこで一番をのむと、一言でいえば80%でなかったならば果たして契約ができるか。そしてまたトータル的に、私どもも多くの自治体が多く都道府県が、国も含めて同じ物価本といいましょうか、設計価格が出るわけですから、そうするとその80%以上は談合の疑いがあると、推認だということが真摯にのめますか等々の疑問を持ちながら、高裁に控訴したということでありまして、高裁の決定、そして最高裁の決定は最終判断ですから、冒頭言いましたとおり、この結果を真摯に受け止めて今、対応しているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子議員、質問にはすべて答えていますか。6項目ほど質問が出ておりますので、いいですか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

時間を止めていただけますか。

○議長（秋山俊和君）

時間を止めてください。

○5番議員（野中真理子君）

今、市長がお答えになったのは、東京高裁の判決に対して、それから市が主張したことに対して考えている、要するに推認では受け入れられないということを市長はお答えになった。それだけで、私が申し上げたのは例えば中山町長への責任に対しては、市はどのように対応するかとか、それからあと情報開示のあり方、それから今の指名のあり方、そういうようなことにはまったくお答えをいただいていませんので、ぜひお答えを願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私ども最終的な決定に従って手続きをしているわけでありまして、例えて言えば、今、中山町長のお話が出ましたが、今回の場合は一言で言えば連帯債務という形でありますので、私どもは個々にあだという権限は何もないわけであります。ですから、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

そして、その後の対応については、さっき私が言いましたとおり、最高裁判所（司法当局）の最終判断ですので、これを真摯に受け止めて今後の対応をやっていくということですから、その個々の問題についてはすべて答えたつもりであります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の再質問でありますが、入札における平成22年度の舗装工事、8業者が固定をしているのではないかとということでございます。

入札の中において、その工事の内容によっては当然、専門性が求められたり、技術性が求め

られたりというふうなことから、特に舗装についてもこういった観点から市外業者も含めて、ある程度、限定された業者になってしまうという傾向は出てこようかと思います。これ以外に舗装に限らず、どうしても専門性を有する、またそういった代理店になっているところが限られてしまっているというふうなケースもある中で、このへんについては傾向的な要素としては致し方ない状況なのかなという考えではございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは私のほうからは、情報開示の件のご質問でございますが、18年からという長い間でございましたが、開示条例に基づきまして、私どもは開示請求に応じたというふうに認識しております。

それからもう1つ、落札率が低い業者をダンピングしていると決めつける記述があったというこの関係でございますが、このことにつきましては、控訴理由書においての主張は市として、原審において少なくとも落札率が95%を超える工事においては、談合がなされているのではないかとの疑いを持つことができるとの認定に対しまして疑問を有していたため、予定価格は諸事情により引き下げられる傾向にある中で、落札率が必ずしも高いからといって談合と認定すること、また低率で請け負うことによる工事の手抜き、あるいは資金力がない中小企業の倒産などを招くおそれがあると、原審判決に対する疑問を主張したものでありまして、業者寄りの発言、または談合を認める発言をしたものではございません。

以上でございます

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは再々質問になりますけれども、市長に対してですけれども、まずはその一審の甲府地裁の判決は推認によるもので認められないということをおっしゃいました。結局、東京高裁の判決も推認によるものです。この推認によるものを認めた、そういうことでそういうふうに考えてよろしいんでしょうか。

また私がここで申し上げたいのは中山町長の責任は法的に、これでもう済んでいることは分かっております。ただ、談合ほう助というものについての見解が出されたわけですから、それについての市の、これからの指名のあり方がもっと検討されなければいけない、今までのことが分析された上で、市のあり方が検討されなければいけないと思いますけれども、そのへんのことをもう一度、答弁を願います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

裁判ですから、お互いに主張はあると思います。判決に対して不服の人もあれば、納得できる人もいます。不服の人からすれば二審へ、最高裁へと控訴するのは1つの流れだと思います。そういう中で、私ども一審の段階では推認という形では理解できないということで、

推認議論というならば高裁へ判決を控訴したということですから、ご理解いただきたいと思います。

その後の公共事業のあり方といわず、私ども合併してからの北杜市は6年、7年、これからも公明公正、極めて、先ほど課長も言いましたとおり、できるだけ地元優先の中でこれからも発注していきたい、基本姿勢はなんら変わるものではありません。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

3項目にわたり、白倉市長に質問いたします。

質問の第1は、介護保険の総合事業および地域包括ケアについてです。

2011年6月に成立した改正介護保険法は、今後の介護サービスの内容に大きな影響を与える内容が盛り込まれました。

第1は、介護予防・日常生活支援総合事業の導入です。

今回の改定により、市町村が要支援の人などへのサービスを介護予防・日常生活支援総合事業に置き換えていくことができる制度が決められました。総合事業は要支援の人と介護保険非該当者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなど生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとしています。総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるか、総合事業に移行させるか、一人ひとり判断することになります。総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなくなります。市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市の判断で行うことになります。

以下、質問します。

1. 県内の多くの市町村が導入を保留している状況の中で、北杜市が導入した目的と意図は何か。
2. 在宅の高齢者に対するヘルパーによる家事援助、掃除、洗濯などがボランティアの手伝いにならないか。また、ヘルパーによる支援で食事を作ってもらっていた方が有料の弁当配達に変わってしまわないか。
3. サービスの内容、利用料金も今までと同様なサービスが受けられるのか。利用者の意に反して、今まで利用していた介護サービスが取り上げられるのか。本人、家族の意思を尊重していくのか。
4. 要支援者数の過去3年間の認定状況数と今後の予測数は、どうなっているか。
5. 総合事業を実施する施設としては、どのような施設を考えているのか。また、これから認定するところはどのようなところを想定しているのか。どの地域にどんなところを何カ所、委託しているのか。
6. 今までふれあい牧、武川町など自由に参加していたのに、市の事業に委託されるとケアプランが必要になるのか。制限されるのか。

第2は地域包括ケアシステムの目玉は、24時間地域巡回型訪問サービスです。

日中・夜間を通じての排泄や体位交換の介助を行う、15分程度の巡回訪問と利用者からの通報に随時対応する事業です。北杜市の第5期介護保険事業計画では、地域包括ケア実現のための基盤整備と強化を中心に進めるとしています。将来の地域包括ケアシステムを確立するためには、日常生活圏域をどう設定するか。どの圏域にどのようなニーズを持った高齢者がどの程度、生活しているのかなどをきちんと把握しておく必要があります。

以下、質問します。

1. 日常生活圏域をどのように設定しているのか。現在、八ヶ岳南麓地区と塩川・釜無川地区にしているようですが、旧町村単位くらいにすべきではないか。
2. 圏域内の高齢者の状況をどのように把握しているのか。全員を対象にした調査、保健師の増員で面談での調査を実施すべきではないか。
3. 地域包括ケアシステムには地域包括ケア支援会議の設置が必要ですが、その構成をどのように考えているのか。圏域内の住民の協力が不可欠だけに支援会議に住民参加をどう保障するのか。

質問の第2は使いやすい公共の足、デマンドバスについてです。

第4回協議会で配布された24年度デマンドバス運行の目的には、高齢化率が高い本市にあって、10年先の将来はさらに高齢化が進み、現在、自動車移動をしている大半の高齢者は公共交通が唯一の移動手段となる。このため、従来の市民バスのバス停から離れた地域に住んでいる高齢者などの交通不便者については外出の機会が失われ、閉じこもり、孤独、社会性が失われ、結果、医療費の増大につながる可能性がある。市民バスとデマンドバスによる効率のよい公共交通体系を確立し、将来に向けて高齢者の医療費、介護料の増大を未然に防ぐために外出支援の目的であるデマンドバスを運行させると書かれています。

私は、この目的が真に実現することを願ってやみません。国会で審議されている交通基本法で交通基本法の根幹に据えるべきは移動権であり、すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を保障されるようにしていくことが交通基本法の原点であるべき、国交省 基本的な考え方（案）としています。

昨日の市民フォーラムの代表質問とダブリますので、1点だけ質問をします。

今までの北杜市地域公共交通活性化協議会に代わる北杜市公共交通会議に利用者団体、障害者団体、デマンドバスを応援する会などを入れる考えはあるか。住民の声を届けるために委員の公募する考えはあるか、お聞きします。

質問の第3は脱原発、再生可能エネルギーのまち北杜市へ。

原発依存のエネルギー構造の転換が急務の課題となる中、原発に代わるエネルギー源として期待されているのが再生可能エネルギーです。昨年の通常国会で太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源によって生み出した電気を、電力会社が固定価格で買い取ることを義務付ける再生可能エネルギー固定価格買い取り法が成立しました。この制度が7月からスタートすることで、再生可能エネルギーの爆発的な普及につながる事が期待されています。2月17日、北杜市・企業交流会意見交換会で、この北杜市で環境を活用した新しい事業を起こす必要性が語られました。そこで、いくつかの実例を紹介します。

1つ、市民共同の再生可能エネルギー発電所。

1997年夏に滋賀県旧石部町の福祉施設に設置された市民共同太陽光発電所は、NHKテ

レビでの放映などのマスコミ報道もあって、その後の市民共同発電所運動のきっかけになりました。市民共同の発電所づくりに出資や寄付をした人数は約3万人。出資総額は25億円以上にもなりました。市民共同発電所づくりは市民団体、行政と市民が共同する地域協議会、自治体、生協、自治会などが行っています。取り組み目的は、再生可能エネルギー普及による地球温暖化防止が98%と最多で、次に再生可能エネルギー普及を通じて地域エネルギー自給力の向上を目指す67%、地域の再生可能エネルギー普及のための仕組みづくりが64%、他団体、行政、企業との新しい連携づくりが48%等となっています。

いずれの場合も幼稚園、保育園、学校、公共施設などに設置される場合が多く、設置場所の子どもたちへの環境教育に活用されたり、環境問題への地域社会の関心を高める働きをしています。

2つ目として、高知県梶原町の再生可能エネルギーまちづくりです。

1つ、風力資源利用。2つ目が太陽光発電。3つ目が森林資源、木質バイオマスの地域循環モデル事業プロジェクト。4番目が、人と仕組みづくり。

3つ目は、岩手県葛巻町の風力発電。

4つ目は長野県飯田市のおひさま0円システム、初期費用なしで太陽光発電。

以上、紹介しましたがけれども、北杜市でもこれらの実践例を参考にしてクリーンエネルギーのトップランナーとしての取り組みを期待します。

市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一議員に申し上げます。

通告質問のナンバー2の1の1番、2番、4番について質問を割愛いたしましたが、取り下げをされておりませんが、質問に対して通告してございますので答弁が用意してございます。それについては、いかがいたしますか。

○19番議員（中村隆一君）

答弁は割愛してよろしいです。

○議長（秋山俊和君）

分かりました。

それでは、答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

脱原発、再生可能エネルギーのまち北杜市へのご質問をいただいております。

再生可能エネルギーの推進についてであります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とした原発に依存しない社会の実現を目指し、太陽光、水力発電などの普及を目指す再生可能エネルギー特別措置法が、本年7月から施行されるところであります。

市では、恵まれた自然環境を生かした再生可能エネルギーの普及促進に早期から着目し、積極的に取り組んできたところであります。

今後も地域の特性である太陽、水、緑を活用した自然エネルギー施設の活用と導入、環境教育などを市民・団体・事業者等と協働で実践し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えてお

ります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスについてのご質問をいただいております。

北杜市地域公共交通会議の委員についてであります。同会議の委員につきましては、有識者や地域代表等から構成するという規定になっております関係上、地域代表者から選定することとなります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

介護保険の総合事業および地域包括ケアについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業の導入目的と意図についてであります。

市では今後も高齢化が進む現状から、介護予防と高齢者が安心して生活が継続できる地域づくりを目的として、総合事業を実施いたします。サービスを提供する事業者は、地域にあるNPO法人、任意団体等が主体となります。この事業では、地域で支える仕組みをこうした関係者や介護保険事業者、住民と協働してつくり上げていくことを目指しております。

次に、介護保険の家事援助サービスと有料の弁当配達についてであります。

総合事業は、地域包括支援センターによる適切なケアマネジメントと本人の意向を最大限尊重することを基本としておりますので、介護保険サービスの代替サービスとなることはありません。

次にサービス内容、利用料金と本人、家族の意思の尊重についてであります。

総合事業は地域支援事業として実施するものであり、介護保険サービスの内容、利用料と同様ではありません。また本事業を利用するにあたっては、要支援者については本人、家族の意向を確認した上で総合事業や介護保険サービスを利用していただくことができます。

次に、要支援者の過去3年間の認定状況数と今後の予測数についてであります。平成21年度は356人、22年度は394人、23年度は387人となっております。また、3年後には410人と予測しております。

次に総合事業を実施する施設、設置場所、施設基準についてであります。

施設はNPO法人、社会福祉協議会、通所介護事業所、任意団体等を予定しております。施設の場所は長坂町を除く7地域ですが、事業展開は全地域を対象としております。施設基準については、国の事業実施に当たって遵守すべき必要事項に適合しております。

次に、ケアプランの必要性和参加制限についてであります。

総合事業の対象者は、地域包括支援センターにおけるケアマネジメントが必要であります。また、地域の交流拠点等は、対象者以外の高齢者が各事業所との契約によって参加することもできます。

次に日常生活圏域をどのように設定しているのかについてであります。現在2圏域としております。圏域設定については、今後の高齢者人口とサービス事業所の動向を見ながら検討していきたいと考えています。

次に、圏域内の高齢者の状況把握についてであります。

市では高齢者実態把握として、65歳以上の高齢者に基本チェックリストを郵送、回収をしております。また、必要に応じて市地域包括支援センターの地区担当者が訪問等により支援を行っており、今後も調査員によるニーズ調査、実態把握は継続してまいります。

次に、地域ケア会議の構成と住民参加についてであります。

本市では、これまでに介護保険サービス事業者や民生委員、地区役員等関係者による個別のケア会議や地区ケア会議を開催し、個別への対応や地区での取り組み等について協議してまいりました。

今後、開催する北杜市地域包括ケア推進会議には介護保険事業所、関係機関や住民の代表の方に参加していただく予定であります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一議員に申し上げておきますが、質問時間は3分を切っております。よろしく願いします。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

先の企画部長の答弁ですけれども、北杜市公共交通会議に利用者の団体、デマンドバスを応援する会、あるいは障害者団体の代表、これを入れる、そういうことが必要ではないかと思えますので、そこを再度お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

障害者団体としては、利用者団体ということで、地域公共活性化協議会の中にも参画していただきました。また利用団体としては、これまでも熱心にご協力をしていただいたということで、ご意見は非常に尊重していきたいと考えておりますが、今回の北杜市公共交通会議においては、ある程度、その利用者、住民代表として限定されてくるということもありますので、利用者団体という特定をするというばかりにはいかない要素もあると思えますので、広範的な立場において協議をしていただくことになろうかというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

3年間の実証運行をしまして、本来なら今年の4月から本運行に移るべきところをもう1年、

実証運行をやるということなので、やっぱりこの利用者を団体にきちっと入れるべきではないかと。もう一度、デマンドバスを応援する会、障害者の団体を入れるという返事をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたとおり、これまでも貴重なご意見等もいただいておりますこと、これは尊重したいと思っておりますけれども、今後の取り組みの中で、利用を促進していくという上においては、市民の協力を広くお願いをしないと効率的な運行ができない。また経費の削減につながっていないということも含めながら、広く会議をしていく必要があるということから、地域代表、広い意味での地域代表という方々にご協議をいただこうということでもありますので、特定なところ限定するというふうな状況にはなりづらいのかなという、今のところは状況でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

次に、介護保険のことについて再質問します。

平成18年の改正のときには、軽度者の電動ベッド、電動車いすなどが取り上げられて利用者からの不満の声が出されました。今回の改正では要支援の1、2の方、先ほど発表されましたけれども、400名近くの人たち、この人たちの生活支援が削られるおそれがあります。そのことで、そのへんの心配はないのか、お聞きします。

もう1点は、長坂を除く7カ所にふれあいのカフェなどを委託するということですが、その具体的な実名を教えてください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

今回、第5期の計画において、先ほど議員さんが言われました要支援者については、そのようなことはないという計画でいます。その事業の狙いが、そもそも地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できる、医療や介護や介護保険サービスを求めなくても生活できるような生活の場を提供するということでございますので、このような計画の中でしっかりと進めてまいります。

それから総合事業において、予防サービスと生活支援ということでございますけれども、ふれあいどころ、コミュニティカフェにつきましては、実施主体と実施場所になるわけでございますけれども、明野のゆうゆうふれあい館、須玉デイサービスセンター、ほくと夢ポケット、茶のみどころいずみ、さんりん舎小淵沢デイサービス、福祉小淵沢ふれあい牧という通所型サービ

スを委託するところを予定しております。

また生活支援につきましては、てつなぎ北杜さん、夢ポケットさん、さんりん舎さん、やまゆり会ひぐれ亭さん等々の配食、弁当業者さん等々を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。30秒でお願いします。

○19番議員（中村隆一君）

今回、介護保険料が値上げになるわけですが、平均6.1段階から6段階まで6.6%、新しい7段階では1万5千円からの値上げになると。こういう中で、今言われたカフェなどの利用料は何円になるのか教えてください。

○議長（秋山俊和君）

終了です。

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

コミュニティカフェの利用料につきましては、1回200円ということになっています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開時間を午後2時といたします。

それから議会運営委員長に要請します。

この後、すぐ議会運営委員会を開催していただきます。

休憩 午後12時02分

再開 午後 2時00分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

先ほど、午前中の一般質問が終了直後、議長のほうから議会運営委員会の開催をということで議会運営委員会を開きました。その報告をいたします。

先ほどの中村隆一議員の一般質問において、通告された質問事項の一部を事前の申し出がないまま、本会議場において取り下げを行ったことにつきまして、休憩中に議会運営会を開催し、協議をいたしました。

北杜市では、重複のおそれがある質問については調整を図り、質問事項を取り下げる場合には事前に取り下げ申出書を議長宛てに提出するという申し合わせが行われております。今回、

そのルールに従わなかったことに対して、中村議員から事情説明と議会運営委員会での申し合わせ事項を軽視してしまい、反省している。また今後、十分注意したいとの発言がありました。議会運営委員会において、申し合わせ事項の遵守について再確認をいたしましたので、ここでご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、議運の千野委員長から報告がありました件、私、事前に質問項目の取り下げをせず、執行側に答弁書を用意させて、大変迷惑をお掛けしました。お詫びいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今回は2点について、質問させていただきます。

まず1点目は、法教育についての取り組みは。

法教育につきましては、私も初めて聞く言葉でしたので、2月に行われました山梨県教育委員会後援の法教育シンポジウムに参加いたしました。学習指導要綱における法教育の内容については、平成15年に法教育研究会を立ち上げ、法教育について平成23年度より小学校が、また本年度より中学校が取り組まれているようです。学年により学習内容も違い、先生たちも本当に忙しいところ大変だと思いますが、北杜市としての取り組みについて以下、質問させていただきます。

1つとして、平成23年度より始まった法教育について、学習指導要領解説により指導しているようですが、何教科に位置しているのでしょうか。また北杜市での取り組みについて、伺います。

2番目として法教育にはいろいろの分野があり、専門家による出前講座を行っているようです。県内では費用がかかり、予算の関係で出前講座をお願いできない学校もあるようですが、北杜市としてはどのように考えているのでしょうか。

3点目に、県内では専門家による出前講座を取り入れている学校はどのくらいあるか。

以上、3点について伺います。

2つ目に、防災についてです。

昨年、東日本大震災に伴い、どこの自治体でも防災対策には積極的に取り組んでおります。過去を振り返りますと、今から53年前、昭和34年8月14日、山梨県での台風7号は最大風速43メートル余りで、甲府気象台はじまって以来の記録だといわれております。駒ヶ岳下の日向山では311ミリの雨量で、大武川上流、黒戸山の500ヘクタールに及ぶ崩壊に起因した立木と石と土砂の混じった濁流は10メートルに及ぶ高さをもって、午前7時15分、大武川両岸堤防が瞬時に決壊して河原と化し、濁流は武川銀座の100棟余りを呑み込んでしまった。屋根から助けを求める姿が地獄絵図のようであったと記されております。

死者・行方不明者23名、建物流失201棟、田畑の流出・埋没280ヘクタールという34年の記録ですが、いまだに10名の方は行方不明となったままのようです。2日後には空からの

救援物資が投下され、3日後には2,500名の自衛隊の方々が応援に来られ、当時の岸首相も視察に来られたと記録されておりました。

東日本大震災では大津波でしたが、白州・武川では山津波があることをふまえ、同じ被害を二度と繰り返さないためにも防災について再度見直し、昨年3月11日の震災は他人事ではないという心境で、以下、質問させていただきます。

まず1点目に、本市でも3月20日より各地域において土砂災害警戒区域の指定および自主防災組織の説明会が行われますが、昨年配布された防災マップを見ますと、武川町は武川小中学校と両体育館がともに避難所として指定されております。昭和34年の大災害を経験した市民からは、マップを見てもご存じかと思いますが、すぐ近くに災害を起こした大武川が流れており、武川中学校は流れた場所であり、本当に大丈夫か。ほかに避難所も考えておいたほうがいいのではないかと指摘を受けましたが、一度検討すべきではないかと思えます。

次に防災無線についてなんですが、防災無線のデジタル化により武川では新しく防災無線で放送されております。以前、武川地区は各戸個別受信機が設置されていたため、その違いもあり聞き取りにくいとの声が挙がっておりますが、今回の防災無線は各地域だけでも放送できるということです。放送となると隣の地域の放送も耳に入り、支所に確認するのですが支所でも分からないようです。

過日の市長の所信の中にも防災行政無線については微調整も行っているようですので、各地域で放送する場合には事前に支所に連絡し、内容を把握しておくことができないでしょうか。

以上2点について、質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

武川地区の避難地、避難所についてであります。

現在、市では避難地を小学校・中学校のグラウンドと武川運動公園、避難所を小学校・中学校の体育館と武川体育館の市の施設を指定し、防災マップで市民に周知したところであります。現在建設中の（仮称）武川コミュニティセンターもその役割を果たす予定であります。市地域防災計画の避難計画では災害が発生した、またはおそれがある場合には行政区または自主防災組織で定めた安全で身近な集合地に集まり、その後、災害の状況に応じて避難地、そして避難所へ避難するよう定めてあります。

避難地・避難所は大武川に比較的近い場所もありますが、市では災害の種類や被害の状況に応じて避難地・避難所を指示・開設するなど、武川地区近隣も視野に入れて適切な対応で危険を回避していきたいと考えております。

今、風間議員のご指摘を聞きながらもつくづく思います。武川・白州地区は34年災を忘れることはできない。これを教訓としまして、市としてもしっかりとした防災対応をしまいたいと思います。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えを申し上げます。

法教育の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、法教育の位置づけと市の取り組みについてであります。

法教育につきましては、小学校6学年社会科におきまして、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加が学習内容となっております。その中で裁判所が司法権を持ち、法律に基づいて裁判を行っていることや、国民が裁判に参加する裁判員制度について取り上げておりますので、市内すべての小学校の児童が法教育に取り組んでおります。

次に、法教育の専門家による出前講座についてであります。

北杜市内の全小中学校に山梨県弁護士会および甲府地方検察庁から毎年、法教育講座等の案内が送付されております。内容は、裁判の仕組み等に関する弁護士による出前講座や検察庁・裁判所等の見学を行うものであり、昨年度は市校長会におきまして各学校に周知したところであります。今年度は、市内の小学校4校と中学校1校が県弁護士会に出前講座を依頼し実施いたしました。

内容は、模擬裁判や1つのテーマについてディスカッションを行うなど、自由と正義を守る弁護士の仕事や、公正と平等に基づく裁判の仕組みについて学習を深めるものであります。参加した児童の中には出前講座を受け、責任ある裁判員制度による裁判に参加したいといった感想や、将来は人に役立つ弁護士になりたいといった感想を持つ児童もいました。

このことから、専門家による司法の現場における生の声を聞くことができる出前講座は、職業や人の生き方について考えるキャリア教育にも関連しており、小学校6年生にとっては大変意味のある学習であると考えておりますので、校長会等においてさらに周知してまいります。

次に、専門家による出前講座を取り入れている県内の学校についてであります。

甲府地方検察庁と山梨県弁護士会によりますと、県内では今年度は高校12校、中学校8校、小学校18校の出前講座を実施したとのことであります。また、県内で裁判所等の施設見学を実施したのは、中学校7校とのことであります。

その他に、市内小中学校の出前講座に関しましては、甲府税務署による税金教室を毎年、数校が行っております。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線のデジタル化の統合整備についてであります。

武川地区は、昨年11月からデジタル化の新防災行政無線での運用を始めております。現在は、地域住民からのご意見もお伺いしながら最大限の効果が得られるよう子局の調整を行っているところであります。

市の防災行政無線は防火、防犯、防災関係等、防災行政無線の使命である市民の生命や財産を守るためのエリア放送を総合支所からデジタル無線放送で行いますので、事前に支所に連絡することが必要であり、行政で放送内容の把握が可能であります。地区放送はスピーカー柱、

これはパンザマストでありますが、1カ所からの有線放送でございますので、基本的には行政区からの地域情報の伝達であります。行政での放送内容把握することは、困難だと考えております。

今後も本庁それから総合支所が一体となって、有事の際に迅速かつ効果的な情報伝達が行えるよう、防災行政無線の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

法教育につきましては、ただいま教育長から答弁をいただきましたが、シンポジウムの折には先生方はなんか生徒も、先生たちも苦手で、なかなか取り組んでいないということで、重々意識して取り組んでほしいという要望がありましたが、今の教育長の話を聞きますと、北杜市では本当に法教育に向かって勉強していただけることがよく理解できました。

それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、道徳教育との違いはについて、ちょっとお願いしたいと思っておりますけども。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

風間議員の再質問にお答えを申し上げます。

法教育というふうなものは、今、申し上げましたように従来からもいろんな形で実践をしているところであります。今、ご質問の道徳教育との違いということでございますけども、道徳教育は週1時間の、特設された道徳の時間というふうなものを中心に据えて、そして全部の教育活動の中で、豊かな心の育成というようなことで実践といいますか、教育活動が展開されております。法教育という観点から考えてみますと、これは先ほど6学年の社会科という点で申し上げましたけれども、道徳の中でも法やルールを守るというふうな工夫の中で、当然、関連づけて法教育をやっていかなければいけないということでもありますけども、道徳教育はさらに大きな目標を持ってやっていくということでもあります。ですから法教育というくくりでいえば社会科でも該当になりますし、あるいは生活科といった小学生低学年の子どもたちでありますけども、決まりを守ったり、ルールを守ったりというふうな、そういう目標も生活の中の1つの大きな目標としてございます。

あるいはその他、学校の全体的な活動の中でありましてと区別活動とか、さまざまな教科、道徳、特別活動あるいは総合的な学習の中で、法教育の指針を則った教育活動を展開しているところでもありますので、道徳教育とはちょっと皆さん違うわけでもありますけども、共通の部分があるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7 番議員（風間利子君）

今の答弁ですと、では改めて法教育の時間をとってということではないわけですね。はい、分かりました。

では、次の質問をさせていただきます。

避難所についてなんですけど、今回、建設される（仮称）武川コミュニティセンターですが、なんか建設委員会では名称も甲斐駒センターせせらぎという提案が出ているようですが、建設にあたりましては、委員さんの方からあそこへも防護壁をつけてというお願いをされたというお話も聞いております。今回の中学校も34年台風で流出したところですので、今回、東日本の経験もふまえて、ぜひ想定外も含めた上で、避難所もぜひ高台のほうにということも考えていただきたいと思いますのですが、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

風間議員の再質問でございますが、北杜市全体で考えますと避難地は36、これはグラウンドですね。それから避難所は体育館でございますが、36。計72カ所という指定がしてございます。先ほど来からのお話で、武川は大変痛ましい災害があったわけで、そういったときにどうするかということは大変な問題であります。

そこで先ほどから武川の避難地は3カ所、避難所は3カ所と、こういう指定がされておりますが、それは大変、検証も大事でございますが、いずれにしてもそういった大災害の有事の際には市全体でこれは対応しますので、そのときの臨機な対応もございまして、それは白州、あるいは明野ということですね、いったん集合地からの移動でございます。それは行政あるいは地域の消防等々が中心になって避難所のへの誘導はいたしますので、いずれにしても、この72カ所、全体の中で対応していきたいということが基本でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7 番議員（風間利子君）

防災無線について、再質問させていただきます。

今回の防災無線については、市民からよく聞こえないなど指摘を受けましたので、質問するにあたり、各区の区長さんにいろいろお話を伺いました。防災無線を取り付けるにあたっては区長会で説明され、防災無線についてのアンケートも区長さん方にとっていただいたようですが、武川町は以前、各戸に個別受信機が付いてあり、今回、防災無線を取り付けるにあたり、区長さんより今までと同じように聞き取りができるかとの質問が出たようですが、それに準じた放送を考えているとの執行の答弁をいただいたと聞いております。

防災無線ですから、普段防災に関係ない放送は少しばかり聞こえなくても地震などはともかく、台風など強風や雨などで雨戸を閉め切っているときに聞こえないのでは防災無線としての役割を果たせないではないかという、それぞれの区長さんが言っておりました。

防災無線は補助金をいただいておりますので、いろいろ制約があると思いますが、防災無線につ

いては役割をしっかりと説明して、今までに準じた放送ではなく、ことを説明して、できないものはできないというようにおっしゃっていただいたほうがよかったのかなと思いますし、また難聴のところには個別受信機も付けるような話も出ているようです。費用もだいぶかかると思いますので、負担しても個別受信機を付けてほしいという要望もあるようですが、現在、市長が所信で言われたように、微調整では調整できないところも多々あるのではないかと思います。スピーカーを増やすとか、個別受信機を付けるとかしないと、いざというときに役目を果たせないではないかと思いますので、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

再質問でございますが、お答えをいたします。

この問題につきましては、以前から議会の皆さまからご質問をいただきまして、答弁をさせていただいておりますが、基本的には屋外スピーカーということで現在は進んでおります。

放送の内容ですね、いろいろ操作マニュアルとか、先ほど申しましたように防火、防犯、防災無線の使命を果たすということが基本でございますので、そのへんは随時、今、担当のほうで進めております。最終年度が26年でございますので、当然、逐次進めていくわけでございますが、基本はただいまのように防災関係でございますから、全体を網羅する有事には放送ができるというふうな整備体制は当然、整えていかなければなりません。

あと、中には個別のスピーカーという話も前からありますが、これにつきましては検討を重ねましたが、大変なお金がかかるということで、現在のところは考えておりません。いずれにしても、あらゆる角度から難聴地域はなくすというのが基本でございますので、最終的にはそういった対応をさせていただくというのが基本でございます。

それから区長会、それから地域委員会等々ですね。あるいは担当が出向きまして、随時説明をしておりますが、そのへんのご理解をいただくということと行政側はきちっと整備体制を整えるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に1番議員、小須田稔君。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

市道および市営住宅の維持管理についてということで、質問させていただきます。

最初に昨年の第3回定例会で私が質問しました市道を覆う樹木の件ですが、即、行動に出ただいて大変ありがとうございます。今、地域を見てもだいぶ、そういう大きな木が切られて市の対応が見事に出ています。これは非常によかったと思っておりますので、まず一言お礼を申し上げます。ありがとうございました。

たぶん今日、質問する内容というのは、行政に対する皆さんも大変これは耳の痛い部分かと思ひます。しかし市内の建設業者、いろいろ話を聞くと非常に大きな負担を背負って、実はこの雪かきをします。今年の冬はたまたま、あまり雪がなかったから結構ですね。ただ、例えば、

これはこの本所を中心にした須玉から見ると、一番北部の雪の量、これはまったく一日の雪の量で大きく違うことがよくあります。例えば須玉、明野、例えば武川の場合、グレーダーという機械がもしあっても、軽くそうじすれば終わるようなことが、この北部の、例えば私の住んでいる清里は、ほとんどの場合によっては、二度も三度も動かなければ雪が除雪できないと。そうすると、今、市の決め方では、キロいくらというふうな表現が約束されているようです。そのキロいくら単価は、果たしてなんなのかと。

これは私は今回4件、実際は5件ですか、話を聞くところ、例えば機械をおおむね用意をして、除雪に備えると大体1カ月あたり40万円近くのリース料がかかるそうです。もしこれが、変な話ですけど、降ってくれれば市からも除雪の費用が出てくると。降らなければ業者は全部、それを背負うということですね。これって非常に事業されている方たちにとっては厳しい話で、やっぱりその事業者の方も多くの方を雇用しています。その方たちが、その土建会社なりに、もし間違えて倒産するようなことになったときには、これは市にとっても財政上も非常に厳しい話になるわけです。

そんなことから、私自身、非常に今回この業者の話を聞く中で、このへんは官民でいうと触れづらい話かもしれませんが、しっかりしたルールをつくらないと、市内の除雪作業はうまくいかない。結果、すべて行政の動きも市内の産業も全部狂ってしまう。通学も通勤もみんなこの雪かきによって、冬の間は助けられているという実情をもとに、今日は質問させてもらいたいと思っています。

今日、このあと細かく質問を言いますが、3点目の市営住宅の件ですが、今年は例年に増して非常に厳しい寒さでした。そのために凍結して、これははっきり言います、清里の朝日ヶ丘住宅というところですよ。非常に凍結したために、いろいろ当たってみると床下を裸で管が通っていると。先ほど午前中の渡邊議員からの質問の中に若干触れていましたけども、市がお金を取って貸しているにもかかわらず、大変失礼ですけども、それを不備とは言いませんけども、そういう設計のもとにされた住宅、それからお金を取ると。住んでいる人間からすればとんでもないということです。そういう声が出ます。貸すんだったら、ちゃんとしろよと。それは正直な声だと思います。やはり、こういう市が実際管理するものというものの範囲、またその責任というのをしっかりしないと、やっぱり市民は安心して住むどころか、それに住んだがために大変なお金がかかるということが発生する可能性は十分あります。そんなようなことの思いの中から3点、今回は質問させていただきます。

まず1つ目として、市道の除雪における除雪単価はシーリングにより値下げされている。しかし、燃料の高騰および機械リース代は、小規模建設業者には経営の圧迫につながっている。リース代においては、除雪作業を行わなくとも必要経費である。なんらかの助成が必要と考えるが対策は検討されているか。

2つ目として市道等維持管理、これは除雪、草刈等です。について複数業者のジョイントにより作業効率の向上を図るため、見直しを検討できないか。

3つ目として、市営住宅の水道凍結防止のため、低温が予想されるときは水道料金の補助も視野に入れ、水道の低温時における流出を行い、維持管理費の軽減を検討できないか。

以上3点ですが、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

市道および市営住宅の維持管理について、いくつかご質問をいただいております。

除雪経費についてであります。

市道の除雪に対する除雪単価は、山梨県の標準積算基準により算出しておりますが、採算的には非常に低く、ひとえに市政への協力といった相互理解の中で除雪作業が進められてきたというのが実情でございます。

また、この除雪単価につきましてはシーリング対象外として位置づけておりますので、単価の引き下げはしておりません。除雪機械を保有する業者には除雪作業の有無にかかわらず、点検や修理等の維持管理費が経常的に発生するとともに、機械をリースする場合にも高額なリース料が発生するなど、建設業者の減少も相まって、除雪作業に伴う建設業者の負担は非常に重いものになっていると認識しております。

このため、今後は県および近隣市町村の実施状況も見ながら、本市においても除雪機械にかかる必要経費の一部に助成するなどの対応も検討してまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

市道および市営住宅の維持管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道の維持管理についてであります。

維持管理業務の一つである除雪については北杜市建設安全協議会を中心に業者委託し、道路パトロール、側溝清掃、草刈り、舗装の穴埋め等の軽微な補修業務につきましては、峡北広域シルバー人材センターと委託契約を結び、定期的に実施しております。

国においては、地域の中小建設業者で結成する共同企業体と地域内での工事と併せて、道路・河川等の維持管理業務を一括契約する、地域維持型契約方式を推進する方針を打ち出しております。こうした方針の背景には、公共インフラの除草や清掃、除雪といった採算性の低い地域維持事業を担ってきた建設業者の減少に鑑み、一括発注することで業者の収益力向上を図り、担い手の安定的な確保につなげるといった目的があるため、本市においても今後、国・県の動向を注視する中で、発注方法や作業効率などについて検討すべき課題だと捉えております。

次に、市営住宅の維持管理費の軽減についてであります。

市営住宅の凍結防止につきましては、市営住宅への入居時に住宅設備の取り扱いに関する説明を行い、凍結防止に向けた対応をお願いするとともに、毎年、自治会長を通じて回覧等により市営住宅に入居されているすべての方々に対し、凍結防止対策の周知を行っているところであります。

また、今年は例年になく厳しい冬であったことから、水道管や給湯設備の凍結に関する問い合わせが寄せられ、市も対応したところですが、そのほとんどが水抜き等の管理不足に起因するものでした。

基本的に、市営住宅については不凍栓バルブ等を設置するなどして、給水設備の凍結防止対

策を講じておりますので、特に高冷地の市営住宅においては、凍結が予想される夜間や外出時に不凍栓バルブを操作し水抜きを徹底していただくことが重要であり、凍結防止策として最善なものと考えております。このため、水道水を流すことは凍結防止には有効ではありますが、これに伴い発生する水道料の軽減につきましては難しいことございまして、市といたしましては、不凍栓バルブの操作による凍結防止にご理解とご協力をいただけるよう、引き続き周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小須田稔君の再質問を許します。

小須田稔君。

○1 番議員（小須田稔君）

住宅の水道の件でお伺いします。

これは管が床下を裸で通っていると。ある住まわれている方は押入れの床をやむを得ず切って、そこにストーブを入れて溶かしたと。これは、市は出て行くときに、元の状態になっているかどうか検査がありますよね。そういうときには元へ戻せと。その場合も言われますか。その点をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

小須田議員の再質問にお答えします。

当然、そこに凍結事故が発生しているということになりますと、住んでいる方の、そこに使用している方の責任において、それを復旧していただく。その復旧するにあたりましては、原状復旧と。今あった状態に、またこれまであった状態に戻してくださいというところまでのお願いをしているということです。ですからそれ以上の、現状ある以上の復旧は、その居住者の責任において、それ以上のことをするようなことは求めておりません。

○議長（秋山俊和君）

小須田稔君。

○1 番議員（小須田稔君）

ということは、今の点です。もう1回、再々質問で質問させてもらいます。

管理は市ですよ。もちろん市ですよ。でもその裸で通っているという設計の中で凍った、これはどう考えても、ちょっと貸主としては、あんまり本当の話ではないような気がしますね。ちゃんとしておいたものを貸した。でも、それに問題が発生したであればいいですね。予定外の寒さ、先ほども風間さんの質問でも同じですけども、想定外というのは、これはちょっと違うような話のような気がします。私自身、そこらへんは一回、しっかり検討して、住宅点検等をすべきだと思いますね。そうしないとまた、来年はもっと冷えるかもしれません。そのときに不凍栓といって、しっかりできればいいですけども、もしできないときに、これはたぶん、居住される人からすると、もうこれ以上、見切れないという言葉も出るかと思います。ですから、そういうことをふまえて、一度これはぜひ検討されるべき内容だと思いますけども、その

へんはいかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

質問にお答えをいたします。

基本的に不凍栓をしっかり操作をするならば、凍結は防止できるというふうには考えておりますけれども、ただ今後、さらにまた厳しい寒さがきたといったときに、本当にそれでは、不凍栓すらも機能しないというふうなことも当然あり得ることであるので、現地の状況も見ながら、壁の中に例えば配管されているとかというのが、おっしゃるお話ですと地下をとということで、その管が確認できる場所なら、その電熱線を巻いて凍結防止を図るとかといった手立てもできますけれども、現地の状況も見ながら、さらにどんな対策ができるかについては検討したいと思います。

○議長（秋山俊和君）

小須田稔君、再々質問が終わり・・・いや、この項目が1項目にまとめてありますので、これでもうおしまいということで、ご理解ください。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、小須田稔君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

情報化社会への対応について、お伺いいたします。

少子高齢化、環境問題、地域活性化等、多くの課題を抱える中で、市に対する地域の住民、企業等のニーズが高まってきており、これに対して質の高い行政サービスをどのように提供するかが問われています。また市は住民や企業等のニーズの高度化、多様化に的確に対応する行政サービスの提供のみならず、みずから地域の発展と活性化を促進する地域経済の担い手としての役割が重要になってきました。

こうした中でITの便益を最大限に活用するとともに、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有力な手法として期待されているのが、電子自治体の構築です。これからの自治体は、いかにその地域の魅力を高めることができるかが地域づくりの焦点になります。

先日、市長と対談された総務省の椎川局長の講演会を執行の皆さんも聞いたと思いますが、その中で一番強調されていたのは電子自治体の構築でございました。一流の田舎町から情報を発信することが重要でございます。

電子自治体の構築にあたっては、従来の業務のままで電子化を行っても、ITの活用によるコスト節減等、その有効性を十分に発揮することはできません。徹底した見直しと改善を行うことが不可欠だと思います。またインターネット等を活用してできる限り、情報を公開することにより、行政の透明を高めることも必要であります。このようなことから、電子自治体推進計画の策定についてお伺いいたします。

2番目にコンピューターの危機管理について、お伺いします。

近年個人情報保護に対する住民の関心が高まっており、不正アクセス等個人情報の漏洩等を

防ぐ情報セキュリティ対策および個人情報保護対策の重要性が一段と増しています。ネットワーク化された情報システムは利便性を向上させる一方、ハッカーやコンピューターウイルス等を介した不正行為によるネットワークへの侵入、情報の改ざん、破壊、窃盗、漏洩等の懸念が現実のものとなっており、その危険性は従来の情報システムとは比べものにならないほど高くなっております。秘密情報の保存状態、ならびに漏洩防止策はどのようにしていますか。またハード面でも、サーバーがいつダウンするかもしれません。バックアップ体制も含めて、その対応をお伺いいたします。

3番目に、IT技術の専門官についてお伺いします。

外部委託も当然必要ではありますが、小さなトラブルを速やかに処理することを考えると、自前のIT技術者が必要ではないでしょうか。万が一にも漏洩した場合では一刻を争います。外部業者を呼んで対応ということでは、遅くなってしまいます。また職員の研修等についてもお伺いいたします。

第4に、総合型GISについてお伺いいたします。

総合型GISは内部事務の効率化に留まらず、住民サービスの向上および、そのための庁内における業務改革の推進、さらには地域の活性化等、電子自治体構築の目的のすべてにおいて有効な手段となるものであり、その意味から電子自治体構築のための不可欠なインフラであることを認識することが必要です。これを活用しないのは宝の持ち腐れであります。

例えば防災マップですが、昨年度配布されましたが、どこにしまったか分からなくなっている人も多いかと思われます。また最新情報を書き込むことができます。防災マップもホームページへアップすることが必要ではないでしょうか。300近くある公共施設も公開してはいかがでしょうか。GISの地図上で、その施設をクリックすれば施設の情報がすぐ分かるということになりますと、とても便利になります。ほかにも観光情報、交通機関の情報、デマンドバスの運行、停留所などもいろいろ考えられます。職員の便利さは当たり前ですが、合わせて市民サービスにもできるよう運用していくとは考えていますでしょうか。

第5に電子入札について、お伺いいたします。

公平・公正な入札方法として、非常に重要と思います。県でも導入されていますが、電子入札の導入の成果を教えてくださいたいと思います。また、今後はどのようにしていきますでしょうか。

6番目に地域文化のデジタル保存について、お伺いいたします。

地域文化をデジタル化においては、文化財、地域の祭りや伝統、舞踊など広く地域文化一般をデジタル化して保存してはいかがでしょうか。私の小淵沢町上笹尾では、10年前まで坪刈りをしておりました。おそらく江戸時代から綿々と続いていたものと思われますが、文献がないのでちょっと分かりません。刈り取りに1日、調整に1日と現在の人には2日の出労が困難になってきて、とうとう廃止となってしまいました。このような行事がだんだんなくなっていることに危機感を覚えます。今の若い人に坪刈りといっても通じないでしょう。このような地味な行事も後世に残していくことが必要ではないでしょうか。ましてや急激な高齢化により、地域の伝統も受け継ぐことが難しくなってきました。今のうちに動画による保存が必要と思われます。

旧町村においてしっかりした町誌が発刊されておりますが、いくつか見ましたが、とてもよく書かれて参考になりました。でも当時のことですから一色刷りです。今の時代ですので画像

に残していくことは考えていますか。また今まで撮られたビデオですが、もうビデオデッキは生産中止となっております。再生が困難になっております。この中で貴重な映像はデジタル編集して残していくことも必要ではないでしょうか、お考えをお伺いいたします。

7番目に、観光地でのQRコードの導入についてお伺いいたします。

最近、QRコードを導入する観光地が増えてまいりました。モザイク状にした、携帯電話でカシャッと写すものですが、それをやりますとホームページに代わり情報を得ることができます。これならインバウンド対応、外国人も対応できますし、看板の説明文の中に英語、中国語、韓国語などたくさん書くことができる。日本の観光客にも詳しい説明もできます。QRコードの導入の考えはございますでしょうか。

8番目に小中学生の携帯電話の所持について、お伺いいたします。

最近、小中学生に携帯電話を持たせる保護者が増えてまいりました。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、そのほかやむを得ない事情も想定されます。携帯電話は非常に便利なツールでございますが、便利な反面、使い方によっては犯罪に巻き込まれる場合があります。教育委員会としての見解をお伺いいたします。また、子どもたちへの教育指導はどのようにしているのでしょうか。この点についても、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

情報化社会への対応について、いくつかご質問をいただいております。

電子自治体の推進についてであります。

総務省は平成19年3月に新電子自治体推進指針を策定し、同指針では利便、効率、活力を実感できる電子自治体の実現を目標に定めています。

本市としましては、山梨県と県内市町村で組織する山梨県電子化業務運営協議会に参加し、諸施策を展開しているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

情報化社会への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに地域、風景、文化のデジタル映像保存についてであります。

過去の風景や地域の伝統行事、人々の暮らしなどを記録した映像等は、北杜市郷土資料館に保存しています。八ヶ岳山麓を中心に人々の暮らしを記録し続けた故植松波雄氏寄贈写真約3万点、塩川ダム建設と住民生活を記録した伊藤七六氏寄贈写真約2万点をはじめ、市内で使用された民具資料等の写真約8千点、市内の風景写真約400点のほか、無形文化財としての伝統行事や昭和と平成の町村合併を記念して作成された、当時の風景や人々の暮らしなどの映像が30点あります。そのうち写真資料1万600点、映像資料10点がデジタル保存されて

おります。

また、近年の市の風景や文化および地域行事などの映像は、ケーブルテレビの週刊ほくとニュースの中で放送しているところであります。週刊ほくとニュースは、記録保存としての趣旨とは異なるため、伝統芸能や行事などをすべて記録保存している映像は現状ではありません。

なお、週刊ほくとニュースで放送したものについてはすべて保存をしており、平成20年度からはデジタル化対応となっています。貴重な映像は、北杜市の歴史を知る上でも貴重な資料でありますので、デジタル化により末長く保存、活用ができることが重要であります。過去の映像をすべてデジタル化するためには、多くの労力と費用を要することから、今後、慎重に検討してまいります。

次に、小中学生の携帯電話所持における子どもたちへの教育指導についてであります。

北杜市内小中学校におきましては、平成21年1月の文部科学省からの通知を受け、学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止としております。しかし、学校によっては通学範囲が広いことや通学方法も多岐にわたること等により、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない状況もあります。

そこで市内小中学校では、保護者からの許可申請により学校長の判断で登校時に学校が預かり、下校時に返却することにより、小学校9名、中学校10名を学校への持ち込みを認めております。

なお、ネット上のいじめやインターネット上の違法・有害情報など、子どもが携帯電話でトラブルに巻き込まれる例が相次ぎ、安易に持たせてはいけないことから、保護者に対しましては有害情報に対するフィルタリング設定を依頼しております。また、児童生徒には情報モラル教育を行うなどの指導を徹底しているところであります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

情報化社会への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、コンピューターの危機管理についてであります。

北杜市の行政情報システムは情報系システムと業務系システムに大別され、稼動しております。情報系システムについては、インターネット等による外部からの不正アクセスやコンピューターウイルスの侵入について常時監視できるシステムを構築しており、電子メールをはじめとするすべての外部からのデータに対し、セキュリティチェックを行っております。これと併せ、各職員の端末においても、ウイルス対策ソフトでチェックするなど多重のセキュリティ対策を講じております。また、住民記録や税などの業務系システムでは、個人情報を取り扱っていることから、外部インターネットとは接続しない構成としており、外部からの不正アクセスや情報の盗難、改ざんは不可能なシステムを構築しております。

データの保存につきましては、本庁のデータが災害等により使用不能となった場合に備えて、本庁舎以外にも分散してバックアップデータを保存しております。

次に、IT技術の専門官と職員の教育についてであります。

行政情報システム等の管理は、管財課財産管理担当が所管しております。ITの専門的な資格を有している者はおりませんが、情報システム担当の職員を対象とした研修会や講習会に積

極的に参加し、高度情報化の進展に対応できるようにスキルアップを図っております。また、職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、研修会を実施するとともに端末の管理について徹底を期すことにより、情報漏洩等のセキュリティ事故が起きないように努めています。

次に、統合型GISによる業務の効率化についてであります。

統合型GISについては、平成21年から2年計画で構築いたしました。GISは地図上にさまざまな情報を重ね合わせ、表示や分析を行うシステムであり、紙という媒体の制限を受けず、膨大な作業の高速処理化、作業時間の短縮化、情報の再利用などが実現できるものであります。このシステムの導入により、地図の共有化による重複投資の軽減と業務の効率化が図られています。

現在、運用中のGISの市民への公開については、システムの中に含まれている個人情報が出失しないよう保護するためのシステム改修等が必要となることや、インターネット上において民間の地図検索サービスが利用できることなどから、慎重に検討してまいります。

次に、電子入札の成果と今後の方針についてであります。

電子入札は手続きの透明性の確保、品質・競争性の向上、事業者の移動コスト等の縮減、事務の迅速化などを目的に、原則として予定価格3千万円以上の工事を対象に平成22年度から導入しており、平成22年度は7件、本年度は2月末現在で17件を実施いたしました。

県内の市町村における電子入札の導入状況は本市と南アルプス市のみであり、先進的な取り組みであると考えております。事務処理も円滑に行われ、入札参加業者からは事務の効率化や移動コストの縮減等の面で、大きな効果があると好評を得ております。

市といたしましても導入目的を十分に達成し、効果をあげていると考えていますので、今後は対象工事の拡大を図っていくとともに、将来的には委託業務および物品購入の入札案件についても、電子入札の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

観光地でのQRコードの導入についてであります。

観光地を訪れる方々への情報提供は案内板やパンフレットなどが一般的ですが、近年は携帯電話やスマートフォンを活用した案内方法も導入されてきております。QRコードを利用した情報提供は、携帯電話からウェブサイトにも容易にアクセスすることができ、多言語によるきめ細かな情報等を提供できる上に情報の更新も適時に行うことができます。

今後は、目覚ましく進歩している情報通信技術を活用した観光情報の提供も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2 番議員（中山宏樹君）

電子自治体の構築について、お伺いいたします。

I T 導入によって、業務全般の見直しと改善が図られていると思いますが、どのようなものかお伺いいたします。

それから電子自治体によって住民サービスの向上がどのようなものか、合わせてお願いいたします。

それから危機管理の中で外部委託もしているかと思いますが、外部委託の適正なあり方、過去の自治体の漏洩事件では、外部委託の下請け会社から情報が漏れたという事件が発生しております。そのことについてもお伺いいたします。

それから職員の単純ミス、ヒューマンエラーによる個人情報の漏洩もゼロとは言えません。この点について、どう対処されますか。

次に職員の技術向上ですが、職員の技術向上に情報処理の国家試験等がありますが、この試験に合格したら手当を上げるというような制度をつくったらいかがでしょうか。大きな自治体になったわけですから、ジェネラリストよりスペシャリストの育成が必要と思われます。

次にG I Sですが、公開はシステム改修が必要で難しいというご答弁でございますが、防災マップにしても、公共施設の地図上から検索することにしても非常に便利になるかと思います。高額なG I Sを入れているわけですから、市民サービスの点からもぜひ、この点よろしく願います。この検討の考えをお聞かせください。

次に教育委員会に2、3、お聞きいたします。

情報政策ともダブるかもしれませんが、よろしく願います。

ケーブルテレビはお祭りなどは撮っているようですが、各地区の行事はあまり撮っていないように思われます。こういう人々の暮らしも記録することが必要ではないかと思います。この点について、考えをお願いいたします。

また過去の映像につきまして、各地区の役員さんが行事などを撮っているビデオテープもあるかと思うので、もうビデオテープは再生が困難になってきております。こういうビデオテープをいただいて、デジタル保存化することも必要ではないでしょうか。考えをお聞かせください。

次に携帯電話ですが小学校9人、中学校10人という答弁がありましたけども、実際はもっと多く持っているように感じられます。学校には持って来ないだけかもしれませんが、申告していないのかもしれませんが。情報モラルの教育は非常に難しいと思います。ネット上の情報は安易に信じてはいけないということを、ときによっては教えなければならないようになります。ここは学校任せ、先生任せでなく、教育委員会として専門の先生を呼んで、しっかり対応していくことが大切かと思いますが、考えをお聞かせください。またP T Aに対しても、役員会、総会を通じて話し合いをすることが大切だと思いますが、そこもよろしく願います。お聞かせをください。

○議長（秋山俊和君）

中山宏樹君、再質問の前に暫時休憩をとらせていただきます。時間がだいぶ経過しておりますので。

暫時休憩いたします。

再開時間を3時20分といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時21分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山宏樹議員の情報化社会への対応という中で再質問をお受けしておりますが、盛りだくさんの質問で、なかなかこのへんの回答に苦慮するところでもありますけれども、まず業務全般の改善、それから2つ目の住民サービスの向上にはどのような効果があがっているかというふうなことでありますけれども、IT化によることによって市内LANによる情報の職員の共有がもちろんされておりますし、文書管理システムによる事務の効率化、それから公用車であったり、会議室の使用システムであったり、理事者のスケジュールであったり、それぞれの部長、課長のスケジュール等もそれぞれの職員が確認できるようになっております。そういった意味も含めて、住民のサービスも窓口の対応、そういった意味では情報の集積による事務の効率化は非常に大きいものだというふうに考えております。

それから外部委託に対する考え方でもありますけれども、これは内部だけによる、例えばこの維持管理をしていくというふうなことに限っては、専門職員の体制も現在、図られていないということでもあります。また独自にその管理運営することになれば、その職員が抱える責任の負担というものが相当、大きくなっていくものではないかというふうに想定されることですから、外部委託として、より安全性のある管理としていくことは、今の状況ではやむを得ないものというふうに考えております。

それから情報処理の事務的ミスによる情報漏洩ということの危惧でもありますけれども、北杜市になって8年を迎えておる中では、安全管理体制を講じてできた中では、問題は発生をしておりません。この状態をしっかりと維持しながら、こういった情報漏洩、事故等が起きない体制づくりに努めてまいりたいと思います。

それから職員の技術の向上ということでもありますけれども、非常に国家試験ということに対しても、このIT技術に対しては、非常に多岐にわたるというふうに聞いております。資格が必要となるということからすると、なかなか多岐にわたる資格を、すべてを有する体制づくりをするには、ちょっと簡単にはいかないような気もいたしますけれども、ITに限らず広い意味での職員のスキルアップというものは当然、必要だというふうに思われます。

あとGISを利用、それが市民サービスに対してどうであることかと思いますが、現段階では道路、市道、一般的な道路、それに上下水道路の台帳などとの重ね合わせによる確認等、内部業務のみで現在は使用をしている状況であります。

有効な活用という部分で市民向けへも活用していきたいんですが、現段階ではちょっと、先ほどからのお話のように情報漏洩といいますか、非常にまだそこまでの体制を整えるためにはハードルがまだあるのかなという段階で、開放的な状態にはなっておりません。今後も有効的に活用する方策をこれから考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目のケーブルテレビ等で収録をされた地区の行事につきましても、その内容に応じまして、政策秘書課と連携させていただきまして、北杜市の郷土資料館のほうでデジタル保存をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目ですけども、地区に限らず市民等で保存されているビデオの映像等につきましても、やはりその内容におきましてデジタル化できるものはデジタル化をして保存をしたいというふうに考えておりますけども、先ほど答弁でも申し上げましたように、その内容の精査をしたりですとか、若干の経費もかかりますので、そのへんは計画的にやっていきたいというふうに考えております。

それから3点目の携帯電話の所持率ですけども、これは全国学習状況調査というのがございまして、学力の検査のほかに学習状況を調査する全国の調査がございます。それによりますと、全国における小学生の携帯の所持率は約30%。中学生は約60%というふうに報告をされておりますけども、市内の小学生では約12%。それから中学生は約44%という統計になっております。ただ、ここはあくまでも手挙げで、持っていますかというふうな形でやっていますので、実際にということではないかというふうに思います。

携帯電話の使用につきましては、先ほどご答弁させてもらったとおり、PTAの総会や家庭訪問がございまして、その際に保護者にフィルタリングの設定を依頼するとともに、子どもたちには、いわゆるトラブルになる危険性というものを十分教育していくことが必要だと思いますので、引き続き学校に呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

質問にお答えします。

先ほどの防災マップを、統合型GISを活用してというお話でございしますが、防災マップについてはすでに市のホームページでアップしまして、ネットでの閲覧が可能です。

あと、GISを活用してマップに載っております土砂災害特別警戒区域との、いわゆる指定とのすり合わせということが考えられますが、これも公図等の関係がございまして、個人情報保護の観点から慎重に進めてまいるということで、今、取り組んでいることは取り組んでおりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。

週間ほくとニュースについて、祭りが多く地区行事が少ないのではないかというご質問でありましたが、地区行事につきましても取り上げさせていただいてはおりますけども、今後

も支所や地区からの情報をいただきながら、地域のバランス等を考える中で多くの放送をできるよう検討をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

いよいよ最後になりました。終わり名古屋は城でもつ北の大地は人でもつ。17分34秒を今後の教育体制について、精一杯質問させていただきます。

3月は巣立ちのとき、13日には小淵沢中学校の卒業式に出席させていただきました。卒業生の素直で凛としたしなやかさに、小淵沢中学校で3年間、先生方とすこやかに温かく教育されてきたことがうかがわれ、感動する卒業式でした。北杜の教育の質の高さに改めて感動を覚えたものです。

市長はまちづくりは人づくり、人づくりは教育と銘打ち、教育の重要性を常に述べておられます。豊かな自然の中で社会性や協調性を育み、将来、子どもたちが社会でたくましく生き抜いていけるよう、学校教育や社会教育の中で不屈の精神と大志を持った人材の育成を教育目標とした原っぱ教育を推進し、夢を持ち未来を切り開く心身ともにたくましい北杜っ子、原っぱ教育の成果と今後の推進について、まずお尋ねいたします。

2つ目として、小学校学習指導要領が昨年4月から完全実施されました。移行期間はあったものの授業時間は6年間で278時間も増え、教科書のページ数は約4割増加するなど、ゆとり路線から大幅に転換されており、学力格差をなくす努力をする一方で、先生方も子どもたちも授業内容をこなすことに追われているという声も聞かれます。先生の笑顔は子どもの笑顔、先生たちが子どもたちと向き合う時間がとれているだろうか、気になるところです。小学校学習指導要領完全実施から1年間の課題と今後の取り組みについて、質問いたします。

3つ目といたしまして、3年間の移行措置を経て、本年4月から中学校新学習指導要領が完全実施されます。現行より国語45時間、数学70時間、理科85時間、英語105時間と授業時間数が大幅に増えました。特に理科では、実験内容の増加による負担も大きくなります。他の教科の先生方の事前準備の大変さもうかがわれます。学ぶ生徒も課題が多く、理解するのに苦労すると考えられます。中学校新学習指導要領完全実施に伴う予算、授業時間数の確保について、お尋ねいたします。

4つ目としまして、体育は授業の中でも生徒に好まれる教科であります。しかし一步誤ると大きな事故につながり、教師は細心の注意を払いながら指導をしていることは承知しております。そのような中、新学習指導要領では武道とダンスが必修種目となり、1年・2年では基本動作や技や身に付け、得意技を身に付けることができるようにすることとなっています。

体育教師は基本的な技術を学んできているものですが、競技歴はほとんどなく、指導するにあたっては不安を感じるという声もあります。段位を持つ専門的教師は、山梨では45人と承知しております。指導者不足は否めません。その中で武道、ダンスの導入にあたり、以下3点

質問いたします。

北杜市は全校、柔道を選択されたと聞いております。種目選択は市内統一で行われたのか。各校の判断に任されているのか。

次に指導者の確保および緊急時の体制は、どのようにされておるのか。

3つ目に導入に伴う備品等の予算確保は、どのようになっているか質問いたします。

5つ目として、平成21年度に国の経済危機対策補正予算により、教科指導の充実を図る目的で、現在、市内各校に電子黒板が設置されております。視覚と聴覚に訴える新しい形での教材提示は児童生徒の関心も大きく、惹きつけるものであります。しかし一方では利用にあたっての研修が校務分掌を抱える先生方の負担になることや、設置台数の少なさによる不便さも聞かれます。

以上のことから、電子黒板の各校への設置台数と利用状況およびソフトの購入予算等について質問いたします。

6つ目といたしまして、学校は地域の方々によって育てられ、地域は子どもたちによって元気をもらう。このようにお互いの連携の中で、よい学校は生まれるといわれています。まさに増富小学校の閉校式に参加させていただき、そのことが改めて実際の中で必要なことと感じたところであります。

長坂町内各小学校でも長い歴史の中で育まれたことを知るためにも、学校や児童の負担にならないように配慮しながらも、各小学校の閉校式を行うことが大切だと思っております。

また、今まで少人数の中で細やかに指導されてきた児童、保護者にとって統合は大変不安を感じるものであります。今から心配する声も聞いております。そのことをふまえ、長坂町内小学校統合について、3点質問いたします。

1点目としましては、閉校式の考え方および各校への指示をどのようにされているのか、お尋ねします。

2点目、統合による児童数増加に伴う児童保護者への不安へのケア対策をいかに行っていくのか。

3つ目としまして、クラス分けへの配慮や通学路の指導等をどのように行っていくのか、お伺いいたします。

7点目として、入学に際し、新しい環境の中に入る児童生徒は緊張しながらも夢に向かって精一杯頑張ろうと努力をしています。しかし、自分自身だけでは解決できない問題もあります。特にアレルギー等については、学校に携わる全職員が理解をし、対応していかなければなりません。特に中学校では各学校ごとに先生が変わるため、共通理解を図ることは大切です。そんな中で新学期に向け、小学校から中学校へ、保育園から小学校へと進学する児童生徒の情報交換について、アレルギー等児童生徒の情報について、各校での対策および全教職員における共通理解をどのように行っていくのか、質問いたします。

以上7点について、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

15番、渡邊英子議員のご質問にお答えを申し上げます。

今後の教育体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、原っぱ教育の成果および今後の推進についてであります。

北杜市におきましても児童生徒数の減少や社会情勢の変化により、基礎体力の低下や生きる力、ふるさとを愛する心の育成等が大きな課題となっていることから、その豊かな自然や有能な人材、貴重な文化財、そして豊かな心の育成に寄与する各種文化施設等、地域の資源を活用し、子どもたちのさらなる健全育成に資する原っぱ教育を提唱し推進してきたところでございます。教育の成果は数値化できませんが、原っぱ教育により着実に学力、体力、豊かな心の育成など、それぞれに成果を上げてきたと考えております。

学力においては、児童生徒それぞれの到達度を知るための学力検査の実施、体力においては校内マラソンの実施や一輪車への取り組み、豊かな心の育成として音楽会や観劇などが実施されております。

その結果、市学力到達度検査においては、全国と同程度かそれを上回る結果が出ました。また、合併時には県平均を下回っていた市内小中学生の体力テストが平成22年度には、県平均を上回るとともに、一部学年においては全国平均を上回るまでになっております。

学校での取り組みに加え、スポーツ少年団の活動や北杜市体育指導委員の皆さまの小学校の体力テストへの協力なども影響していると考えております。

豊かな心の育成においては、市内3つの美術館が小中学生に無料開放してくださるほか、市内在住の音楽家の皆さんによる演奏会を開催していただいております。

また、市内の企業などにご寄付いただいた教育・文化・スポーツ振興協力を活用して、小中学生に一流のスポーツや芸術に触れる機会が創設できたところでございます。

また過日、子ども環境フェスタ2012 in 北杜が開催され、市内全小学校から1,622の標語の応募があったことは、身近な環境問題に対しての子どもたちの関心の高まりを感じました。これらは市民の皆さまにご協力をいただきながら、原っぱ教育が学校だけではなく、市民参加により推進されている効果であると考えております。

今後の推進といたしまして、平成24年度から郷土愛あふれる人づくりを研究テーマとして、原っぱ教育実践研究モデル校2校を指定するとともに、大学関係者、PTA代表、学識経験者、校長などで組織する北杜市教育研究協議会を組織し、モデル校への情報提供などを行い、この成果を小中学校に伝えることにより、原っぱ教育のさらなる推進に努めてまいります。

また市内小中学校、甲陵高校が取り組んでいます合唱、劇などの特色ある独自の文化事業を国民文化祭北杜市実行委員会の公認事業として、広く市民等に鑑賞していただく機会を設け、原っぱ教育への理解を図っていきたいと考えております。

次に、小学校新学習指導要領全面实施から1年間の課題と今後の取り組みについてであります。

完全実施までに2年間の移行期間があったことから、スムーズに行われているところであります。しかし課題がないわけではなく、具体的には算数において学習内容を定着させるためには繰り返し学習が有効とされておりますが、学習内容が増加したため、確実な学力の定着を重視しますと、計画どおり学習が進まないといった課題もあります。

また、基礎的基本的な知識をもとにして課題を解決したり、資料をもとに自分の考えをまとめたりするといった活用する力を身につける学習では、個人差が顕著に表れてしまう傾向があります。

今後はコンピューターや電子黒板、学校図書館を活用したりするなどの学習方法や、少人数指導や複数指導体制といった学習形態の工夫等を図る必要があります。また、家庭にも協力を呼びかけ、家庭学習を充実させることなどにより、これらの課題を克服し、学習指導要領全面实施2年目をより充実したものにしたいと考えております。

次に、中学校新学習指導要領全面实施に伴う予算、時間数の確保についてであります。

全面实施までに3年間の移行期間がありましたので、授業等におきまして一部先行実施しております。また、必要備品および時間数につきましても、それぞれの学校で準備が整っております。

なお、教科ごとに授業の時間数が増えることによる補助教員等の配置につきましては、学校と協議しながら対応してまいります。

次に、武道・ダンスの導入についてであります。

武道につきましては、学習指導要領では柔道、剣道、相撲などが例示されておりますが、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができるとされております。その中で、市内中学校では各校の判断により全中学校が受け身を体得できる柔道を選択いたしました。

ダンスについては創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスが例示されております。市内中学校では種目は統一されておらず、その選択は学校それぞれとなっております。

なお、柔道、ダンスとも男女が履修いたします。

次に、指導者の確保および緊急体制についてであります。

県教育委員会主催による武道・ダンス指導者講習会を、受講済みの体育教師による指導を基本としております。柔道・ダンスとも大変ありがたいことに、市体育協会専門部の柔道部とフォークダンス部から指導の協力の申し出があり、学校からの要請により人材の協力が得られる体制をとることができました。

柔道に関しましてはあってはならないことではありますが、事故はいくら気をつけても絶対に起こらないとは言いきれないため、事故発生時に適切・迅速な対応がとれるよう、緊急連絡体制および役割分担の確認等、学校の危機管理体制の構築を各学校に指示しているところでございます。

次に、導入に伴う備品についてであります。

生徒が使用する柔道着をはじめ、専用の畳などすべて市で購入済みであります。

次に、電子黒板の各校への設置台数と利用状況、ソフトの購入予算等についてであります。

電子黒板については、平成21年度の国の経済危機対策臨時交付金により市内小中学校に1台ずつ設置いたしました。利用状況は週2、3回は使うという学校もありますが、各学校において児童生徒数が異なることなどから各学校間でばらつきがあります。

利用方法としては、目と耳で確認しながら授業が進められることから、英語活動の分野での利用が多くなっております。

ソフトウェアにつきましては、小学校において外国語活動で使用する英語ノートを電子黒板導入時、各校に配布してあります。

中学校におきましては、電子黒板での活用が考えられるデジタル教科書・DVDなどについて、各中学校からの要望に基づいた必要数量を予算措置したところでございます。

今後、電子黒板をさらに有効に活用するため、さまざまなソフトウェアが必要になる場合も

ありますが、一部高価なものもあるため、その効用を十分検証しながら学校からの要望に応える形で予算対応してまいりたいと考えております。

なお、教師の活用技術の向上を図るため、昨年10月に各小中学校の担当者を対象に研修会を開催したところですが、今後も必要に応じて研修を行い、電子黒板を有効に活用していけるよう努めてまいります。

次に、長坂町内小学校統合についてであります。

はじめに、閉校式についてであります。

長坂地区の4つの小学校ともそれぞれの地域住民の方々、歴任教職員の皆さま、同窓生の方々のご理解・ご協力のもとに長い歴史と伝統が築かれてきた小学校でありますので、厳粛の中にも思い出に残る閉校式として、市および市教育委員会主催により学校ごとに実施する計画であります。

また、閉校記念式典につきましては、過日行われました増富小学校の思い出を語る会のように、各校ごとに結成していただく実行委員会が主体となって、工夫を凝らした思い出に残る式典としていただくよう昨年、学校長、PTA役員などをお願いしたところです。

次に、統合による児童数増加に伴う児童保護者へのケア対策についてであります。

長坂地区4小学校の児童相互の交流事業として、昨年6月に長坂コミュニティホールにおいての合同芸術鑑賞教室、7月に北杜国際音楽祭における青少年育成コンサートの合同鑑賞を行いました。

また10月には6年生交流会を開催し、4校の6年生が長坂中学校に集まり、中学校の授業の様子などを見学したのち、それぞれの小学校の学校紹介やゲームなどを行いました。平成24年度におきましても、6年生交流会を開催するとともにスキー・スケート教室を4校の同学年全員で実施する予定になっております。

これらの行事を通して4校児童の交流を図り、少しでも統合による児童の不安を取り除いていきたいと思っております。併せて統合後につきましても、児童の様子を注視しながら対応してまいります。

また、教育委員会からPTA総会等を利用した保護者説明会の開催、学校からのお知らせの配布などや各学校長による児童・保護者への説明を行い、保護者・児童に安心感を与えてまいりたいと考えております。

次にクラス分けへの配慮、通学路の指導等についてであります。

学級編制におきましては4校の担任が集まり、情報交換を行い児童の個性を十分考慮しながら進めるための4校教職員会議などを開催することとしております。さらに教職員の人事に関しては、4校からある程度同じ人数が長坂統合小学校へ配置できるよう努めるとともに、きめ細かい児童への対応を可能にするため、市単独補助教員の配置についても配慮してまいります。

また、通学路の指導につきましては（仮称）長坂統合小学校校名等検討会、長坂地区区長会などからも要望をいただいておりますので、防犯灯、路面標示、警戒標識等を設置するとともに交通指導員の配置なども検討し、児童の登下校時の安全確保に努めてまいります。

また、通学方法につきましては徒歩通学とスクールバス通学になるため、事前にシミュレーションを実施してまいります。

特に登校時間帯においてはスクールバス4台、市民バス2台、長坂中学校スクールバスの計7台が学校周辺に乗り入れることとなります。併せて保護者の車もあることが予想されるため、

スクールバスについては到着時刻をずらすなどの工夫をするとともに、昨年は通学路周辺の企業に児童生徒の安全な通学にご協力いただけるよう、お願いをしたところであります。

いずれにしても保護者・児童の不安感を払拭し、安全・安心な学校生活を送れるよう努めるとともに、長坂統合小学校は今後の北杜市における小中学校統合のモデルとなるという考えで対応してまいります。

次に新学期に向け、進学する児童生徒の情報交換についてであります。

保・幼・小連携は重要でありますので、市内小学校と保育園・幼稚園と連携を図っております。具体的には職員による新入児に関する情報交換をはじめ、園児の実態を把握し、入学後に個々に対応したきめ細かな指導を図るための保育参観を、各小学校で実施しております。

また、小学校入学後に戸惑いなく学習が進められるように、園児による小学校の授業参観や1年生との合同授業を行っている学校もあります。小中連携についても、定期的な情報交換をはじめ、中学校と小学校で入学前に職員間の情報交換を行っております。さらに職員が相互に授業参観を行っている学校もあります。

中学校職員による小学校への出前授業の実施や、中1ギャップ解消のための中学校スクールカウンセラーによる小学校6年生への講話や、中学校の部活動見学および体験なども実施されております。

次に、アレルギー等児童生徒の情報についてであります。

アレルギー等児童生徒の情報につきましても、情報交換の中で入学後の対応と情報の共有は各校において全教職員で共通理解されております。

また、市立保育園からは小学校に児童保育要録が、市立小学校からは中学校に指導に関する記録が送付され、入学後の各児童生徒に応じた指導に役立てられております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊英子君の再質問を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

再質問をいたします。

大変、丁寧な答弁、それから各学校、教育委員会が連携を持ちながら充実した教育をしている様子は大変よく理解しました。しかし、この原っぱ教育について質問をいたします。

さまざまな行事、それからさまざまな中で原っぱ教育の充実をということで行われているということを今、教育長のほうから説明がございましたが、残念なことにその行事、そのような中に入っている子どもたち、それから保護者、教師が原っぱ教育の一環であるということがまだまだ認知されていないことが多くございます。

そういう中で、私は先ほどの中で生涯教育の中でもう少し、教育は学校教育というふうに考えがちなんです、教育というものをもう少し広く考え、生涯教育の中で原っぱ教育というものを銘打っていく中で、原っぱ教育がもう少し全市民の中で定着し、大きく教育力を発揮していくのではないかと考えます。

素晴らしい提唱の中で原っぱ教育を推進していくということで、これから社会に飛び出す、それから北杜市から旅立つという、巣立っていく子どもたちにとって心の糧になることが私は

原っぱ教育の定着だと考えます。それは教育というものは、すぐに形に表われるものではないです。なのでなかなか難しいと思いますが、1つは全課、昨日の答弁の中に全課にわたって、原っぱ教育を提唱しているという中で、「おはよう朝ご飯」1つとってみても、おはよう、絆、それから食べる、生きる力、そういうふうなものに、必ず原っぱ教育の中の1つであるということ。それから食育も同じです。教育ファームで相当、食育を進めていく中でも、それも食育ということは出てきますが、原っぱ教育の中でということはなかなか出てきません。そういう生涯学習の中を広く見ますと、あの福祉大会も将来、子どもたちが力を付け、そして人材育成の中で素晴らしい生き方をしてきた高齢者の、その姿も原っぱ教育の一環の中で行われているんだというふうになったときに、原っぱ教育が全市民の中で定着していくのではないかと考えます。

それで提案ですが、原っぱ教育というものを学校教育の中で語るばかりでなく、先ほどの一流のスポーツや文化に触れる、そういう中でも原っぱ教育を提唱して、頭に必ず原っぱ教育を付けていくというふうな取り組みを全課でしていくことが必要ではないかと考えますが、まず1点、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

再質問にお答えをしたいと思います。

原っぱ教育、たしかに原っぱ教育、ただいまのところは学校だけの教育というふうに捉えられるところが多いわけですが、学校だけではなくて、市全体で生涯学習の位置づけとしてやっている。現実的には先ほど教育長の答弁にもありましたように、いろんな市民の方が協力をさせていただいて、この原っぱ教育が推進されていますけども、やはりその認知度がちょっと足りないのかなというところもございます。そのために今度、国民文化祭のほうにもそういったものを位置づけていきたいというふうに考えていますので、これは教育委員会だけではなく、市長部局のほうとも連携をしながら、原っぱ教育の市民への周知、または定着というものを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

議長に質問ですが、私の項目が1、2、3、4、5、6の中で質問をしていくということでよろしいですか。

○議長（秋山俊和君）

では、説明を申し上げます。

今、渡邊議員は一度、再質問をしましたので、もう再々質問のみになりますので、項目が1項目でございます。ですから、あとは番号を全部申し上げて質問するなりしていただけないと質問ができません。よろしいですか。

○15番議員（渡邊英子君）

すみません。認識がなくて。でも早く終わるから喜ばれるかもしれませんね。

では、重ねて再々質問になってしまいましたが、質問をいたします。

4の武道について、先ほど緊急体制は学校のほうで整えるというふうに答弁されておりました。これは学校だけではなく、教育委員会、それから病院も含めた中で緊急体制をとっていかないとならないと思いますので、そこまでの体制をしっかりと組んでいただきたいと思います。何があるか分からない。転ぶときにも手が出せないという、今の子どもたちの現状の中で、そこまでしっかりとしたものをつくっていただきたいと思います。

それから電子黒板については今、各校1台ということです。それで大変使いにくくて、もう少し、学年に1つぐらいほしいという声もあります。そういうことですので、これからの中で各校学年1台、せめてというふうな希望もありますので、それも含めてお考えをお聞きいたします。

それから閉校式は、思い出深い閉校式にさせていただくということで、そのようにお願いいたします。

クラス分け、教育委員会が学校の運営の中に深く入りすぎるといこともいかなものかとは思いますが、クラス分けについて、非常に今、心配しています。それは少人数学級の中で女性、男性の比率も非常にバランスがよくありません。そういう中で、女の子が2人しかいない。男の子の数が非常に少ないという中で、本当に多人数の中へ入るのに1人ずつに分けてしまってもいいのかとか、そのへんの考慮もしっかりとしていただきたいと思います。

それから最後の新学期に向けて各校の情報、保育園から小学校、小学校から中学校の情報交換についてですけども、これを一番、私は危惧しております。先生方が苦勞をして情報交換をしていることも承知はしているんですけども、なかなか学校内の中で徹底が図られていないこともたしかです。それは異動が伴ってしまったり、それから担任が代わってしまったりということもありますので、特にアレルギーの子どもの配慮、何点か事例もございますが、中学校で小学校のときに相当の資料を入学のときに渡してありながらも、なかなか全校の先生の耳に入らず、職員会議の中で徹底されなかったことで、教科の先生にちょっと声を掛けられただけで傷つき学校に来られない生徒もいるということを聞いています。アレルギーというのは今、いろいろな特性を持っていて、1つの例では語れないものでありますので、そういうふうな、子ども自身も苦しんでいます。親も苦しんでいます。そういう中で親は教師を頼り信じています。そういうことの中で、ぜひこの考慮をしっかりしていただきたいと思います。

それから、もう1つは北杜市の中で評価制度について、先生方の負担になっています。それから、なかなか本音を吐けない状態になっています。学校教育の中で、先生方の評価制度についても北杜市の教育委員会の中でいい方法を考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

それでは渡邊議員の質問に、私が全部ではないんですが、部分的であります、お答えを申し上げます。

まずクラス分けのことではありますが、これは先ほど来もお話をさせていただいたように、大変な関心事であります。通常の同一の学校の中においても、クラス分けは非常にいろんな要因

がありまして難しいものでございます。理想的なクラス分けをしていくためには、本当に子どもたちの実情を深く理解したり、保護者、地域といいますか、そういう願いを掌握しておかないとできないということで、今回の場合も特に統合という、何校が一堂に会して、その中で本当に子どもたちの新たな期待感といいますか、集まるわけでありますので、機械的に集まるわけでもなんでもないのでありまして、やっぱり希望あるというか、活力あるといいますか、期待感のある、そういうクラス編成というものをつくっていくために、学校のほうでももちろん、力を最大限発揮しようというふうに考えておると思います。

そのクラス分けをいつやるかという計画につきましても、長坂町の町内の4校においては、計画の形はできております。でありますので、今、お話がありましたようにさまざまな課題が解決できるような形で情報交換、あるいは親からの願いみたいなものも十分に受け止めながら慎重に、時間もたっぷりかけて行っていきたいと考えています。

それから最後に出ました評価制度、これは教職員の評価制度ということだと思います。この評価制度の本来の狙いというものは、こういうふうなことをすることによって学校の中に、さらにやっぱり活力が生まれてくるというふうな趣旨というか、そういうことでありますが、正當に評価をされることによって、評価された教職員がさらに自分の仕事というものに対してプライドを持って、そして熱意を持って、その仕事をしていくというふうなことでありますが、何せやっぱり人が人を評価するという、しかもこれは教員の世界だけではありませんが、仕事を評価していくというのは、大変なことでもあります。しかも出発の児童生徒の実態が違う、そういう形の中で出発した職員の力量を評価するという点では、これは大変な事態であります、それでも今、渡邊議員ご指摘のような、そういったものについて検討をしていかないと、なかなか風通しの職場になっていかないということでありますので、また校長会等でお話をさせていただいたり、あらゆる機会を通して適正な評価制度になるような、しかも有効な評価制度になるように、指導をしていきたいと考えております。

私のほうからは、以上であります。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

渡邊議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

1点目の武道の際の緊急連絡ということですが、マスコミ等で非常に武道に関しての危険度ということで報道がされている関係上、時間数は年間10時間というふうに少ないわけですが、保護者がかなり心配をしているという部分もございますので、これについて授業の内容、こんなふうに授業をしますよということの説明も保護者向けに、PTAの総会等を通じてやっていきたいというふうに考えておりますし、合わせてこの緊急連絡体制につきましても病院等々を事前に連絡を密にとるというふうな体制を整えてほしいということで、各学校ごとに連携をとってくださいということで、先の校長会等において指示をしたところです。

2点目の電子黒板ですが、たしかに学級や児童生徒数が異なるのに各学校1台ではと。移動もできないというふうなご意見もいただいております。ただ結構、金額も高いものですから、これも計画的に学校の要望を聞きながら整備をしていきたいというふうに考えております。

それから最後に学校内での情報交換がということですが、これも一部の保護者からもそういうふうな声も聞いている現実もございますので、学校内での職員会議を十分に先生方と自

由に話し合えるような環境づくりをしてほしいということで、先の校長会の中でも教育委員会として指導をしたところです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月16日、午後2時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時13分

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成24年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成24年3月16日
午後 2時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第22号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第24号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第25号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第26号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第28号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第29号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第30号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第32号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 北杜市高根クラインガルテン条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第37号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第38号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第39号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第40号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第21	議案第44号	財産の貸付について
日程第22	議案第45号	訴えの提起について
日程第23	議案第46号	市道路線の廃止について
日程第24	議案第47号	市道路線の認定について
日程第25	議案第48号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更について
日程第26	議案第49号	平成24年度北杜市一般会計予算
日程第27	議案第50号	平成24年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第51号	平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第29	議案第52号	平成24年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第30	議案第53号	平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第31	議案第54号	平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
日程第32	議案第55号	平成24年度北杜市下水道事業特別会計予算
日程第33	議案第56号	平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
日程第34	議案第57号	平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
日程第35	議案第58号	平成24年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第36	議案第59号	平成24年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第37	議案第60号	平成24年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第38	議案第61号	平成24年度北杜市土地開発事業特別会計予算
日程第39	議案第62号	平成24年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第40	議案第63号	平成24年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第41	議案第64号	平成24年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第42	議案第65号	平成24年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第43	議案第66号	平成24年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第44	議案第67号	平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
日程第45	議案第68号	平成24年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第46	議案第69号	平成24年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第47	議案第70号	平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
日程第48	請願第1号	中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願
日程第49	請願第2号	中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願
日程第50	請願第6号	全員協議会の公開を求める請願
日程第51	請願第7号	議会報告及び市民との意見交換会の実施を求める請願
日程第52	議案第17号	北杜市選挙公報発行に関する条例の制定について
日程第53	議案第18号	北杜市デマンドバス実証運行条例の制定について
日程第54	議案第19号	北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
日程第55	議案第20号	北杜市食と農の杜づくり条例の制定について
日程第56	議案第41号	北杜市土地開発基金条例を廃止する条例について
日程第57	発議第1号	中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出について

日程第58 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 日程第59 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
 日程第60 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (22人)

1番 小須田 稔	2番 中山 宏樹
3番 相吉 正一	4番 清水 進
5番 野中真理子	6番 篠原 眞清
7番 風間 利子	8番 坂本 静
9番 小林 忠雄	10番 中嶋 新
11番 保坂多枝子	12番 利根川 昇
13番 千野 秀一	14番 小尾 直知
15番 渡邊 英子	16番 内田 俊彦
17番 坂本 治年	18番 秋山 九一
19番 中村 隆一	20番 清水 壽昌
21番 秋山 俊和	22番 渡邊 陽一

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25人)

市長 白倉 政司	副市長 堀内 誠
総務部長 名取 重幹	企画部長 比奈田 善彦
市民部長 伊藤 勝美	福祉部長 原 かつみ
生活環境部長 坂本 正輝	産業観光部長 石原 啓史
建設部長 深沢 朝男	教育長 小宮山 英人
教育次長 大芝 正和	会計管理者 由井 秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水 春昭
須玉総合支所長	中山 健教
長坂総合支所長	興石 君夫
小淵沢総合支所長	浅川 明男
武川総合支所長	山田 栄明
総務課長 菊原 忍	政策秘書課長 坂本 吉彦
財政課長 秋元 達也	企画課長 神宮 司浩
	明野総合支所長 堀内 健二
	高根総合支所長 小尾 善彦
	大泉総合支所長 浅川 一彦
	白州総合支所長 伏見 常雄

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿
〃	小澤 章夫

開議 午後 2時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、ご苦労さまでございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 秋山九一議員、報告をお願いします。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

平成24年度第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を、朗読によって報告させていただきます。

平成24年度第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会が3月5日、月曜、午前10時より企業団事務所議場において開催されました。

このたびの企業団議会定例会の出席議員は相吉正一議員、小林忠雄議員、小尾直知議員、渡邊英子議員、中村隆一議員、清水壽昌議員と私の合計7名でした。

今回の定例会では平成23年10月に行われた葦崎市議会議員選挙に伴い、企業団議会議長が空席となっていたため議長選挙が行われ、副議長による指名推選によりまして、葦崎市議会選出の秋山泉議員が企業団議会議長に当選されました。

今回、提出された議案は予算案件2件であります。議案の概要について説明いたします。

まず議案第1号 平成23年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

第3条予算の水道事業収益につきましては、大門ダム共同発電売電収益等の確定により94万1千円を増額し、10億9,745万9千円とすることとし、水道事業費用については委託料、修繕費等の事業費確定により1,381万1千円を減額し、8億6,175万円とするものであります。

また第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良事業費確定により2,583万円を減額し、4億7,043万7千円とするものであります。

次に議案第2号 平成24年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてであります。

平成24年度予算につきましては、第3条予算では給水収益の10億7,310万円を主なものとした水道事業収益が10億8,631万7千円となり、これに対する水道事業費用は8億7,078万8千円となっております。水道事業費用の内訳は、営業費用が7億5,353万1千円、企業債利息7,865万2千円を含めた営業外費用が1億1,625万7千円でありました。

また第4条予算では、企業債元金償還分の構成市からの出資金は7,266万円であります。北杜市市道52号線、道路改良工事に伴う送水管敷設替え工事の負担金である114万3千円を含めた資本的収入額は7,320万9千円となります。前年度に比較して286万4千円の増額、対前年比4.07%の増となっております。その一方、建設改良費と企業債償還金を合

わせた資本的支出の予算額は5億3,115万円であります。前年度と比較いたしまして、3,488万3千円の増額、対前年度比が7.03%の増となっております。

資本的支出の内訳につきましては、大門系施設の更新事業を中心とした建設改良費が2億1,335万8千円、企業債の元金分である償還金が3億1,779万2千円となっております。

以上、提出されました議案につきましてはいずれも原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第49 請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願までの49件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第21号から議案第26号までおよび議案第44号、ならびに議案第49号について報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長（保坂多枝子君）

朗読をもって、報告とさせていただきます。

平成24年3月16日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 保坂多枝子

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件の審査を、3月6日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

議案第24号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第25号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について

議案第26号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 財産の貸付について

以上、8件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「平成24年度予算編成にあたり、企画部の予算で考慮した点、特徴は何か」との質疑に対し、「平成27年度から交付税が縮減されることに備え、財政健全化の取り組みを一層進めることとして、基金財源を活用して17億6千万円にのぼる市債の繰り上げ償還を行うこと。また、経済対策等に伴う臨時交付金等がなくなったことから、指定管理施設の緊急修繕に対応するため、修繕経費を1千万円上乗せしたこと。さらにデマンドバスについて、協議会での実証運行をふまえ、これまでの指摘や財源の課題を解決するため、市が直営で実証運行を行う経費を計上したこと。以上3点である」との答弁がありました。

また「健全な財政運営を図るためには歳入は厳しく見積もり、歳出に充てることが鉄則である。平成24年度の市税について、従前の減少年度の状況をふまえ、堅調に見込んだ予算編成から前年度実績による方式に変えた理由は」との質疑に対し、「決算において5億円から10億円ほどの余剰金が生じていることもあり、当初予算の段階からしっかりした数字を捉えて予算編成していくことが望ましいということで、平成24年度は実態に即して予算編成した」との答弁がありました。

また「郵便料について、一軒の家や個人に同じ文書が何通も届くことがある。そのような無駄をなくし経費の節減に努めるべきだと思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、「日ごろ各部署に区長文書をはじめ、同じ家や同じ目的の文書は1つにするよう指導している。今後も各部署に指導徹底していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「長坂駅前駐車場料金と小淵沢駅前駐車場料金の違いなども鑑みて改正されるべきであり、その点をどのように考えているのか」との質疑に対し、「旧条例を移行したものであり、料金については今後、関係部署と協議・検討していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第25号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

「明野、須玉、小淵沢の巡回線を廃止する理由と代替措置の考えは」との質疑に対し、「市民バスとデマンドバスとのすみ分けをするということで、デマンドバスが運行されている区域については巡回バスを休止しているので、条例改正して路線廃止するものである。今後、デマンドバスの運行を検証していく中で、中止することとなれば代替措置を考えなければならない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号 財産の貸付についてであります。

「貸付候補者が増富小跡地を校外活動の拠点として使用する場合、宿泊はどのようにするか」との質疑に対し、「学校の一部に簡易ベッドを入れて、80人ぐらいが宿泊できる施設とし

て整備されることになる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、議案第26号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての4件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、会議規則第41条の規定により総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第27号から議案第33号まで、議案第49号から議案第53号まで、議案第57号から議案第60号までおよび請願第2号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長（中嶋新君）

朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成24年3月16日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は2月28日の本会議において付託されました事件の審査を、3月7日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第50号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第51号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第52号 平成24年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第53号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第57号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算

議案第58号 平成24年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第59号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第60号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計予算

議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例について

議案第30号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第31号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第32号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について

議案第33号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について

請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願

以上、17件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「今後、自動交付機のあり方をどのように考えているのか」との質疑に対し、「各総合支所の交付機は平成24年3月で廃止となり本庁のみの設置となる。今後は、総合支所のあり方が検討される中、サービス方法を検討していかなければならない。なお、コンビニ交付については経費の問題、システムの課題、周知のこともあるので慎重に対応していきたい」との答弁がありました。

また「子育て支援課における子育て支援の総事業費と市費は」との質疑に対し、「職員人件費を除き17億7千万円ほどになり、そのうち市費は8億1,300万円ほどである。市では、積極的に独自の子育て支援事業を行っており、今後、扶助費等を含め市費の負担は増加するものと考えている。厳しい財政状況を考慮して、予算をかけずに子育て支援につながる施策の展開に努力・工夫をしていく」との答弁がありました。

また「家庭児童相談、DV対策強化事業ではどのような取り組みがされるのか」との質疑に対し、「相談件数が年々増加しており、保健師、家庭児童相談員に加え、平成24年度では緊急雇用により児童相談業務等の事務補助員を1名雇用し、相談業務をより充実させて児童虐待やDV被害の未然防止に努める」との答弁がありました。

また「災害発生時、児童生徒の安全を図る手段として、学校に留め置くことの措置に対して市はどのような方針であるのか。また、その経費について予算措置はされているのか」との質疑に対し、「現在、校長会を通して各学校で検討している」との答弁がありました。また「地産地消給食事業では、どのような食材を使うのか」との質疑に対し、「JA梨北の米と市内農家で栽培される10品目ほどの野菜を給食食材として使用する。地産地消を推進し食育に資する事業である」との答弁がありました。

質疑終結後「医療費窓口無料化が中学校3年生まで拡大されていないため、反対」「本市の子育て支援はさまざまな取り組みがされており、特に第2子以降保育料無料化は先進的な取り組みで、その予算は8千万円を超える。今後の市の財政をふまえると、さらなる医療費助成の拡大は十分な検討が必要である。平成24年度予算の編成においては所管部局のさまざまな工夫と努力が伺えるので、賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第50号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「ジェネリック医薬品促進事業はどのように行っていくのか」との質疑に対し、「先発医薬品に比べ3割から5割ほどの価格で購入できる。被保険者にとっても、市にとってもメリットが

あるので、長期服用者を抽出し、その旨をお知らせする事業である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第51号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算であります。

「保険料の特別徴収者、普通徴収者の人数は」との質疑に対し、「特別徴収者6,500人、普通徴収者1,645人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「介護保険料の所得段階区分について、第7段階はほかの段階に比べ急激な値上がりとなる。この段階を細かく区分しなかった理由は」との質疑に対し、「低所得者の負担を抑えるための試算をした結果、7段階を採用した」との答弁がありました。

質疑終結後「第7段階は大幅な値上げになるので、反対」「低所得者の負担増を抑え、各層に応分の負担を求めるものであり、値上げに対しては厳しい状況であるが、介護保険を破綻させないためにはこの改正はやむを得ないので、賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第28号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「ふれあい処事業は、具体的にどのようなことを想定しているのか。また、何カ所で行うのか」との質疑に対し、「高齢者の交流拠点として7地区で準備を進めている。市全域をカバーするコミュニティカフェで、通所型の介護サービスである。要介護支援者や二次予防対象者以外の高齢者も利用は可能である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第30号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

「学識経験者とは、どのような者をとらえているのか」との質疑に対し、「教員のOBを学識経験者としていることが多い。社会教育の分野に携わっていることなどをふまえて学識と捉えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第52号 平成24年度北杜市介護保険特別会計予算、議案第53号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第57号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算、議案第58号 平成24年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第59号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第60号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第29号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例について、議案第31号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第32号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について、議案第33号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例についての10件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願であります。

紹介議員から趣旨説明を受けたのち、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「本市の子育て支援事業の総額は」との質疑に対し、「次世代育成支援行動計画に基づき事業を実施しており、なおかつ市独自の事業も多い。子育て支援課で実施している事業の総額は人件費を除き、総額17億7,054万2千円で8億1,317万5千円が市費である。また、

ほかの部署でも関係するさまざまな事業を行っている」との子育て支援課からの答弁がありました。

質疑終結後「北杜市の少子化対策や子育て支援は、厳しい財政であるが創意工夫が凝らされ目を見張る事業が多い。事業費の総額は１７億７千万円、うち市の一般財源は約８億１千万円で、中でも第２子以降保育料無料化は、県内他市では実施されていない先進的な取り組みである。県内では本市の子育て環境は充実していると考えるが、これ以上の支出は他の事業の見直しや恒久的財源の確保が必要となり、実現への取り組みは慎重に対応すべきと考えるところである。しかし、本市にとって子どもはかけがえのない宝であり、将来を託す大切な命であるので、あらゆる検討努力を行い堅実な財政運用のもと、実現に向かってまい進していただきたいと考える」との賛成討論があり、全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、会議規則第４１条の規定により文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第３４号から議案第４０号まで、議案第４５号から議案第４９号まで、議案第５４号から議案第５６号まで、議案第６１号から議案第７０号までおよび請願第１号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成２４年３月１６日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、２月２８日の本会議において付託されました事件の審査を、３月８日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第４９号 平成２４年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第５４号 平成２４年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第５５号 平成２４年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第５６号 平成２４年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第６１号 平成２４年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第６２号 平成２４年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第63号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計予算
議案第64号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計予算
議案第65号 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計予算
議案第66号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計予算
議案第67号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
議案第68号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計予算
議案第69号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計予算
議案第70号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
議案第34号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第35号 北杜市高根ラインガルテン条例の一部を改正する条例について
議案第36号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例について
議案第37号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について
議案第38号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
議案第39号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第40号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
議案第45号 訴えの提起について
議案第46号 市道路線の廃止について
議案第47号 市道路線の認定について
議案第48号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更について

請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願
以上、26件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第49号 平成24年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「北杜サイト管理、運営事業において、見学スペースはどのように整備するのか。また、北杜サイト管理料の1,300万円の内容は」との質疑に対し、「見学スペースの整備は工事費を150万円計上しており、花壇や東屋風の木陰スペースを整備する計画である。また、サイトには電気主任技術者の設置義務があり、550万円程の委託料を見込んでいる。運用管理の経費約140万円、受電施設の保守点検料、約600万円である」との答弁がありました。

また「自然エネルギーシンポジウムの開催内容は」との質疑に対し、「北杜市の太陽と水を資源とした取り組みと官民パートナーシップ等の成果を紹介するとともに、これからの行政の役割、課題等について意見交換したいと考えており、平成24年8月下旬に予定している」との答弁がありました。

また「清里、八ヶ岳魅力づくり事業と観光地域づくりプラットフォーム支援事業の内容は」との質疑に対し、「清里、八ヶ岳魅力づくり事業は、清里地区でウォーキング目的の観光客を受け入れるためのコースづくりや案内看板の設置、パンフレットの作成事業に対して支援するものである。観光地域づくりプラットフォーム支援事業は北杜市、長野県富士見町、原村で構成する八ヶ岳観光圏エリアで、花めぐりやオーロラ伝説などの事業を行いながら圏域の観光振興を図るものである」との答弁がありました。

また「地域おこし協力隊支援事業では、何人の受け入れを予定しているのか。また、営農組織の数は」との質疑に対し、「予算では1人当たり350万円、10人分を予定している。現在、市内に7つの営農組織がある」との答弁がありました。

また「道路整備基本計画策定事業について、これまでも計画的な道路整備がなされてきたと理解しているが、策定の趣旨は」との質疑に対し、「これまでの改良中心から修繕に力を入れた道路整備を柱とする。今後の市の道路行政を推進していくための基本的な理念を示した指針である」との答弁がありました。

質疑終結後「簡易水道特別会計に10億9,600万円が繰り出されており、実際に使われていない水道料金が約4割分、含まれている。また、北部ふるさと公苑地域対策補償費は必要性がない。ダム水の利用されていない料金分を住宅リフォーム創設事業、子ども医療費年齢拡大の財源に活用できると考えるため、反対」「簡易水道事業特別会計への繰り出しは、簡易水道事業を推進していくためには必要で、欠くことはできないと判断する。また、補償は地域との約束であり、これを欠くことは信頼関係を失うことになり、今後の行政の執行に支障をきたすこととなるため必要であるので、賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第55号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計予算であります。

「長寿命化計画事業の具体的な内容は」との質疑に対し、「13処理区の長寿命化を図るため、施設機器や躯体等の調査結果をもとに、補助事業の採択を受けるための計画を策定するものである」との答弁がありました。

次に議案第56号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算であります。

「合併浄化槽市町村整備推進事業により、平成24年度は東小尾地区に合併浄化槽20基の設置を予定しているが、これまでの整備状況と今後の取り組み方針は」との質疑に対し、「市町村設置型合併浄化槽の整備は、合併前の旧白州町の花水と横手地区で整備されている。地域で20戸以上にまとまれば整備は可能である」との答弁がありました。

次に議案第40号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。

「法定外公共物とは何か」との質疑に対し、「道路法、河川法に基づかない赤線、青線、沼などである」との答弁がありました。

次に議案第54号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計予算、議案第61号 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第62号 平成24年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第63号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第64号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第65号 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第66号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第67号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第68号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第69号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第70号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算、議案第34号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第35号 北杜市高根ラインガルテン条例の一部を改正する条例について、議案第36号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例について、議案第37号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について、議案第38号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第45号 訴えの提起につい

て、議案第46号 市道路線の廃止について、議案第47号 市道路線の認定について、議案第48号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更についての21件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願であります。

紹介議員から趣旨説明を受けたあと質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「高速道路として採算が合う交通量があるのか。環境保全、景観保護の観点から既存の旧清里有料道路を活用することでよいのでないか。震災時の緊急道路として機能が果せるのか。早期実現が必要なのか。清里などの観光地にマイナスの影響はないのか」などの質疑に対し、「整備計画区間に格上げされることで、静岡、山梨、長野、新潟の4県がつながることになり、環境保全、景観保護に十分配慮して慎重に進めていただきたいと考える。整備計画になれば環境評価が実施され、その結果に基づきルート等の詳細な計画が決定されるので早期に格上げされる必要がある。国道141号線の佐久から八千代間は災害時の代替路線がないので、想定される地震などの災害を見込んで整備されるので、緊急道路として有効に機能すると考える。また長野県議会議員から北杜市議会に対し、南佐久郡の住民の悲願の声とともに、中部日本横断自動車道の早期実現に向けて協力を求める文書をいただいている。道路整備に合わせた観光地づくりに取り組む必要がある」などの回答がありました。

質疑終結後「長坂町から長野県佐久穂町までの間については、急いで整備する条件や環境がないので、反対」「道路の新設により、今まで築き上げてきた観光関係の生業が失われる心配がある。北杜市の豊かな自然を、高速でなくスローな状態で享受してもらいたいのので、反対」「本道路は静岡県、山梨県、長野県、新潟県の長年の念願であり、本道路の完成により本市へのアクセスが大きく改善され、本市の活性化につながるものと確信するので、賛成」「高速道路の整備は国の成長発展のためであると同時に、国民が普遍的に快適な生活を営むための命の道として重要である。整備にあたっては請願事項の環境保全、景観保護に十分配慮した道路を実現することの意味を尊重した上で、賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、会議規則第41条の規定により経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

議案第55号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計予算、それから議案第56号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、ならびに議案第40号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。この質疑終了後の結果についてはどのようなになっているのか質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○議長（秋山俊和君）

再開します。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

失礼いたしました。先ほどの委員長報告の中に質疑終結後の文言が抜けておりましたので、補足いたします。

議案第55号ならびに議案第56号、議案第40号の3件は質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。この文言が抜けておりましたので、失礼をいたしました。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上でございます。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を3時5分といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時07分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第21号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第22号 北杜市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例について。

その4. 個人の市民税の税率の特例について、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のために、平成26年度から平成35年度まで、個人の市民税に限り500円加算すること、これに反対し討論を行います。

政府は復興財源として、所得税と法人税を軸とする臨時増税を打ち出した。しかし法人税は5%減税した上で、その範囲内で賦課税を3年間に限って課すというもので、実質2%の減税となる。勤労者と自営業者などだけに10年間の増税、大企業には減税し、3年経ったらさらに大減税というのはあまりにも不公平であり、日本共産党はこうした庶民増税には反対である。

一般の復興のための財源については、第1に不要不急の大型公共事業の中止。米軍への思いやり予算やグアムの米軍基地建設への税金投入の中止など、歳出の浪費にメスを入れること。例えば思いやり予算などの米軍関連経費3千億円、政党助成金320億円を中止するだけでも、10年間で3兆3千億円の財源が生まれます。

第2に法人税減税を証券優遇税制の延長。大企業と大資産家への減税、ばらまきをやめること。政府が計画している法人税減税を中止すれば年間1兆2千億円、証券優遇税制をやめ本則の20%に戻すだけで5千億円、合わせて1.7兆円。10年間で17兆円の財源を確保することができる。これらの歳入歳出の見直しによる財源の一部を充てれば、庶民増税なしに復興財源を確保することは可能である。

今、アメリカでもヨーロッパでも富裕層に増税すべきだという議論が沸き起こり、イタリア、フランス、ポルトガル政府は富裕層増税を打ち出した。アメリカでもオバマ大統領が富裕層を中心に10年間で100兆円を超える増税を提案している。日本の金持ち優遇税制を改め、復

興財源を生み出すべきであり、庶民増税には反対であることを述べて討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

議案第23号 北杜市税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まずはじめに、この改正の根拠になるものは、地方税の一部が改正されたことに伴い、北杜市条例を改正するものであると理解しております。そして、その目的はといいますと、東日本大震災からの復興に対し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律が根拠になっているわけでございます。

平成24年度の286億円余の事業内訳を見えますと、消防費につきましては3.6%が費やされております。昨年よりも15億円以上の予算規模が大きくなったにもかかわらず、そのうちの3.6%ということにつきましては、昨年よりもはるかに消防費に充てられていることと思います。

本市におきましては、自主防災組織の立ち上げも積極的に取り組まれ、防災関連に関わる予算につきましては、手厚く配分をされているところでございます。

そして今、世界的な不況の中、景気浮揚をいかに考えるかということが税の問題として大きく取り沙汰されているところでございます。景気浮揚がやがて庶民の皆さまにも巡り巡ってくるということは、皆さまご承知のとおりかと思えます。

また、先ほど共産党の中村隆一議員の主張の中に一般庶民の皆さんに課することについて、大幅に税金を課することについては反対だということを言われておりますが、文教厚生常任委員会の中で介護保険に関わる第7段階、つまり所得が一番高額な段階でございます。この方たちの介護保険料は上がっているということももとに、討論もされている現実もございます。

私どもは税金が少ないほうがいい、サービスは高いほうがいい、しかしそれでは自治体も国も私たちの生活も成り立たないから、そこで苦しみながら知恵を出して、国も地方も今、一丸となって震災に立ち向かっていることと思います。

以上の理由によって、原案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第23号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第23号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

た。

次に議案第２４号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２５号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２６号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２７号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

介護保険料の値上げは、市内の65歳以上の1号被保険者1万4,692人に影響を及ぼし、値上げ分の納税額は約4,300万円にもなります。介護保険料の基準額、第4段階が月額3,595円から3,833円と6.6%の値上げになり、年額4万6千円になるものです。この基準額を1として、その0.5倍が第1段階、第2段階です。年額2万3千円。月額1,917円。0.75倍が第3段階で3万4,500円。月額2,875円。基準額の1.25倍が第5段階で5万7,500円。月額4,791円です。1.5倍が第6段階で年額6万9千円。月額5万7,500円となり、各段階で6.6%の値上げになります。

今回、市が介護保険料を今までの6段階から7段階に改定しましたが、この第7段階は基準額の1.75倍で年額8万500円、月額6,708円にもなり、なんと1万5,790円、24.4%の値上げです。市民に十分、情報を伝えられていない中で決定され、通知を見て初めて知ることになり、市への信頼が失われかねません。

高齢者には年金引き下げの中、昨年の国保税の大幅引き上げ、後期高齢者医療の引き上げ、そして今回の介護保険料の引き上げです。この介護保険料の引き上げで、サービスはよくなるのか心配だという声がたくさん寄せられています。介護保険料の引き上げは、年金生活者はもちろん市民の生活を確実に悪くし、消費は低下し、市の経済も大きく打撃を受けることになります。高齢者を痛めつける保険料引き上げはやめるべきです。

以上を述べて、討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の立場で討論を行います。

まずもって、委員会の採決は可決であります。本件は介護保険法に基づき、平成24年度から26年度までの3年間の介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改正するものであります。

ご承知のとおり高齢化に伴い、被保険者の増加、またサービス給付費の増大は避けられないものであります。特に今回の改正では、低所得者に対しての負担軽減を図るため、保険料率の区分を6段階から7段階とするものです。第4段階を基準額として、年額4万6千円。月額3,833円とするものであり、ちなみに山梨県内の平均は基準額で月額4,916円と本市は低額に抑えられております。保健事業は被保険者の保険料で賄われるものであり、確実なサービスの提供と安定な運営は欠かせません。

今般、新しく区分されました第7段階の所得の方々には、特段の理解をお願いし、議案第27号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第２７号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第２７号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２８号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２９号 北杜市身体障害児童・知的障害児童福祉年金条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３０号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３４号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３５号 北杜市高根クラインガルテン条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３６号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３７号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３８号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３９号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第３９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ました。

次に議案第４０号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４０号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４４号 財産の貸付について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４５号 訴えの提起について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４６号 市道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第４６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４７号 市道路線の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第４７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４８号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第４８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４９号 平成２４年度北杜市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○４番議員（清水進君）

議案第４９号 平成２４年度一般会計予算案に反対討論を行います。

本年度予算の特徴は公債費と基金への積み立てで21.7%となり、人件費率14.3%を含めた合計の比率は実に36%、約103億円となっております。(仮称)長坂統合小学校、(仮称)武川コミュニティセンター、大泉総合会館と生涯学習センター、小淵沢耐震診断・補強設計、また防災行政無線のデジタル化の統合整理など市民が必要としている施設建設と耐震化工事の予算計上は理解できるものであります。

しかし4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、28節繰出金10億4,100万円の支出。この支出の中には基本水量買い取り制のため、実際に使われていない水の代金、約2億円が含まれております。人口が減少し、給水人口も減少する。水を使う大口企業の進出がなければ、ますます重たい負担となります。山梨県は、この地域の急速な水不足の過剰な需給予測を立てて、人口が少ないこの地域に2つのダムを設置いたしました。過剰な水の分は、ダム設置者である山梨県に相応の負担を求めるべきであります。市として、山梨県に対し要望活動を行われなければ、責任買い取り制の負担は結果として市民負担となってしまいます。

また4款衛生費、1項保健衛生費、9目し尿処理費、22節補償補てん及び賠償金427万円。この支出の地域補償料は20年も支払い続けてきたものであります。もう十分、補償したものと考えます。

昨年度、地域委員会予算関連が減額をいたしました。武川地区米米まつりは、お祭りのテント設置などを業者に委託する予算が確保できないため、昨年で最後のお祭りになりました。今、当初予算で必要なことは長引く経済不況で製造業をはじめ、雇用状況の悪化が続いております。以前と違い正社員より非正規雇用、派遣労働者が増え、働く人々の年収が下がっております。年金受給者も年金額が少なくなっております。格差と貧困が広がっております。

昨年、日本共産党北杜市議団は山梨県民要求大運動実行委員会とともに、2012年度予算関連要求書を市長宛てに提出を行いました。その要求書には子どもの医療費助成の年齢拡大、国保法44条の一部負担金減免制度の活用等が含まれております。市民の切実な要求である国保税が高くて大変、引き下げてほしい。住宅リフォーム事業の創設で地域の活性化を果たしてほしい。子どもの医療費助成の中学3年生までの拡大をしてほしい。放射線の心配があり、給食と子どもの遊び場など安全対策を取り入れ、子どもの健康を守る施策を行い、情報を発信してほしいなどであります。

とりわけ子どもの医療費助成拡大に対し、今議会で市民の要望を重く受け止めるとの発言と同時に、全国的な水準は小学3年生である。扶助費の比率を下げたいとの発言は市民要望に背を向けるものではありませんか。平成24年度一般会計予算案は、こうした市民要望に十分応えられていないものと考え、反対を表明し討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

ただいまの議案第49号 平成24年度一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、各委員会の審査結果につきましては、報告のとおり可決であります。基本的に委員会の結論を尊重すべきと考えます。

歳入歳出それぞれ286億7,191万6千円の予算概要は、歳入につきましては23年度

の基金積み立ておよび決算見込み等をふまえ、市税収入、地方交付税ともに増額。その結果、本年度も財政調整基金の取り崩しを回避できたことは、財政健全化に努めてきた結果であろうと思います。しかし、今後は経済対策臨時交付金や県の基金事業は終了するために、財源確保はますます厳しくなるものと考えます。歳出においては生活保護費、障害者扶助費等の義務的経費の増加、統合小学校建設や公共施設の大型修繕などがあります。

歳入の内訳は地方交付税39.8%、市税23.2%、市債12.8%、国庫支出金6.4%、県支出金5.4%、繰入金4.7%、使用料及び手数料、地方譲与税、分担金及び負担金、地方消費税等であり、歳出の内訳は民生費20.5%、公債費19.4%、教育費14.8%、衛生費10.4%、総務費10.2%、土木費9.3%、農林水産業費7.0%、消防費3.6%、諸支出金2.3%、商工費1.6%、その他0.9%であります。

デマンドバス実証運行事業を市単独で継続し、公共交通全体では2億946万6千円。公債費50億4,203万7千円のうち、14億9,764万4千円は繰上償還であります。まちづくり振興資金には5億8,136万9千円を、有利な起債を充て積み立てております。一方、特色ある事業を各所に取り入れ、全体にバランスが取れていると考えております。

子育て支援にもその努力がうかがえ、やまねっとなど情報発信、ファミリーサポート運営事業、つどいの広場事業、放課後児童クラブ事業、児童館運営事業、放課後子ども教室事業、出産祝金、結婚祝金、福祉ハローワーク設置事業、ファミリーサポートセンター利用料金補助、チャイルドシート購入補助、小学生交通サポート事業、子育て応援企業等支援事業、ひとり親家庭への支援事業、さらに県内他市では実施されていない保育料の第2子以降無料化は約8,400万円を市費で充当されております。

結婚、出産から教育、子育て、環境まで北杜市の財政力に鑑みると、あらゆる子育て支援事業の取り組みに目を見張るばかりであると思っております。

予算ベースで、これらの事業の総額は約17億7千万円で、そのうち北杜市の一般財源は約8億1千万円です。これ以上の支出は、他の事業の見直しおよび恒久財源の確保が当然、必要となってまいります。各繰出金は取り決めにより繰り出しているもので、市民の生活上やむを得ないものであると考えております。

財政の健全化の努力、将来への投資の上に教育文化、産業の発展、安全・安心、生活基盤、環境、交流、品格、連帯、この8つの杜づくりは着実に実っていくと確信する予算であると考えます。

以上の理由により、平成24年北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第49号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第49号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に議案第50号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第51号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第52号 平成24年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５３号 平成２４年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５４号 平成２４年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５５号 平成２４年度北杜市下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５６号 平成２４年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第57号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第58号 平成24年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第59号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第５９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６０号 平成２４年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６０号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６１号 平成２４年度北杜市土地開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６２号 平成２４年度北杜市明野財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６３号 平成２４年度北杜市須玉財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６４号 平成２４年度北杜市高根財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６５号 平成２４年度北杜市長坂財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたし

ました。

次に議案第６６号 平成２４年度北杜市大泉財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６７号 平成２４年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６８号 平成２４年度北杜市白州財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第６９号 平成２４年度北杜市武川財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第70号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

委員長報告に反対の立場から、請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願について、反対の立場から討論を行います。

第1の理由として、北杜市長坂町から長野県佐久穂町の区間については、急いで整備する条件、環境にないと思うものであります。それは今、国・地方合わせて900兆円を超える借金を抱え、財政の立て直しをはじめ小泉構造改革以来、痛めつけられた社会保障の修復のための財源確保も待ったなしとなっているからであります。

野田内閣は、八ッ場ダム建設の再開や1メートル1億円もかかる東京外環道の無駄づかいを続け、さらに社会保障は切り捨てと一体に消費税の10%への大増税を打ち出していることは許せません。

第2の理由として、八ヶ岳南麓の固有の魅力、観光を喪失してしまうことにつながる危惧を持っているからであります。中部横断自動車道は世界一流の山なみの遠望景観を寸断し、八ヶ岳南麓地域の最も価値ある魅力の破壊につながり、豊富な野生動物、植物の生息環境も悪化し、

結果、大切な観光資源を消滅させる危険があります。

第3の理由として、地域振興につながるのかという課題であります。高速道の建設で交通事情がよくなり、かえって落ち着いた観光地としての魅力が失われ、観光地として衰退してしまわないか。また、高速道のアクセスにはインターしかなく、集落が点在する計画地域では国道141号を災害に対する対応性を図るなどの整備が必要と考えます。災害時の救急医療はドクターヘリの利用が可能となります。

以上の理由により、この請願に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

原案に賛成の立場で討論をいたします。

山梨県民は約500年も前の武田信玄の時代から駿河の海、越後の海への熱い思いと憧れを持ち続けています。江戸時代の甲州街道は国道20号線、中央自動車道全線開通へと整備が進み、若者の都会への流出抑制と首都圏ほかからの新たな人々の流入はもとより、大きな経済活動のもたらす絶大な恩恵を享受するところとなっております。そして今、国道52号線、141号線に沿った高規格の自動車道の整備が進められております。高速道路等の整備は、国の成長発展のためであると同時に、国民が普遍的に快適な生活を営むための命の道としても重要な施策であります。整備にあたっては請願事項の環境保全、景観保護に十分配慮した整備をする、そのことの意味を尊重し賛成討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

請願第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出を求める請願につきまして、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

中部日本横断自動車道につきましては、災害時の緊急輸送路として、また広域防災体制の強化や交流圏の拡大、広域的観光ゾーン形成等に対する期待がある反面、北杜市の貴重な財産である八ヶ岳南麓の自然環境、あるいは景観に与える影響やストロー現象による沿線地域の産業への影響等、関係者や市民の意見が割れております。

ところで、私は数年前の清里地区の住民の方の声が今でも耳に残っております。まちづくり交付金を活用した清里駅前再開発事業に関して、議員有志で地元の方々の意見を聞く機会がありました。熱心に意見を述べられた中で、清里有料道路の開通により清里駅前商圈が大きな影響を受けた。したがって、今回の再開発事業に大きく期待すると。道路は怖いと話されました。

今回、計画されている中部横断自動車道の影響は、清里有料道路の比ではありません。したがって、この計画の地域経済や地域活性化に与える影響を十分見極める必要があることと現在、行われている国交省の第2回アンケートの結果を見極め判断すべきと考えます。

よって、現時点での早期実現を求める意見書の提出を求める請願の採択は時期尚早であり、採択すべきではないと考えます。

よって、委員長報告に反対いたします。

○議長（秋山俊和君）

原案に賛成者の発言を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず防災面から考えますと、山梨県は今、一本の高速道路しかございません。今から30年ぐらい前に中央道が土砂災害で半年ぐらいストップしたことがあります。皆さん、覚えていまずでしょうか。談合坂サービスエリアの少し先、東京寄りのところでございます。大量な土砂が高速を埋めてしまいました。今、6車線になっているところでございます。当時の物流は今の10分の1ぐらいかと思いますが、それでも山梨は陸の孤島といわれ、半年もの間、山梨県経済はずたずた、30年前でそうですから、今、起きたならもっと大変なことになります。東京へ行くのに10時間近くかかって行くわけですから、日帰りなど当然できません。つくづく高速一本では、非常に危ないなと思ったところでございます。

中部横断自動車道は南北に1本できるわけですから、そうしますと4カ所の出入り口になります。仮に1本、災害があったとしても、あと3カ所で物流することができます。これは非常に重要な問題でございます。

東日本大震災のあとボランティアに行きましたが、仙台から石巻に行く途中、高速道路が海岸線から1キロあたりのところを沿って走っています。海側は津波で壊滅状態、それに引き換え山側はなんともありませんでした。高速道路が津波を防いだわけです。緊急時の輸送路として、救助・救援活動の道路として、その存在感は誠に大きいものでありました。

最近の高速道路は、震度7ぐらいまで耐えるように造ってあるそうです。四国のある地域では地震が起きたら高速道路へ逃げろとして、避難訓練をしているそうでございます。佐久までの国道は道幅も狭く、国道の改良では災害に対して限界があります。また、救急医療にしても名病院として有名な佐久総合病院も30分圏内で、救急医療の1つとして、その選択肢が広がります。救急病院が増えることは市民にとって最大の喜びで、文字通り命の道となります。安全・安心を与える医療体制は、高速道路抜きには語れません。

また、観光面でも日本一の避暑地の軽井沢と結ばれることは、中央道経由で軽井沢に向かうセレブたちも当然増えます。北杜市は軽井沢にない、素晴らしいところでございます。軽井沢は少しじめっとしていますが、北杜市はからっとした素晴らしいところです。北杜市のよさを認識してもらい、北杜市に立ち寄ってもらえるよう観光業者も努力すれば、素晴らしい結果がついてくると思います。

また日本海の直江津港、新潟港と結ぶことによりロシア、中国への輸出入ができ、また清水港への利用もできます。経済活動を活発にし、企業誘致も有利になります。それからただいま、佐久までは高速が延びてきております。また中央道から南は全線工事中ですので、残ったところは北杜・佐久穂町間だけとなりました。高速道路はつながってこそ威力を発揮するわけで、歯抜けの状態では価値が半減してしまいます。環境に配慮することは当然ですが、それよりも市民の命を守る、命の道はもっと大切と思いませんか。よって、本請願に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○5 番議員（野中真理子君）

原案に反対の立場で討論いたします。

日本の社会構造が変化し、ハード事業からソフト事業への転換、費用対効果を十分に考慮すべき環境保全、景観保護こそがかけがえのないものであるとの声が国の中で大きくなっております。北杜市でも中部横断自動車道の建設について、懸念の声が多く寄せられております。議会は民意の反映の場であり、市民の声を聞くことからはじまると私は思います。

どれだけの人がどのような考えを持っているかを実際に計ることは、大変に難しいことです。しかし、この中部横断自動車道に関しては2回にわたって大規模なアンケートが行われて、まさしく今、2回目のアンケート結果が集計されているところであります。その結果を待たずに、またその市民の声を議会が聞かずに、この請願を採択することに私は反対いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。

清水壽昌君。

○20 番議員（清水壽昌君）

私は、この請願に賛成の立場で討論をいたします。

工事にあたって環境への配慮、これは当然であります。われわれがしっかり要望することにより、それを実現させるべきであります。

先ほどストロー現象の話がございました。この高速道路、単なる通過道路にしないためには、われわれ地域の人間が、また地域が魅力あるまちづくりをすることにより、おおぜいの皆さんに、また企業活動に貢献させると。このように道路をわれわれが使うべきであります。ないものは使えません。

先ほども賛成討論の中でありました。災害時にどのような役目をするのか。なければ使えないのであります。この必要性をしっかり認識して、安全な、また環境に配慮した高速道路にしていくということを懸念しながら、この請願に賛成をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

この請願は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を4時25分といたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時26分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

この請願は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第50 請願第6号 全員協議会の公開を求める請願および日程第51 請願第7号 議会報告及び市民との意見交換会の実施を求める請願の2件を一括議題といたします。

本件につきましては議会運営委員会に付託しておりますので、議会運営委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

議会運営委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○議会運営委員長（千野秀一君）

平成24年3月16日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会議会運営委員会委員長 千野秀一

北杜市議会議会運営委員会委員長報告書

議会運営委員会では、平成23年第4回北杜市議会定例会で、本委員会に付託され継続審査となった事件の審査を3月12日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第6号 全員協議会の公開を求める請願

請願第7号 議会報告及び市民との意見交換会の実施を求める請願

以上、2件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず請願第6号 全員協議会の公開を求める請願についてであります。

紹介議員の出席のもと、質疑を行い慎重な審査を行いました。

審査では「全員協議会の位置づけをどのように捉え、どのようなメリットがあると考えているのか。また、議長の許可で傍聴は可能であるが請願者は公開、傍聴のどちらを求めているのか」との質疑に対し、「公開することで広く市民に会議の内容を知らしめることができ、市民の市政への参画を促す機会となる。また地方自治法の改正により、協議または調整を行うための場として会議規則に明文化され、法定の会議として位置づけられた。このことで公務災害等の対象になると同時に、会議を開示する必要性や責任があると解釈している。また、傍聴は議長の許可で可能であるが、これまで実現された例はない。傍聴は公開の一手段であり、請願者は傍聴をはじめ、議事録の開示などを含む公開を求めるものである」との答弁が紹介議員からなされた。

また「このたび、全議員の総意により（仮称）議会改革検討委員会が立ち上がったので、この請願の取り扱いについては、全員協議会に対する自治法上の解釈の相違と併せて検討委員会ですっかり議論すべきではないか」などの意見が出され、質疑の終結後「全員協議会を非公開にすることは地方自治法では問題ないとされており、会議の性格から公開することはそぐわない。また、議会として慎重に対処すべき事項である。市民からの声があることを承知の上、（仮称）議会改革検討委員会において十分議論する必要があるので、反対」「市民の負託に応え、市民参画の機会を形成し、議会としての権能を発揮するため、先進的な議会では自治法とは関わりなく、議会みずからの意志として全員協議会を公開している。本市議会も開かれた議会を求めていく以上は、先進的な議会を例に公開する必要があると考える。また、このことについては（仮称）議会改革検討委員会でのテーマにもなるので、賛成」との討論があり、起立採決の結果、起立少数により原案は不採択すべきものと決定いたしました。

次に請願第7号 議会報告会及び市民との意見交換会の実施を求める請願についてであります。

紹介議員の出席のもと、質疑を行い慎重な審査を行いました。

「議会が自発的に議会改革の中で議論して決めていくべきであるとするが、この請願がなければ議論できないことなのか。また、議会報告会と市民との意見交換会の開催の時期、回数をどのように考えているのか」との質疑に対し、「本来、市民から言われる前に議論すべき問題である。今後、（仮称）議会改革検討委員会において議会改革の話し合いがなされると思うが、この請願を契機に十分な議論をしていかなければならない。また、請願者は定例会終了ごと毎回、年4回の開催を求めている」との答弁が紹介議員からなされた。

質疑の終結後「請願の趣旨と意図は強く理解する。しかし、将来にわたり継続可能なものとするためにも、（仮称）議会改革検討委員会において、しっかり議論して結論を出して進めるべきであるので、反対」「議会が市民の負託に応え、責任説明を果していくためにも、議会が独自に議会報告会や市民との意見交換会を開催することは必要なことであるので、賛成」「願意は賛同できるが、（仮称）議会改革検討委員会においてしっかり検討し、議会基本条例に市民への説明責任の義務を明文化して取り組んでいくべきである。今の段階では実行していくことは難しいと考えるので、反対」との討論があり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、議会運営委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって議会運営委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから請願第6号 全員協議会の公開を求める請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

委員長報告にある請願の不採択に反対の立場で討論をいたします。

全員協議会は議案や各種計画の説明、報告さらに質疑等も行われ、市政全般について充実した話し合いが行われる場であります。その場で行われるやりとりや説明の中で、私自身も意思決定をすることが多々あります。平成20年の自治法改正、またそれに続く北杜市の会議規則の改正で、この全員協議会も法的に明確に位置づけられる存在となりました。職員の方も私たち議員も公の立場で仕事をし、活動をしています。公の立場でなされることを公開することは当然のことと私は考えます。この意思決定に至る過程を公開し、市民の皆さんに明確に示すべきと考えます。

以上、請願を採択すべきであり、委員長報告には反対いたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

ただいま請願第6号 全員協議会の公開を求める請願、委員長報告は不採択でございますが、この請願の原案には反対の立場で討論をいたします。

まず会議の公開の原則について、申し上げます。

自治法第115条は、普通地方公共団体の議会の会議はこれを公開すると規定しております。ここでいう公開とは傍聴の自由、報道の自由および会議録の公表を意味いたします。この議会の会議とは本会議を示し、常任委員会、議会、運営委員会および特別委員会は含まれておりません。

また各委員会は議会における内部的審査機関であるため、会議公開の原則は適用されませんが、北杜市議会では委員会条例第19条において、議員ほか委員長の許可を得た者が傍聴することができるとしており、制限公開性をとっております。

請願事項であります全員協議会の公開につきましては、会議の性質上、全員協議会は公的な機関として認められているものではなく、各議会において議案の審査、または議会の運営に関し、協議または調整を行うため、必要に応じ設置する事実上の機関であるので、本会議における公開の原則、あるいは委員会条例に基づく公開の規定の適用はなく、本来は非公開が前提であります。しかしながら許可があれば、傍聴は不可能ではありません。

また仮に市民の多くの皆さまが貴重な時間を割いて、あらゆる議案の審議過程を直接聞く機

会、また知る機会を望むのであれば、全員協議会に付されています議案の委員会付託など検討する必要もあろうかと思いますが、この検討の段階では関係者との調整、また議事録作成など経費的な面など慎重に対応する必要があります。

以上のことから自治法で定める会議の公開に照らし併せ、安易に全員協議会を公開することは慎むべきであります。

以上の理由によりまして、請願第6号 全員協議会の公開を求める請願の採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

委員長報告不採択に反対の立場から討論を行います。

地方自治法では議会の構成や運営に関しては詳細な規定がありますが、議会の政策立案や市民の参加、市民との協働等に関する規定がほとんどないことから、自治基本条例で議会や情報公開などを積極的に規定していくことになります。今、全国的に一般的な市民は地方議会に対して何に不安を抱いているかとの調査で、第1に議会活動が住民に伝わらないとの答えが過半数でありました。これは議会の根本的な姿勢に関する批判であります。市民を主権者とみなして議会活動をすべて公開し、みずからの活動について市民に理解ができるように絶えず報告し、その評価・意見に耳を傾ける議会運営になっていないという指摘だと考えます。

第2の不満は、行政へのチェック機能を果たしていないというものであります。今議会に提出された全員協議会の公開を求める請願は北杜市民からの請願であり、一般的な市民が抱えている不満を早期に解決していくため、北杜市議会として必要事項を整備し、公開していくことが重要と考え、請願の採択を求めるものであります。

よって、委員長報告不採択に反対の立場から討論を行います。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

請願第6号 全員協議会の公開を求める請願の原案に反対の立場で討論をいたします。

市民の負託を受け、市民の声を、市民が参画をする議会、これを皆さんが求めていることは当然のことです。しかし私たちは市民の代表として、この場に立ち市民の声を聞き、市民の立場を考え、常にその市民の心を開くように心がけている議員の活動であります。

そういう中で全員協議会を公開するということは、私たち議員が議員の中でどのような方法で、これを公開していくのか。しっかりとした議論の中で決定していくものであると考えます。そういう中で（仮称）議会改革検討委員会を全員賛成の中で立ち上げました。その中で十分議論をし、何を必要とし、どのような方法でやっていくのか、基本的な面からしっかりとした理念に立って決定していくものと考えています。一つひとつを細かくやっていくんでは、改革中の基本理念を蝕むような形になっていきます。そういう中で、私はしっかりとした議員全員の議論の中で、検討委員会が出されたものをしっかりとした形の中で決定したのち、公開を必

要とするならば、していくという方法をとるべきと考えます。

議員の議論もまだされていない中で、全員協議会の公開をするということは、いかがなものかと考えています。私は議会の中でしっかりと議員同士が話し合った末の結論を出すべきと考えておりますので、この請願第6号に対して反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

請願第6号 全員協議会の公開を求める請願について、委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

平成20年の地方自治法の改正に伴い、北杜市議会会議規則第149条、別表に協議または調整を図る場として、全員協議会が明確に位置づけがされました。全国の市議会においても、全員協議会を原則として公開する市議会が増えています。

先般、私たちが視察研修をしました福島県会津若松市議会におきましては、全員協議会に関する規定を設け、公開を原則とする先進的な取り組みを行っていました。公開に支障がある場合には、会議に諮って非公開とすることができるとしています。開かれた議会運営の実現に向けて、情報の公開は民主主義の基本原則であり、全員協議会の公開は議会として市民に説明責任を果たすために必要不可欠なものであると考えます。

以上の理由により、委員長報告に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかにないですか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は、この請願の採択に反対の立場で討論をいたします。

議員は当然、市民の意見を代弁する立場にございます。一つひとつ市民の請願を受けて、それに対処していくというものではありません。この案件は、この請願は議会の独自の問題であります。われわれがわれわれの考えで、市民が何を考えているのかということをしっかりふまえた上で対処していかなければならない問題であります。

請願をされたから、されないからという問題ではありません。先ほどから、この請願に反対の立場で言っている人たち、また委員長の報告の中にもございました、議会改革の特別委員会も立ち上がっております。全体で議論していく、協議していく問題であります。請願をされたからするという問題ではありません。みずからの責任で対処していくという立場で、この請願には反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、請願第6号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

起立少数です。

したがって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に請願第7号 議会報告及び市民との意見交換会の実施を求める請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

請願第7号に、採択に反対の立場で討論をいたします。

本来、市民から言われる前に議員みずからが提案し行すべきもので、議会でも昨年より本請願も含めて協議中であります。会津若松へも研修に行ってきました。そして今定例会中に（仮称）議会改革検討委員会が立ち上がりました。議会改革の全体を見据えながら、委員会の中でしっかり議論し、木を見て森を見ないような議論はやめるべきと考えます。しかも議会内で協議中の案件であるにもかかわらず、このような請願が出されることは、非常に残念であります。まして合議することを無視するような多数決になんの意味があるのか、理解に苦しみます。

よって、採択に反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

請願第7号 議会報告及び市民との意見交換会の実施を求める請願について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

請願事項にありますように、定例会終了ごとに市民に向けた議会報告および市民との意見交換会を実施することです。二代表制の一方の議事機関で、住民の代表である私たち議会議員は市民と互いに情報を共有するとともに、市民の多くの意見を把握する場を設けることが必要であると考えます。そして、市民の意見が政策に反映されるよう努力することが求められています。

一方の執行機関の首長が住民と向かい合い、市政報告会をしているのが現実であります。二代表制のもとでは、執行と議事機関は本来なら対等であるべきと考えます。

よって、議会独自の報告会、意見交換会を行うべきと考え、賛成の討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

請願第7号 議会報告会及び市民との意見交換会の実施を求める請願について、反対の立場で討論をいたします。

この議会報告会、これをするか、しないかは私たち議員がしっかり議論の中で決めることで

す。市民の声を聞く、市民の意見を行政に反映させる、これは私たち、先ほども言いましたが常に心がけ、やらなければならないことです。意見交換会がなければ市民の声が聞けない、これは極論になると私は考えます。常に私たちは皆さんの声を聞き、皆さんとともに歩み、皆さんのために努力することが議員として当たり前と考えております。

それから先ほども言いました、(仮称)議会改革検討委員会を全員賛成の中で立ち上げました。その中で改革の基本理念をしっかりと決めた中で、北杜市の議会が末永く1つの、議員が変わったあとでも、しっかりとの方針のもとに運営ができることを目的とすべきとされています。

しかも意見交換会は議会の考えのもとに行うもので、一人ひとりの議員の考えで意見を述べるものではありません。そういう中で、しっかりと議員同士の基本理念を持った意見交換会でなければ、長続きしなくなってしまう。そういう意味で、私たち議員は請願がなければ改革が進まない、このようなことがないように、私たち一人ひとりがしっかりと考えの中で改革を進めていくべきだと思います。そのような考えの中で、意見交換会も私たち議員の中で、しっかりと議論の中ですべきと考えます。

以上の考えの中で、この第7号の請願に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

請願第7号 議会報告及び意見交換会の実施を求める請願について、委員長報告は採択すべきものと決定いたしました。私は、賛成の立場で討論いたします。

請願者の趣旨説明にあるように、市民の負託を受けた私ども議員はどのような活動をしているのか市民は知る必要がありますし、また議員は説明する責任があると思います。われわれ会派市民フォーラムは年4回、8町を巡回して市民との意見交換を行っております。さまざまな貴重なご意見を頂戴して、議会活動に反映しております。議会と市民が情報を共有して、市民の多様な政策に反映して、よりよい北杜市の発展につなげるよう意見交換の場が必要であります。よって、採択に賛成であります。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、請願第7号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

この請願は、議会運営委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、請願第7号は議会運営委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第52 議案第17号 北杜市選挙公報発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは議案第17号 北杜市選挙公報の発行に関する条例の制定についてでございます。

概要書をお開きください。

まず趣旨でございますが、公職選挙法第172条の2の規定に基づきまして、候補者の政権を広く選挙人に伝え、投票における判断材料を提供することを目的といたしまして、市議会議員、ならびに市長の選挙においての選挙公報を発行するため条例を制定するものでございます。

制定の内容であります。選挙公報の発行に伴いまして配布、掲載の手続き等々につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

議案書をお開きください。条文でございますが、2ページ、3ページをお開きください。

第1条から第7条までで構成をしてございます。

第1条につきましては、先ほど申し上げましたが趣旨でございます。

第2条以降が概要であります。第3条に掲載できる内容、それから第4条に発行の手続き、それから第5条で公報の配布等を謳っております。

なお、この条例の施行予定日は平成24年4月1日でございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第17号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第53 議案第18号 北杜市デマンドバス実証運行条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第18号 北杜市デマンドバス実証運行条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をご覧いただきたいと思います。

趣旨でありますけれども、日中に走行する市民バスの利用者が少ないことから経費の縮減と利用効率を高める取り組みとして、平成21年度から東京大学が開発したデマンドバスシステムを活用し、本年度までの3年間で北杜市地域公共交通活性化協議会において、デマンドバス実証運行を行ってまいりました。しかしながら利便性を高めたはずであるにも関わらず、乗り合い率や費用対効果が低いことから、平成24年度においては市が単独でさらに検証を行うために、新たに条例を制定するものでございます。

制定の内容としては運行区域、運行制限、使用料等を規定するものでございます。

ページの2をお開きください。

条例の内容でありますけれども、第2条、運行等の委託につきましては、道路運送法第4条による一般乗り合い旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者へ委託するものといたします。国土交通大臣の許可を得た業者に委託ということでございます。

第5条、予約センターですけれども、新たに市が設置・運営することとなり、日曜日および1月1日はこれまでの実績で予約件数が極めて低いため、休業といたすものでございます。

第6条、運行区域は規則で定めるとし、4エリア8路線で運行をいたします。

第8条、運行日および運行制限ですけれども、日曜日・祝日は運休といたします。また気象状況などにより、やむを得ないと判断した場合には運休といたします。

第9条、使用料の納付につきましては、1回乗車ごとに300円といたしました。

第10条、使用料の減免につきましては、これまでどおり子ども、障害者、高齢者は半額の扱いとなります。

第11条では使用料の還付、第12条では利用者の遵守事項、第13条では利用者に対する市の責任、第14条では利用者の損害賠償などを規定しております。

附則といたしましては、この条例は平成24年4月1日から施行するということでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第18号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第54 議案第19号 北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

それでは議案第19号 北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について、ご説明いたします。

まず趣旨でありますけれども、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法第105号)、いわゆる第2次地域主権一括法によりまして、平成24年4月1日から墓地、埋葬等に関する法律の一部が改正されることに伴いまして、北杜市墓地、埋葬等に関する法律施行条例を制定するものであります。

制定の内容でありますけれども、これまで県において行われておりました墓地、納骨堂および火葬場の県営の許可の取り消し、その他の監督権限が墓地の規模にかかわらず、すべて市に権限移譲されることから許可申請、許可基準等、必要な事項を定めるものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

条例ですけれども、1条から11条の構成になっております。

まず第1条で、先ほど申しました趣旨が示されております。

第2条では県営の許可申請が定められており、第3条、第4条において、その許可申請の変更、開始が定められております。

めくっていただきまして、第5条には墓地、または火葬場の設置場所の基準が定められておりまして、6条、7条、8条にその墓地の基準、納骨堂の基準、火葬場の基準がそれぞれ定められております。

第9条で工事の完成届、第10条で経営者が講じなければならない措置、第11条に規則への委任が定められております。

附則におきまして、施行期日が平成24年4月1日から施行するという。それと経過措置が定めてあります。

以上、ご審議の上ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第19号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第55 議案第20号 北杜市食と農の杜づくり条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

それでは議案第20号 北杜市食と農の杜づくり条例の制定について、説明をさせていただきます。

きます。

概要書をご覧ください。

制定の趣旨でございますが、食育基本法に基づきまして、市、市民、教育関係者等、生産者等、事業者等の協働のもと市民一人ひとりが将来にわたって健康に暮らし、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する、豊かで住みよいまちづくりを実現するために条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、食育等を推進するため基本理念、市の責務、市民等の役割、基本的施策と必要な事項を定めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

前文を含めまして、17条、それに附則を加えた構成になっております。

まず前文でございますが、本市の自然の豊かさ、食育が必要とされている時代背景、そして農業の大切さ等に触れまして、この条例を制定する趣旨を謳っております。

第1条で目的を定めてございます。

めくっていただきまして、第2条は用語の定義でございます。

第3条、基本理念を7項目、定めてございます。これはのちに10条から16条で具体的な記述をしておりますので、割愛させていただきます。

第4条から8条におきまして、市の責務等、市民の役割、めくっていただきまして5ページになりますが、第6条、第7条、第8条、それぞれ教育関係者等の役割を謳ってございます。

そして第9条で、施策の推進にあたり市は基本計画を策定するものということを謳ってございます。

そして第10条から16条でございますが、先ほど第3条で申し上げました基本理念の7項目がそれぞれ市が講ずべき施策として具体的に列挙してございます。

7ページをご覧くださいと思います。

最終、第17条は委任規定でございます。

附則によりまして、この条例は4月1日から施行すると、こういう構成になっております。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第20号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第56 議案第41号 北杜市土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第41号 北杜市土地開発基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

趣旨としては当面、土地開発基金を利用した公共用地の先行取得を行う見込みがないとの判断から、北杜市土地開発基金条例を廃止するものでございます。

廃止の概要でありますけれども、土地開発基金につきましては、昭和40年代の高度成長期に公共用地を先行取得しておくことによって、公共施設の建設における事業費の抑制や計画的な公共事業の執行を行うことを目的として設置されたものであります。

しかしながら、バブル経済の崩壊に端を発し、土地の価格が下落を続けている中で多くの公共施設を抱え、公共施設の整理統合や複合施設化を図っていくことが急務である本市といたしましては、すでに土地開発基金の役割を果たし得たものと考えております。

よって、今後においても土地開発基金を利用した公共用地の先行取得を行う見込みがないと判断し、平成24年3月31日をもって条例を廃止するものであります。

なお、この条例の廃止によりまして、北杜市土地開発基金条例に基づく基金に属していた現金および土地は、この条例の施行日において北杜市一般会計に属するものといたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員

会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第57 発議第1号 中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、小尾直知君から提案理由の説明を求めます。

14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

発議第1号

平成24年3月16日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 小尾直知

賛成者

北杜市議会議員 中山宏樹

// 坂本 静

// 千野秀一

// 清水壽昌

中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提案理由

中部日本横断自動車道は広域的防災体制の強化に寄与し、災害発生時の緊急輸送路としての役割を担うものであるとともに沿線地域の産業、経済、観光、文化等、さまざまな分野の活性化に大きく貢献するものと期待することから、その整備促進を図るため、この案を提出するものである。

中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書（案）

中部日本横断自動車道の北杜市から佐久穂町間 3 4 キロにつきましては、いまだ基本計画区間から整備計画区間への格上げが実現されず、先行き不透明な状況が続いております。

昨年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災では、鉄道および一般国道等が機能しない状況の中で、高速道路が国や関係機関の広域のかつ機動的な対応により早期に開通し、命の道として絶大な効果を発揮し、緊急輸送の基軸となったことは記憶に新しいところです。この震災を教訓として、改めて災害に強い国土づくり、特に地方と都市を結ぶネットワークの強化の必要性が認識されたところです。

中部日本横断自動車道は広域的防災体制の強化に寄与し、緊急輸送路としての役割を担うものであることから、東海地震等による重大な災害の発生が危惧される北杜市においても、防災、住民の安全・安心に不可欠な、命をつなぐ道として重要な役割を果たすものであります。

また、中部日本横断自動車道の実現は東名、新東名、中央、関越、北陸の 5 つの高速道路を有機的に連結するもので、臨海工業地帯と内陸工業地帯との緊密な連携、物流体系の再編、交流圏の拡大、広域的観光ゾーンの形成などを促進し、沿線地域の産業・経済・観光・文化等に大きな活力を与えるものであります。

この道路整備は新たな人の流れと物流を創出するものであり、中央自動車道との連結点となる北杜市においても観光および商工をはじめ、さまざまな分野の活性化に大きく貢献するものと期待を寄せているところです。

つきましては、中部日本横断自動車道の整備促進に向け、次の事項の実現を強く求めます。

記

1. 基本計画区間（北杜市から佐久穂町間）の整備計画区間への格上げを早期に実現すること。
2. 静岡、山梨、長野、新潟の 4 県を結ぶ中部日本横断自動車道の全線完成を早期に実現すること。
3. 環境保全、景観保護に十分配慮した道路整備を実現すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 4 年 3 月 1 6 日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

国土交通大臣 前田武志殿

財 務 大 臣 安住 淳殿

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、発議第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第58 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市小淵沢町1120番地、加藤明子、昭和25年8月22日生まれにつきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第59 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおりの2人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました2人を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第60 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

2月28日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊 藤 精 二
議 会 書 記	山 内 一 寿